

富山市中心市街地活性化基本計画

令和4年4月

令和4年3月24日認定

令和6年3月7日変更

令和7年3月5日変更

富山県富山市

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
〔1〕 富山市の概況	1
〔2〕 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	3
〔3〕 地域住民のニーズ等の把握・分析	2 7
〔4〕 これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証	4 0
〔5〕 中心市街地活性化の課題	5 1
〔6〕 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	5 9
2. 中心市街地の位置及び区域	6 5
〔1〕 位置	6 5
〔2〕 区域	6 6
〔3〕 中心市街地の要件に適合していることの説明	6 7
3. 中心市街地の活性化の目標	7 4
〔1〕 中心市街地活性化の目標	7 4
〔2〕 計画期間の考え方	7 8
〔3〕 目標指標の設定の考え方	7 8
〔4〕 具体的な数値目標の考え方	7 9
〔5〕 フォローアップの方針	9 7
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	1 0 0
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	1 1 1
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業 等に関する事項	1 1 9
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活 性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	1 2 3
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	1 3 1
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	1 4 9
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	1 5 0
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	1 5 0
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	1 5 7
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	1 6 6
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	1 6 8
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	1 6 8
〔2〕 都市計画手法の活用	1 6 9
〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	1 7 0
〔4〕 都市機能の集積のための事業等	1 7 5
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	1 7 6
〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	1 7 6
〔2〕 都市計画等との調和	1 7 7
〔3〕 その他の事項	1 7 9
12. 認定基準に適合していることの説明	1 8 2

- 基本計画の名称：富山市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：富山県富山市
- 計画期間：令和４年４月から令和９年３月まで（５年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 富山市の概況

(1) 位置、地勢

本市は、富山県のほぼ中央から南東部分までを占め、北には富山湾、東には雄大な立山連峰、西には呉羽丘陵が連なり、南には豊かな田園風景や森林が広がっている。

市域は、東西約 60km、南北約 44km で面積は 1,241.77 km² と県内最大であり、富山県の約 3 割を占める。

地形は、市内に神通川や常願寺川など大小の河川が幾筋も流れるとともに、海拔 0 m（富山湾）から 2,986m（水晶岳）までの多様な地形を有しており、河川の上流・水源地域から下流までが一体となった都市である。



(2) 富山市の沿革

富山市は明治以降、県庁所在地として、また北陸初の水力発電所が建設されるなど、豊かな電力を基盤とした工業のまちとして順調な発展を遂げ、戦後は、都市基盤の整備や産業経済の進展により日本海側有数の商工業都市として発展してきた。

平成 8 年には旧富山市は中核市に指定され、平成 17 年 4 月に 7 市町村が合併して現在の「富山市」が誕生して以降、少子高齢化や人口減少などに対応できるよう、将来にわたって持続可能な「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を政策の基本に据え、市内電車の環状線化など公共交通の利便性向上や賑わい創出拠点の整備、まちなか居住の推進など、中心市街地の活性化や環境負荷の低減といった様々な施策に取り組んできた。

こうした取り組みにより、平成 19 年 2 月には「富山市中心市街地活性化基本計画」の第 1 号認定を受け、その他にも「環境モデル都市」や「環境未来都市」、「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、また、国際連合 SE4ALL から「エネルギー効率改善都市」、ロックフェラー財団からは「100 のレジリエント・シティ」にそれぞれ選定されるなど、国内外から高い評価を受けている。

今後は、5G や AI 等の先端技術を活用し、スマートシティの構築に向けた取り組みを進めることで、市民の生活の質の更なる向上を目指している。

(3) 中心市街地の沿革及び歴史・文化的な役割

富山市の中心市街地は、天文 12 年（1543 年）頃に築城した富山城に、江戸時代富山藩 10 万石が置かれたことで城下町として形成された。その後、明治期には浄土真宗本願寺派と大谷派の両院の別院建立が実現し、その別院前の総曲輪通り周辺に、仲見世、飲食店、土産物屋などが集まり、門前町として発展してきた。

戦後、戦災復興土地区画整理事業等により道路整備や区画整理が行われ、この地域が富山市の中心市街地として形成された。この中心市街地は、昭和 29 年に戦災からの復興のシンボルとして建設された模擬天守である富山城を中心に、城址公園などの都市公園や富山市役所、富山県庁などの官庁、地元百貨店を核とした商店街や飲食店、地元金融機関の本支店や証券会社などを始めとした事業所など、戦後から現在に至るまで様々な都市機能の集積が進んでいる。

富山城址は、中心市街地が城下町として形成されたことを示す貴重な歴史的資源である。富山城址公園内には、富山市郷土博物館のほか、富山市佐藤記念美術館や和風庭園が整備され、また、桜の名所である松川に面しており、市民の憩いの場となっている。

富山城址公園周辺には、富山国際会議場や富山市民プラザなどコンベンション施設が整備され、近接する中心商業地区には、富山市ガラス美術館と富山市図書館本館等の複合施設である TOYAMA キラリといった芸術・文化拠点がある。一方、富山駅の北側には、富山市芸術文化ホール（オーバード・ホール）、近隣の富岩運河環水公園では、富山の自然と富岩運河の歴史を活かした「富岩水上ライン」が運航されるなど、中心市街地における貴重な水辺空間の一つとなっている。

商業については、県内唯一の百貨店が位置する総曲輪通りや西町、中央通りからなる中心商店街があり、品揃えや商店数において質、量ともに県内一を誇っている。また、総曲輪通りには、平成 19 年 9 月にガラス屋根で覆われた全天候型の広場「グランドプラザ」を整備し、多種多様な催しが行われる賑わい拠点となっている。さらに、平成 28 年 6 月にはシネマコンプレックス等からなる「ユウタウン総曲輪」が完成し、約 10 年ぶりにまちなかに映画館が復活するなど、新たな集客施設として賑わいを見せている。

公共交通については、平成 18 年 4 月に全国初の本格 LRT である富山ライトレール、平成 21 年 12 月には富山市内電車環状線、平成 27 年 3 月に北陸新幹線が開業した。さらには、令和 2 年 3 月には在来線の高架化が完成したことにより、富山駅南北の路面電車が接続し、富山市北部から乗り換えせずに中心市街地を訪れることが可能になった。

富山駅は、県内外からの鉄軌道に加え、バス路線の発着地点でもあり、県都の交通結節点としての役割を担い、市民、県民の通勤・通学の日常生活の足のみならず、観光客の便益を提供する場所となっている。

また、本市では越中売薬の独特な商法で全国に知られ、配置薬の全国生産の約半分を占める「富山の薬」を活かした観光開発を進めているとともに、まちなかには寺社も多く、毎年 6 月に開催される日枝神社の山王祭りは、中心商業地区の平和通りを歩行者天国とし、2 日間で 20 数万人が訪れている。

[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

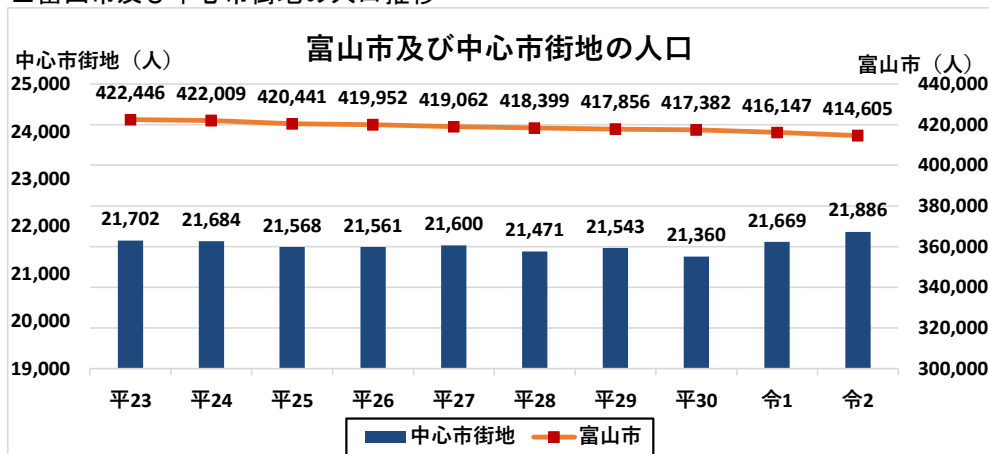
(1) 人口動態に関する動向

①富山市及び中心市街地の人口の状況

平成 29 年の富山市中心市街地活性化基本計画（前計画）以降の富山市の人口は減少傾向にあるが、中心市街地の人口は令和元年以降増加傾向にある。

富山市全体に占める中心市街地の人口割合（シェア率）は、令和 2 年で 5.3%と平成 29 年と比較して 0.1 ポイント上がっている。

■富山市及び中心市街地の人口推移



(資料：住民基本台帳、毎年 6 月末)

■富山市及び中心市街地の人口の比較

	平成 29 年	令和 2 年	増減
a. 富山市	417,856 人	414,605 人	▲0.8%
b. 中心市街地	21,543 人	21,886 人	1.6%
c. シェア率 (b/a)	5.2%	5.3%	0.1 ポイント

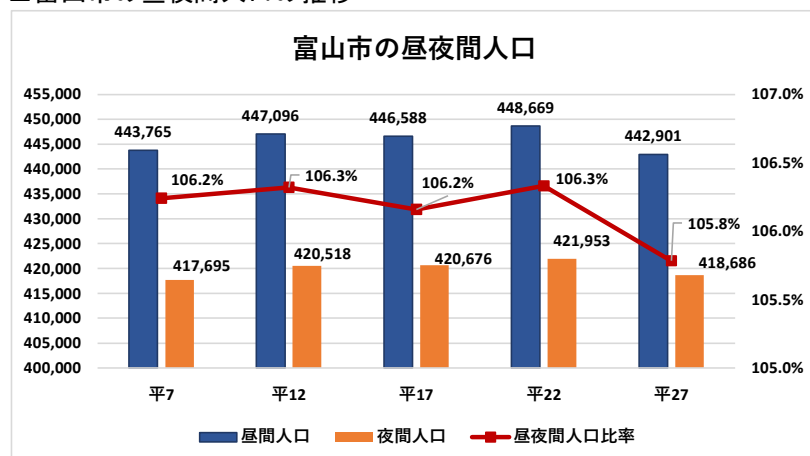
(資料：住民基本台帳、毎年 6 月末)

②富山市の昼夜間人口の状況

富山市の平成 27 年の昼間人口は 442,901 人、夜間人口 418,686 人で、昼夜間人口比率が 105.8%となっている。

昼夜間人口比率は平成 7 年から約 106%で推移しており、周辺都市の通勤・通学地の役割を担う富山市への流入傾向が見られる。

■富山市の昼夜間人口の推移

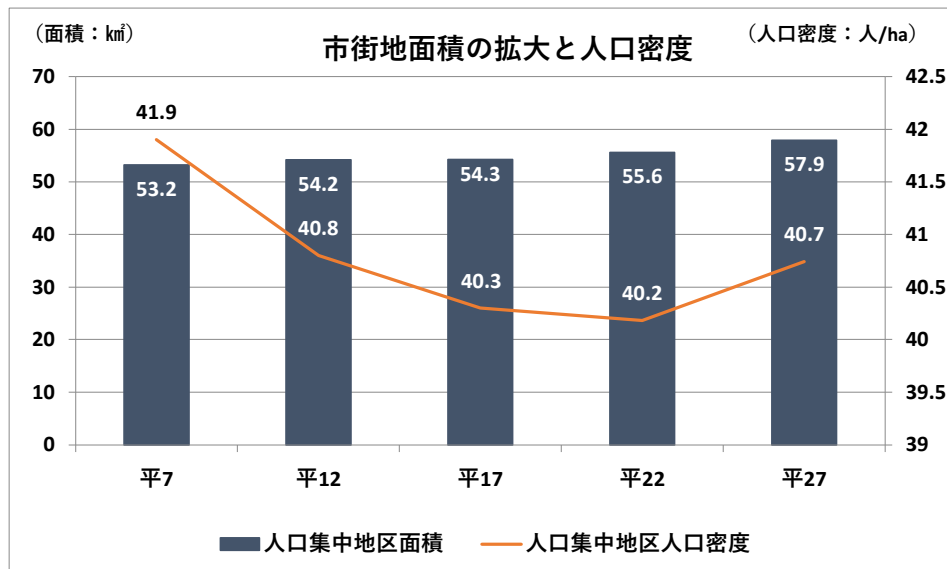


(資料：国勢調査)

③人口集中地区の面積、人口密度の状況

富山市の人口集中地区の面積の推移を見ると、平成7年から平成27年の過去20年間で約1割の増加となっている。一方、人口集中地区の人口密度は平成27年には増加に転じ、40.7人/haとなっている。

■市街地面積と人口密度の推移



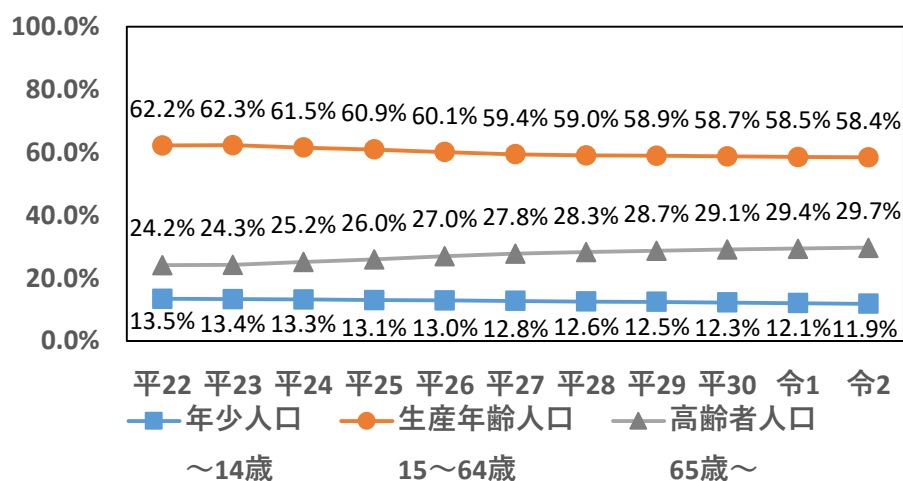
(資料：国勢調査)

④富山市及び中心市街地の年齢3区分別人口分布

富山市及び中心市街地の年齢3区分別人口の構成割合を見ると、市全体に比べて、中心市街地の年少人口の割合が小さく、高齢者人口の割合が大きい。

中心市街地の平成22年から令和2年までの10年間の年齢3区分別人口の構成割合の推移を見ると、高齢者人口の割合は2.3%の増加となり、中心市街地の人口の3割を超え、年少人口の割合は0.3%増加し10.3%になっている。一方、生産年齢人口の割合は2.5%の減少となり、中心市街地の人口の6割を下回っている。

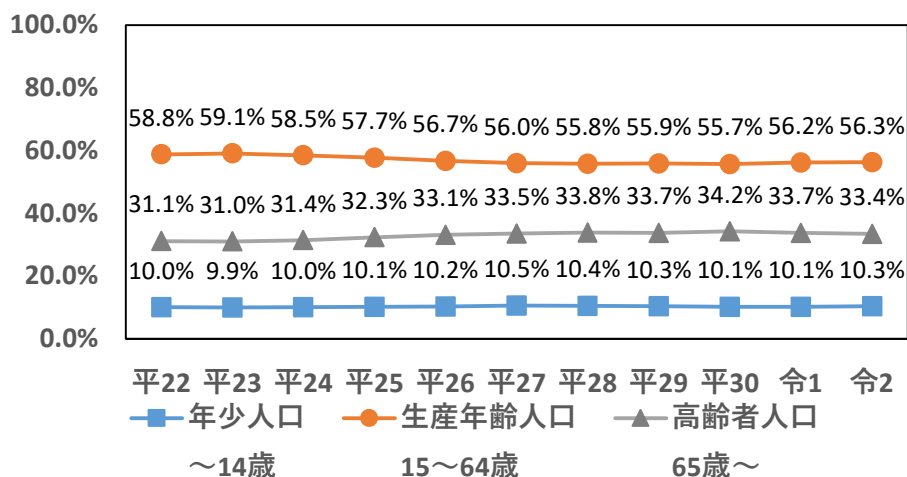
■富山市の年齢3区分別人口の構成割合の推移



(資料：住民基本台帳、毎年6月末)

注) 平成24年以降は外国人を含む人口

■ 中心市街地の年齢 3 区分別人口の構成割合の推移



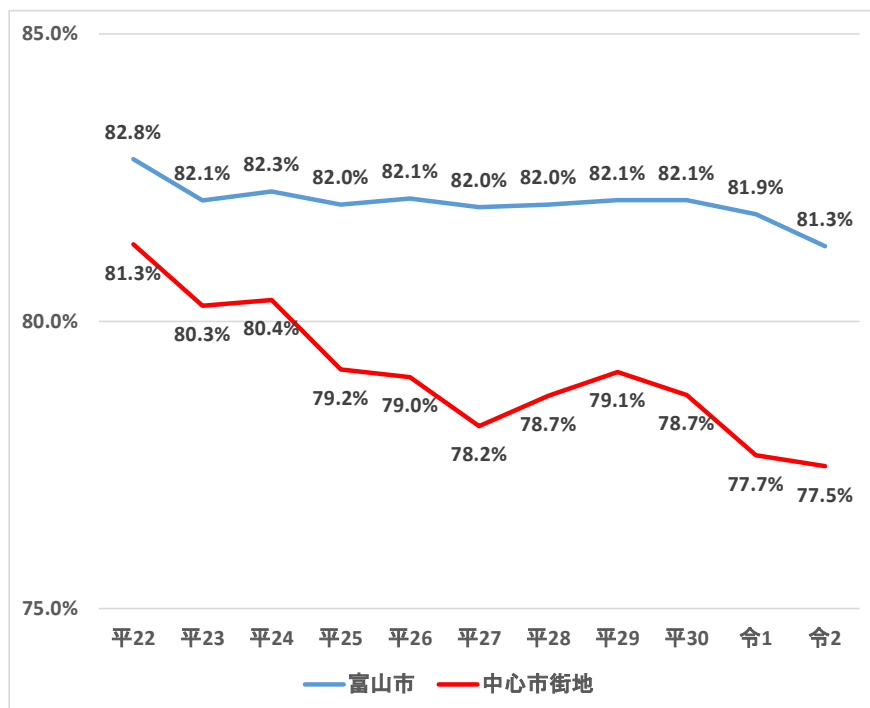
(資料：住民基本台帳、毎年 6 月末)

注) 平成 24 年以降は外国人を含む人口

⑤ 中心市街地の健康な高齢者の状況

富山市の「健康な高齢者の割合（65 歳以上の高齢者で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人の割合）」は、令和 2 年に 81.3%と、平成 22 年からの 10 年間で 1.5 ポイント減少している。一方、中心市街地では、令和 2 年に 77.5%と、平成 22 年からの 10 年間で約 4 ポイント減少しており、市全体と比べ減少スピードが速い。

■ 富山市及び中心市街地の健康な高齢者の割合の推移



(資料：富山市調べ)

■富山市及び中心市街地の健康な高齢者の状況

	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令1	令2
富山市											
高齢者人口	102,554	102,776	106,588	110,623	114,497	117,584	119,832	121,368	123,168	122,176	122,161
健康な高齢者人口	84,938	84,385	87,683	90,750	94,044	96,403	98,299	99,656	101,131	100,022	99,326
要介護・要支援認定者人口	17,616	18,391	18,905	19,873	20,453	21,181	21,533	21,712	22,037	22,154	22,835
健康な高齢者の割合	82.8%	82.1%	82.3%	82.0%	82.1%	82.0%	82.0%	82.1%	82.1%	81.9%	81.3%
中心市街地											
高齢者人口	6,893	6,827	6,920	7,050	7,234	7,332	7,354	7,365	7,406	7,299	7,295
健康な高齢者人口	5,607	5,480	5,562	5,581	5,717	5,732	5,788	5,827	5,830	5,669	5,652
要介護・要支援認定者人口	1,286	1,347	1,358	1,469	1,517	1,600	1,566	1,538	1,576	1,630	1,643
健康な高齢者の割合	81.3%	80.3%	80.4%	79.2%	79.0%	78.2%	78.7%	79.1%	78.7%	77.7%	77.5%

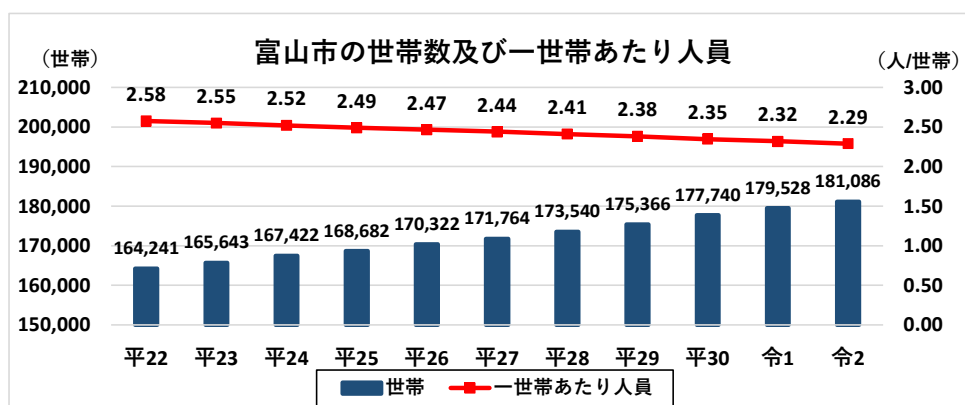
(資料：富山市調べ)

⑥富山市及び中心市街地の世帯数及び一世帯あたり人員の状況

富山市及び中心市街地の世帯数は共に増加傾向にあるが、富山市全体に占める中心市街地の世帯数の割合（シェア率）は、令和2年で6.14%と平成29年と比較して0.1ポイント上がっている。

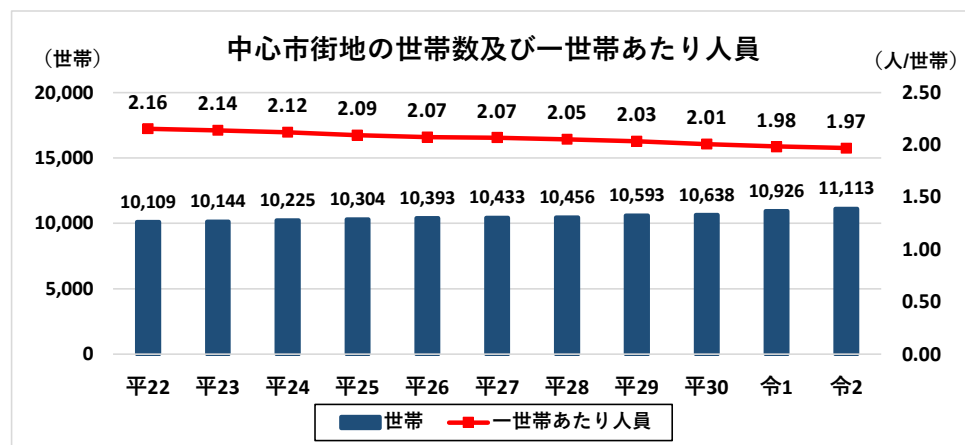
一世帯あたり人員は富山市、中心市街地ともに減少傾向にあるが、中心市街地は富山市全体と比較して、平成29年では0.35人、令和2年では0.32人少なく、その差は狭まっている。

■富山市の世帯数及び一世帯あたり人員の推移



(資料：住民基本台帳、毎年6月末)

■中心市街地の世帯数及び一世帯あたり人員の推移



(資料：住民基本台帳、毎年6月末)

■富山市及び中心市街地の世帯数及び一世帯あたり人員の比較

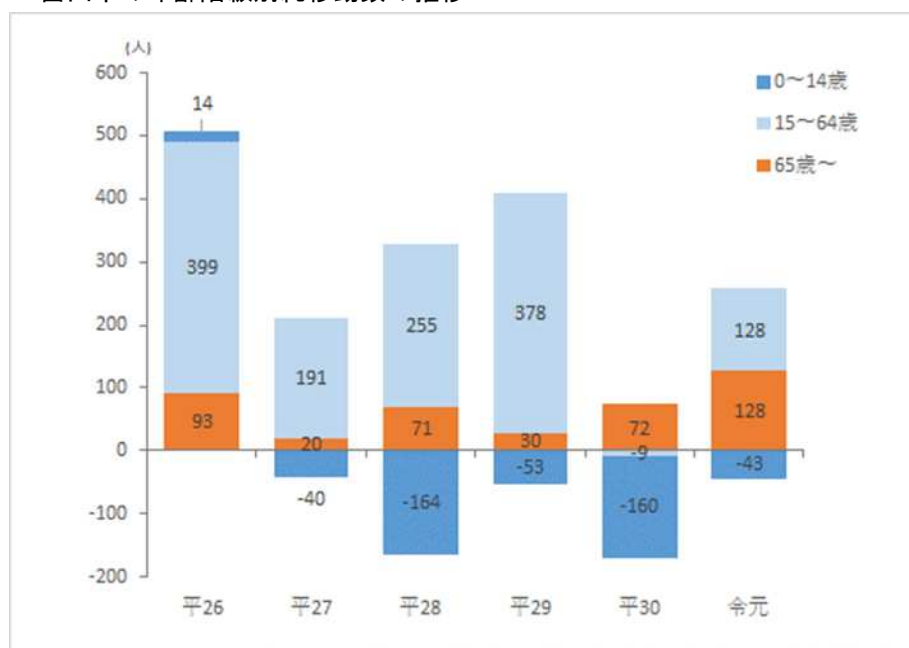
		平成 29 年	令和 2 年	増減
世帯数	a. 富山市	175,366 世帯	181,086 世帯	+3.3%
	b. 中心市街地	10,593 世帯	11,113 世帯	+4.9%
	c. シェア率(b/a)	6.04%	6.14%	0.1 ポイント
世帯人員	d. 富山市	2.38 人/世帯	2.29 人/世帯	▲3.9%
	e. 中心市街地	2.03 人/世帯	1.97 人/世帯	▲3.2%

(資料：住民基本台帳、毎年 6 月末)

⑦富山市の年齢階級別純移動数の状況

富山市の年齢階級別純移動数（年齢別社会増減数）の推移を見ると、平成 30 年を除き社会増にあり、15 歳から 64 歳の生産年齢人口にあたる層が毎年 100 人台から 300 人台の転入超過となっている。

■富山市の年齢階級別純移動数の推移



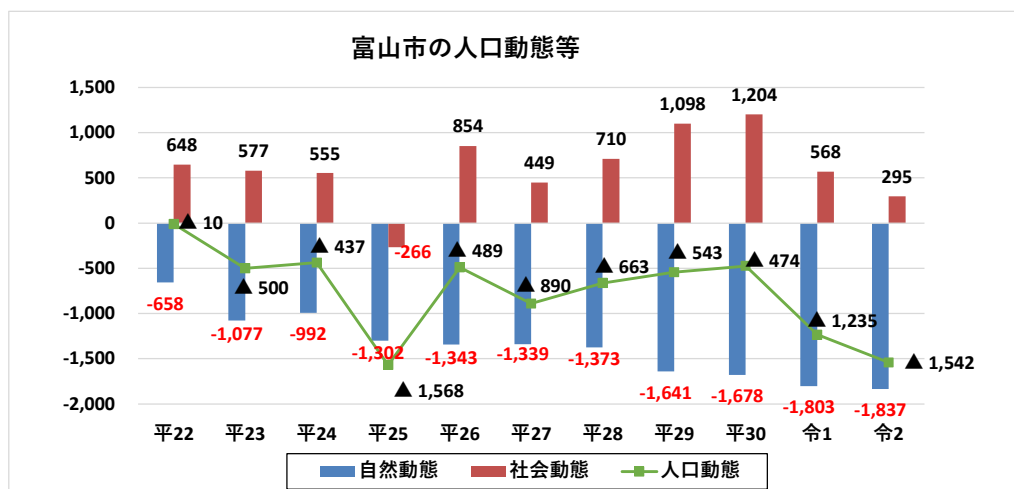
(資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」
地域経済分析システム (RESAS))

⑧富山市及び中心市街地の人口動態等の状況

富山市の人口動態を見ると、自然動態は死亡者数が出生数を上回る自然減が増える傾向にある。社会動態は平成 25 年を除き転入超過を維持しているが、自然減が社会増を上回っており、人口減が続いている。

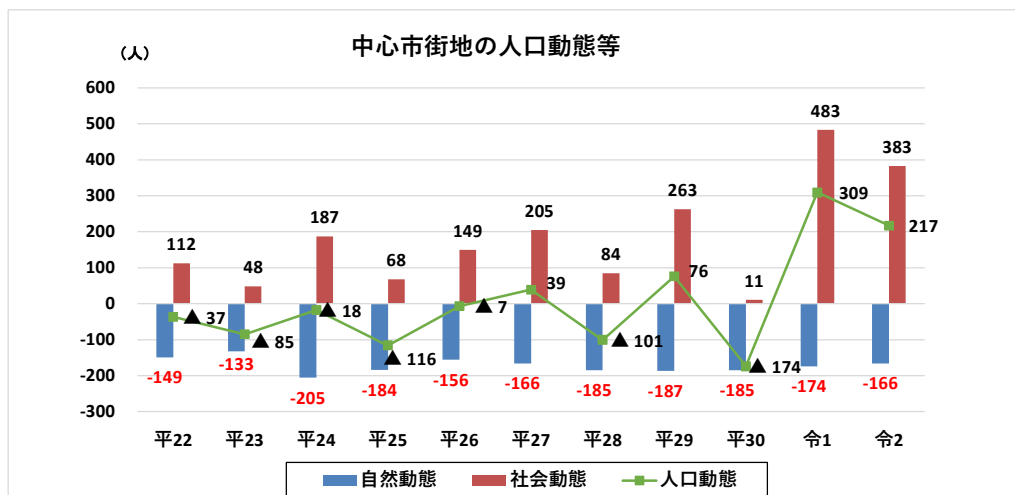
中心市街地の人口動態を見ると、自然動態は死亡数が出生数を上回る自然減が続くものの、社会動態は転入超過を維持している。平成 27 年以降、社会増が自然減を上回り人口増となる年が見られ、令和元年は 309 人、令和 2 年は 217 人の人口増となった。

■富山市の人口動態等の推移



(資料：住民基本台帳、毎年 6 月末)

■中心市街地の人口動態等の推移



(資料：住民基本台帳、毎年 6 月末)

■富山市の人口動態等の状況

	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令1	令2
①人口	422,946	422,446	422,009	420,441	419,952	419,062	418,399	417,856	417,382	416,147	414,605
②増減		▲ 500	▲ 437	▲ 1,568	▲ 489	▲ 890	▲ 663	▲ 543	▲ 474	▲ 1,235	▲ 1,542
		H22-23	H23-24	H24-25	H25-26	H26-27	H27-28	H28-29	H29-30	H30-R1	R1-2
③出生		3,202	3,254	3,079	3,105	3,114	3,116	3,047	2,926	2,847	2,756
④死亡		4,279	4,246	4,381	4,448	4,453	4,489	4,688	4,604	4,650	4,593
⑤自然動態 (③-④)		▲ 1,077	▲ 992	▲ 1,302	▲ 1,343	▲ 1,339	▲ 1,373	▲ 1,641	▲ 1,678	▲ 1,803	▲ 1,837
⑥市外転入		10,308	10,446	9,842	10,367	10,021	10,443	10,954	11,020	11,401	10,474
⑦市外転出		9,731	9,891	10,108	9,513	9,572	9,733	9,856	9,816	10,833	10,179
⑧社会動態 (⑥-⑦)		577	555	▲ 266	854	449	710	1,098	1,204	568	295
⑨人口動態 (⑤+⑧)		▲ 500	▲ 437	▲ 1,568	▲ 489	▲ 890	▲ 663	▲ 543	▲ 474	▲ 1,235	▲ 1,542

(資料：住民基本台帳、毎年6月末)

■中心市街地の人口動態等の状況

	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令1	令2
①人口	21,787	21,702	21,684	21,568	21,561	21,600	21,471	21,543	21,360	21,669	21,886
②増減		▲ 85	▲ 18	▲ 116	▲ 7	39	▲ 129	72	▲ 183	309	217
		H22-23	H23-24	H24-25	H25-26	H26-27	H27-28	H28-29	H29-30	H30-R1	R1-2
③出生		135	122	116	130	126	136	129	118	116	157
④死亡		268	327	300	286	292	321	316	303	290	323
⑤自然動態 (③-④)		▲ 133	▲ 205	▲ 184	▲ 156	▲ 166	▲ 185	▲ 187	▲ 185	▲ 174	▲ 166
⑥市外転入		846	911	835	869	927	880	934	819	1,010	941
⑦市外転出		810	819	837	788	801	839	802	783	795	770
⑧市内転入		565	635	571	593	631	546	609	464	741	623
⑨市内転出		553	540	501	525	552	503	478	489	473	411
⑩転入計 (⑥+⑧)		1,411	1,546	1,406	1,462	1,558	1,426	1,543	1,283	1,751	1,564
⑪転出計 (⑦+⑨)		1,363	1,359	1,338	1,313	1,353	1,342	1,280	1,272	1,268	1,181
⑫社会動態 (⑩-⑪)		48	187	68	149	205	84	263	11	483	383
⑬人口動態 (⑤+⑫)		▲ 85	▲ 18	▲ 116	▲ 7	39	▲ 101	76	▲ 174	309	217

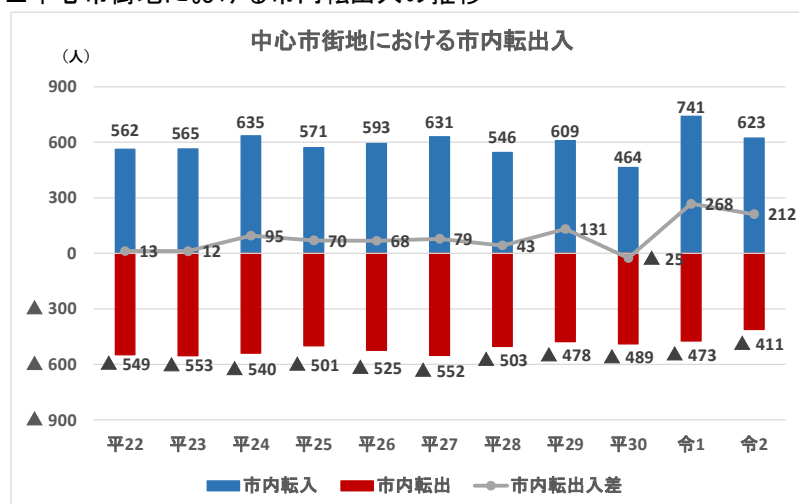
(資料：住民基本台帳、毎年6月末)

⑨中心市街地の転出入の状況

中心市街地の社会動態は転入超過を維持しており、その詳細を見ると、市内から中心市街地への転出入差は令和元年以降、200人を超える転入超過となっている。

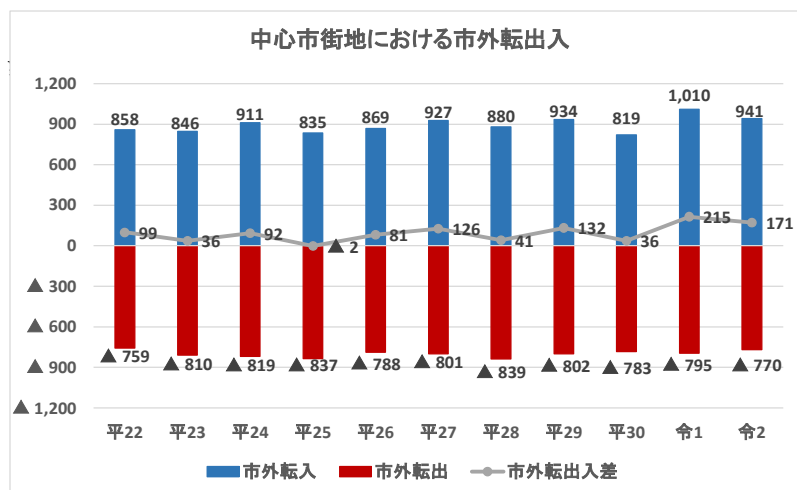
また、市外から中心市街地への転出入差も平成25年を除き転入超過が続いており、令和元年は215人、令和2年は171人の転入超過となっている。

■中心市街地における市内転出入の推移



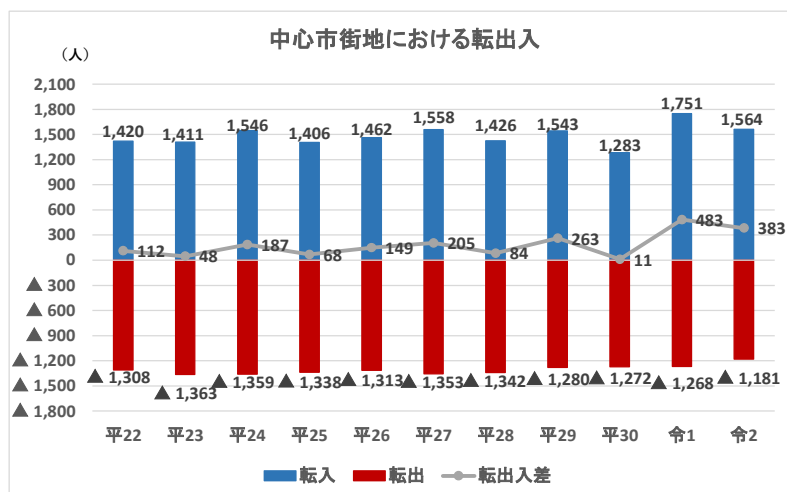
(資料：住民基本台帳、毎年6月末)

■ 中心市街地における市外転出入の推移



(資料：住民基本台帳、毎年6月末)

■ 中心市街地における転出入の推移



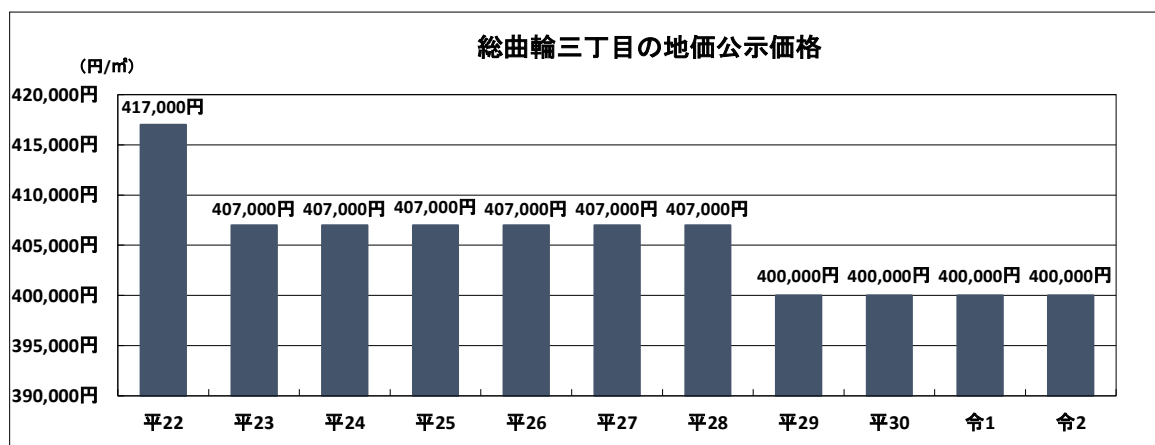
(資料：住民基本台帳、毎年6月末)

(2) 土地利用、公共公益施設に関する状況

① 中心市街地の地価の状況

中心市街地の地価公示価格の推移を見ると、平成 19 年 9 月に総曲輪通り南地区の市街地再開発事業「総曲輪フェリオ」オープンによる上昇の後、リーマンショックにより、平成 22 年より下落がみられ、それ以降は 40.7 万円/㎡と横ばいで推移したが、平成 29 年に再び下落した。以降は、40.0 万円/㎡と横ばいで推移している。

■ 中心市街地（総曲輪三丁目）の地価公示価格の推移

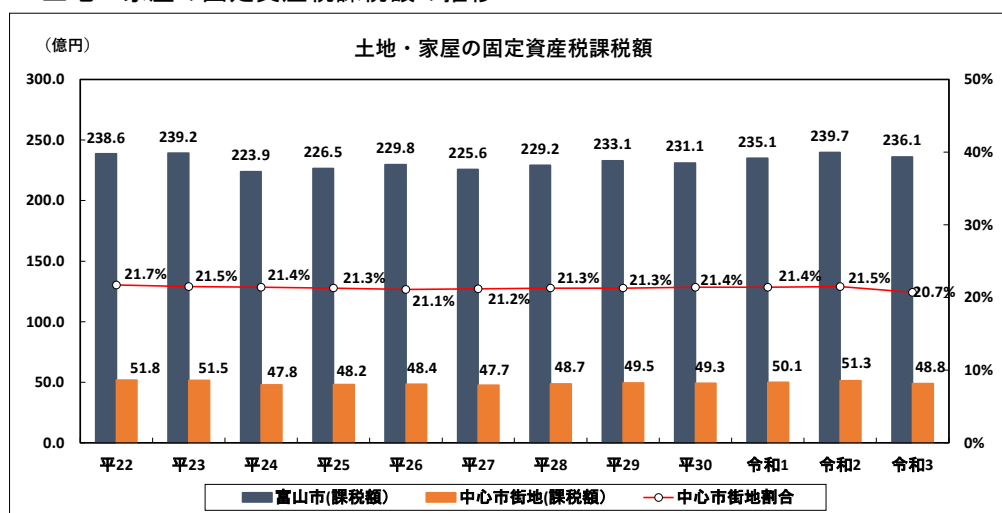


(資料：国土交通省地価公示)

② 土地・建物の固定資産税額の状況

中心市街地の課税額は平成 24 年以降、横ばい傾向にあり、富山市の課税額に占める中心市街地の割合も約 21%で推移している。

■ 土地・家屋の固定資産税課税額の推移



※ 中心市街地の課税額は、中心市街地を含む小学校区で集計 (資料：市資産税課)

③中心市街地の公共公益施設の状況

中心市街地における主な公共公益施設としては、富山市役所、富山県庁をはじめ、富山国際会議場、富山市芸術文化ホール（オーバード・ホール）、富山市ガラス美術館及び富山市立図書館本館（TOYAMA キラリ）、富山市郷土博物館、富山市総合体育館、角川介護予防センター、富山市まちなか総合ケアセンターがある。

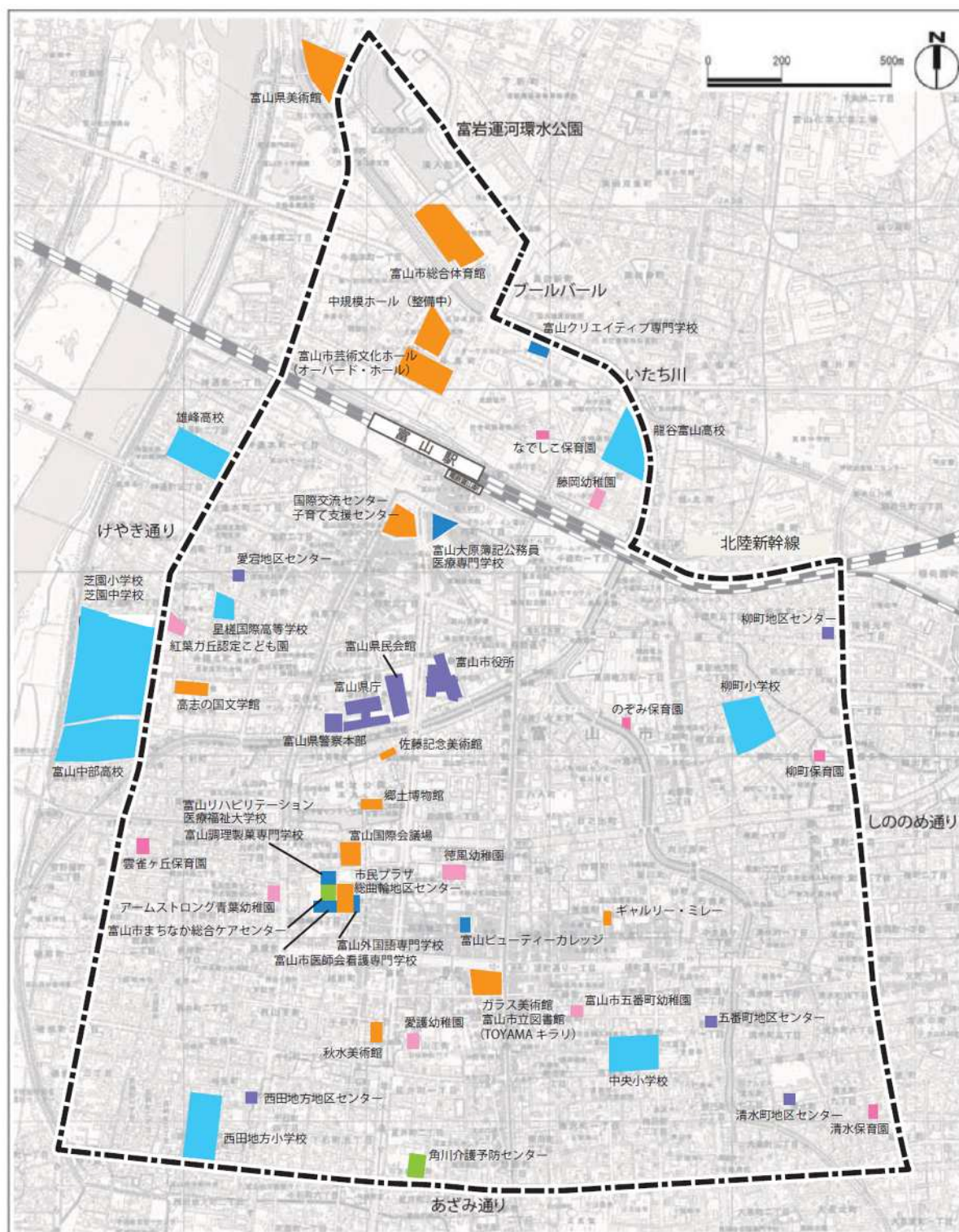
■中心市街地の主な公共公益施設

施設名	所在地	施設規模 (延床面積)	設置年
富山市役所	新桜町	43,471 m ²	平成4年度
富山国際会議場	大手町	13,272 m ²	平成11年度
富山市芸術文化ホール（オーバード・ホール）	牛島町	24,256 m ²	平成8年度
富山市総合体育館	湊入船町	28,681 m ²	平成11年度
富山市角川介護予防センター	星井町	3,702 m ²	平成23年度
富山市民プラザ	大手町	22,748 m ²	平成元年度
富山市郷土博物館	本丸	946 m ²	昭和29年度
富山市佐藤記念美術館	本丸	1,413 m ²	昭和36年度 (平成14年度から市に移管)
とやま市民交流館	新富町	2,483 m ²	平成15年度
とやま駅南図書館	新富町	1,759 m ²	平成20年度
とやまこどもプラザ (富山市子育て支援センター、こども図書館)	新富町	795 m ²	平成24年度
富山市ガラス美術館（TOYAMAキラリ）	西町	3,936 m ²	平成27年度
富山市立図書館本館（TOYAMAキラリ）	西町	4,621 m ²	平成27年度
富山市まちなか総合ケアセンター	総曲輪	2,476 m ²	平成29年度
中規模ホール ※整備中	牛島町		

■上記以外の公共公益関連施設

項目	施設数	施設名称
地区センター	7	総曲輪地区センター、愛宕地区センター、八人町地区センター、五番町地区センター、柳町地区センター、清水町地区センター、西田地方地区センター
保育所・保育園	5	清水保育所、柳町保育所、雲雀ヶ丘保育園、なでしこ保育園、のぞみ保育園
幼稚園・認定こども園	6	アームストロング青葉幼稚園、徳風幼稚園、藤園幼稚園、愛護幼稚園、富山市五番町幼稚園、紅葉ガ丘認定こども園
小学校	3	西田地方小学校、中央小学校、柳町小学校 ※区域に隣接して芝園小学校
中学校	0	※区域に隣接して芝園中学校
高校	2	星槎国際高等学校、龍谷富山高校 ※区域に隣接して富山中部高校、雄峰高校
専門学校	7	富山外国語専門学校、富山クリエイティブ専門学校、富山ビューティーカレッジ、富山大原簿記公務員医療専門学校、富山リハビリテーション医療福祉大学校、富山調理製菓専門学校、富山市医師会看護専門学校
美術館・博物館	3	秋水美術館、ギャラリー・ミレー、高志の国文学館 ※区域に隣接して富山県美術館

■ 中心市街地の公共公益関連施設位置図



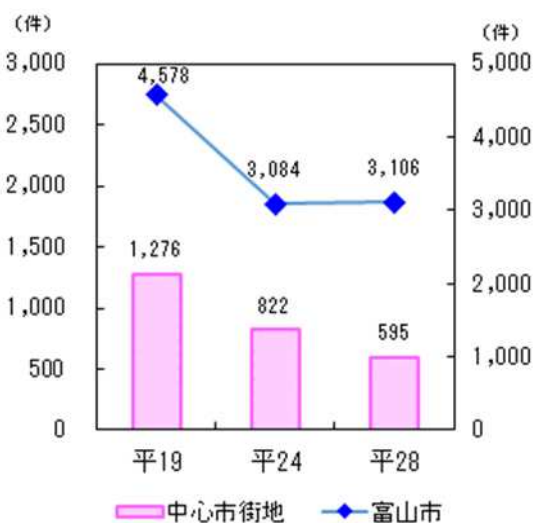
(3) 商業・賑わいに関する状況

①小売店舗数の状況

小売店舗数の推移を見ると、富山市全体では平成19年から平成24年までは減少しているものの、平成24年から平成28年にかけては横ばいである。

中心市街地は減少傾向にあり、平成19年から平成28年の9年間では約53%の減少となっている。

■小売店舗数の推移



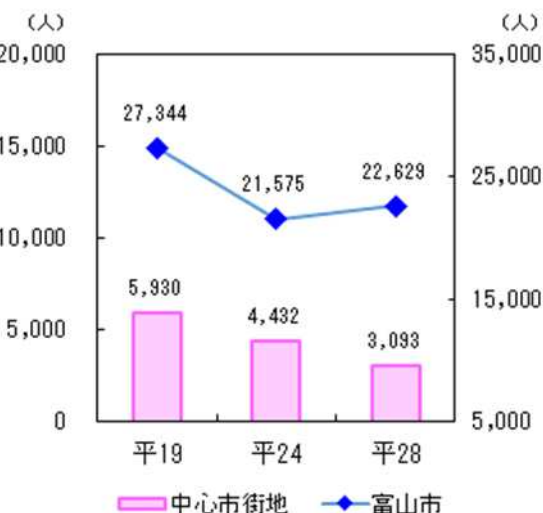
(資料：商業統計調査 (H19)、経済センサス-活動調査 (H24、H28))

②小売従業員数の状況

小売従業員数の推移を見ると、富山市全体では平成19年から平成24年までは減少しているものの、平成24年から平成28年にかけて増加している。

中心市街地は減少傾向にあり、平成19年から平成28年の9年間では約48%の減少となっている。

■小売従業員数の推移



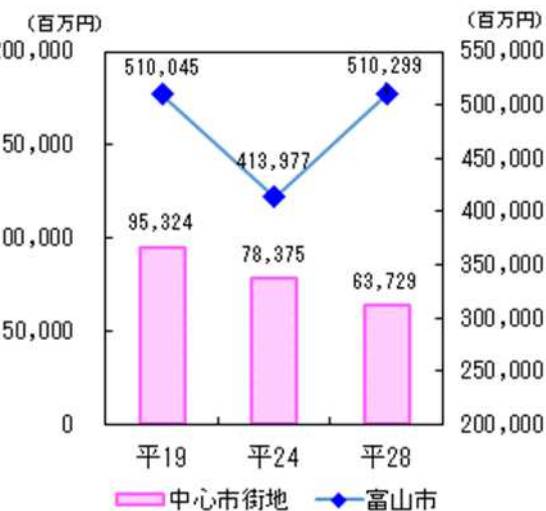
(資料：商業統計調査 (H19)、経済センサス-活動調査 (H24、H28))

③小売販売額の状況

小売販売額の推移を見ると、富山市全体では平成19年から平成24年までは減少しているものの、平成24年から平成28年にかけて増加している。

中心市街地は減少傾向にあり、平成19年から平成28年の9年間で約33%の減少となっている。

■小売販売額の推移



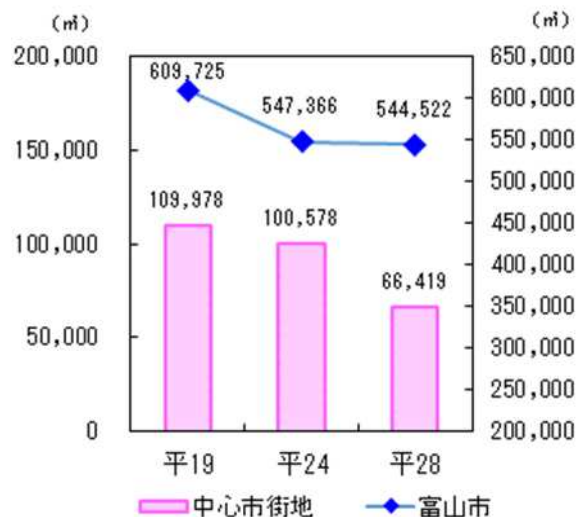
(資料：商業統計調査 (H19)、経済センサス-活動調査 (H24、H28))

④小売場面積の状況

小売場面積の推移を見ると、富山市全体では、平成19年から減少している。

中心市街地も減少傾向にあり、平成19年から平成28年の9年間で約40%の減少となっている。

■小売場面積の推移



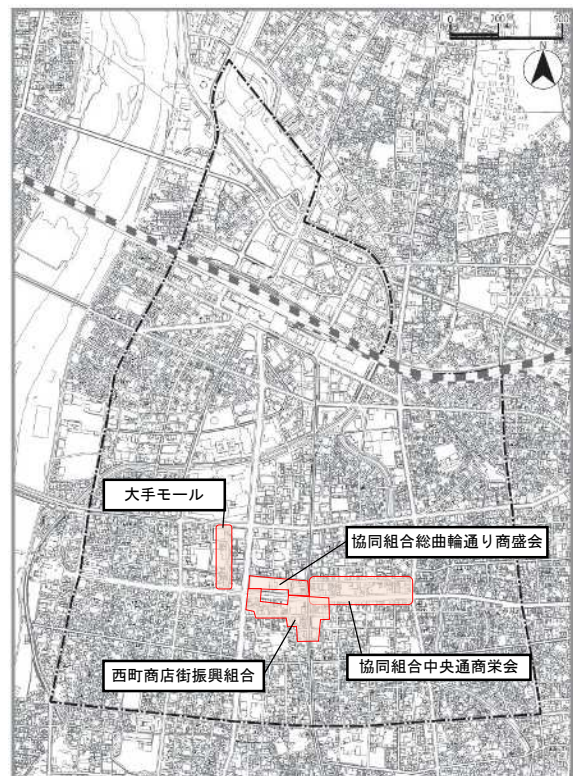
(資料：商業統計調査 (H19)、経済センサス-活動調査 (H24、H28))

⑤中心商店街の状況

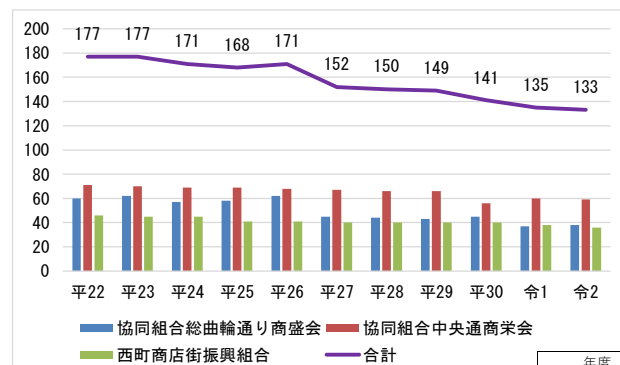
中心商業地区において中心商店街を構成する主要商店街（協同組合総曲輪通り商盛會、協同組合中央通商栄会、西町商店街振興組合）の会員数の推移を見ると減少傾向にあり、平成22年に177人であったが、10年後の令和2年では133人と約25%減少している。

中心商店街の空き店舗数（大手モール含む）は60店舗前後で推移している。令和2年度は空き店舗数が61店舗、空き店舗率が24.4%である。

■商店街の集積状況



■中心商店街の主要商店街の会員数推移



■中心商店街の空き店舗の状況

(大手モール含む)

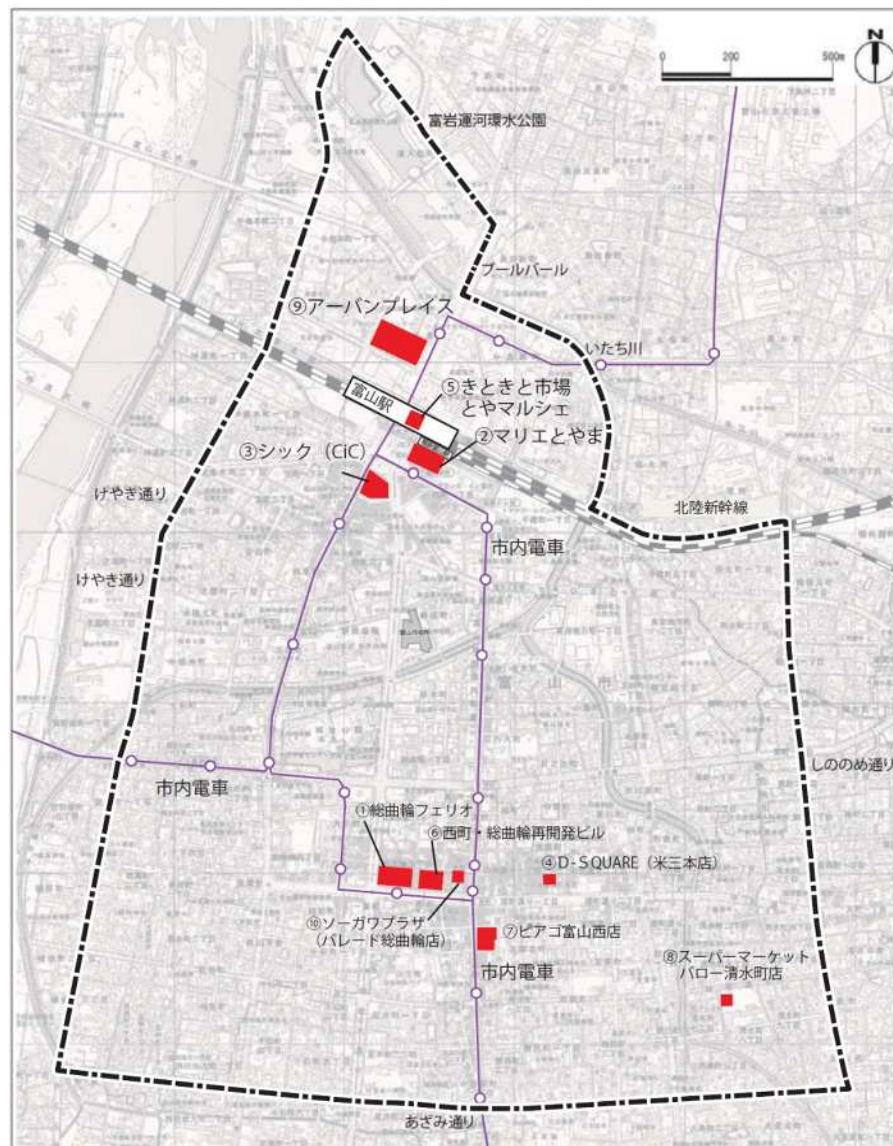
年度	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令1	令2
総店舗数	226	228	228	212	245	246	252	251	250
(総曲輪商盛會)	74	73	73	56	59	59	59	57	58
(西町商店街)	62	65	65	66	62	63	66	66	67
(中央通商栄会)	90	90	90	90	97	98	100	100	98
(大手モール)	-	-	-	-	27	26	27	28	27
営業店舗	162	174	168	158	189	189	197	189	189
空き店舗数	64	54	60	54	56	57	55	62	61
(総曲輪商盛會)	18	13	18	13	11	9	10	9	9
(西町商店街)	14	11	13	13	12	11	9	14	14
(中央通商栄会)	32	30	29	28	33	36	33	35	35
(大手モール)	-	-	-	-	0	1	3	4	3
空き店舗率	28.3%	23.7%	26.3%	25.5%	22.9%	23.2%	21.8%	24.7%	24.4%

(資料：富山市調べ)

⑥大規模小売店舗の状況

中心市街地には大規模小売店舗が 10 店舗あり、そのうち 1 万㎡を超えるものは、JR 富山駅前のマリエとやま、シック（CiC）、中心商業地区の総曲輪フェリオの 3 店舗がある。

■中心市街地における大規模小売店舗位置図



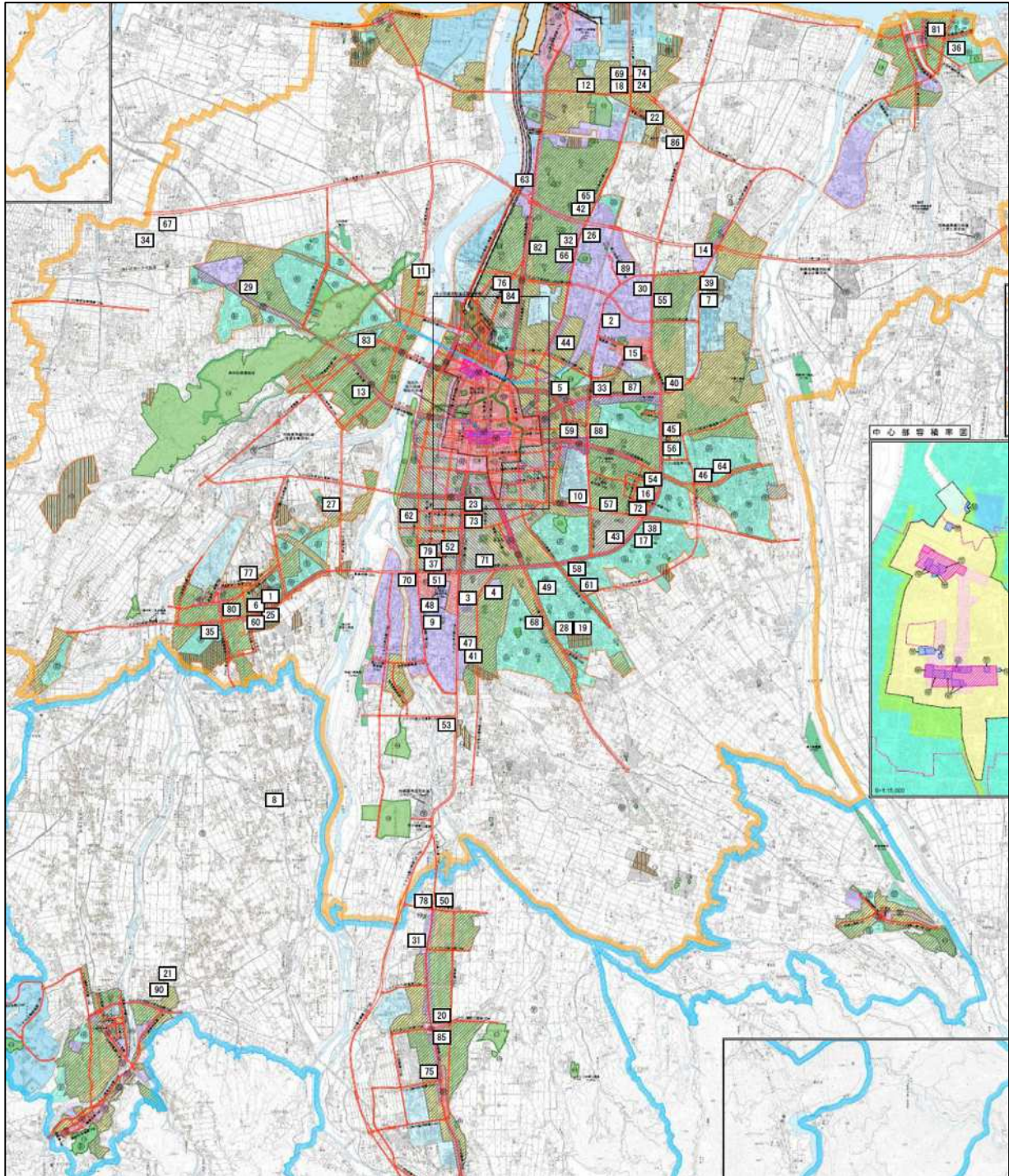
■中心市街地における大規模小売店舗

No.	店舗名	所在地	建物設置年月	店舗面積 (㎡)	所在エリア
1	総曲輪フェリオ	総曲輪	2007.9	32,048	中心市街地
2	マリエとやま	桜町	1987.9	11,418	中心市街地
3	シック (CiC)	新富町	1992.3	10,582	中心市街地
4	D-SQUARE (米三本店)	中央通	1971.1	4,265	中心市街地
5	きときと市場とやマルシェ	明輪町	2015.3	1,945	中心市街地
6	西町・総曲輪再開発ビル	総曲輪	2004.8	1,899	中心市街地
7	ピアゴ富山西店	上本町	1972.7	1,861	中心市街地
8	スーパーマーケットバロー清水町店	清水町	2011.11	1,720	中心市街地
9	アーバンプレイス	牛島町	1996.7	1,502	中心市街地
10	ソーガワプラザ (バレード総曲輪店)	総曲輪	1974.10	1,463	中心市街地

(資料：東洋経済「全国大型小売店総覧 2022」、大規模小売店舗立地法変更届出書)

中心市街地を除く富山市全体では 90 店舗あり、主に郊外部の幹線道路沿道に立地している。

■中心市街地を除く富山市全体の大規模小売店舗位置図



■中心市街地を除く富山市全体の大規模小売店舗

No.	店舗名	所在地	建物設置年月	店舗面積 (㎡)	所在エリア
1	フューチャーシティ ファポーレ (平和堂アル・プラザ富山)	婦中町	2000.10	34,954	中心市街地外
2	フェアモール富山 (アビタ富山店)	上富居	1998.10	21,770	中心市街地外
3	アビタ富山店	上袋	1987.10	16,541	中心市街地外
4	富山マイプラザ	堀川町	1988.11	12,817	中心市街地外
5	アピアショッピングセンター	稲荷元町	1985.4	11,233	中心市街地外
6	フューチャーシティ ファポーレ2 (スポーツデポファポーレ婦中店)	婦中町	2000.11	10,333	中心市街地外
7	ファニチャーパークK3	新庄銀座	2000.12	9,959	中心市街地外
8	コメリハード&グリーン宮野店、宮野ショッピングセンター	婦中町	2010.9	9,499	中心市街地外
9	神島リビング富山店	黒瀬	2001.1	8,925	中心市街地外
10	グリーンモール山室ショッピングセンター	山室	1994.7	7,801	中心市街地外
11	スーパーマーケットパロー石坂店・コメリハード&グリーン石坂店	石坂	2012.9	7,323	中心市街地外
12	富山北の森ショッピングプラザ (スーパーマーケットパロー北の森店)	森	1985.11	7,019	中心市街地外
13	富山五福ショッピングセンターアリス (トイザらす・ベビーザらす富山店)	五福	1999.3	6,982	中心市街地外
14	家電スマイル館YAMADA富山金泉寺店	金泉寺	2009.7	6,612	中心市街地外
15	DCMカーマ富山問屋町店	問屋町	2006.4	6,530	中心市街地外
16	ニトリ富山店	秋吉	2000.12	6,500	中心市街地外
17	ホームセンタームサシ富山店	中川原	1996.9	6,403	中心市街地外
18	富山大広田ショッピングセンタールミネス (アルビスルミネス店)	中田	1992.12	6,292	中心市街地外
19	DCMカーマ富山本郷店	堀川本郷	2009.6	5,914	中心市街地外
20	グリーンパレー大沢野 (スーパーマーケットパロー大沢野店、Vドラッグ大沢野店)	上大久保	1997.10	5,883	中心市街地外
21	ショッピングタウン八尾 (アルビス八尾店)	八尾町	1997.10	5,443	中心市街地外
22	原信下飯野店	下飯野	2019.8	5,330	中心市街地外
23	ケーズデンキ富山本店	太郎丸本町	2021.9	5,301	中心市街地外
24	DCMカーマ富山大広田店	中田	2015.3	4,988	中心市街地外
25	ヤマダデンキテックランドNew富山婦中本店	婦中町	2007.6	4,968	中心市街地外
26	文苑堂TSUTAYA富山豊田店	豊田町	2015.9	4,580	中心市街地外
27	富山市羽根ショッピングセンター (アルビス羽根店)	羽根	2005.12	4,523	中心市街地外
28	堀川本郷ショッピングセンターA地区 (フードコートサンコー堀川本郷店)	堀川本郷	2009.7	4,380	中心市街地外
29	DCMカーマ呉羽店、アルビス呉羽東店	呉羽町	1980.11	4,262	中心市街地外
30	イオンタウン上飯野 (マックスバリュ上飯野店)	上飯野	1997.9	4,237	中心市街地外
31	キャロット1店	下大久保	1997.7	4,221	中心市街地外
32	ケーズデンキ富山豊田店	豊田町	2017.5	4,165	中心市街地外
33	ジョーシン富山本店	田中町	2018.9	4,099	中心市街地外
34	大阪屋ショップ呉羽店	北ニッ屋	2002.12	4,078	中心市街地外
35	婦中ショッピングセンター・パピ (コメリハード&グリーン婦中店)	婦中町	1983.12	4,055	中心市街地外
36	水橋ショッピングセンターミューズ (アルビスミューズ店)	水橋市江	1994.11	3,705	中心市街地外
37	米三富山南店	二口町	1989.9	3,471	中心市街地外
38	コジマ×ビックカメラ富山店	中川原	1995.7	3,411	中心市街地外
39	アルビス新庄店	新庄銀座	2007.12	3,400	中心市街地外
40	大阪屋ショップ新庄店、クスリのアオキ富山新庄店	新庄町	2019.3	2,986	中心市街地外
41	赤田ショッピングセンター (大阪屋ショップ赤田店)	赤田	1999.3	2,932	中心市街地外
42	ジョイフルシマヤ豊田店	豊田本町	1995.10	2,817	中心市街地外
43	ヤマダデンキテックランド富山山室店	山室	1998.11	2,803	中心市街地外
44	スーパーマーケットパロー窪新店	窪新町	2003.12	2,769	中心市街地外
45	明文堂富山新庄経堂店	経堂	1997.12	2,730	中心市街地外
46	TSUTAYA BOOKSTORE藤ノ木店	開	2000.5	2,643	中心市街地外
47	マンガ倉庫富山店	黒崎	1981.9	2,640	中心市街地外
48	スーパーマーケットパロー黒瀬店	黒瀬	2009.7	2,612	中心市街地外
49	ジョーシン富山南店	大町	2016.7	2,427	中心市街地外
50	アルビス大久保店	下大久保	2007.7	2,334	中心市街地外
51	ドン・キホーテ富山店	掛尾町	2007.8	2,201	中心市街地外
52	モリワンワールド富山本店	今泉西部町	2001.1	2,137	中心市街地外
53	スーパースポーツセピア富山蜷川店	蜷川	1995.6	2,110	中心市街地外
54	ジュー富山天正寺店・ホダカ富山店	天正寺	2015.10	2,089	中心市街地外
55	大阪屋ショップ上飯野店	上飯野	2017.3	2,063	中心市街地外
56	アルビス経堂店	経堂	1995.6	2,048	中心市街地外
57	アルビス高原町店	中川原	2016.9	2,000	中心市街地外
58	パロー本郷ショッピングセンター (スーパーマーケットパロー本郷店)	本郷町	1993.5	1,951	中心市街地外
59	アップルガーデン (アップルサンショウ食彩館栄町店)	栄町	2003.8	1,946	中心市街地外
60	速星Sプレイス359 (大阪屋ショップ婦中店)	婦中町	1995.3	1,925	中心市街地外
61	大阪屋ショップ本郷南店	本郷町	1998.12	1,880	中心市街地外
62	100満ボルトWAO家電&リフォーム館富山店	布瀬町南	2002.7	1,878	中心市街地外
63	大阪屋ショップ城川原店	城川原	2015.6	1,842	中心市街地外
64	大阪屋ショップ藤木店	開	2000.12	1,774	中心市街地外
65	ユニクロ富山豊田店	豊田本町	2012.10	1,746	中心市街地外

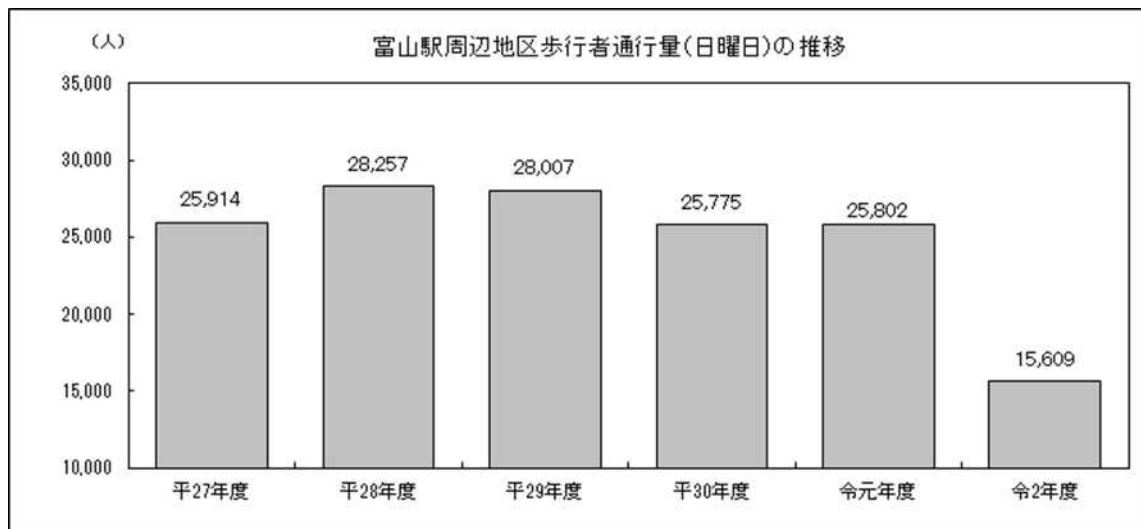
No.	店舗名	所在地	建物設置年月	店舗面積（㎡）	所在エリア
66	大阪屋ショップ豊田店	豊田町	2020.11	1,739	中心市街地外
67	アルビス呉羽本郷店	本郷	2006.11	1,710	中心市街地外
68	大阪屋ショップ下堀店	下堀	2019.10	1,681	中心市街地外
69	クスリのアオキ岩瀬東店	中田	1995.8	1,678	中心市街地外
70	BOOKOFF富山黒瀬店	黒瀬北町	2004.12	1,672	中心市街地外
71	Parade今泉本店（ワシントン靴店）	今泉	2006.9	1,655	中心市街地外
72	大阪屋ショップ秋吉店	秋吉	2018.9	1,637	中心市街地外
73	大阪屋ショップ太郎丸店	太郎丸本町	1995.8	1,554	中心市街地外
74	ディスカウントドラッグコスモス大広田店	中田	2020.5	1,516	中心市街地外
75	ディスカウントドラッグコスモス大沢野店	長附	2021.5	1,510	中心市街地外
76	アルビス奥田店	下新本町	2011.7	1,500	中心市街地外
77	クスリのアオキ婦中店	婦中町	2006.6	1,346	中心市街地外
78	クスリのアオキ下大久保店	下大久保	2021.3	1,341	中心市街地外
79	ゴルフ5富山店	二口町	1994.12	1,340	中心市街地外
80	きものブティック乃奈 本店	婦中町	1971.10	1,296	中心市街地外
81	なかがわ水橋店	水橋中村町	1978.12	1,287	中心市街地外
82	栗野プラザ（大阪屋ショップ栗島店）	栗島町	1994.10	1,278	中心市街地外
83	大阪屋ショップ五福店	五福	2021.5	1,218	中心市街地外
84	ウエルシア富山奥田店	奥田町	2019.6	1,217	中心市街地外
85	クスリのアオキ大沢野店	上大久保	2013.7	1,191	中心市街地外
86	クスリのアオキ下飯野店	飯野	2019.7	1,189	中心市街地外
87	ダイソー＆アオヤマ富山中町店	西新庄	2000.1	1,180	中心市街地外
88	ファッションセンターしまむら西長江店	西長江	1995.7	1,134	中心市街地外
89	ファッションセンターしまむら鍋田店	中富居新町	2010.3	1,119	中心市街地外
90	シメノドラッグ八尾店	八尾町	1998.4	1,010	中心市街地外

（資料：東洋経済「全国大型小売店総覧 2022」、大規模小売店舗立地法変更届出書）

⑦富山駅周辺地区及び中心商業地区における日曜日の歩行者通行量の状況

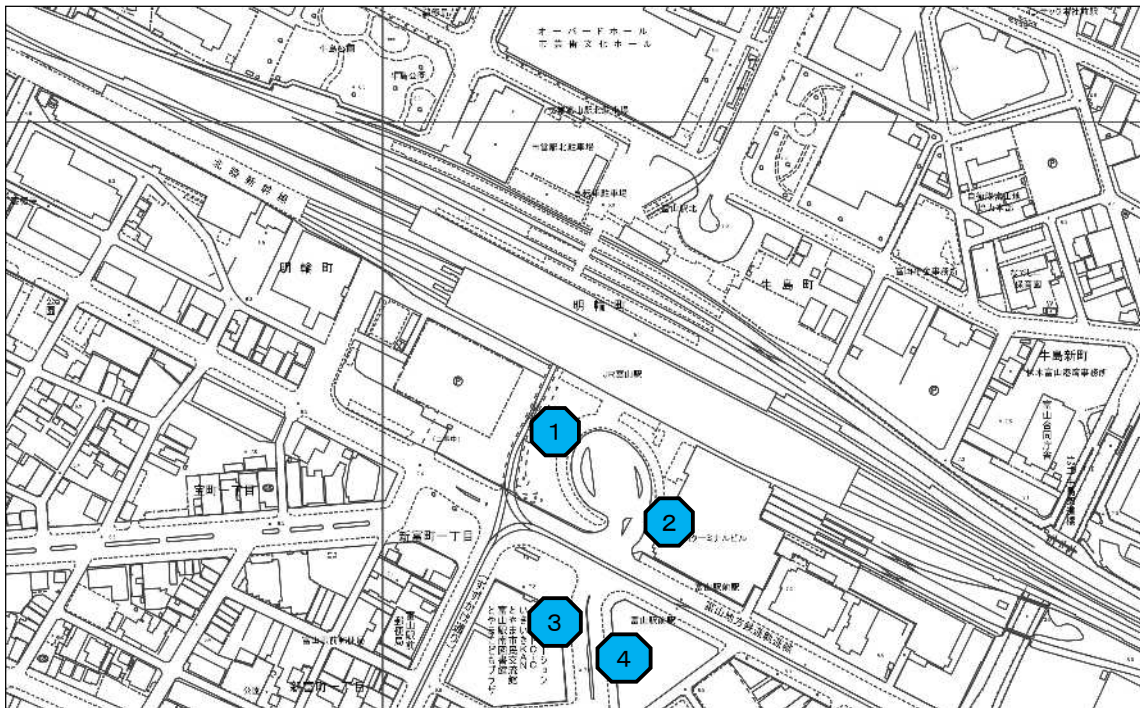
富山駅周辺地区における日曜日の歩行者通行量の推移を見ると、平成27年3月の北陸新幹線開業を契機に増加した後、新幹線開業効果の落ち着きもあり、令和元年度にかけて緩やかな減少傾向にて推移していたが、令和2年度には新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や観光客の激減、商業施設の休業等の影響を受け、大きく減少している。

■富山駅周辺地区歩行者通行量（日曜日）の推移



(資料：歩行者通行量調査)

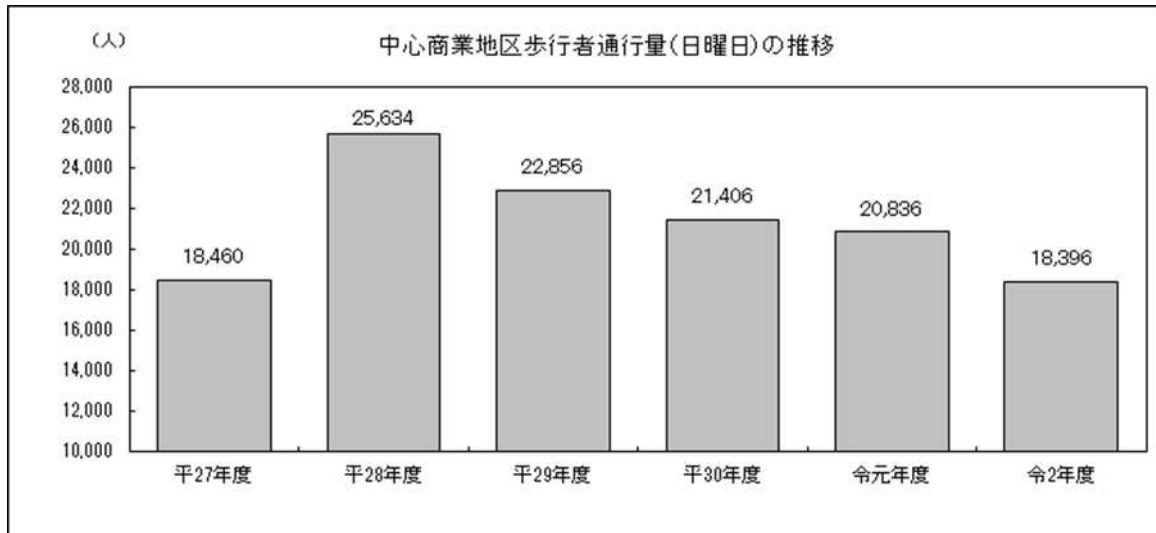
■富山駅周辺地区歩行者通行量（日曜日）の測定地点【4箇所】



調査箇所 ①富山駅南口ロータリー西側 ②マリエとやま西側 ③CiC ビル東側
④パティオさくら前

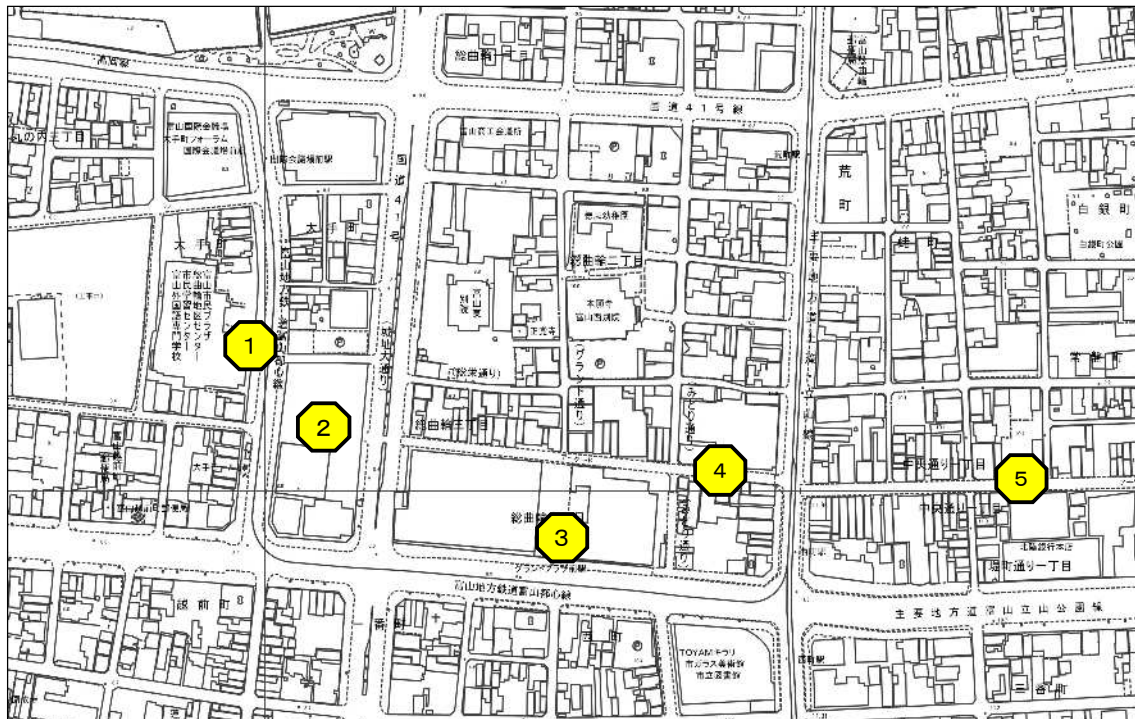
中心商業地区における日曜日の歩行者通行量の推移を見ると、北陸新幹線開業後の平成28年度に一時的に大きく増加したが、29年度に減少し、その後、減少傾向となっている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて減少したが、令和2年7月に「SOGAWA BASE」が開業したことにより、富山駅周辺地区よりは減少率は小さかった。

■中心商業地区歩行者通行量（日曜日）の推移



(資料：歩行者通行量調査)

■中心商業地区歩行者通行量（日曜日）の測定地点【5箇所】



調査箇所 ①市民プラザ前 ②ユウタウン総曲輪駐車場入口前 ③インフェイズ前
④旧富山西武南側 ⑤北陸銀行本店北側

⑧観光・コンベンションの状況

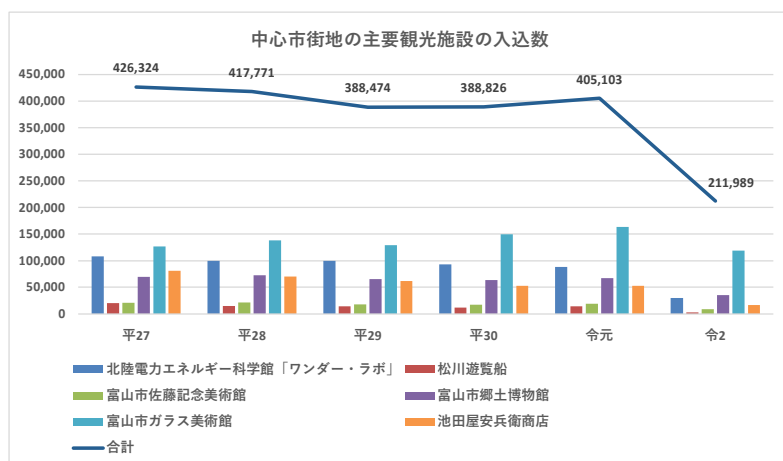
(主要観光施設の入込数の状況)

中心市街地の主要な観光施設の観光入込数の推移を見ると、平成 27 年で約 42 万人あったものが、令和 2 年度には約 21 万人へ減少した。平成 27 年 3 月の北陸新幹線開業による一時的な増加が平成 30 年度までに落ち着きを見せ、平成 30 年から令和元年度には微増となっていたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大によるインバウンドを含めた観光客の減となった。

富山市ガラス美術館は令和元年まで増加傾向、その他の施設は平成 27 年から令和元年の 4 年間で入込数は大きな変化は見られない。令和 2 年度はすべての施設で入込数が大きく減少した。

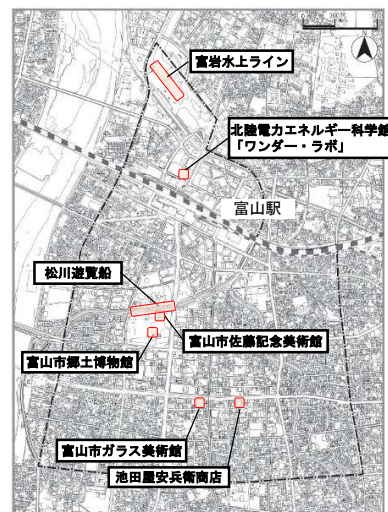
富山駅北側の富岩運河で運航する富岩水上ラインの乗客数は、平成 21 年の開業以来、順調に増加し、平成 27 年 3 月の北陸新幹線開業以降、年間約 5 万人を超え、令和元年度までは毎年乗客数は増加していたが、令和 2 年度は年間 3 万人台まで減少した。

■中心市街地の主要観光施設の入込数の推移

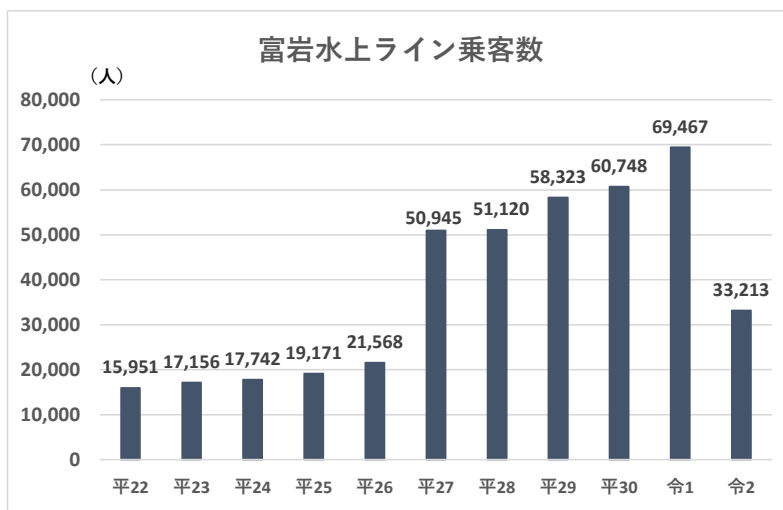


(資料：富山市調べ)

■中心市街地の主要観光施設位置図



■富岩水上ライン乗客数の推移



(資料：富山市調べ)

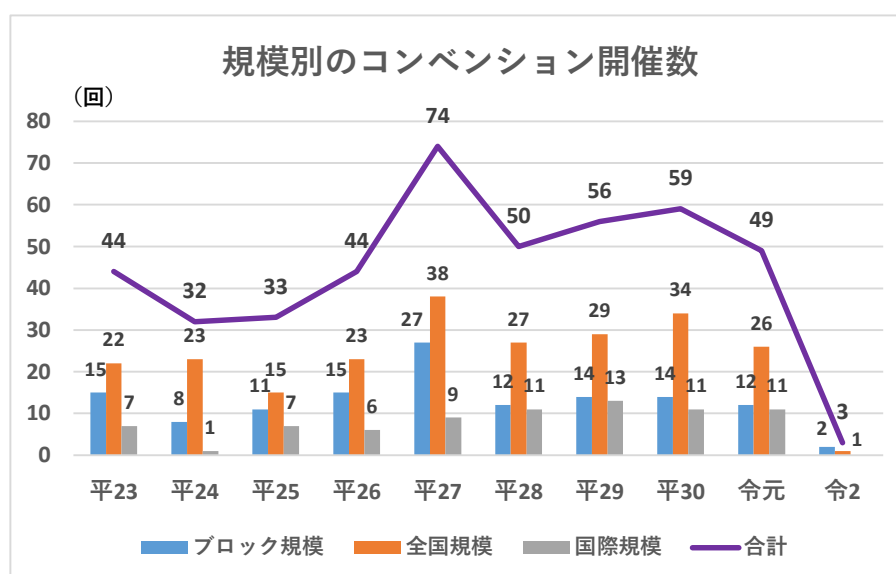
(コンベンション開催数・参加者数の状況)

中心市街地の主要なコンベンション施設である富山国際会議場におけるコンベンション開催数、参加者数の推移を見ると、開催数では、平成24年において年間32回であったものが、平成27年には74回と大きく増え、その後50回前後で推移している。また、コンベンションの規模別で見ると、全国規模の開催が増えている。

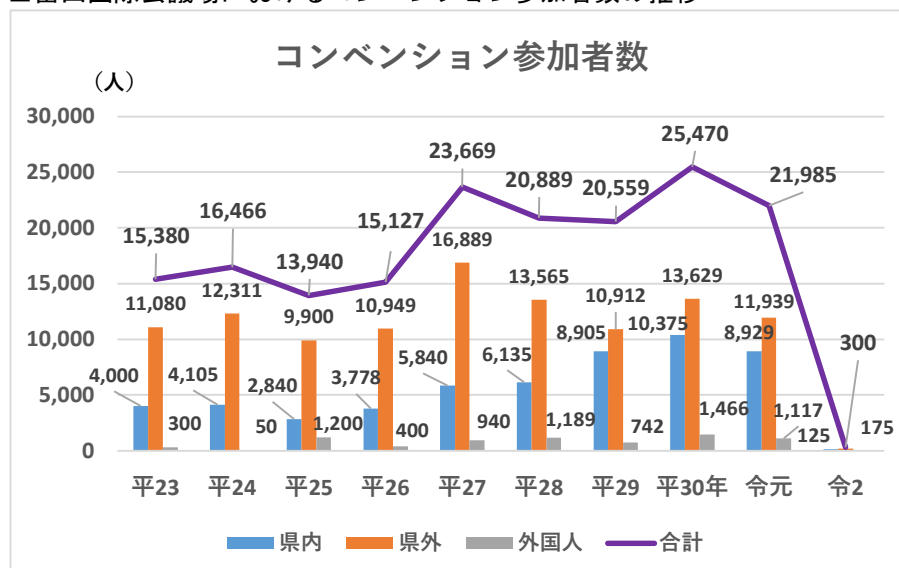
参加者数では、平成25年の約1.4万人に対し、平成27年には約2.3万人と増え、その後も令和元年まで2万人を超える水準で推移した。内訳を見ると、全国規模のコンベンション開催数が多いことから県外からの参加者の割合が高く、令和元年の値でも県外からの参加者は約1.2万人（全体の5割超）となっている。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、開催数、参加者数ともに激減した。

■富山国際会議場におけるコンベンション開催数の推移



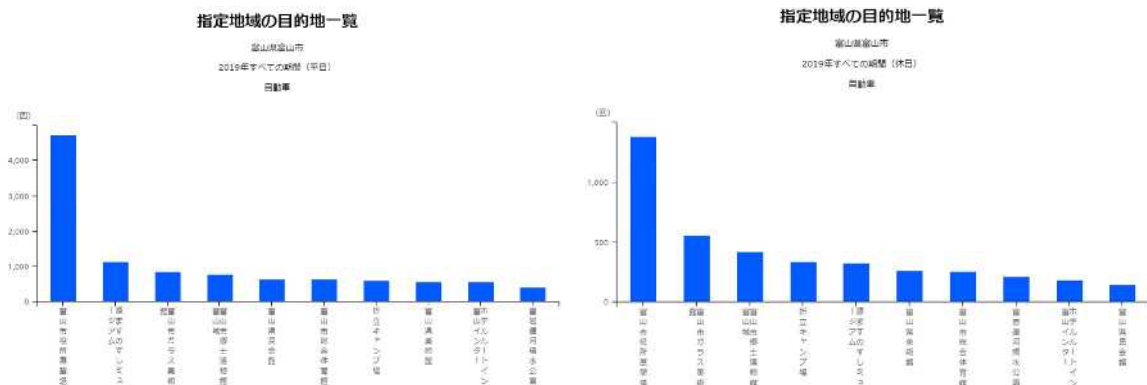
■富山国際会議場におけるコンベンション参加者数の推移



⑨来訪者の目的地分析

地域経済分析システム（RESAS）による富山市内の目的地検索ランキング（自動車利用者）を見ると、平日の中心市街地では「富山市役所展望塔（上位1位）」、「富山市ガラス美術館（上位3位）」、「富山城（上位4位）」、「富山県民会館（上位5位）」の利用がある。休日の中心市街地では「富山市役所展望塔（上位1位）」、「富山市ガラス美術館（上位2位）」、「富山城（上位3位）」、「富岩運河環水公園（上位8位）」の利用がある。

■富山市の目的地一覧（共に2019年度、左：平日・自動車利用、右：休日・自動車利用）

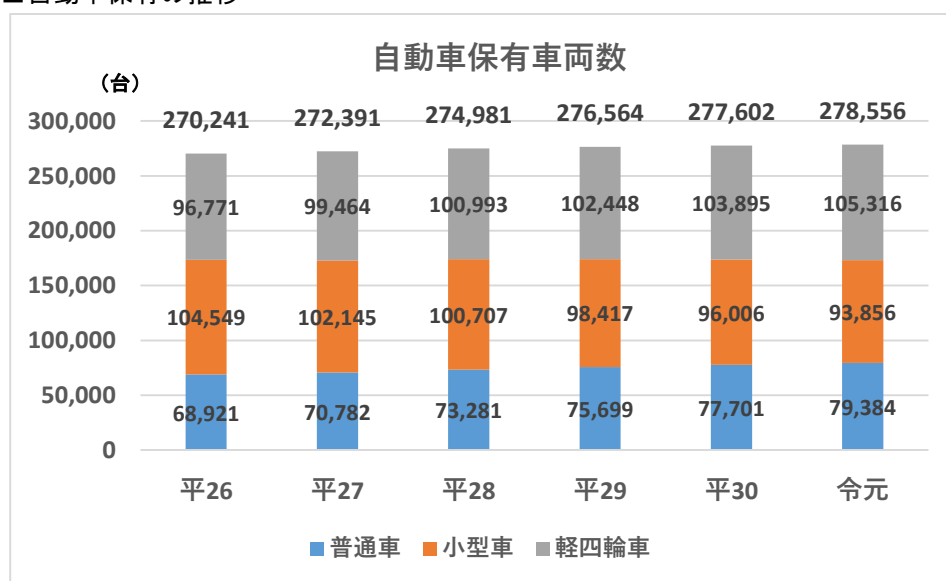


（資料：株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」地域経済分析システム（RESAS）より）

⑩自動車保有の状況

本市の自動車保有車両数の推移を見ると、平成26年の約27.0万台に対し、令和元年は約27.9万台と約1%の微増傾向にあり、普通車、軽四輪車の割合が高くなっている。

■自動車保有の推移

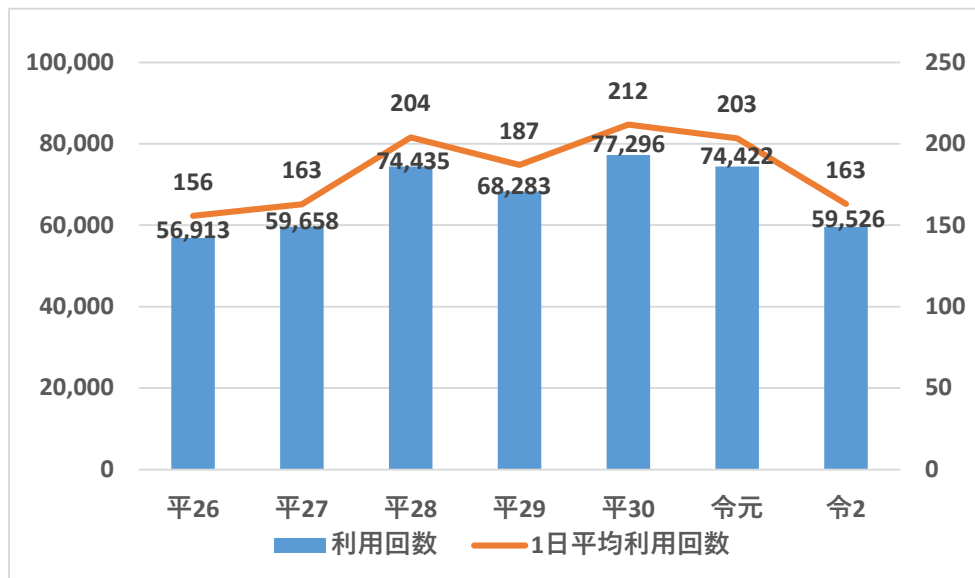


（資料：富山市統計書）

⑪自転車市民共同利用システム（アヴィレ）の利用状況

本市では中心市街地における移動手段として自転車市民共同利用システム（アヴィレ）が平成 22 年 3 月に導入された。平成 26 年度以降の利用回数は増加傾向にあり、平成 26 年度に年間約 57 千回（約 156 回/日）であった利用が、令和元年度には年間約 74 千回（約 203 回/日）と、6 年間で約 1.3 倍の利用となっており、中心市街地における近距離の移動に自転車利用が増えている。

■自転車市民共同利用システム（アヴィレ）の利用状況の推移



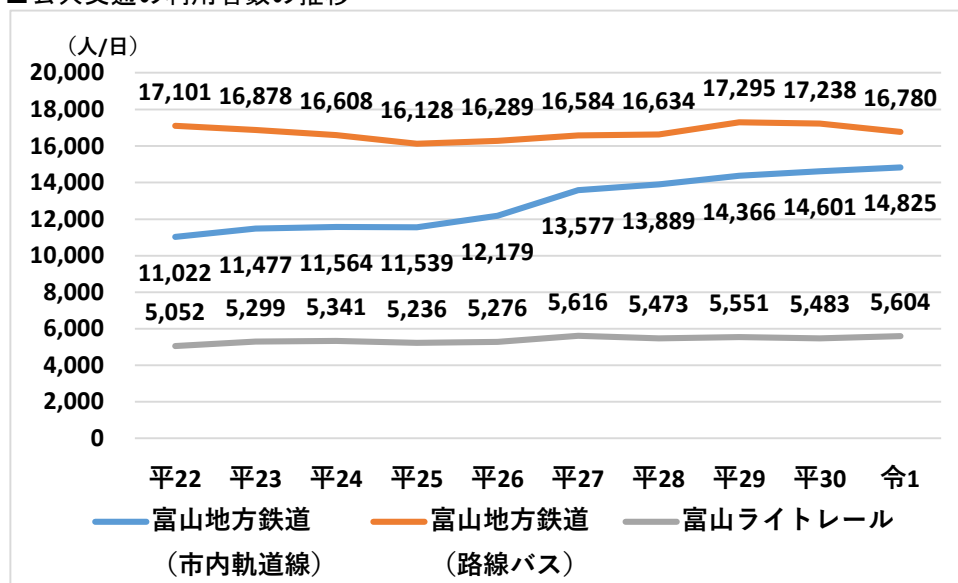
(資料：富山市調べ)

(4) 公共交通に関する状況

①公共交通の利用者数の状況

公共交通の利用者数の推移を見ると、市内軌道線（路面電車市内線）は平成 22 年から令和元年までの 10 年間に約 1.4 倍の増加となっているが、富山ライトレール及び路線バスは横ばい傾向である。

■公共交通の利用者数の推移

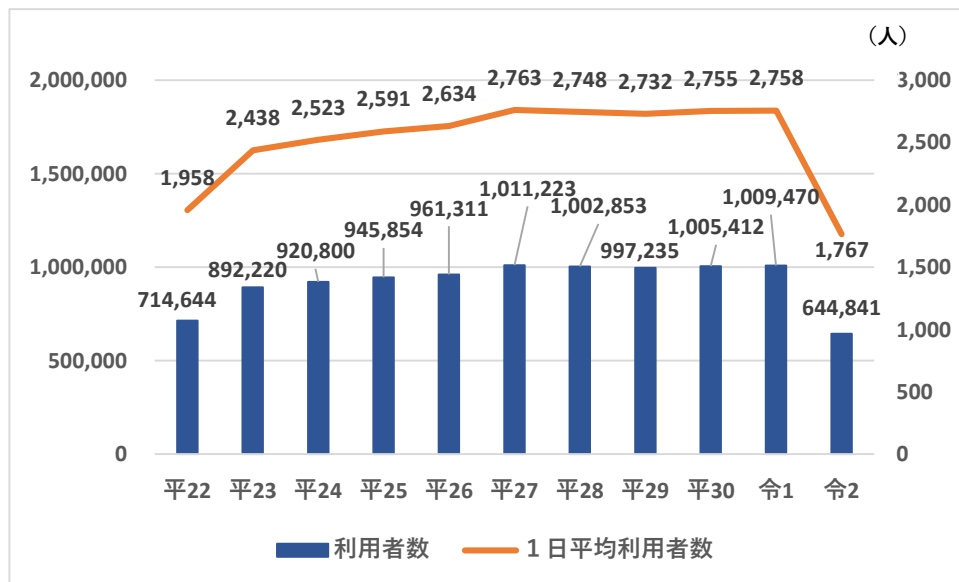


(資料：富山地方鉄道(株))

②おでかけ定期券の利用者数の状況

富山市内在住の65歳以上の方が、公共交通機関で市内各地から中心市街地へお出かけする際に、1乗車100円で利用できる「おでかけ定期券」の利用者数の推移を見ると、平成22年では年間約71万人、1日平均約1.9千人の利用が、令和元年には年間約100万人、1日平均約2.7千人と、この10年間で利用者数は大きく増加している。

■おでかけ定期券の利用者数の推移



(資料：富山市調べ)

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 富山市民意識調査（令和2年度）

■調査実施期間：令和2年7月

■調査対象者・回収結果

- ・調査対象者：富山市に居住する18歳以上の市民5,000人（無作為抽出）
- ・回収数：2,016（郵送回答1,826、インターネット回答190）
- ・回収率：40.3%
- ・郵送による配布、郵送回収またはインターネット回答

①施策の満足度

●「交通体系の整備」「歩いて暮らせるまちづくりの推進」に対する不満の割合が高く、「公共交通」及び「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」へ対応が求められている。

- ・全51施策中、中心市街地の活性化に関連する施策である「交通体系の整備（公共交通の利便性の向上、生活交通の確保など）」、「歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトなまちの実現、公共交通沿線居住の推進など）」は、満足度の低い施策の第1位、第2位に挙げられている。これらの施策は、前回、平成30年度調査においても、満足度の低い施策の第1位、第3位に挙げられている。

■「不満」（不満＋やや不満）：10位以内＜全体・経年変化＞

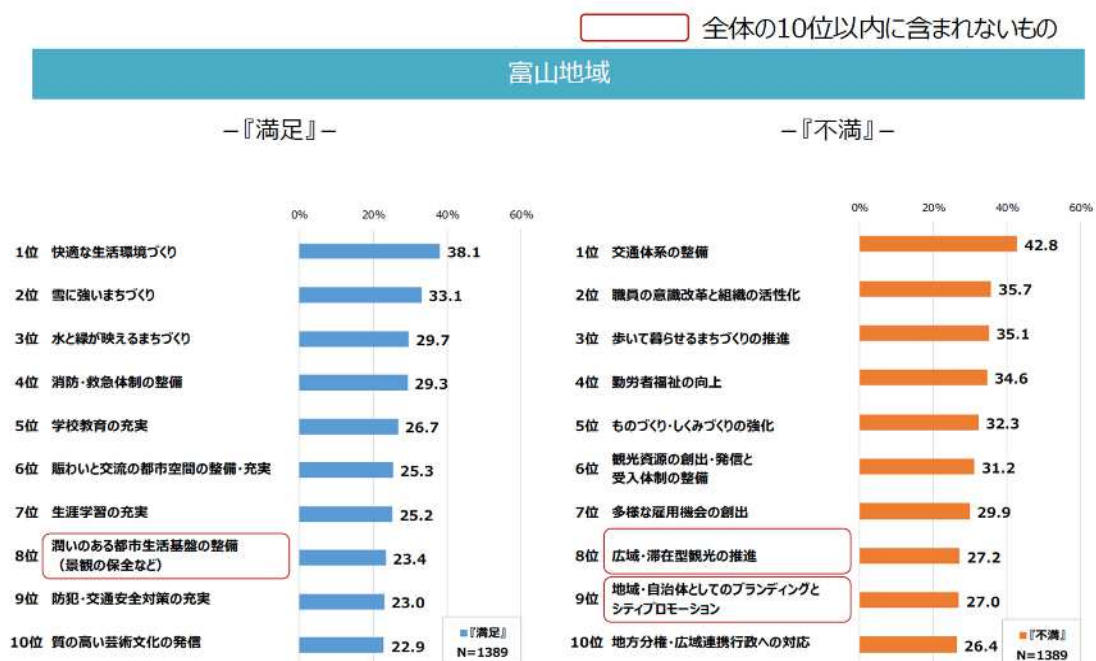


②居住地別の施策満足度

- 「交通体系の整備」「歩いて暮らせるまちづくりの推進」とともに、「広域・滞在型観光」「地域・自治体としてのブランディングとシティプロモーション」への対応も求められている。

- ・中心市街地を含む富山地域において、全 51 施策中最も「不満」の多い施策に挙げられていたのは、「交通体系の整備」であった。「歩いて暮らせるまちづくりの推進」は第 3 位に挙げられている。
- ・また、「広域・滞在型観光」、「地域・自治体としてのブランディングとシティプロモーション」に対する不満が、上位 10 以内にあり、中心市街地を含めた富山地域における観光施策、地域ブランディング・シティプロモーション施策への課題が挙げられる。

■『満足』（満足＋やや満足）／『不満』（不満＋やや不満）10 位以内＜富山地域＞

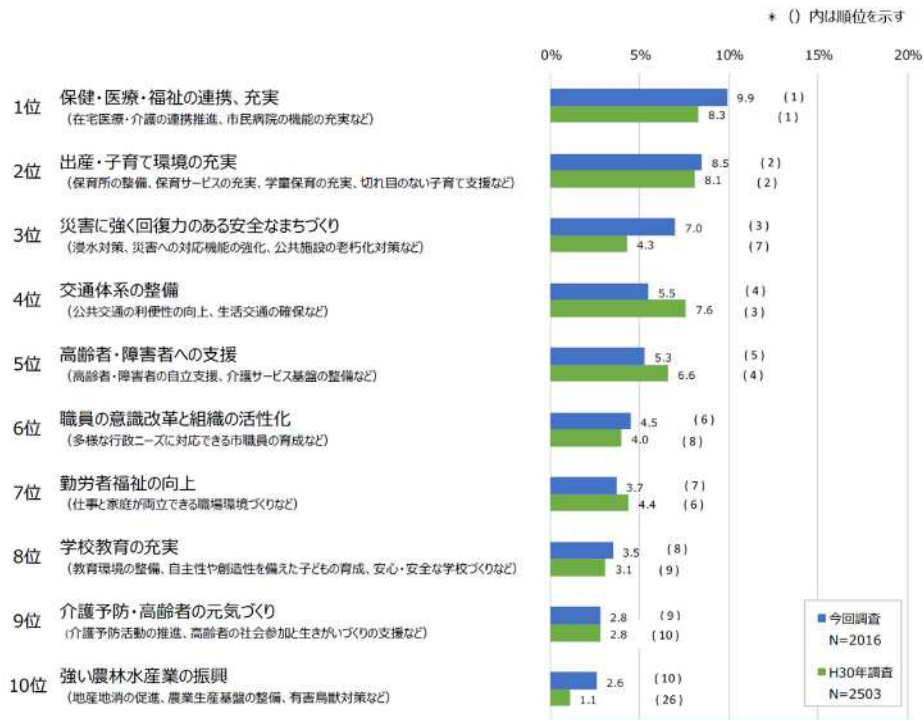


③重点的に取り組むべき施策

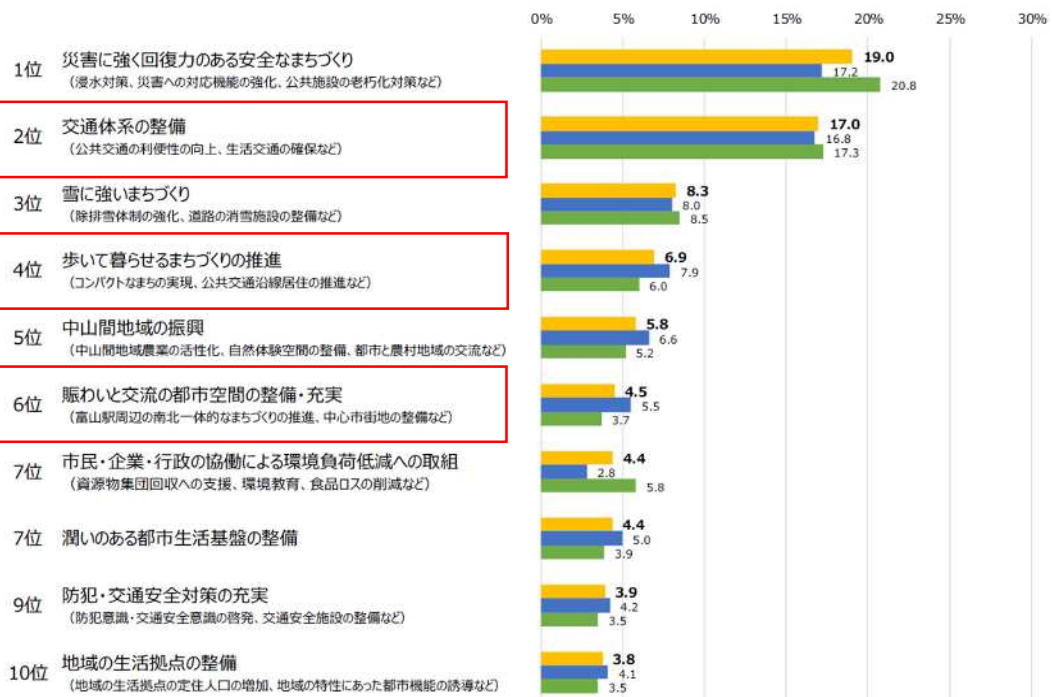
- 「高齢者、子育て等の医療・福祉関連施策」「交通体系の整備」のほか、「歩いて暮らせるまちづくりの推進」「賑わいの都市空間の整備・充実」が重点的に取り組むべき施策として求められている。

- ・まちづくりの目標全体の「最も重点的に取り組むべき施策」では、前回調査（平成 30 年度）と同じく、「保健・医療・福祉の連携・充実」「出産・子育て環境の充実」が上位を占めるほか、市全体及び中心市街地を含む富山地域で不満の割合が高かった「交通体系の整備」が第 4 位と上位に挙げられている。
- ・まちづくりの目標別に見ると、目標Ⅱ「安心・安全で持続性のある魅力的なまち」では、「最も重点的に取り組むべき施策」として、第 2 位に「交通体系の整備」、第 4 位に「歩いて暮らせるまちづくりの推進」、第 6 位に「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」が上位となっており、引き続き中心市街地の活性化を含むコンパクトなまちの実現に向けた施策の推進が求められている。

■「最も重点的に取り組むべき施策」：上位 10 施策



■「最も重点的に取り組むべき施策」（まちづくりの目標別）：上位 10 施策



(2) 富山市人口ビジョンに関するアンケート調査

■調査実施期間：令和元年 7 月

■調査対象者・回収結果

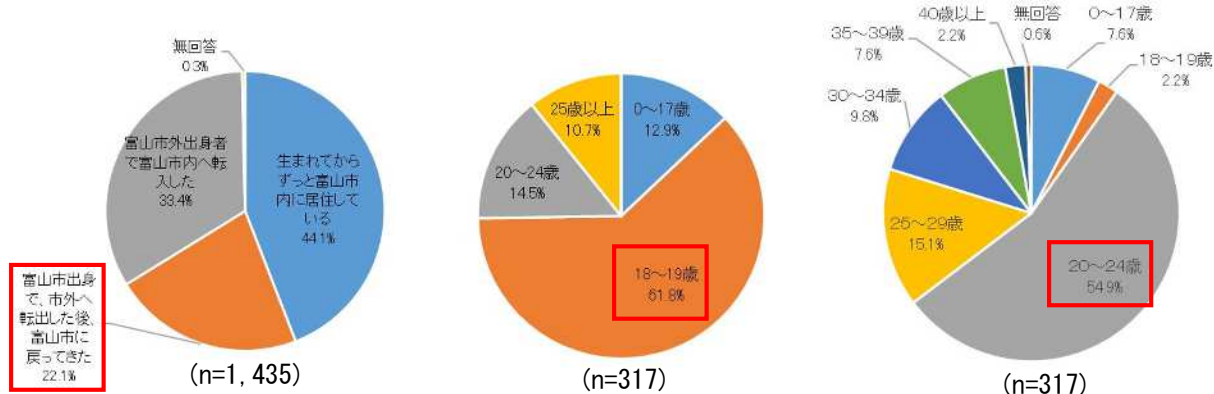
- ・調査対象者：富山市に在住する 16 歳から 49 歳の市民 5,000 人（無作為抽出）
- ・回収数：1,446
- ・回収率：28.9%
- ・郵送による配布・回収

①転出入の傾向

●富山市から転出後、富山市に戻られた方は 2 割程度ある。進学後、就職で戻るケースが多い。富山市に戻る理由としては、家族や地域といった地縁とともに、生まれ育った環境も影響している。

- ・富山市外へ転出した年齢は「18 歳～19 歳（61.8%）」が最も多く、転出するきっかけとしては、「本人または家族の入学、進学（64.4%）」が多い。
- ・転出後、富山市に戻った時の年齢は「20 歳～24 歳（54.9%）」が最も多く、戻るきっかけとしては「本人または家族の就職（44.5%）」が多い。
- ・富山市に戻る理由としては、「家族がいるからという理由（69.7%）」が最も多く、「地域に愛着がある（29.3%）」、「友人がいる（25.6%）」、「水や食べ物おいしい（17.0%）」、「自然環境が良い（13.9%）」など、生まれ育った環境が影響している理由も多い。

■居住の状況(左図)、富山市外へ転出後、富山市に戻った方：転出時の年齢(中図)、戻った時の年齢(右図)



■富山市外へ転出後、富山市に戻った方：富山市外へ転出のきっかけ・複数回答（左図）、富山市内に戻るきっかけ・複数回答（右図）（複数回答：n=317）



■富山市外へ転出後、富山市に戻った方：富山市に戻る理由（複数回答：n=317）

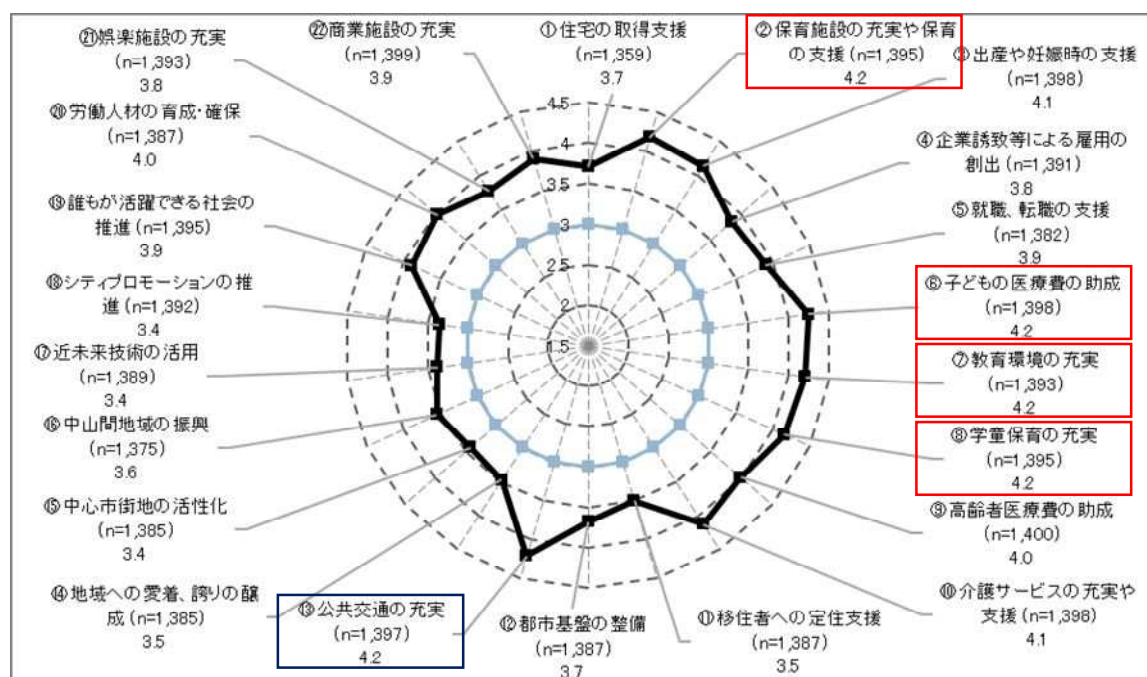


②定住するために重要な市の取り組み

●定住するために重要な市の取り組みとして、「保育施設の充実や保育の支援」「子どもの医療費の助成」「教育環境の充実」「学童保育の充実」等が挙げられる。

- ・「定住するため富山市の取り組みとして今後重要だと思うこと」については、どの項目も総じて重要と評価されており、5段階評価法の平均点3点を上回っている。中でも「②保育施設の充実や保育の支援」、「⑥子どもの医療費の助成」、「⑦教育環境の充実」、「⑧学童保育の充実」、「⑬公共交通の充実」が平均4.2点と高い。

■定住するため富山市の取り組みとして今後重要だと思うこと（複数回答：n=1,435）



(3) 公共交通に関する市民意識調査

■調査実施期間：令和元年 7 月

■調査対象者・回収結果

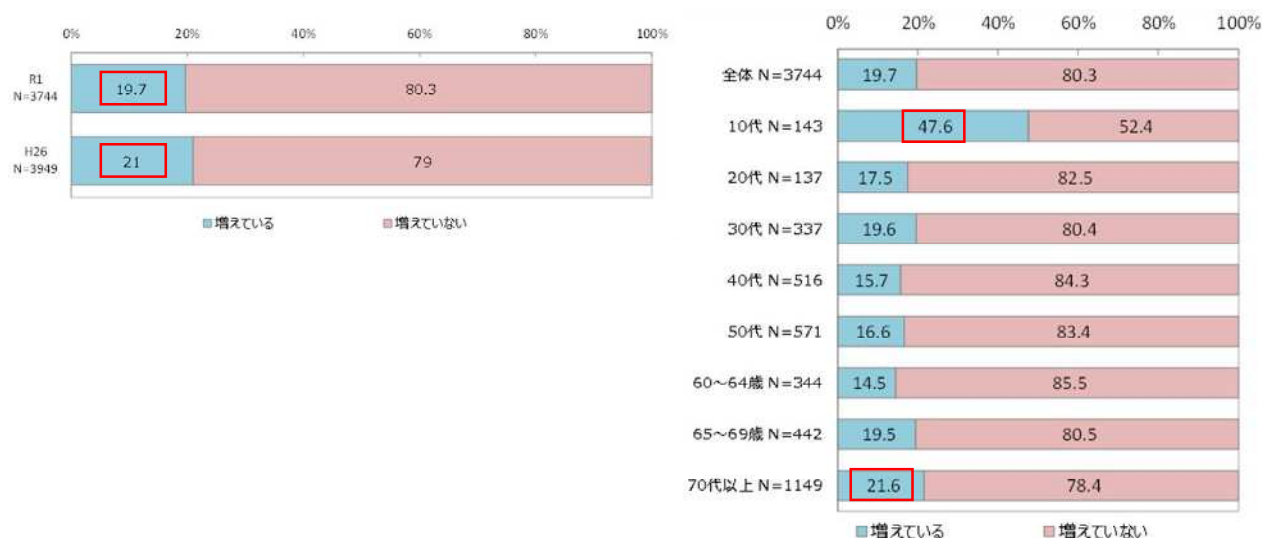
- ・調査対象者：富山市に現在する満 18 歳以上の男女 9,000 人（無作為抽出）
- ・回収数：4,102
- ・回収率：45.6%
- ・郵送による配布・回収

①公共交通の利用機会

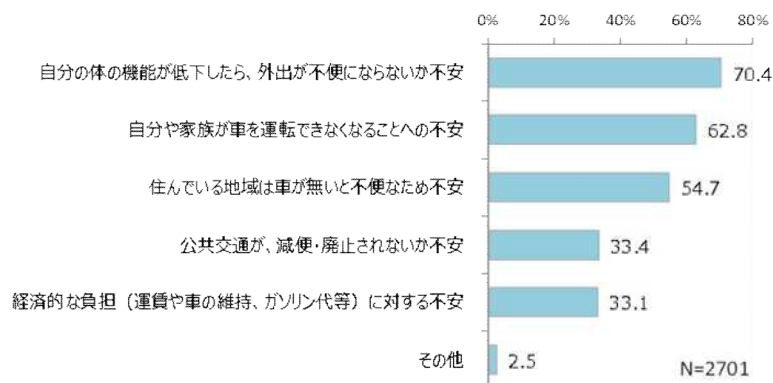
●公共交通を利用する機会が増えていると回答した人は、前回調査（H26）と比べ若干減少し 2 割程度。利用機会が増えている年代は 10 代及び 70 代以上。

●一方、10 年後、移動に何らかの不安があると回答した人の 7 割は、「身体機能の低下に伴い外出が不便になること」への不安を抱えている。

■公共交通の利用機会（左図）、年齢別公共交通の利用機会（右図）



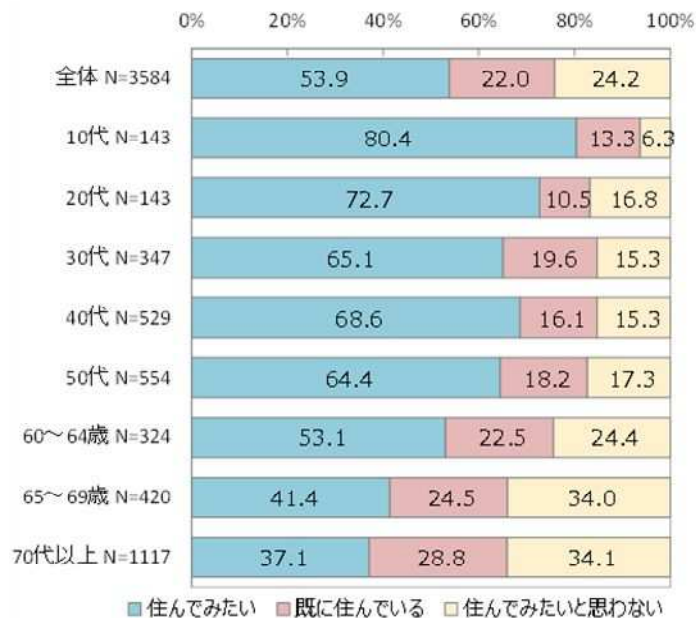
■10 年後の移動の不安に対して「不安がある」人の内容（複数回答：n=2,701）



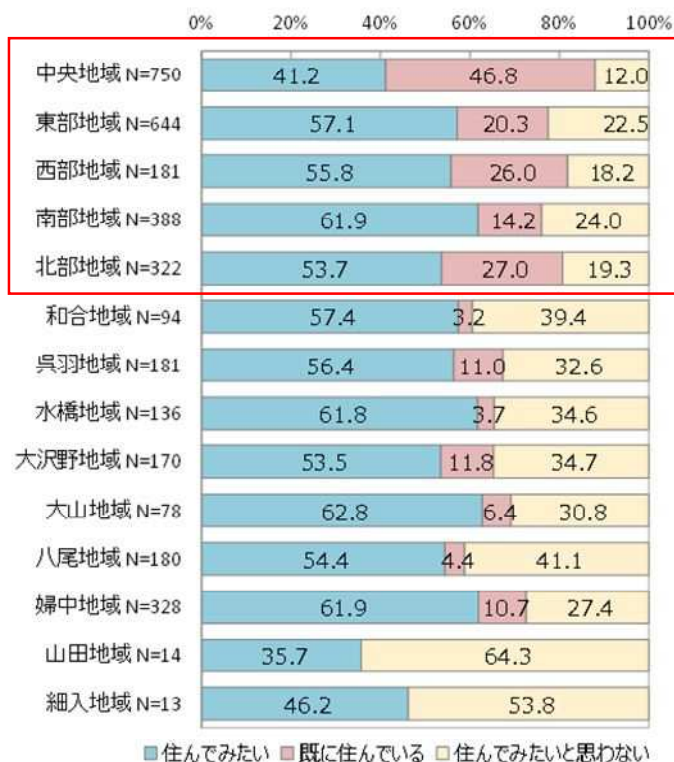
②公共交通が便利な場所での居住希望

- 中心市街地周辺の地域では、公共交通が便利な場所への居住を望んでいる。
- 若い人ほど、公共交通が便利な場所に「住みたい」という割合が高い。

■年齢別の公共交通が便利な場所への居住希望



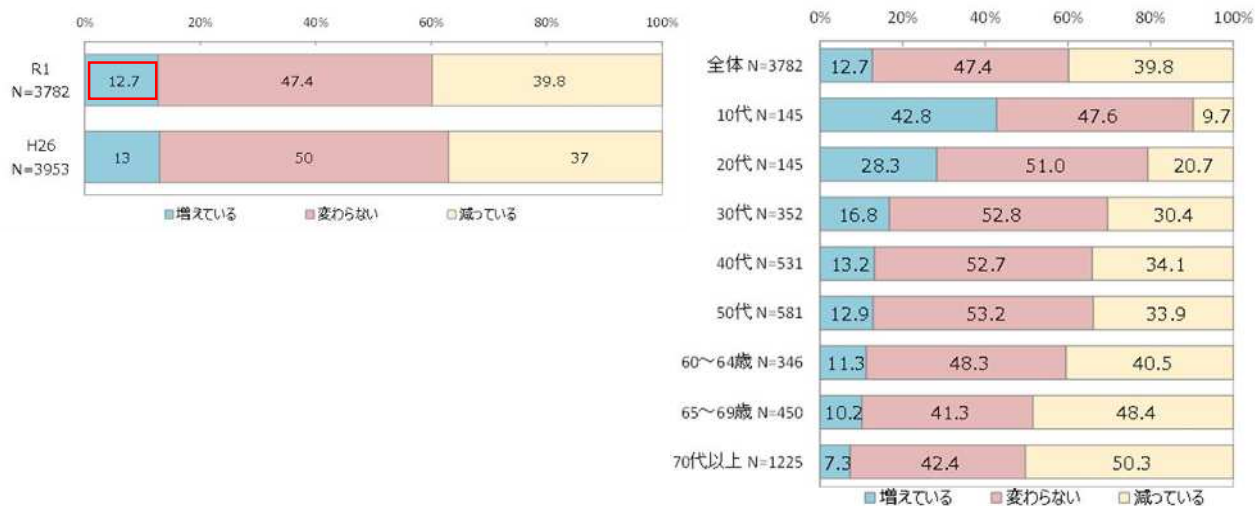
■地域別の公共交通が便利な場所への居住希望



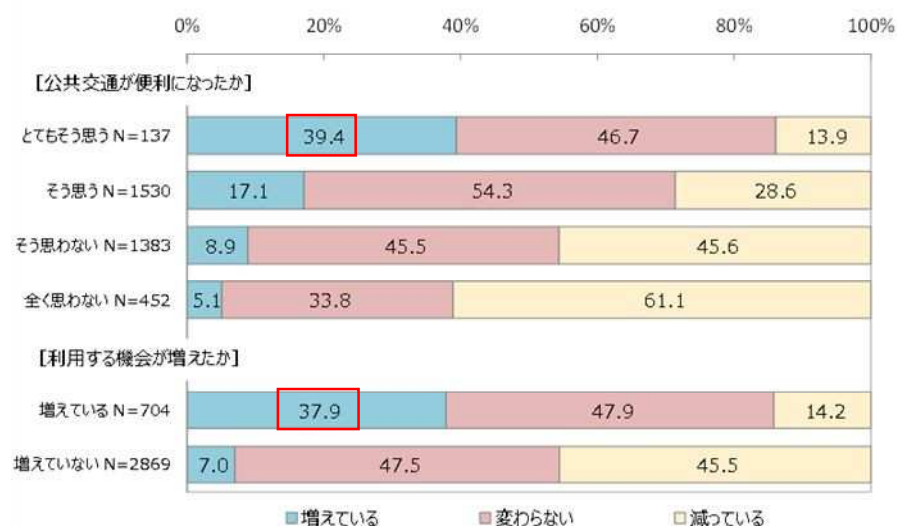
③市の中心部を訪れる機会

- 中心部を訪れる割合は年齢が上がるにつれて減っており、60歳以上の高齢者では半数程度が「減っている」と回答している。
- 公共交通の利便性が良くなるほど、中心部へ訪れる機会が増える傾向がある。
- 公共交通を利用する機会が高くなるほど、中心部へ訪れる機会が増える傾向がある。

■中心部を訪れる機会（左図）、年齢別の中心部を訪れる機会（右図）



■公共交通の利便性・利用機会の増減と中心部を訪れる機会



(4) 都市構造の趨勢を踏まえたコンパクトシティ政策検討調査

■調査実施期間：令和2年1月～2月

■調査対象者・回収結果

- ・直近3年間で移動者の多かった公共交通の利便性の高い地域にかかる町丁の18～79歳までの市民3,000人
- ・回収数：1,027
- ・回収率：34.2%
- ・郵送による配布・回収

①現在の住居を選択する際に重視した項目と今後転居する際に重視する項目の比較

(全世帯)

- 「店舗への近さ」、「公共交通機関までの距離」、「除雪・融雪」が重視されている。

(若い家族世帯)

- 「子供の公共交通機関利用」、「除雪・融雪」、「公共交通の種類」が重視されている。

(50歳以上の世帯)

- 「店舗への近さ」「公共交通までの距離」、「除雪・融雪」、「医療・福祉施設への近さ」が重視されている。

(全世帯)

■今後転居する場合に重視する項目として、現在の住宅を選択した際に重視した項目との順位比較（全体）

項目	現在の住宅での順位	今後の住宅での順位	順位の変化	増加ポイント	ポイントアップの順位
1.自身の公共交通利用	6	9	▲3	12.7	15
2.子供の公共交通利用	16	14	2	21.7	4
3.運行頻度	14	12	2	22.4	3
4.運行時間	15	16	▲1	20.3	8
5.公共交通機関までの距離	7	5	2	24.7	1
6.公共交通機関の種類	11	10	1	18.0	11
7.子供の通園通学先への近さ	9	11	▲2	15.4	12
8.自身の通学・通勤先への近さ	4	8	▲4	0.2	19
9.店舗への近さ	5	3	2	19.4	9
10.医療・福祉施設への近さ	13	13	0	20.6	7
11.新しい住宅地	17	19	▲2	2.0	18
12.道路アクセス	12	17	▲5	10.5	16
13.除雪・融雪	8	6	2	24.4	2
14.敷地面積・駐車場の確保	2	2	0	13.2	14
15.住宅の質	3	4	▲1	9.9	17
16.維持管理に関する労力	10	7	3	21.3	6
17.購入価格・家賃	1	1	0	14.1	13
18.将来売却時の資産価値	19	18	1	18.2	10
19.補助制度の活用	18	15	3	21.4	5

(若い家族世帯)

■今後転居する場合に重視する項目として、現在の住宅を選択した際に重視した項目との順位比較（若い家族世帯）

項目	現在の住宅での順位	今後の住宅での順位	順位の変化	増加ポイント	ポイントアップの順位
1.自身の公共交通利用	7	11	▲ 4	13.4	16
2.子供の公共交通利用	13	7	6	28.1	1
3.運行頻度	16	14	2	16.1	12
4.運行時間	17	18	▲ 1	13.4	15
5.公共交通機関までの距離	10	9	1	24.4	3
6.公共交通機関の種類	15	12	3	19.5	7
7.子供の通園通学先への近さ	4	3	1	19.8	6
8.自身の通学・通勤先への近さ	6	8	▲ 2	5.4	18
9.店舗への近さ	5	5	0	15.8	13
10.医療・福祉施設への近さ	11	13	▲ 2	14.1	14
11.新しい住宅地	14	19	▲ 5	2.9	19
12.道路アクセス	12	17	▲ 5	7.9	17
13.除雪・融雪	8	6	2	25.4	2
14.敷地面積、駐車場の確保	2	2	0	24.0	4
15.住宅の質	3	4	▲ 1	16.5	10
16.維持管理に関する労力	9	10	▲ 1	21.7	5
17.購入価格・家賃	1	1	0	16.5	11
18.将来売却時の資産価値	18	15	3	17.9	9
19.補助制度の活用	19	16	3	17.9	8

(50 歳以上の世帯)

■今後転居する場合に重視する項目として、現在の住宅を選択した際に重視した項目との順位比較（50 歳以上の世帯）

項目	現在の住宅での順位	今後の住宅での順位	順位の変化	増加ポイント	ポイントアップの順位
1.自身の公共交通利用	9	10	▲ 1	24.4	8
2.子供の公共交通利用	16	13	3	24.5	7
3.運行頻度	11	7	4	29.1	5
4.運行時間	12	12	0	23.5	9
5.公共交通機関までの距離	7	3	4	33.1	2
6.公共交通機関の種類	10	11	▲ 1	21.6	11
7.子供の通園通学先への近さ	14	17	▲ 3	13.0	15
8.自身の通学・通勤先への近さ	5	16	▲ 11	3.4	18
9.店舗への近さ	4	2	2	32.3	3
10.医療・福祉施設への近さ	13	6	7	34.6	1
11.新しい住宅地	18	19	▲ 1	-3.7	19
12.道路アクセス	19	18	1	20.4	13
13.除雪・融雪	6	4	2	31.5	4
14.敷地面積、駐車場の確保	2	5	▲ 3	4.4	16
15.住宅の質	3	8	▲ 5	4.3	17
16.維持管理に関する労力	8	9	▲ 1	21.7	10
17.購入価格・家賃	1	1	0	16.4	14
18.将来売却時の資産価値	15	14	1	21.3	12
19.補助制度の活用	17	15	2	25.8	6

(5) 大学生へのアンケート調査

■調査実施期間：令和3年8月

■調査対象者・回収結果

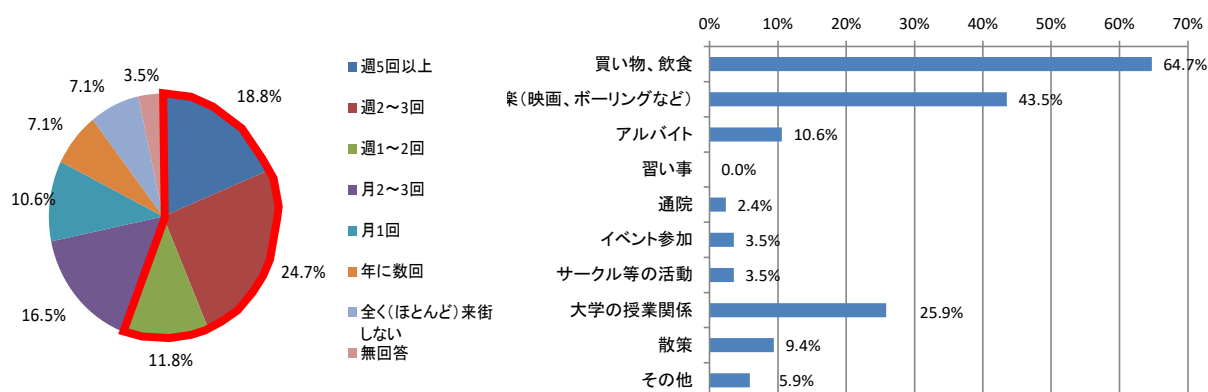
- ・富山市内及び近郊の大学(3校)、短期大学(1校)、高等専門学校(1校)の学生
- ・回収数：85
- ・大学、短期大学、高等専門学校別の学生に対しメールによる配布・回収

① 中心市街地の来街頻度、来街目的、中心市街地によく訪れる場所・施設

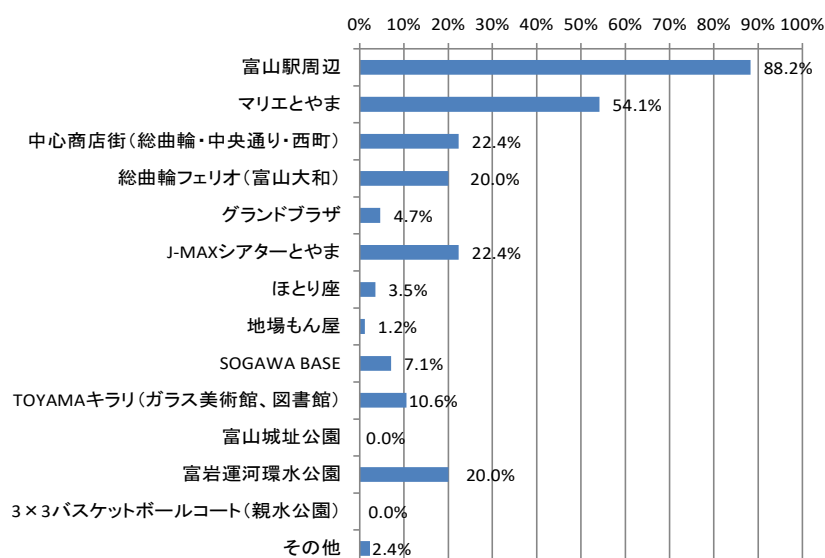
- 「週1～2回」以上、中心市街地を訪れる方は全体の55.3%ある。
- 中心市街地の主な来街目的としては「買い物、飲食」、「娯楽」、「大学の授業関連」が上位に挙げられる。
- 中心市街地によく訪れる場所・施設としては、「富山駅周辺」、「マリエとやま」、「中心商店街（総曲輪・中央通り・西町）」が上位に挙げられる。

■中心市街地への来街頻度 (n=85)

■主な来街目的 (複数回答：n=85)



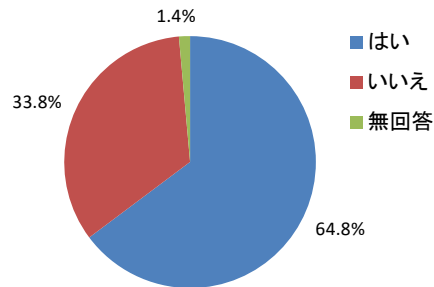
■中心市街地によく訪れる場所・施設 (複数回答：n=85)



② 中心市街地への居住意向

- 「中心市街地に暮らしたいという意向は全体の 64.8%ある。」

■ 中心市街地に暮らしたいという意向 (n=85)



(6) 空き店舗に関するアンケート調査

■ 調査実施期間：令和 3 年 9 月

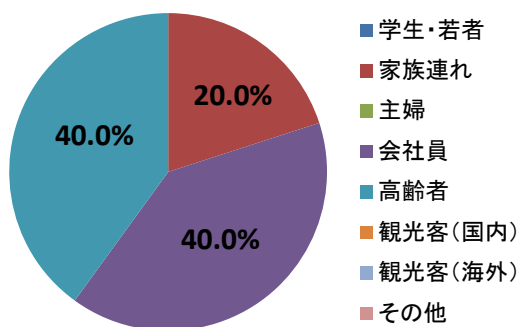
■ 調査対象者・回収結果

- ・ 富山市中心商業地区の 5 商店街
- ・ 回収数：5
- ・ 直接配布、郵送回収

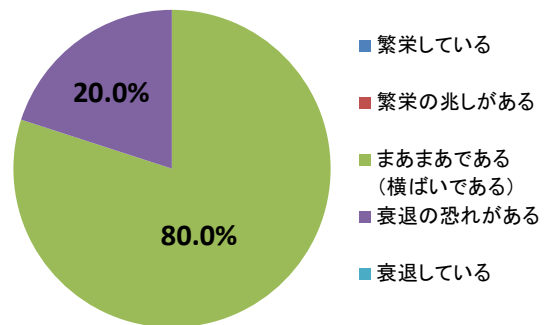
① 商店街の客層、景況、組織の状況

- 中心商業地区の商店街の客層は「高齢者」「会社員」「家族連れ」が上位に挙げられる。
- 中心商業地区の商店街の景況は、概ねが「横ばい傾向」である。一部、衰退の恐れがある。
- 最近 3 年間で組合員数が減ったという商店街が多く、商店街への加入促進の対策が講じられていない傾向にある。

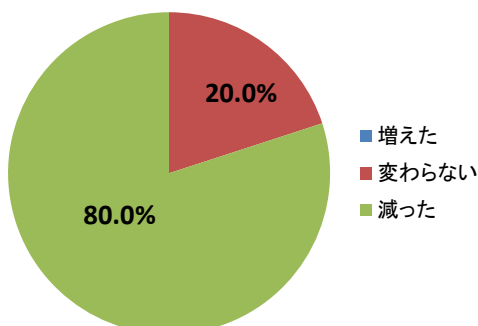
■ 商店街の客層 (上位 1) (n=5)



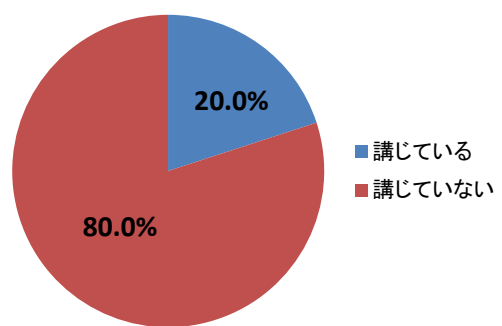
■ 商店街の景況 (n=5)



■ 最近 3 年間の組合員数の変化 (n=5)



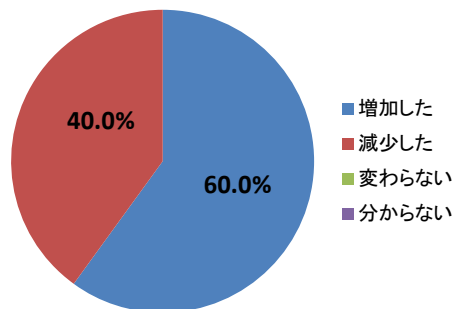
■ 商店街への加入促進のための対策 (n=5)



②商店街の空き店舗の状況

- 5年前と比較して、3商店街では空き店舗が増加している。一方、2商店街では減少している。
- 空き店舗が生じる原因として「経営不振のための廃業・撤退」「店主の高齢化・後継者の不在」「よりよい立地・店舗条件を求めての移転」が上位に挙げられる。
- 空き店舗状態が続いている原因として「商店街のにぎわいが少ないため」「家賃等の条件の折り合いがつかないため」「築年数が古く、耐震工事などの補修・改修を行っておらず貸しにくいいため」が上位に挙げられる。
- 3商店街では空き店舗対策が講じられていない。

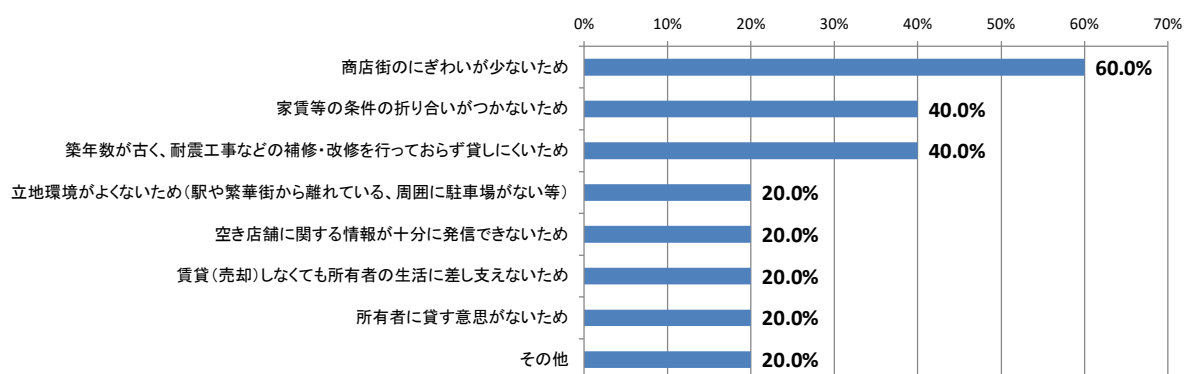
■5年前と比べた空き店舗の数（n=5）



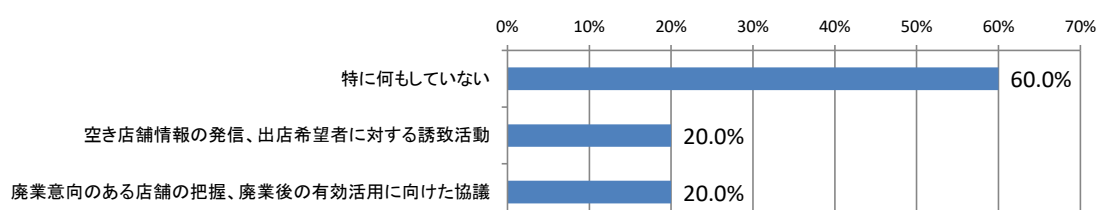
■空き店舗が生じた原因（複数回答：n=5）



■空き店舗状態が続いている原因（複数回答：n=5）



■実際に行っている空き店舗対策（n=5）



[4] これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証

(1) 富山市中心市街地活性化基本計画（前計画）の概要

本市では、平成 29 年 3 月に 3 期目となる富山市中心市街地活性化基本計画（前計画）の認定を受け、第 2 期基本計画までの成果を活かし、以下の方針・目標を掲げて中心市街地活性化に向けた各種事業を実施してきた。

■ 計画期間：平成 29 年 4 月～令和 4 年 3 月（計画期間 5 年）

■ 区域面積：約 436ha

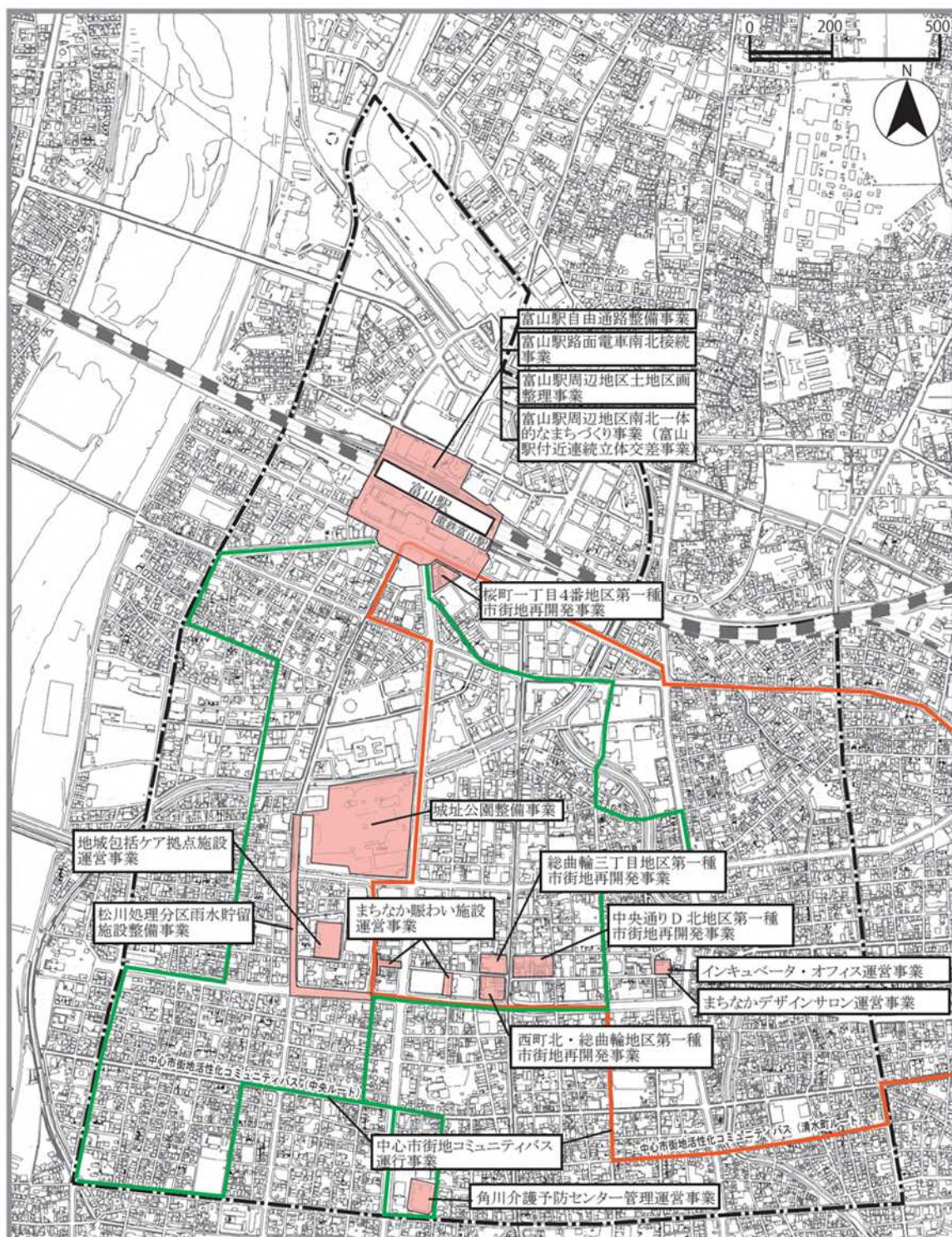
■ 中心市街地の将来像

『人が集い、人で賑わう、誰もが生き生きと活躍できるまち』

■ 基本方針・目標・指標

基本的な方針	中心市街地の 活性化の目標	目標指標	基準値	目標値
【公共交通・都市空間】 移動環境の充実と魅力ある まちなみの創出により、 人で賑わう中心市街地 の形成	目標① 公共交通の強化 と魅力ある都市 空間の創出	指標① 路面電車（市内電車 及び富山ライトレール） 一日平均乗車人数	19,193人 (H27)	20,000人 (R3)
【商業・賑わい】 まちなかの商業、文化等 を活かした特徴的なエリ アづくりを推進する中心 市街地の形成	目標② 伝統と革新が融合した 商業・賑わいの再生	指標② 中心商業地区及び富山 駅周辺地区の歩行者通 行量（日曜日）	44,374人 (H27) (年 4 回調査の平均)	46,000人 (R3)
【暮らし】 都市機能が集積し、生涯 安心して健康でアクティ ブに活動できる中心市街 地の形成	目標③ 誰もが生き生きと暮らし 活躍している選ばれる まち	指標③－1 中心市街地の居住人口 の社会増加	747人 (74人増/年) (H17～H27の合計)	370人 (74人増/年) (H28～R3の合計)
		指標③－2 中心市街地の健康な高 齢者の割合 【前期高齢者：65～74 歳】 【後期高齢者：75歳以 上】 (65歳以上の高齢者 で、介護保険の要支援・ 要介護認定を受けてい ない人の割合)	前期高齢者 95.5% (H27) 後期高齢者 62.9% (H27)	前期高齢者 95.6%以上 (R3) 後期高齢者 62.9%以上 (R3)

■ 事業実施箇所



● ソフト事業や事業位置が特定しにくい事業等

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ まちなか景観形成推進事業 ・ 街区公園活用推進事業 ・ 合流式下水道区域浸水対策事業 ・ 歩道のリフレッシュ事業 ・ 道路景観形成事業 ・ 幹線バス路線活性化事業 ・ 自転車利用環境整備事業 ・ 中心市街地美観創出保全事業 ・ 大型商業施設等誘致事業 ・ 中心市街地における公共施設跡地活用事業 ・ 地域包括ケアシステム構築事業 ・ 児童館整備事業 ・ まちなか芸術・文化施設等運営事業 ・ 市内博物館・美術館巡回バス事業 ・ 住替え支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ まちなか居住推進事業 ・ 生活利便施設充実事業 ・ 大規模小売店舗立地法の特例措置 ・ 中心商店街出店促進・空店舗活用事業 ・ まちなかイベント開催事業 ・ エリアマネジメント強化事業 ・ 高齢者人材活用推進事業 ・ 公衆無線 LAN 環境整備運営事業 ・ 中心商店街にぎわいイベント事業 ・ 中心商店街若者回遊事業 ・ プレイスメイキング推進事業 ・ 花で潤う街「フローラルとやま」創出事業 ・ まちづくり会社機能強化事業 ・ 高齢者外出促進事業 ・ NPO等民間団体支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ まちなか学生連携事業 ・ まちなか観光推進事業 ・ まちなか情報発信事業 ・ 交通空間の利活用交流推進事業 ・ まちなか芸術・文化等創造事業 ・ 高山本線活性化事業 ・ 自転車市民共同利用システム ・ 公共交通サイクルボーター事業 ・ 市民意識啓発事業（モビリティ・マネジメント） ・ 駅周辺イベント開催事業 ・ 公共交通親子でおでかけ事業 ・ まちなか観光地回遊促進事業 ・ シティプロモーション推進事業 ・ シビックプライド醸成事業 ・ とやま「歩く人。」プロジェクト推進事業 |
|---|---|--|

(2) 事業の進捗状況等

前計画で掲げた 61 事業の進捗状況及び事業効果等は以下のとおりである。

■61 事業の進捗状況

	完了	事業中	未着手	計
① 公共交通体系の整備による利便性向上	1	8	—	9
② 魅力ある都市空間の整備	2	15	—	17
③ 質の高い文化等の享受と創造	—	3	—	3
④ まちの魅力による地域の活性化	4	15	1	20
⑤ 市民が活躍するまちづくり	1	6	—	7
⑥ 質の高いライフスタイルの実現	—	5	—	5
計	8	52	1	61

■未着手事業の状況

①公共交通体系の整備による利便性向上（未着手事業：なし）

②魅力ある都市空間の整備（未着手事業：なし）

③質の高い文化等の享受と創造（未着手事業：なし）

④まちの魅力による地域の活性化（未着手事業：1 事業）

事業名	実施主体	状況
西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業	西町北・総曲輪地区市街地再開発準備組合	H27.8 再開発準備組合設立 区域面積 0.774h 敷地面積 約 4,700 m ² 今後のスケジュール 未定

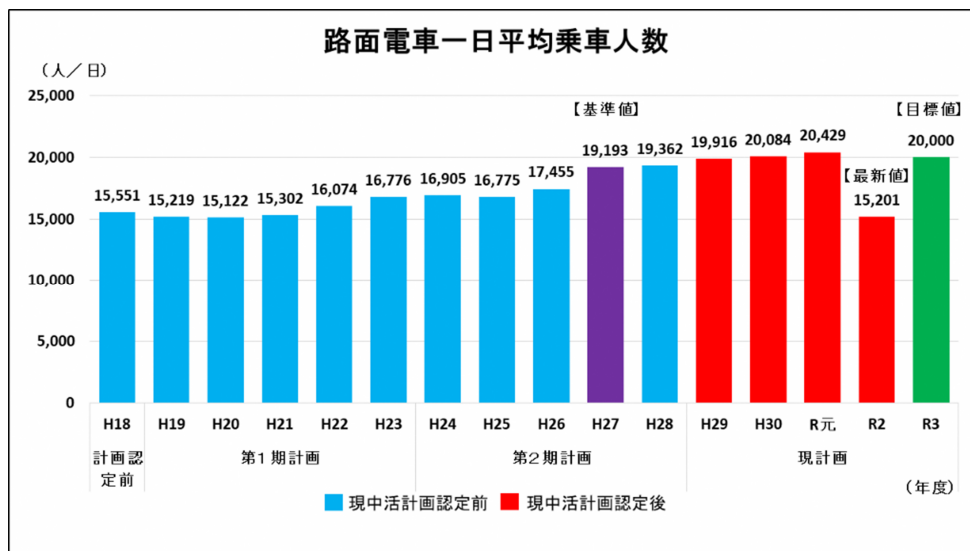
⑤市民が活躍するまちづくり（未着手事業：なし）

⑥質の高いライフスタイルの実現（未着手事業：なし）

(3) 目標指標の達成状況の評価

①路面電車市内線一日平均乗車人数

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値
公共交通の強化と魅力ある都市空間の創出	路面電車一日平均乗車人数	19,193人 (H27)	20,000人 (R3)	15,201人 (R2)



※調査方法：実測値による平均人数

※調査月：通年

※調査主体：（R元年度まで）富山地方鉄道株式会社及び富山ライトレール株式会社
（R2年度以降）富山地方鉄道株式会社

※調査対象：路面電車市内線及び富山港線（旧富山ライトレール線）

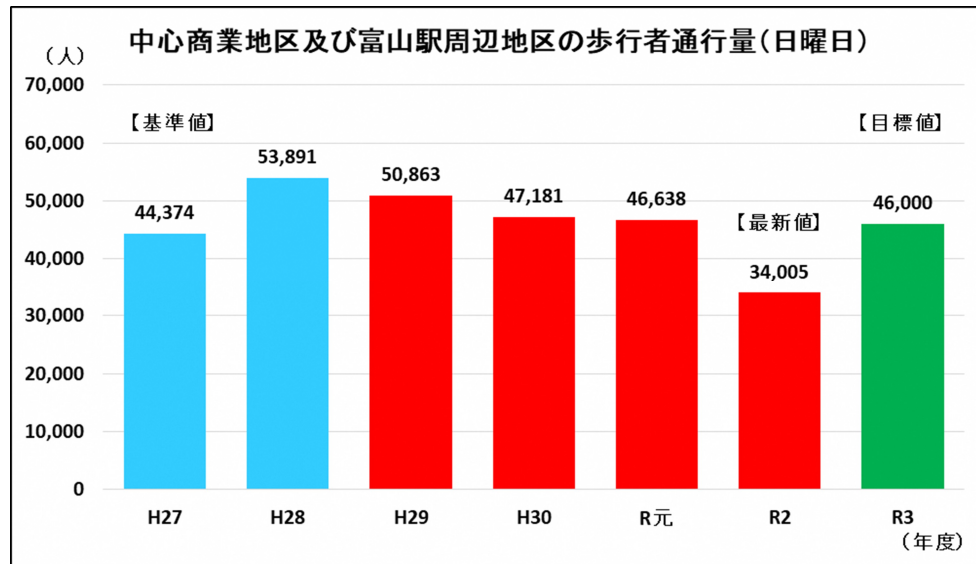
令和2年度の「路面電車一日平均乗車人数」は、15,201人となり、前年度との比較では5,228人（約25.76%）減少し、基準年度である平成27年度との比較でも3,992人（約20.8%）減少している。

これは、新型コロナウイルス感染拡大による不要不急の外出自粛、商業施設の休業および時短営業の実施、高校等の臨時休業や在宅勤務の導入などの影響により、公共交通機関の利用者が減少したことが大きな要因と考えられる。ただし、令和2年秋以降は、通勤・通学客の利用が戻ってきたことにより前年度の約9割まで回復してきている。

令和2年3月に、富山駅路面電車南北接続事業が完成し、路面電車の利便性は格段に向上しており、感染状況が収束に向かえば利用者数はさらに増加し、目標は達成可能と見込んでいる。

②中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値
伝統と革新が融合した商業・賑わいの再生	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	44,374人（H27）	46,000人（R3）	34,005人（R2）



※調査方法：富山市歩行者通行量調査

（中心商業地区5地点、富山駅周辺地区4地点、11時間連続調査）

※調査月：令和2年5、8、11月、令和3年3月の日曜日（各月1日間）

※調査主体：富山市、富山商工会議所

※調査対象：歩行者、自転車

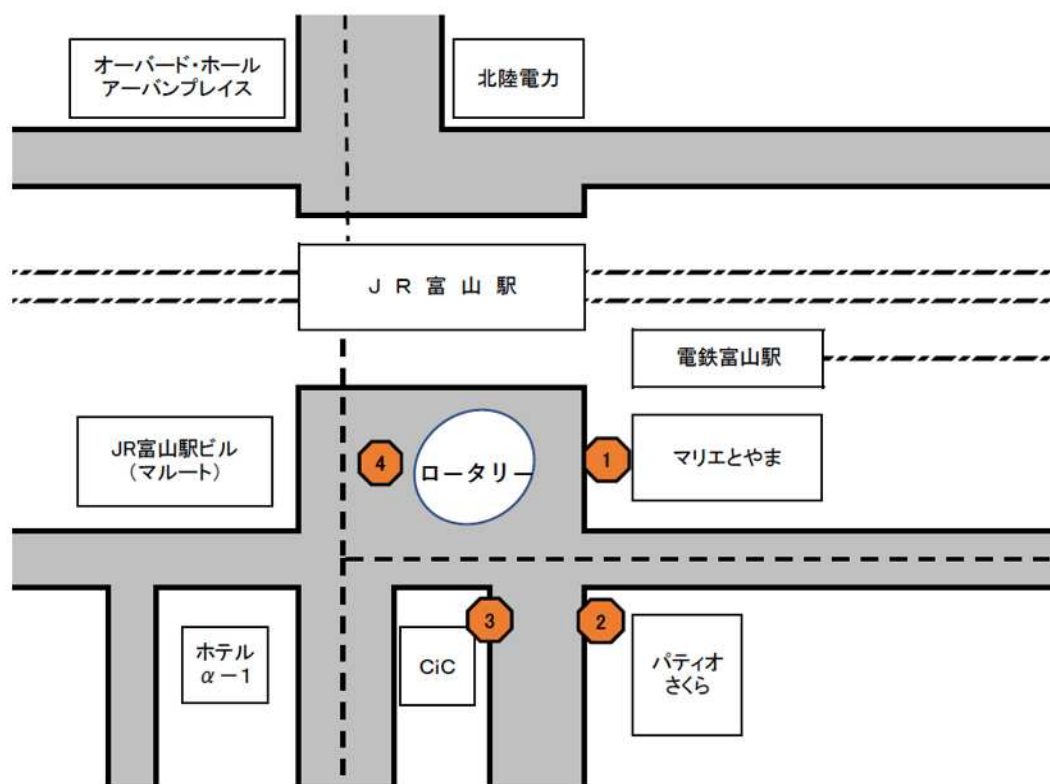
令和2年度の中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量は34,005人となり、前年度に比べ12,633人（約27.1%）減少し、目標値である46,000人を大きく下回っている。特に富山駅周辺地区で大きく落ち込んでおり、前年度に比べ10,000人余り減少している。これは、新型コロナウイルスの感染拡大による不要不急の外出自粛、商業施設の休業および時短営業の実施や国外からの入国規制などの影響により、新幹線を含めた公共交通機関を利用して富山駅を訪れる市民、観光客が減少したためと考えられる。

また、中心商業地区においても、前年度に比べ約2,500人減少しているが、一方で「総曲輪三丁目地区第一種市街地再開発事業」により完成した複合施設内に、飲食店や物販店の入る商業施設が昨年7月に開業して以降、新たな賑わいが創出されており、施設付近の歩行者通行量に増加の傾向が見られる。

さらに、今後、ワクチンの接種が進むことにより、感染状況に改善が見られるようになれば、外出機運の高まりやイベントの開催が増加し、歩行者通行量が回復するものと考えられ、目標は達成可能と見込んでいる。

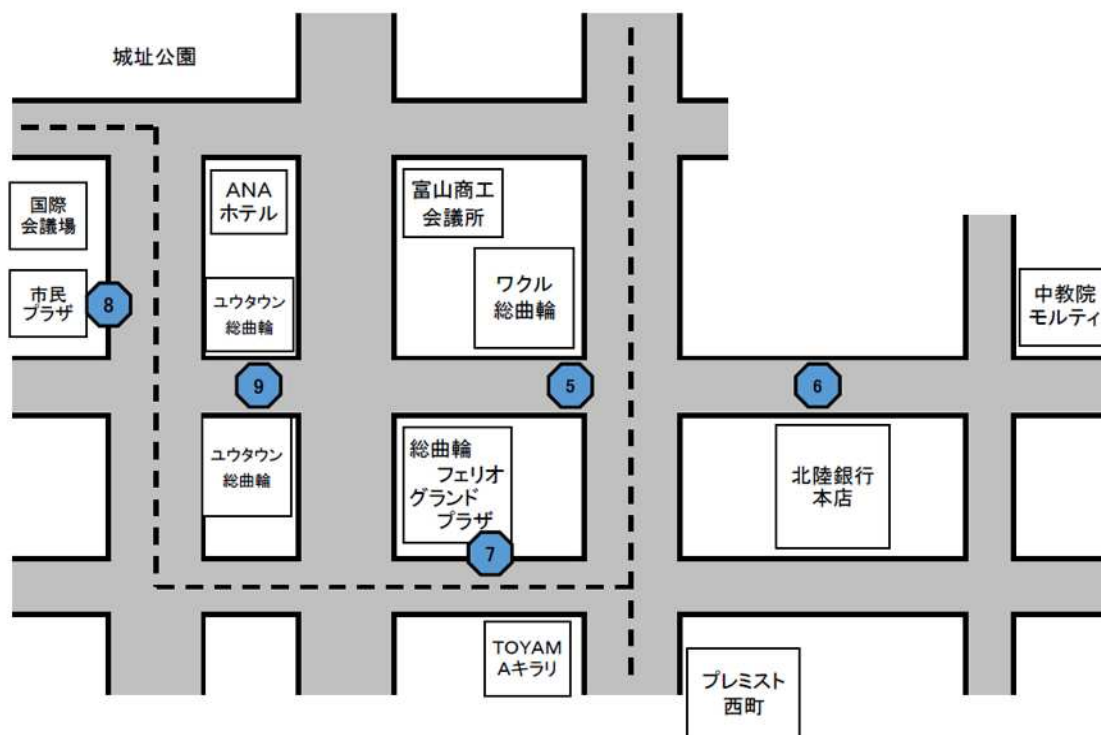
●歩行者通行量調査地点

【富山駅周辺地区】



①マリエとやま西側 ②パティオさくら前(旧みずほ信託銀行前) ③CiCビル東側 ④富山駅南口ロータリー西側

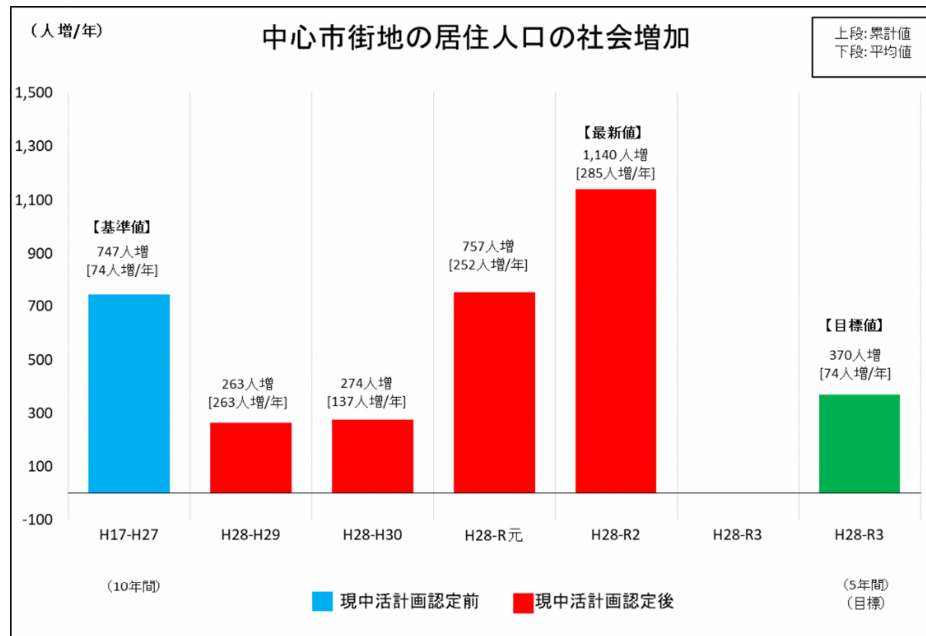
【中心商業地区】



⑤旧富山西武南側 ⑥北陸銀行本店北側 ⑦インフェイズ前 ⑧市民プラザ前(東西歩道前)
⑨ユメタウン総曲輪駐車場入口前

③ 中心市街地の居住人口の社会増加

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値
誰もが生き生きと暮らし活躍している選ばれるまち	中心市街地の居住人口の社会増加	74 人増/年	370人増 (H28-R3)	1,140人増 (H28-R2)



※調査方法：住民基本台帳データに基づく
 ※調査月：毎年7月～翌年6月
 ※調査主体：富山市
 ※調査対象：中心市街地の居住者

中心市街地の居住人口の社会増加は、令和元年から令和2年にかけて384人となっている。現計画期間中の社会増加の合計は、1,140人増（285人増/年）となり、目標値である5年間で370人増（74人増/年）をすでに大きく上回り達成している。

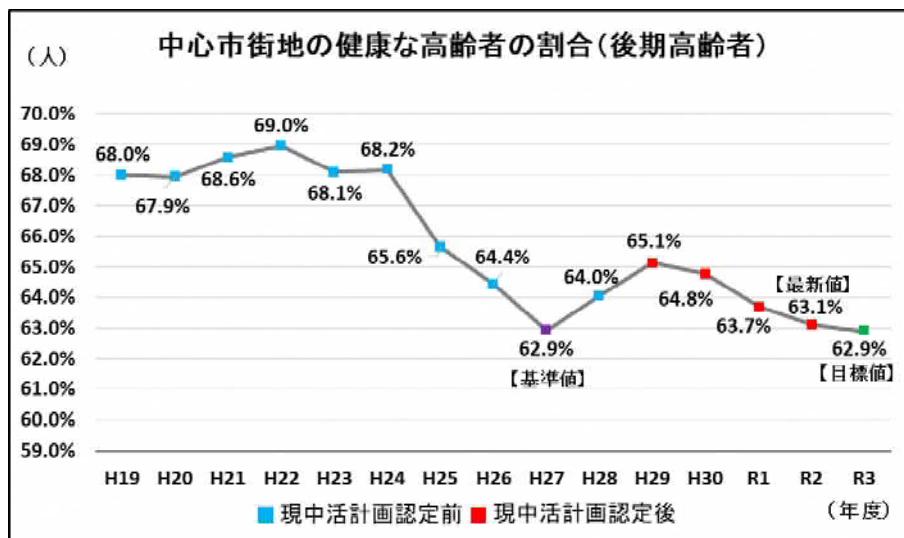
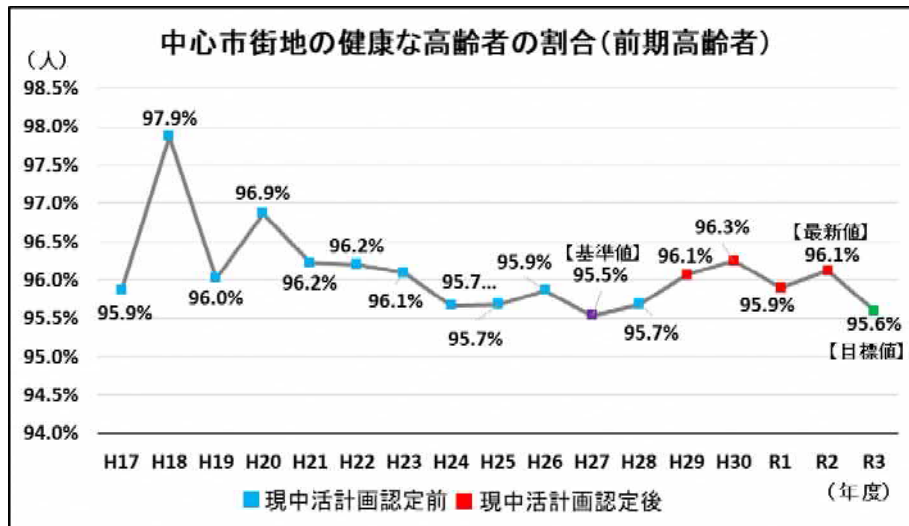
これは、「総曲輪三丁目地区第一種市街地再開発事業」により、分譲マンションが完成したことや、「まちなか居住推進事業」により、まちなかにおける住宅の取得や共同住宅の建設などに対する支援の効果が顕著に現れたものと考えられる。

また、中心市街地における居住人口の社会増加が継続している理由としては、循環型コミュニティバス「まいどはやバス」の運行や自転車市民共同利用システムの供用といったまちなかにおける公共交通の利便性の向上や、新鮮な地場産品を取り扱う「地場もん屋」をはじめとした生活利便施設の整備など、居住するための環境が整ってきたことでまちなかでの居住ニーズが高まっていることも要因と考えられる。

今後も、再開発事業や民間による分譲マンションの建設が予定されており、中心市街地の居住人口の社会増加は継続するものと見込まれる。

④ 中心市街地の健康な高齢者の割合

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値
誰もが生き生きと暮らし活躍している選ばれるまち	中心市街地の健康な高齢者の割合	【前期高齢者】 95.5% 【後期高齢者】 62.9% (H27)	【前期高齢者】 95.6%以上 【後期高齢者】 62.9%以上 (R3)	【前期高齢者】 96.1% 【後期高齢者】 63.1% (R2)



※調査方法：介護保険の要介護・要支援データ

※調査月：各年6月末時点

※調査主体：富山市

※調査対象：中心市街地に居住している65歳以上の高齢者

中心市街地の健康な高齢者の割合は、前期高齢者においては96.1%と、前年度と比較して0.2ポイント増となり、目標値を0.5ポイント上回っている。

また、後期高齢者においては、63.1%となり、前年度との比較では0.6ポイント減少したものの、目標値を0.2ポイント上回っている。

これは、高齢者の健康づくりを支える「角川介護予防センター」における温泉水を活用した水中運動やパワーリハビリテーションなど複合的な介護予防プログラムの提供や「まちなか総合ケアセンター」における在宅医療の推進をはじめとした地

域包括ケア拠点施設としての総合的な支援に加え、まちなかへの外出機会を創出し健康寿命を延伸する「おでかけ定期券事業」等を実施した効果が現れたものと考えている。

今後も引き続き、角川介護予防センターやまちなか総合ケアセンターの利用促進や、歩行補助車の貸出によるまちなかの外出環境の整備、孫とおでかけ事業の実施など、高齢者の外出と多世代交流を促していくことで、目標は達成可能と見込まれる。

(4) 中心市街地活性化協議会の意見

前計画のフォローアップに関する報告における、中心市街地活性化協議会の意見は以下のとおり整理する。

<平成 29 年度>

「中心市街地の活性化」と合わせ、コンパクトなまちづくりを推進するための 3 本柱とされている「公共交通の活性化」や「公共交通沿線地区への居住推進」についても、持続可能な都市経営の実現を目指し引き続き推進され、鉄軌道をはじめとする公共交通沿線に地域の核となる拠点を整備するとともに、日常生活に必要な都市機能の誘導を図り、全市的にコンパクトなまちづくりを推進し、中心市街地はもとより、市域全体の活性化が図られるよう努められたい。

<平成 30 年度>

令和 2 年 3 月には、念願であった富山駅周辺地区の南北一体的なまちづくりの要であり、コンパクトシティの 1 つの到達点である「路面電車の南北接続事業」が完成を迎える予定である。この都市機能の更新により、人の流れが劇的に変化し、中心市街地活性化においても大きな効果をもたらすものと期待しており、路面電車の南北接続事業の効果を最大限に引き出すことが極めて重要であることから、この機を逃すことなく確実に捉え、中心市街地の活性化を加速的かつ質の高いものとするために、官民がより一層の連携強化を図る必要があると考える。

<令和元年度>

去る 3 月 21 日には富山市民 100 年の夢であった「路面電車南北接続事業」が完成したところであり、富山駅で南北に分断された市街地の一体化が実現し、富山市がぶれることなく推進してきた「コンパクトなまちづくり」が大きな到達点を迎えたことは大変喜ばしく、中心市街地においてもこの事業効果を最大限に生かすために、官民がより一層の連携強化を図り、中心市街地の更なる活性化に向けて共に取り組んでいきたいと考えている。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることを受け、中心市街地においても来街者の減少や各種イベントの開催が取りやめになるなど、影響が色濃く出ているところであるが、事態の終息を迎えた日には、これまで以上の活力を中心市街地に生み出せるよう、最善の準備を行う必要があると考える。

<令和 2 年度>

未だ、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況ではあるが、ニューノーマル（新しい生活様式）に対応しながら、これまでの流れを止めることなく、計画に位置付けた各種事業をぶれることなく着実に実施し、感染拡大が収束に向かった際には、これまで以上の賑わいを中心市街地に生み出すとともに、現在実施されている「富山市センサーネットワークを利活用した実証実験」で得たデジタルデータを中心市街地の活性化や賑わいの創出のために活用する等、引き続き行政と民間がより密接に連携していくことが重要である。

(5) 富山市中心市街地活性化基本計画（前計画）の評価まとめ

第3期中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業の展開

【目標指標の達成状況の評価】

●計画に掲げた目標指標のうち、令和元年度にはすべての目標指標の目標値を達成していた。しかし、令和2年度はコロナ禍の影響により、指標①及び②について目標値を下回った

■目標①：公共交通の強化と魅力ある都市空間の創出

⇒指標①：路面電車一日平均乗車人数・・・目標値 20,000 人（R3）/最新値 15,201 人（R2）

■目標②：伝統と革新が融合した商業・賑わいの再生

⇒指標②：中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）

・・・目標値 46,000 人（R3）/最新値 34,005 人（R2）

■目標③：誰もが生き生きと暮らし活躍している 選ばれるまち

⇒指標③：中心市街地の居住人口の社会増加

・・・目標値 370 人増（H28-R3）/最新値 1,140 人増（H28-R2）

⇒指標④：中心市街地の健康な高齢者（前期・後期）の割合

・・・前期高齢者：目標値 95.5%以上（R3）/最新値 96.1%（R2）

・・・後期高齢者：目標値 62.9%以上（R3）/最新値 63.1%（R2）

【富山市民意識調査】

●「交通体系の整備」「歩いて暮らせるまちづくり」に対する市民満足度は低い。

●「重点的に取り組むべき施策」の上位には、「交通体系の整備」が挙げられており、市民の期待は大きい。

●「広域・滞在型観光」、「地域・自治体としてのブランディングとシティプロモーション」に対する不満もある。

【富山市人口ビジョンに関するアンケート調査、公共交通に関する市民意識調査】

●中心市街地周辺の地域では、公共交通が便利な場所への居住を望んでいる。また、若い人ほど、公共交通が便利な場所に「住みたい」という割合が高い。

【第3期富山市中心市街地活性化基本計画の事後評価（まとめ）】

●第3期富山市中心市街地活性化基本計画の取り組みの成果として、富山駅の路面電車南北接続などの主な都市基盤整備は概ね完了し、計画に掲げた数値目標も概ね達成しつつある。

（※ただし、指標①と指標②は、コロナ禍前の令和元年度には数値目標を達成）

●富山市民意識調査における「交通体系の整備」、「歩いて暮らせるまちづくり」に対する不満は依然として高く、まちづくりの目標別の「最も重点的に取り組むべき施策」としても「交通体系の整備」、「歩いて暮らせるまちづくりの推進」、「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」が上位となっている。

また、富山市人口ビジョンに関するアンケート調査等においても、定住に資する取り組みとして、公共交通の利便性向上が重視されていることから、引き続き中心市街地活性化を含むコンパクトなまちづくりに取り組んでいく必要がある。

●また、「広域・滞在型観光」、「地域・自治体としてのブランディングとシティプロモーション」に対する不満もあることから、市民がより一層賑わいを実感し、市民満足度の高い中心市街地を形成することが求められる。

●コンパクトなまちづくりをさらに深化させるため、「歩きたくなるまちづくり」を推進するとともに、行政が主導する事業の実施によって市民にまちの賑わいや魅力を実感してもらっただけでなく、事業者や地域住民等が主役となって活性化に向けた各種事業に取り組むことにより、中心市街地のさらなる活性化を図ることが重要と考えられることから、第4期計画を策定し、切れ目なく各種事業に取り組む必要がある。

[5] 中心市街地活性化の課題

前述の地域の現状分析や地域住民等のニーズ分析、前計画の総括等により、本市の中心市街地活性化に対する新たな課題を以下のとおり整理する。

①公共交通・都市空間に係る課題

- 富山駅北地区への回遊性の弱さ
- 富山駅北地区における都市空間の魅力向上
- 誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供

路面電車一日平均乗車人数（市内軌道線＋富山港線（旧富山ライトレール線））の推移は、令和元年度までは増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染拡大による不要不急の外出自粛、商業施設の休業及び時短営業の実施、在宅勤務の導入などに伴い令和2年度は前年度に対して約25%減少した。（参考1）

令和2年度に実施した富山市民意識調査からは「交通体系の整備（公共交通の利便性の向上、生活交通の確保など）」、「歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトなまちの実現、公共交通沿線居住者の推進など）」に対する不満が上位に挙げられている。（参考2）

令和2年3月の富山駅における路面電車南北接続事業の完成により、市内軌道線と富山港線（旧富山ライトレール線）が接続し、直通運転が実現した。また、令和3年3月には、市道富山駅北線（ブルーバール）に新停留場が設けられ、富山駅北地区へアクセスしやすい環境が整えられてきた。

■参考1_路面電車一日平均乗車人数の推移（人/日）



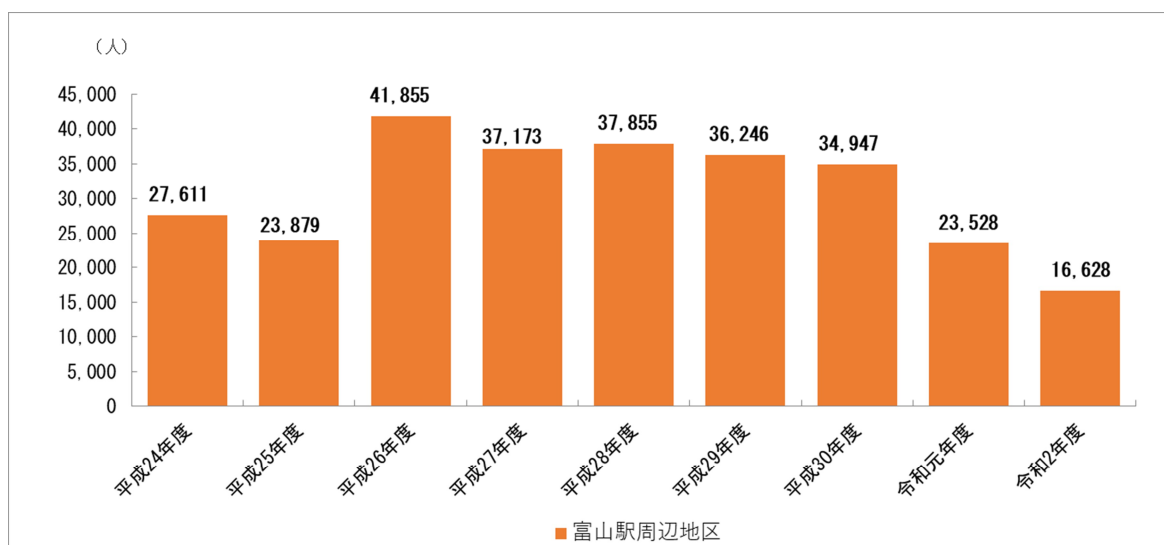
■参考 2_富山市民意識調査（令和 2 年 7 月）

「不満」（不満＋やや不満）：10 位以内＜全体・経年変化＞



富山駅周辺の歩行者通行量は、平成 27 年 3 月の北陸新幹線の開業後、大きく増加した。令和元年度及び 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け減少した。(参考 3)

■参考 3_富山駅周辺地区の歩行者通行量の推移（日曜日）



※富山駅周辺 6 地点（マリエとやま西側、パティオさくら前、CiC ビル東側、富山駅地下道南口、富山駅地下道北口、富山駅北口（自由通路））の合計値の年 4 回平均

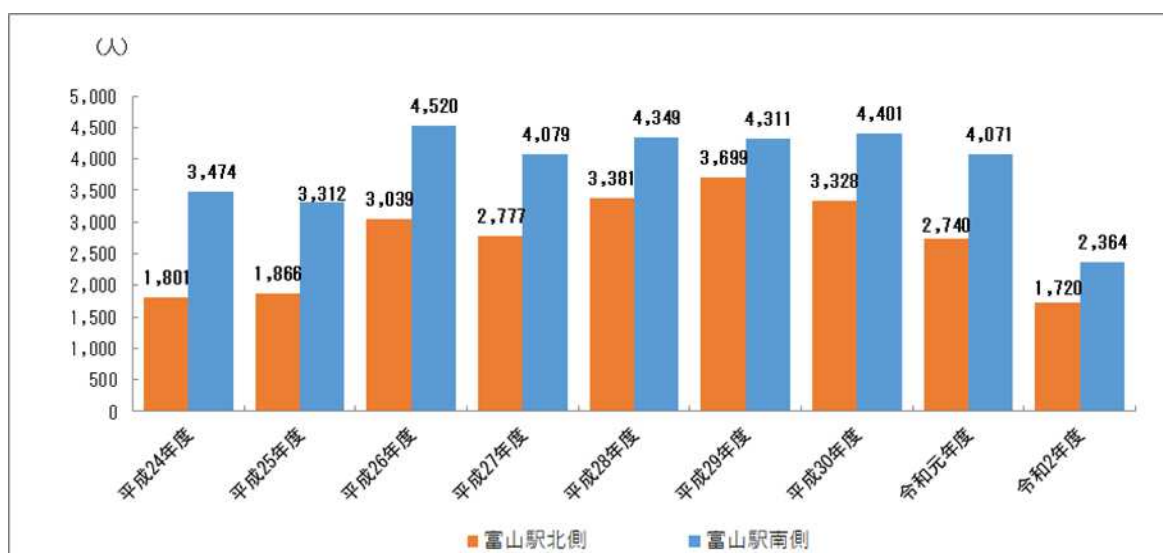
富山駅から少し離れた調査地点の歩行者通行量を見ると、北陸新幹線の開業などにより、富山駅南側では平成26年度に大きく増加した後、令和元年度にかけてほぼ横ばいで推移している。一方、富山駅北側は平成29年度にかけて増加した後、減少傾向にある。（参考4）

富山駅北側には富山市芸術文化ホール（オーバード・ホール）、富山市総合体育館、富岩運河環水公園があり、市民の文化・芸術・観光のスポットがあるものの、歩行者通行量は富山駅南側に比べ少なく、富山駅北側への賑わいの波及が弱いと考えられる。

富山駅北側へさらに賑わいを波及させるためには、引き続き富山駅周辺の整備を進めるとともに、駅前広場や周辺の主要スポットをつなぐ歩行空間を活用し、回遊性を強化することが必要と考えられる。

また、都市構造の趨勢を踏まえたコンパクトシティ政策調査からは、今後転居をする際に重視する項目として、「公共交通機関までの距離」や「子供の公共交通機関利用」を重視しており、若い家族世帯を中心に定住を促進するためには、公共交通サービスの向上や公共交通機関までの利便性向上が必要と考えられる。（P.35～36「都市構造の趨勢を踏まえたコンパクトシティ政策調査」）

■参考4_富山駅北側、富山駅南側の歩行者通行量の推移（日曜日）



※富山駅北側：「オーバード・ホール前」の値

※富山駅南側：「CiCビル東側」と「パティオさくら前」の平均値

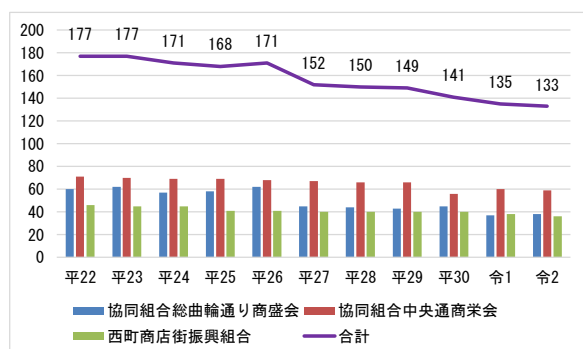
②商業・賑わいに係る課題

- 空き店舗等の既存ストックの活用
- 中心商業地区の歩行者通行量の伸び悩み

中心商業地区における商店街の会員数は減少傾向にあり、空き店舗数も大きく解消はされていない。(参考5、6)

中心商業地区の5商店街を対象とした「空き店舗に関するアンケート調査(令和3年9月)」から、空き店舗が生じる原因としては、「経営不振」や「店主の高齢化・後継者の不在」が挙げられている。また、空き店舗状態が続いている原因としては、「商店街のにぎわいが少ない」、「家賃の折り合いがつかない」、「築年数が古く補修・改修が行われていない」といった理由が挙げられた。また、過半の商店街で空き店舗対策が講じられていない状況にある。(参考7)

■参考5_中心商店街の主要商店街の
会員数推移



■参考6_中心商店街の空き店舗の状況
(大手モール含む)

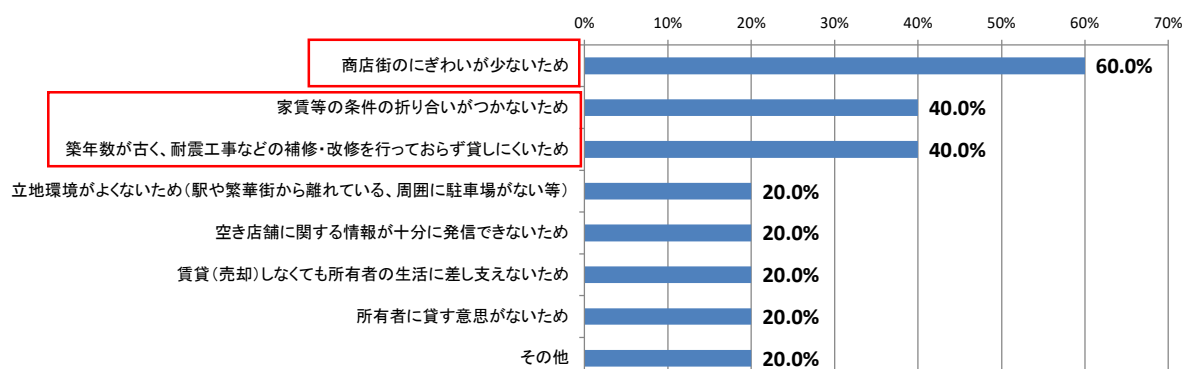
年度	平24	平25	平26	平27	H28	H29	H30	R1	R2
総店舗数	226	228	228	212	245	246	252	251	250
(総曲輪商盛會)	74	73	73	56	59	59	59	57	58
(西町商店街)	62	65	65	66	62	63	66	66	67
(中央通商栄会)	90	90	90	90	97	98	100	100	98
(大手モール)	-	-	-	-	27	26	27	28	27
営業店舗	162	174	168	158	189	189	197	189	189
空き店舗数	64	54	60	54	56	57	55	62	61
(総曲輪商盛會)	18	13	18	13	11	9	10	9	9
(西町商店街)	14	11	13	13	12	11	9	14	14
(中央通商栄会)	32	30	29	28	33	36	33	35	35
(大手モール)	-	-	-	-	0	1	3	4	3
空き店舗率	28.3%	23.7%	26.3%	25.5%	22.9%	23.2%	21.8%	24.7%	24.4%

■参考7_空き店舗に関するアンケート調査

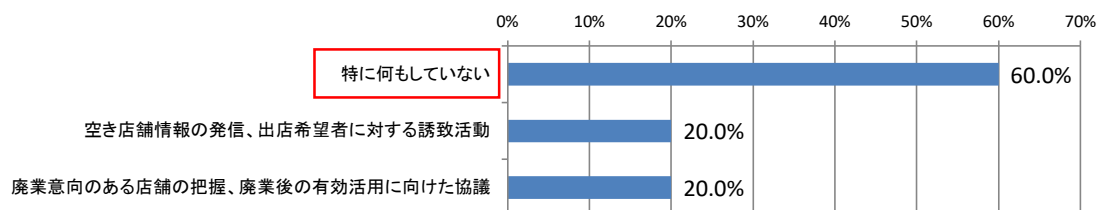
[空き店舗が生じた原因(複数回答:n=5)]



[空き店舗状態が続いている原因(複数回答:n=5)]



[実際にしている空き店舗対策（n=5）]

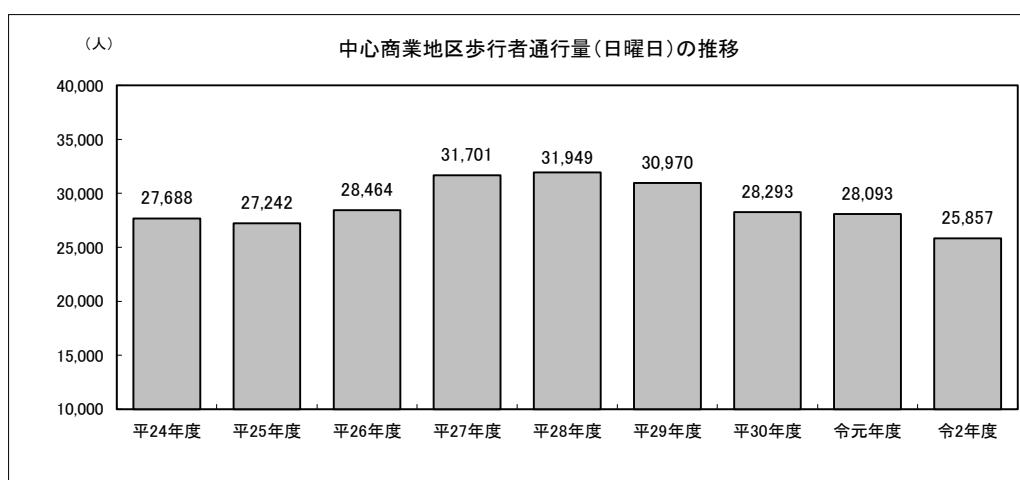


富山市では、中心市街地の活性化に向けて、「公共投資を呼び水に、民間の投資意欲を促す」、「市民が主役となる体制や仕組みを構築する」という点から、民間事業者が行う市街地再開発事業、まちなかの賑わいづくりに資する事業を中心商店街やまちづくり会社、民間事業者等と取り組んできたところである。

市街地再開発事業等により新たな賑わい施設が整備された一方、中心商店街では依然として空き店舗等が多く、歩行者通行量は伸び悩んでいる。（参考 8）

既存ストックの活用に向けた商店街の取り組みに対する支援、空き店舗等への新たな出店者等に対し、改装費や賃借料等の支援が求められている。（参考 9）

■参考 8_中心商業地区の歩行者通行量の推移（日曜日）



■参考 9_空き店舗に関するアンケート調査

[行政が主導する取組（n=5）]

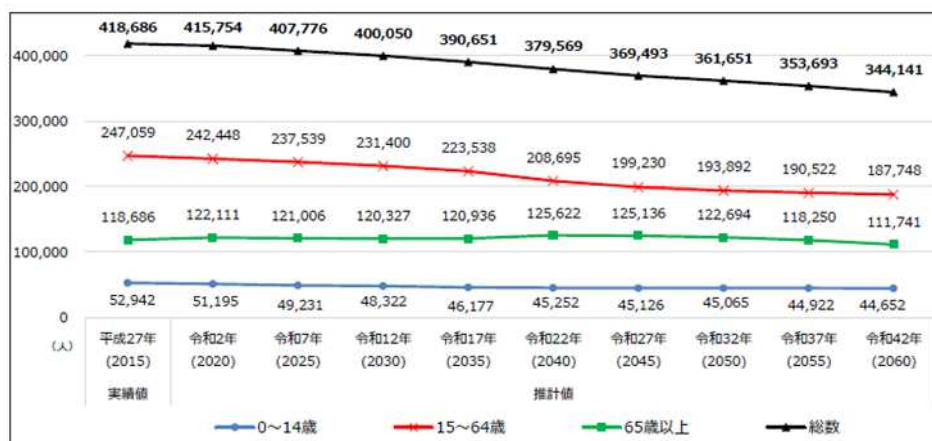


③暮らしに係る課題

- 人口減少及び少子超高齢化の進行
- 高齢化に伴う要介護・要支援認定者の増加とその対応
- 子育て世代から高齢者まで各世代が生涯にわたり安心して生活・活動できる環境づくり

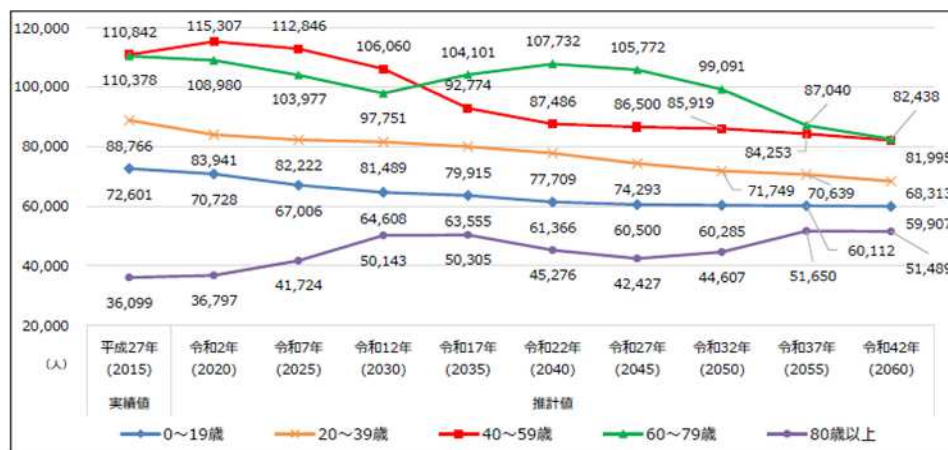
富山市人口ビジョンにおける将来人口の推計では、人口の減少傾向が続くことが見込まれている。年齢5区分ごとの推計からは、令和2年から当面10年間は80歳以上の高齢者が増加することが予測されている。一方、0歳から19歳の年齢は減少傾向にあり、少子超高齢化は進行することが見込まれている。（参考10、11）

■参考10_富山市の総人口の将来通し



（資料：富山市人口ビジョン【改訂版】（2020.3））

■参考11_富山市の年齢5区分ごと推計結果



（資料：富山市人口ビジョン【改訂版】（2020.3））

富山市と中心市街地の健康な高齢者の割合（要介護・要支援認定を受けていない高齢者）の推移を比較すると、中心市街地のその割合は市全体より低く、減少傾向にある。（参考12）

■参考 12_富山市と中心市街地の健康な高齢者の割合の推移

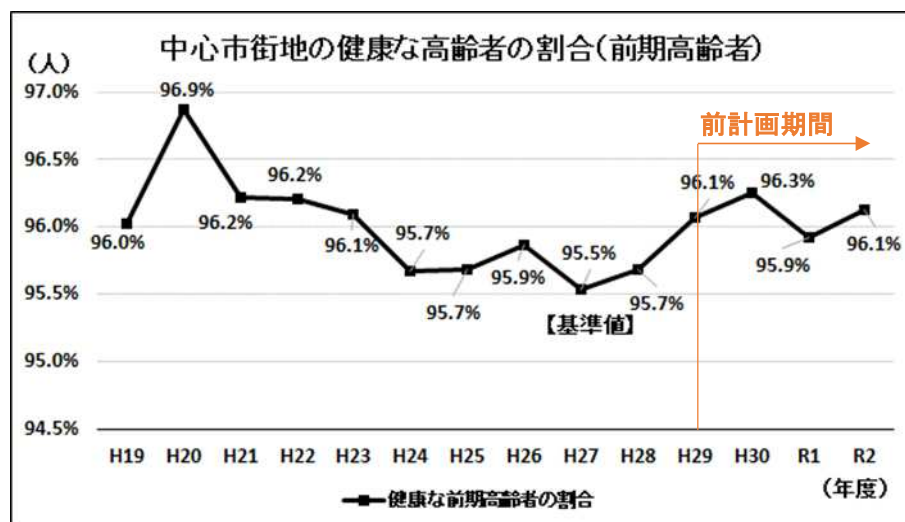


(資料：富山市調べ)

中心市街地の健康な高齢者の割合（要介護・要支援認定を受けていない高齢者）は、前期高齢者（65歳以上75歳未満）では、平成27年から令和2年の5年間で0.6ポイント増加している。後期高齢者（75歳以上）は平成29年に増加から減少に転じているが、5年前の基準値は維持している。（参考13、14）

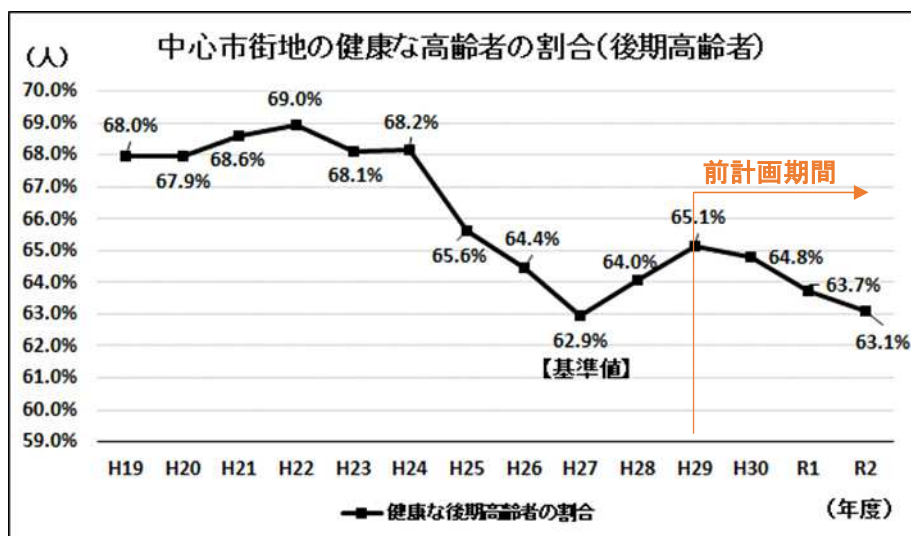
健康な高齢者の割合は、後期高齢者を中心に減少傾向が推測されることから、中心市街地において、引き続き高齢者が安心安全で健康に暮らすことができる環境を整えることが必要である。

■参考 13_中心市街地の健康な高齢者の割合の推移（前期高齢者）



(資料：都市的指標調査（富山市）)

■参考 14_中心市街地の健康な高齢者の割合の推移（後期高齢者）



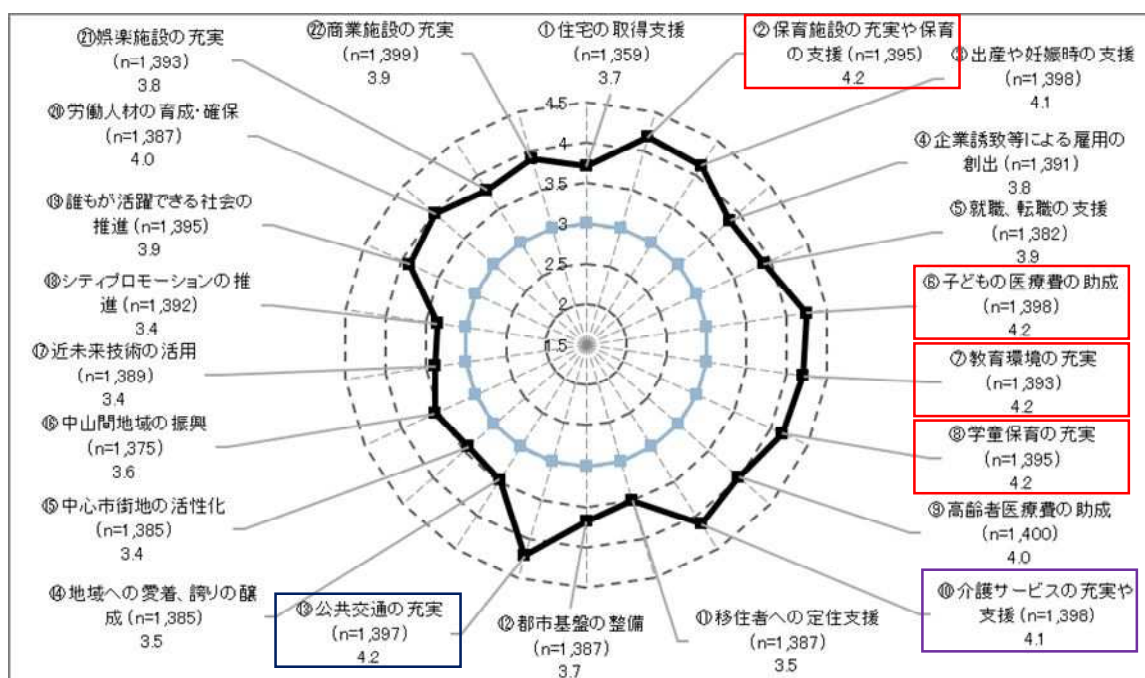
(資料：都市的指標調査（富山市）)

富山市人口ビジョンに関するアンケート調査から、『定住するため富山市の取り組みとして今後重要だと思うこと』では、「保育施設の充実や保育の支援」、「子どもの医療費の助成」、「教育環境の充実」、「学童保育の充実」といった子育て支援や、「介護サービスの充実や支援」といった高齢者への対応、さらには「公共交通の充実」への要望が高い（参考 15）。

このことから、子育て世代から高齢者までのすべての世代が居心地よく、安心・安全で健康に暮らすことができる環境づくりに取り組む必要がある。

■参考 15_定住するため富山市の取り組みとして今後重要だと思うこと

(複数回答：n=1,435)



(資料：富山市人口ビジョンに関するアンケート調査)

[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

（１）上位計画を踏まえた中心市街地のまちづくり方向

１）第２次富山市総合計画（平成 29 年度～令和 8 年度）

■ 基本理念

安らぎ・誇り・希望・躍動

■ 都市像

人・まち・自然が調和する活力都市とやま

■ 基本目標と施策の大綱

（１）すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】

政策 1 すべての世代が学び活躍できるひとづくり

政策 2 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

政策 3 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり

（２）安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】

政策 1 人にやさしい安心・安全なまちづくり

政策 2 コンパクトなまちづくり

政策 3 潤いと安らぎのあるまちづくり

政策 4 自然にやさしいまちづくり

（３）人が集い活気にあふれ希望に満ちたまち【活力・交流】

政策 1 新たな価値を創出する産業づくり

政策 2 観光・交流のまちづくり

政策 3 いきいきと働けるまちづくり

政策 4 歴史・文化・芸術のまちづくり

（４）共生社会を実現し誇りを大切にする協働のまち【協働・連携】

政策 1 市民協働による共生社会づくり

政策 2 市民の誇りづくり

政策 3 しなやかな行政体づくり

２）富山市都市マスタープラン（平成 20 年 3 月策定、平成 31 年 3 月改訂）

■まちづくりの理念

これからの本市のまちづくりにおいては、今後の人口減少と超高齢化に備え、『鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり』の実現を目指す。

■富山型コンパクトなまちづくりの特徴

① 徒歩と公共交通による生活の実現

鉄軌道やバスなどの公共交通の活性化を図るとともに、徒歩圏（お団子）を公共交通（串）でつなぐことにより、自動車を自由に使えない市民も、日常生活に必要な機能を享受できる生活環境の形成を目指す。

② お団子と串の都市構造

都心部を中心とした同心円状の一極集中型の都市構造ではなく、徒歩圏（お団子）と公共交通（串）から成るクラスター型の都市構造を目指す。



3) 第2期富山市まち・ひと・しごと総合戦略（令和2年3月策定・令和3年3月改訂）

■目指すべきまちのすがた

中心市街地については、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指すこととし、路面電車の南北接続事業により南北市街地の分断解消により人の流れが大きく変化すると予想されることから、引き続きまちなかの賑わい創出と商業・文化機能の集積に取り組むことが掲げられている。また、誰もが歩きたくなる環境づくりを進め、多様な世代が街に出かけ活発に交流することのできる魅力的なライフスタイルの実現を支援するなどにより市内内外の誰からも「選ばれるまち」を目指すこととしている。

基本目標 1 産業活力の向上により、安定した雇用を創出する

～地方の中核を担う都市として躍動するまち～

基本目標 2 交流・定住を促進し、富山市への新しい人の流れをつくる

～選ばれるまち～

基本目標 3 生活環境の一層の充実を図る

～すべての世代が安心して暮らせるまち～

基本目標 4 持続可能な都市経営・まちづくりを推進する

～公共交通を軸としたコンパクトなまち～

4) 富山市立地適正化計画（平成 29 年 3 月策定、令和元年 11 月変更）

■立地適正化計画の位置づけ

富山市立地適正化計画は、長期的なまちづくりの方針を示す「富山市都市マスタープラン」の一部に位置付けられる。また、本市では、これまで「富山市都市マスタープラン」と将来の公共交通のあり方を示す「富山市公共交通活性化計画」が連携して、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりに取り組んできたことから、立地適正化計画においても「富山市地域公共交通網形成計画」と連携し、コンパクトなまちづくりの実現を目指すものとなる。

➤ 居住誘導区域

本市では、都心から放射状に形成された鉄軌道をはじめとする公共交通網などの既存ストックを活用し、鉄道駅やバス停などの徒歩圏に、居住の誘導や日常生活に必要な機能の集積を図り、車を自由に使えない人も安心・快適に暮らすことができるまちづくりが目指されている。このことから、都市マスタープランにおいて、鉄道駅やバス停などの徒歩圏に居住を推進する地区として「都心地区」と「公共交通沿線居住推進地区」が設定されている。この2地区が「居住誘導区域」として設定されている。

➤ 都心地区

中心市街地は、都市マスタープランにおける「都心地区」に該当し、望ましい将来像として、以下が設定されている。

【望ましい将来像】

- ・商業、業務、芸術文化、娯楽、交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、活力を創出する本市の「顔」にふさわしい広域的な都市機能が充実している。
- ・居住者のための日常生活に必要な都市機能も充実している。
- ・商業・業務機能が集積し、就業の場が充実している。





■上位計画を踏まえた中心市街地のまちづくりの方向

- 中心市街地は、都市マスタープランにおいてまちづくりの理念として定める「富山型コンパクトなまちづくり」の市域全体の拠点として位置付けられており、第2次富山市総合計画基本構想に掲げる基本理念や都市像、富山市まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる基本目標などの実現のため、引き続き、質の高いまちづくりを目指すことが求められる。
- これまでの3期にわたる中心市街地活性化の取り組みにより、路面電車の南北接続事業の完成等による公共交通の利便性向上や、市街地再開発事業等による賑わい拠点の整備が進展した。これらの新たな都市基盤のほか、空き店舗等の既存ストックも活用しながら、引き続き、都市空間の整備、若手商業者などの賑わい創出の担い手の育成、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していくことが、今後の中心市街地の活性化に求められている。

(2) 中心市街地活性化の方針

本市では、「公共交通の利便性の向上」「賑わい拠点の創出」「まちなか居住の推進」を活性化への目標として、交通インフラ整備や賑わい施設の整備など積極的に公共投資を行い、これが呼び水となり民間による投資が行われ、また、商店街や民間団体、市民等が連携・協働して事業に取り組むための、「市民が主役」となる体制の構築や仕組みづくりを行うなど、官民が一体となって活性化に向けて事業に取り組んできた。

前々計画 (H24.4～H29.3)

【戦略】

- ・公共投資を呼び水に、民間の投資意欲を促す。
- ・市民が主役となる体制や仕組みづくりを構築する。

【目標】

- ・公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上
- ・富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出
- ・質の高いライフスタイルの実現



前計画 (H29.4～R4.3)

【方針】

- ・移動環境の充実と魅力あるまちなみの創出により、人で賑わう中心市街地の形成
- ・まちなかの商業、文化等を活かした特徴的なエリアづくりを推進する中心市街地の形成
- ・都市機能が集積し、生涯安心して健康でアクティブに活動できる中心市街地の形成

【目標】

- ・公共交通の強化と魅力ある都市空間の創出
- ・伝統と革新が融合した商業・賑わいの再生
- ・誰もが生き生きと暮らし活躍している選ばれるまち

これまでの取り組みにより本市の中心市街地は、基幹交通手段である路面電車の利用者数や歩行者通行量は増加し、平成20年以降、中心市街地の居住人口の社会増も維持しているなど、3期15年に渡り「公共交通」「賑わい」「居住」の3つの観点について各種事業に取り組んできた効果が現れてきたところである。

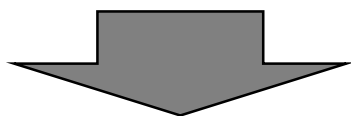
しかしながら、令和2年春以降の新型コロナウイルス感染拡大による影響からの回復を図る必要があるほか、地域の現状分析やニーズ分析、前計画の総括等により導き出された課題に対し、引き続き取り組んでいく必要がある。

また、「コンパクトなまちづくり」の市域全体の拠点として位置付けられた中心市街地において、本市の上位計画にあたる富山市総合計画、富山市都市マスタープランで掲げる基本理念や目標を実現すると共に、富山市まち・ひと・しごと総合戦略との整合性を図ることで、更なる質の高いまちづくりを目指すことが求められている。

以上のことから、新計画においては、「公共交通・都市空間」「商業・賑わい」「暮らし」の3つの観点により導き出された現状の課題認識を踏まえ、富山市中心市街地の都市像を『魅力的な都市空間を舞台に、未来を担う人材が生まれ、笑顔あふれる活力あるまち』と設定し、その達成を目指して3つの観点ごとに活性化の方針を定める。

＜富山市中心市街地の目指す都市像＞

魅力的な都市空間を舞台に、未来を担う人材が生まれ、笑顔あふれる活力あるまち



【公共交通・都市空間】

方針①

公共交通ネットワークの活用と良質な都市空間の形成による回遊性の高い中心市街地の形成

富山駅北地区において、ブルーバールの再整備や中規模ホールの建設等による魅力的な都市空間の創出に取り組むとともに、南北接続し利便性が向上した市内電車沿線にある広場等との連携により、回遊性の強化を図る。

【商業・賑わい】

方針②

まちなかの既存ストックを活用した創業・起業・チャレンジが生まれる中心市街地の形成

商業者や地域住民等が主役となって、行政と連携しながら、商業・賑わいの再生に取り組み、更なる活性化を図ることにより、魅力ある歩きたくなるまちを目指す。

【暮らし】

方針③

すべての世代がそれぞれのライフステージに応じて、幸せに暮らせる中心市街地の形成

居住人口の維持・増加を図るため、まちなかでの住宅取得等に対する支援を行うほか、多世代が居心地よく、安心・安全で健康に暮らすことができるまちづくりを推進する。

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕位置

位置設定の考え方

富山城址公園周辺に広がる市街地は、天文 12 年（1543 年）頃に築城された富山城に、江戸時代富山藩 10 万石が置かれたことで城下町として形成された。

また、明治期には浄土真宗本願寺派と大谷派の両方の派の別院建立が実現し、別院前の総曲輪通り周辺に、仲見世、飲食店、土産物店などが集まり、門前町として発展してきた。

明治 22 年（1890 年）の市制施行以降は、2 度の大きな都市改造による近代化を展開してきた。最初は、大正末期から昭和初期にかけての運河開削事業及び神通川廃川地の土地区画整理事業による市街地形成であり、現在の市役所周辺の業務地区が新たにできた。

2 度目は、戦後の戦災復興土地区画整理事業による都市部の再生であり、城下町の碁盤目状の街路パターンを継承しつつも、広幅員の城址大通りに代表される風格のある都市空間が整備され、富山地域の中心的な市街地として発展してきた。

こうした風格のある都市づくりの理念は、近年も富山駅北地区の「とやま都市 MIRAI 計画」に引き継がれており、幅員 60m のブルーバールが形成されている。

このように、富山城址公園周辺に広がる市街地は、およそ 100 年に及ぶ近代的な都市づくりの歴史を持つ地域であるとともに、富山県の県都としての役割を担ってきた地域であることから、本計画においても中心市街地とする。

（位置図）



〔2〕 区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての考え方

本計画では、前計画と同様に、広域から人が集まる中心商業地区や富山駅周辺地区、及び周辺の住居系用途地域を含む区域において、公共交通を軸とする「富山型コンパクトなまちづくり」の中心拠点の形成に向けて、各種施策に総合的に取り組んでいく必要がある。よって、前計画と同じ区域を中心市街地の区域として設定する。

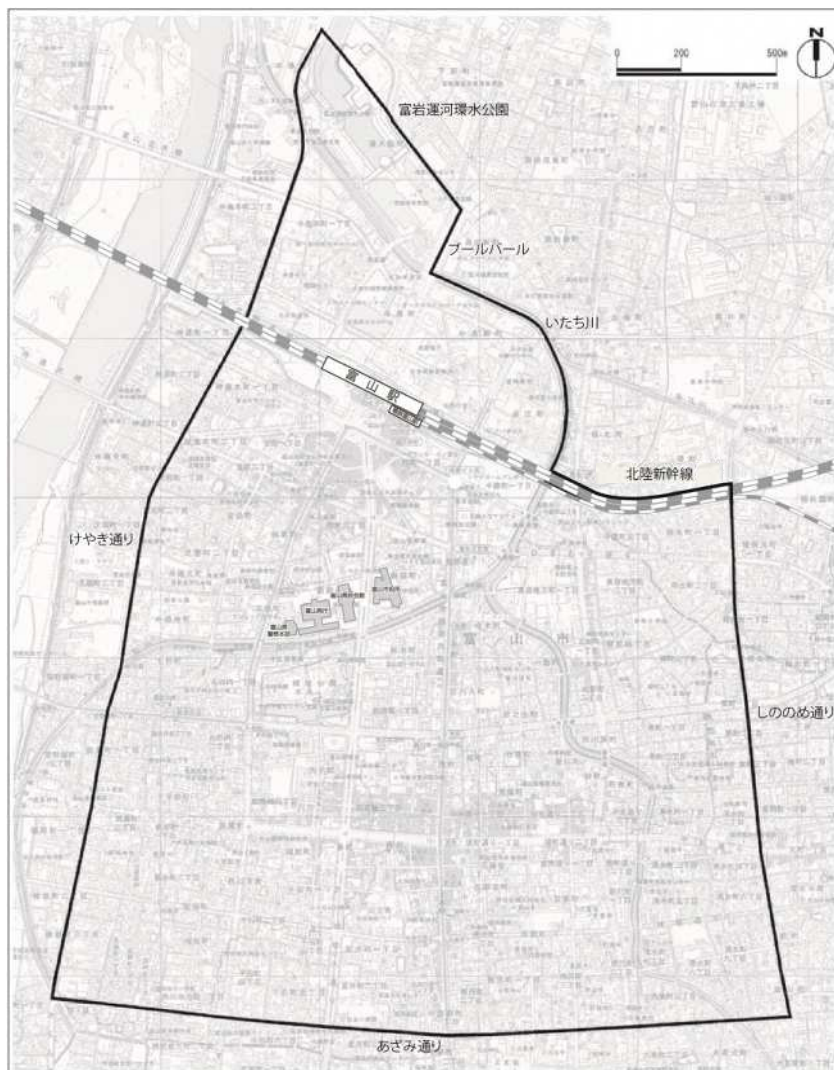
(2) 中心市街地の境界となる部分

- ・ 東側の境界は、しののめ通り（一般県道八幡田・稲荷線及び市道大泉稲荷線）
- ・ 南側の境界は、あざみ通り（市道磯部大泉線及び市道磯部大泉2号線）
- ・ 西側の境界は、けやき通り（市道神通町蜷川線）
- ・ 北側の境界は、富岩運河環水公園、ブルーバール、いたち川、北陸新幹線

(3) 区域の面積

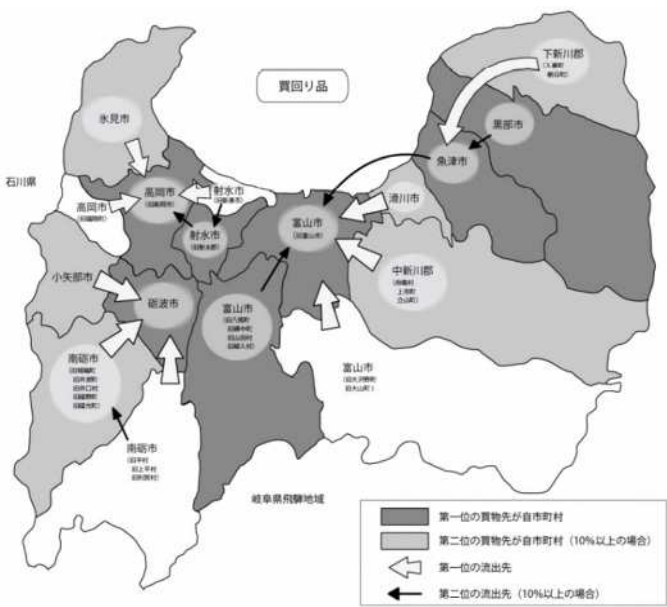
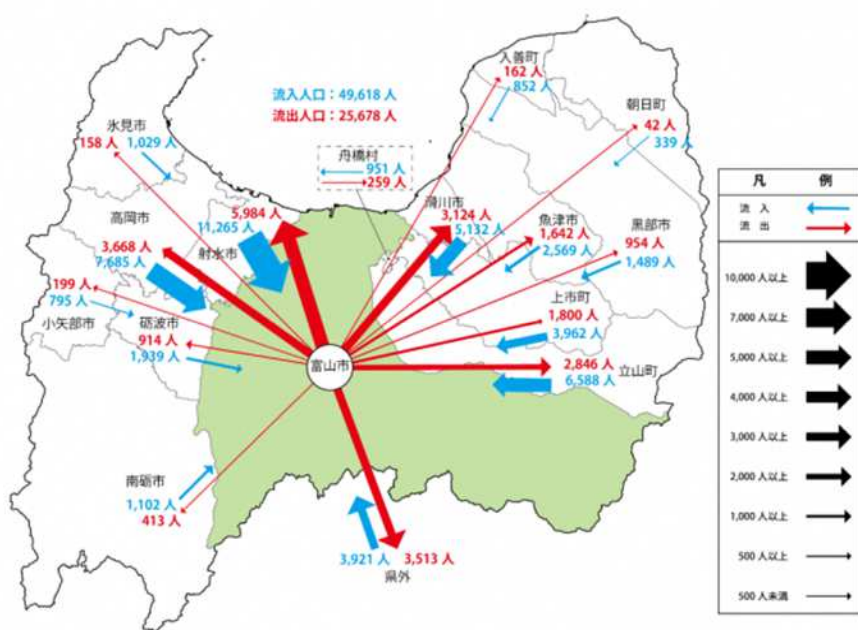
- ・ 約 436 ha

(区域図)



〔3〕 中心市街地の要件に適合していることの説明

要 件	説 明																																				
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	中心市街地は、面積としては市内宅地（工業地区除く）約 6,078ha の約 7%であるが、以下の集積があり、いずれも富山市内で最も高い集積度合いとなっている。 ○ 小売商業が集積 ・富山市の小売商業のうち、約 19%の店舗が集積し、約 14%の従業員が働き、約 13%の年間商品販売額を有している。 小売商業の状況 <table><tr><th></th><th>中心市街地 (A)</th><th>富山市 (B)</th><th>対市割合 (A/B)</th></tr><tr><td>店舗数</td><td>595 店</td><td>3,106 店</td><td>19.2%</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>3,093 人</td><td>22,629 人</td><td>13.7%</td></tr><tr><td>年間商品販売額</td><td>637 億円</td><td>5,103 億円</td><td>12.5%</td></tr></table> (資料：平成 28 年経済センサス-活動調査) ○ 各種事業所が集積し、特に金融・保険業が集積 ・富山市の各種事業所のうち、約 36%の事業所が集積し、約 31%の従業員が働いている。特に、金融・保険業については、市内の約 61%の事業所が集積する経済の中心地である。 各種事業所の状況 <table><tr><th></th><th>中心市街地 (A)</th><th>富山市 (B)</th><th>対市割合 (A/B)</th></tr><tr><td>事業所数（全）</td><td>7,218 事業所</td><td>20,359 事業所</td><td>35.5%</td></tr><tr><td>従業者数（全）</td><td>68,388 人</td><td>217,688 人</td><td>31.4%</td></tr><tr><td>事業所数 （金融・保険業）</td><td>288 事業所</td><td>475 事業所</td><td>60.6%</td></tr><tr><td>従業者数 （金融・保険業）</td><td>5,626 人</td><td>7,064 人</td><td>79.6%</td></tr></table> (資料：平成 28 年経済センサス-活動調査、公務を除く全産業を対象) ○ 行政、文化的施設などの公共公益施設が立地 中心市街地における主な公共公益施設としては、富山市役所、富山県庁をはじめ、富山国際会議場、富山市芸術文化ホール（オーバード・ホール）、富山市ガラス美術館及び富山市立図書館本館（TOYAMA キラリ）、富山市郷土博物館、富山市総合体育館、角川介護予防センター、富山市まちなか総合ケアセンターがある。		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)	店舗数	595 店	3,106 店	19.2%	従業員数	3,093 人	22,629 人	13.7%	年間商品販売額	637 億円	5,103 億円	12.5%		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)	事業所数（全）	7,218 事業所	20,359 事業所	35.5%	従業者数（全）	68,388 人	217,688 人	31.4%	事業所数 （金融・保険業）	288 事業所	475 事業所	60.6%	従業者数 （金融・保険業）	5,626 人	7,064 人	79.6%
	中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)																																		
店舗数	595 店	3,106 店	19.2%																																		
従業員数	3,093 人	22,629 人	13.7%																																		
年間商品販売額	637 億円	5,103 億円	12.5%																																		
	中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)																																		
事業所数（全）	7,218 事業所	20,359 事業所	35.5%																																		
従業者数（全）	68,388 人	217,688 人	31.4%																																		
事業所数 （金融・保険業）	288 事業所	475 事業所	60.6%																																		
従業者数 （金融・保険業）	5,626 人	7,064 人	79.6%																																		

要件	説明
	○ 周辺都市に及ぶ商圈 ・富山市は富山県のほぼ中央から南東部に位置し、面積は県の約3割を占めており、県東部側を商圈としている。富山県最大の商圈である。  (資料：新幹線開業等消費・商業影響調査報告書（平成29年3月 富山県）) ○ 広い通勤圏を持つ都市 ・富山市は、あいの風とやま鉄道、JR 高山本線、富山地方鉄道の沿線地域に広い通勤圏を持っており、東は朝日町、西は小矢部市までが通勤圏となっている。  (資料：平成27年国勢調査より通勤・通学の流入出の状況を整理)

要 件	説 明																																																																																																																																																																																														
	富山市の中心市街地には、小売商業、各種事業所、さらには公共公益施設等が、市内宅地の約7%という限られた範囲に密度高く集積し、様々な都市活動が展開されている。 また、富山市では中心市街地を中心として商圈や通勤圏が形成されており、中心市街地は、富山市及び富山県において経済的、社会的に中心的な役割を担っている地域である。																																																																																																																																																																																														
第2号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること	中心市街地の様々な集積が低下することで、市全体の経済活力が停滞している。 ○相当数の空き店舗がみられる。 ・中心商業地区の総曲輪通り、西町、中央通りからなる中心商店街では、多くの空き店舗がみられる。空き店舗率は25%前後と高い水準で推移している。 ・中心商店街の組合員数も減少しており、組織力やマネジメント能力の低下が懸念される。 中心商店街の空き店舗の状況 <table><tr><th>年度</th><th>平24</th><th>平25</th><th>平26</th><th>平27</th><th>平28</th><th>平29</th><th>平30</th><th>令1</th><th>令2</th></tr><tr><td>総店舗数</td><td>226</td><td>228</td><td>228</td><td>212</td><td>245</td><td>246</td><td>252</td><td>251</td><td>250</td></tr><tr><td>(総曲輪商盛会)</td><td>74</td><td>73</td><td>73</td><td>56</td><td>59</td><td>59</td><td>59</td><td>57</td><td>58</td></tr><tr><td>(西町商店街)</td><td>62</td><td>65</td><td>65</td><td>66</td><td>62</td><td>63</td><td>66</td><td>66</td><td>67</td></tr><tr><td>(中央通商栄会)</td><td>90</td><td>90</td><td>90</td><td>90</td><td>97</td><td>98</td><td>100</td><td>100</td><td>98</td></tr><tr><td>(大手モール)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>27</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>27</td></tr><tr><td>営業店舗</td><td>162</td><td>174</td><td>168</td><td>158</td><td>189</td><td>189</td><td>197</td><td>189</td><td>189</td></tr><tr><td>空き店舗数</td><td>64</td><td>54</td><td>60</td><td>54</td><td>56</td><td>57</td><td>55</td><td>62</td><td>61</td></tr><tr><td>(総曲輪商盛会)</td><td>18</td><td>13</td><td>18</td><td>13</td><td>11</td><td>9</td><td>10</td><td>9</td><td>9</td></tr><tr><td>(西町商店街)</td><td>14</td><td>11</td><td>13</td><td>13</td><td>12</td><td>11</td><td>9</td><td>14</td><td>14</td></tr><tr><td>(中央通商栄会)</td><td>32</td><td>30</td><td>29</td><td>28</td><td>33</td><td>36</td><td>33</td><td>35</td><td>35</td></tr><tr><td>(大手モール)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>空き店舗率</td><td>28.3%</td><td>23.7%</td><td>26.3%</td><td>25.5%</td><td>22.9%</td><td>23.2%</td><td>21.8%</td><td>24.7%</td><td>24.4%</td></tr></table> (資料：富山市調べ) 中心商店街の会員数の推移 <table><tr><th>年度</th><th>協同組合総曲輪通り商盛会</th><th>協同組合中央通商栄会</th><th>西町商店街振興組合</th><th>合計</th></tr><tr><td>平22</td><td>60</td><td>60</td><td>57</td><td>177</td></tr><tr><td>平23</td><td>60</td><td>60</td><td>57</td><td>177</td></tr><tr><td>平24</td><td>60</td><td>60</td><td>51</td><td>171</td></tr><tr><td>平25</td><td>60</td><td>60</td><td>48</td><td>168</td></tr><tr><td>平26</td><td>60</td><td>60</td><td>51</td><td>171</td></tr><tr><td>平27</td><td>50</td><td>50</td><td>52</td><td>152</td></tr><tr><td>平28</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>150</td></tr><tr><td>平29</td><td>50</td><td>50</td><td>49</td><td>149</td></tr><tr><td>平30</td><td>50</td><td>50</td><td>41</td><td>141</td></tr><tr><td>令1</td><td>50</td><td>50</td><td>35</td><td>135</td></tr><tr><td>令2</td><td>50</td><td>50</td><td>33</td><td>133</td></tr></table> (資料：富山市調べ)	年度	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令1	令2	総店舗数	226	228	228	212	245	246	252	251	250	(総曲輪商盛会)	74	73	73	56	59	59	59	57	58	(西町商店街)	62	65	65	66	62	63	66	66	67	(中央通商栄会)	90	90	90	90	97	98	100	100	98	(大手モール)	-	-	-	-	27	26	27	28	27	営業店舗	162	174	168	158	189	189	197	189	189	空き店舗数	64	54	60	54	56	57	55	62	61	(総曲輪商盛会)	18	13	18	13	11	9	10	9	9	(西町商店街)	14	11	13	13	12	11	9	14	14	(中央通商栄会)	32	30	29	28	33	36	33	35	35	(大手モール)	-	-	-	-	0	1	3	4	3	空き店舗率	28.3%	23.7%	26.3%	25.5%	22.9%	23.2%	21.8%	24.7%	24.4%	年度	協同組合総曲輪通り商盛会	協同組合中央通商栄会	西町商店街振興組合	合計	平22	60	60	57	177	平23	60	60	57	177	平24	60	60	51	171	平25	60	60	48	168	平26	60	60	51	171	平27	50	50	52	152	平28	50	50	50	150	平29	50	50	49	149	平30	50	50	41	141	令1	50	50	35	135	令2	50	50	33	133
年度	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令1	令2																																																																																																																																																																																						
総店舗数	226	228	228	212	245	246	252	251	250																																																																																																																																																																																						
(総曲輪商盛会)	74	73	73	56	59	59	59	57	58																																																																																																																																																																																						
(西町商店街)	62	65	65	66	62	63	66	66	67																																																																																																																																																																																						
(中央通商栄会)	90	90	90	90	97	98	100	100	98																																																																																																																																																																																						
(大手モール)	-	-	-	-	27	26	27	28	27																																																																																																																																																																																						
営業店舗	162	174	168	158	189	189	197	189	189																																																																																																																																																																																						
空き店舗数	64	54	60	54	56	57	55	62	61																																																																																																																																																																																						
(総曲輪商盛会)	18	13	18	13	11	9	10	9	9																																																																																																																																																																																						
(西町商店街)	14	11	13	13	12	11	9	14	14																																																																																																																																																																																						
(中央通商栄会)	32	30	29	28	33	36	33	35	35																																																																																																																																																																																						
(大手モール)	-	-	-	-	0	1	3	4	3																																																																																																																																																																																						
空き店舗率	28.3%	23.7%	26.3%	25.5%	22.9%	23.2%	21.8%	24.7%	24.4%																																																																																																																																																																																						
年度	協同組合総曲輪通り商盛会	協同組合中央通商栄会	西町商店街振興組合	合計																																																																																																																																																																																											
平22	60	60	57	177																																																																																																																																																																																											
平23	60	60	57	177																																																																																																																																																																																											
平24	60	60	51	171																																																																																																																																																																																											
平25	60	60	48	168																																																																																																																																																																																											
平26	60	60	51	171																																																																																																																																																																																											
平27	50	50	52	152																																																																																																																																																																																											
平28	50	50	50	150																																																																																																																																																																																											
平29	50	50	49	149																																																																																																																																																																																											
平30	50	50	41	141																																																																																																																																																																																											
令1	50	50	35	135																																																																																																																																																																																											
令2	50	50	33	133																																																																																																																																																																																											

要件

説明

○ 小売商業の店舗数、販売額は減少し、集積が低下している。

・ 中心市街地の小売店舗数は平成 28 年には平成 19 年の約 47% の店舗数となっている。

・ 中心市街地の小売年間商品販売額は平成 28 年には平成 19 年の約 73% の額となっており、富山市全体に占める中心市街地の割合は約 13% に低下している。

・ 中心市街地の小売従業者数は平成 28 年には平成 19 年の約 52% の従業員数となっている。

小売商業の店舗数、年間商品販売額、従業者数

		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)
平成 19 年	店舗数	1,276 店	4,578 店	27.9%
	年間商品 販売額	953 億円	5,100 億円	18.7%
	従業者数	5,930 人	27,344 人	21.7%
平成 28 年	店舗数	595 店	3,106 店	19.2%
	年間商品 販売額	637 億円	5,103 億円	12.5%
	従業者数	3,093 人	22,629 人	13.7%

(資料：平成 19 年商業統計調査、平成 28 年経済センサス-活動調査)

○ 中心市街地における社会増加は続くものの、健康な高齢者の割合（要介護・要支援認定者を除く人口割合）が富山市平均よりも低く、都市活動の低下が懸念される。

富山市及び中心市街地の健康な高齢者の割合の推移

<

要 件	説 明
第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	中心市街地の活性化は、富山市総合計画等と整合性をもって進めることとしており、中心市街地の発展は、富山市全域の発展に有効かつ適切である。 ○ 中心市街地は、都市マスタープランに掲げる「富山型コンパクトなまちづくり」における市域全体の拠点として位置づけられることから、第2次富山市総合計画基本構想に掲げる基本理念、都市像の実現や、富山市まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる基本目標、さらには富山市立地適正化計画に掲げられる都心地区における望ましい将来像の実現に貢献すべく、これを牽引し、これまで以上に質の高いまちづくりを目指すことが求められる。 ・ 第2次富山市総合計画（平成29年度～令和8年度） ■ 基本理念 安らぎ・誇り・希望・躍動 ■ 都市像 人・まち・自然が調和する活力都市とやま ■ 基本目標と施策の大綱 （1）すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】 政策1 すべての世代が学び活躍できるひとづくり 政策2 いつまでも元気で暮らせる健康づくり 政策3 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり （2）安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】 政策1 人にやさしい安心・安全なまちづくり 政策2 コンパクトなまちづくり 政策3 潤いと安らぎのあるまちづくり 政策4 自然にやさしいまちづくり （3）人が集い活気にあふれ希望に満ちたまち【活力・交流】 政策1 新たな価値を創出する産業づくり 政策2 観光・交流のまちづくり 政策3 いきいきと働けるまちづくり 政策4 歴史・文化・芸術のまちづくり （4）共生社会を実現し誇りを大切にする協働のまち【協働・連携】 政策1 市民協働による共生社会づくり 政策2 市民の誇りづくり 政策3 しなやかな行政体づくり

要 件	説 明
	・ 富山市都市マスタープラン (平成 20 年 3 月策定、平成 31 年 3 月改訂) ○ まちづくりの理念を「鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」としており、地域の拠点を「お団子」に、公共交通を「串」に見立てた「お団子と串」の都市構造を目指している。 ・ 第 2 期富山市まち・ひと・しごと総合戦略 (令和 2 年 3 月策定・令和 3 年 3 月改訂) <総合戦略によって目指すべきまちのすがた> ○ 今後の人口減少傾向を抑制し、長期的に持続可能なまちづくりを目指す。 → 若者に魅力的な雇用の場を確保する。富山市に多く存在する優良な企業についての情報提供等による就業支援や、薬業等の富山市固有の産業の振興等により、県内大卒者の市内就職と、大都市圏等の大卒者の市内就職に伴う UIJ ターンを支援する。 → コンパクトなまちづくりにより、まちなかの賑わいを創出し、商業・文化機能の集積度を高め、若者にとって魅力的なライフスタイルの実現を支援する。 ○ 富山市に対して愛着や誇りを抱くシビックプライド（市民の誇り）を高める取り組みを展開することで、就学時や就業時に一旦富山市を離れた富山市出身者や転勤等で富山市に居住歴がある人たちが再び富山市で居住したくなるまちを目指す。 → 若者の定住を促すとともに、社会全体で子育て世帯を支援する仕組みの構築や三世代同居・近居の推進により、結婚・出産・子育てをする若い世帯を増やす。 ○ 北陸新幹線の開業に伴い、広域的な交流環境が整備されたことから、富山市の商業・飲食、余暇・レジャー、芸術・文化、医療・福祉、観光・集客等のさまざまな都市機能の集積と、豊かな自然や食をはじめとした地域の魅力、公共交通の充実した利便性の高さ等をもとに、市内外から「選ばれるまち」を目指す。 → 交流人口の増加や若い世代の定住、市外からの移住者の増加は、地域経済の活性化や消費需要拡大に伴う域内サービス産業の振興等、地域活力の維持・向上をもたらし、生活の利便性や安心が高まることで、さらなる定住者、移住者増加につながるという好循環を生み出す。

要 件	説 明
	・ 富山市立地適正化計画 (平成 29 年 3 月策定・令和元年 11 月変更) ○都心地区 中心市街地活性化区域は、都市マスタープランにおける「都心地区」に該当し、望ましい将来像として、以下が設定されている。 【望ましい将来像】 ・ 商業、業務、芸術文化、娯楽、交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、活力を創出する本市の「顔」にふさわしい広域的な都市機能が充実している。 ・ 居住者のための日常生活に必要な都市機能も充実している。 ・ 商業・業務機能が集積し、就業の場が充実している。 ○ 中心市街地活性化基本計画の位置及び区域は、富山経済圏の中心にあり、都市の魅力、活力を創出する本市の「顔」としての空間でもある。既存のインフラストックを活用し、中心市街地の活性化により、富山市全体にその波及効果を及ぼし、市全体の活力向上につなげられる。 ・ 富山市は平成 17 年 4 月に富山地域 7 市町村の合併により、県域の約 3 割、県人口の約 4 割を占める都市となった。市の中心部は江戸時代からの城下町で富山県の県庁所在地として発展し、重要な役割を担う地域である。このように中心市街地は富山市において経済的、社会的に中心的な役割を担っており、市民の経済・社会活動にかかせない地域であることから、中心市街地内への投資は、多くの市民や観光客に利用されることにより、その波及効果は市内全域に及ぶこととなる。 ・ 中心市街地は、道路、公園、文化、教育、行政、交通機関等の多種多様な既存インフラストックが存在している。今後、少子高齢化が進み厳しい財政事情が続くなか、効果的でメリハリの効いた投資を行うためにも、既存インフラは最大限、有効に活用していく必要がある。 ・ また、中心市街地で活発な経済活動が生まれることで大きな税収が生まれ、市域全体にわたる道路や公園といった都市の維持管理コストをまかなうことが可能となる。都市管理を安定継続的に行うことで、周辺地域の維持発展も含めた富山市全域の活力向上につながっていく。

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕 中心市街地活性化の目標

(1) 目標及び施策

本計画では、富山市中心市街地の目指す都市像『**魅力的な都市空間を舞台に、未来を担う人材が生まれ、笑顔あふれる活力あるまち**』を実現するために、以下の目標を掲げ、各種事業を実施する。

【公共交通・都市空間】

＜基本方針1＞

公共交通ネットワークの活用と良質な都市空間の形成による回遊性の高い中心市街地の形成

- ・ 富山駅北地区において、ブルーバールの再整備や中規模ホールの建設等による魅力的な都市空間の創出に取り組むとともに、南北接続し利便性が向上した市内電車沿線にある広場等との連携により、回遊性の強化を図る。

＜目標1＞

来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出

【商業・賑わい】

＜基本方針2＞

まちなかの既存ストックを活用した創業・起業・チャレンジが生まれる中心市街地の形成

- ・ 商業者や地域住民等が主役となって、行政と連携しながら、商業・賑わいの再生に取り組み、更なる活性化を図ることにより、魅力ある歩きたくなるまちを目指す。

＜目標2＞

商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち

【暮らし】

＜基本方針3＞

すべての世代がそれぞれのライフステージに応じて、幸せに暮らせる中心市街地の形成

- ・ 居住人口の維持・増加を図るため、まちなかでの住宅取得等に対する支援を行うほか、多世代が居心地よく、安心・安全で健康に暮らすことができるまちづくりを推進する。

＜目標3＞

多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち

本計画では、「公共交通・都市空間」、「商業・賑わい」、「暮らし」の3つの観点に基づき設定した目標を達成するために、観点毎に事業分野を体系化し、それぞれに事業を位置付ける。

■事業分野別の事業一覧

①【公共交通・都市空間】

事業分野		事業名	No.
大項目	中項目		
公共交通ネットワーク の活用	公共交通体系の整備・ 充実	富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業 (富山駅付近連続立体交差事業)	1
		中心市街地コミュニティバス運行事業	2
		市内博物館・美術館巡回バス事業	3
	利用促進	市民意識啓発事業(モビリティ・マネジメント)	4
		幹線バス路線活性化事業	5
		高山本線活性化事業	6
		公共交通親子でおでかけ事業	7
良質な都市空間の 創出	駅南北一体的な まちづくり	富山駅周辺地区土地区画整理事業	8
		ブルーバール等再整備事業	9
		中規模ホール整備官民連携事業	10
		歩きたくなるまちなかエリアマネジメント事業	11
	道路・上下水道	道路景観形成事業	12
		歩道のリフレッシュ事業	13
		自転車市民共同利用システム	14
		自転車利用環境整備事業	15
		合流式下水道区域浸水対策事業	16
		火防水路改良事業	17
	景観	中心市街地美観創出保全事業	18
		まちなか景観形成推進事業	19
	広場・公園	城址公園整備事業	20
		まちなか賑わい施設運営事業	21
		街区公園利活用推進事業	22
		まちなかイベント開催事業	23
		駅周辺イベント開催事業	24
		交通空間賑わい実証事業	25

②【商業・賑わい】

事業分野		事業名	No.
大項目	中項目		
質の高い文化等の享受と創造	芸術・文化振興等	まちなか芸術・文化施設等運営事業	26
		まちなか芸術・文化等創造事業	27
		まちなかデザインサロン運営事業	28
まちの魅力による地域の活性化	商業活性化	富山市新規出店サポート事業	29
		富山市商店街空き店舗・空き地活用事業	30
		大型商業施設等誘致事業	31
		第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定	32
		中央通りD北地区第一種市街地再開発事業	33
		桜木町地区第一種市街地再開発事業	34
		西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業	35
		生活利便施設充実事業	36
		富山市商店街等活性化事業	37
		富山市まちなかオフィス等開設支援事業	38
		学生シェアハウス事業	39
	観光・コンベンション	シティプロモーション推進事業	40
		公衆無線 LAN 環境整備運営事業	41
		観光客誘致宣伝費	42
		とやまスノーピーード開催事業	43
		富山まつり開催事業	44
		全日本チンドンコンクール開催事業	45
		地域交通利用促進事業	46
		まちなか観光地回遊促進事業	47
	人材育成・組織づくり	NPO 法人等民間団体支援事業	48
		未来共創推進事業	49
		インキュベータ・オフィス運営事業	50

③【暮らし】

事業分野		事業名	No.
大項目	中項目		
安心・安全なまちづくり	健康づくり	地域包括ケア拠点施設運営事業	51
		まちなか病院運営事業	52
		角川介護予防センター管理運営事業	53
質の高いライフスタイル の実現	生涯活躍	おでかけ定期券事業	54
		高齢者外出促進事業	55
		四季のウオーク開催事業	56
		歩くライフスタイル推進事業	57
		シニアライフ講座運営事業	58
	居住推進	まちなか居住推進事業	59
	シビックプライド	シビックプライド醸成事業	60
		中心市街地における公共施設跡地活用事業	61
		花で潤う街「フローラルとやま」創出事業	62

〔2〕計画期間の考え方

本計画の計画期間は、令和4年4月から、主要な事業の効果が現れると考えられる令和9年3月までの5年とする。

本計画：令和4年4月～令和9年3月（計画期間5年）

前計画：平成29年4月～令和4年3月（計画期間5年）

〔3〕目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の3つの目標に対して、各々以下の目標指標を設定する。

目標1の「来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出」に対しては、富山駅路面電車南北接続事業が完成し、利便性の向上した路面電車を生かし、中心市街地の回遊促進を目指すことから、「市内電車一日平均乗車人数」を目標指標として設定する。

目標2の「商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち」に対しては、歴史や文化、商業が位置する中心商業地区と富山駅南北が一体化し、駅北側で新たな賑わい施設や都市空間の再整備が進められている富山駅北地区2地点を追加した富山駅周辺地区を対象とした、「中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）」を目標指標として設定する。

目標3の「多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち」については、2つのテーマのもと目標指標を設定する。

1つは「まちなか居住の推進」の視点から、目標指標として「中心市街地の居住人口の社会増」を設定する。もう1つは「多世代が居心地よく、安心・安全で健康に暮らすことができるまちづくり」の視点から、目標指標として「中心市街地の健康な高齢者の割合」を設定する。

■目標指標の設定

	基本的な方針	中心市街地の 活性化の目標	目標指標
公共交通・ 都市空間	① 公共交通ネットワークの活用と良質な都市空間の形成による回遊性の高い中心市街地の形成	① 来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	① 市内電車一日平均乗車人数
商業・ 賑わい	② まちなかの既存ストックを活用した創業・起業・チャレンジが生まれる中心市街地の形成	② 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	② 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
暮らし	③ すべての世代がそれぞれのライフステージに応じて、幸せに暮らせる中心市街地の形成	③ 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	③ - 1 中心市街地の居住人口の社会増 ③ - 2 中心市街地の健康な高齢者の割合 【前期高齢者：65～74歳】 【後期高齢者：75歳以上】 (65歳以上の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人の割合)

〔４〕具体的な数値目標の考え方

目標指標①：「市内電車一日平均乗車人数」

- 「来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出」の効果を検証するために、「市内電車一日平均乗車人数」を指標として設定する。

目標値の設定

- ・市内電車一日平均乗車人数の令和８年度における目標値は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）に、主要事業となるブルーバール等再整備事業、中規模ホール整備官民連携事業や市街地再開発事業等の都市空間整備、公共交通の強化に資するソフト事業による効果を加算して設定する。



■目標値の積算

積算根拠	数値
①トレンド推計(令和８年度) ※1	21,127 人/日
②ブルーバール等再整備事業 ※2	170 人/日
③中規模ホール整備官民連携事業 ※3	15 人/日
④交通空間賑わい実証事業 ※4	22 人/日
⑤富山市新規出店サポート事業 ※5	41 人/日
⑥中央通りD北地区第一種市街地再開発事業 ※6	83 人/日
⑦おでかけ定期券事業 ※7	117 人/日
目標値 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	21,575 人/日 ≒21,500 人/日

- ※1 平成 23 年度から令和 2 年度までの市内電車の一平均乗車人数の実績、及び市内電車の南北接続事業（令和 2 年事業完了）による需要予測を踏まえ、令和 3 年度から令和 8 年度までのトレンド推計値を行った。令和 2 年はコロナ感染症拡大の影響を受け減少しているが、その前年度までの傾向で回復すると想定すると、令和 8 年度は 21,127 人/日となる。

■市内電車一日平均乗車人数のトレンド推計



- ※2 ブールバール等再整備事業により、170 人/日の利用者増を見込む。

⇒ ブールバール等再整備事業では、富山駅北口から延びるブールバールの再整備とともにイベント等の社会実験を実施しながら、定常的に公共空間を活用する取り組みを推進するものである。それに伴う歩行者通行量増は、定常的に賑わいの場となっているグラントプラザの整備前後の歩行者通行量の増加率を参考にブールバール周辺の立地環境も踏まえ設定する。

●グラントプラザ整備前後の歩行者通行量の増加率

- ①[整備後（令和元年度）の平日歩行者通行量_7,126 人] ÷ [整備前（平成 19 年度）の平日歩行者通行量_5,755 人] ≒ 1.2
- ②[整備後（令和元年度）の休日歩行者通行量_7,350 人] ÷ [整備前（平成 19 年度）の休日歩行者通行量_6,026 人] ≒ 1.2

●ブールバールの公共空間面積のグラントプラザ面積に対する比率

[ブールバール利用対象空間（ZONE-A、ZONE-B）_約 6,240 m²] ÷ [グラントプラザの面積_21m×65m=1,365 m²] ≒ 4.6

●グラントプラザは中心商業地区に立地し、大規模商業施設である総曲輪フェリオに隣接する。一方、ブールバールは富山駅北側のオフィス施設を後背に抱える地に立地する。

ブールバールの公共空間活用において見込まれる歩行者通行量増分は、上記のブールバールとグラントプラザの立地環境の違いを踏まえ、グラントプラザ整備前後の歩行者通行量の増加率、公共空間の面積比率を参考に設定する。

①ブールバール整備と公共空間部分の活用に伴う歩行者通行量（平日）

[ブールバール(オーバード・ホール前)の現状の平日歩行者通行量(令和元年度)_5,824 人/日] × 1.05 (※注) = 6,115 人/日

$$[\text{平日歩行者通行量増加分}] = (6,115 \text{ 人/日} - 5,824 \text{ 人/日}) \times 4.6 = 1,339 \text{ 人/日} \\ \approx \underline{1,340 \text{ 人/日}}$$

※注：ブルーバール周辺はオフィス街でありオフィス執務者が中心になることから、平日の増加見込みは中心商業地区より低いと想定される。

グランドプラザ整備に伴う平日の歩行者通行量の増加率 1.2（20%増）より低い 1.05（5%増）で設定する。

1.05 の設定にあたっては、北陸新幹線開業前と開業以降のブルーバールの歩行者通行量の増加率を参考とした。

北陸新幹線開業前：平成 26 年度_平日・オーバード・ホール前歩行者通行量
2,403 人/日

北陸新幹線開業後：平成 27 年度から令和 2 年度までの平日・オーバード・ホール前の歩行者通行量の平均値（令和元年度はイベントによる影響があり除く）

2,531 人/日

北陸新幹線開業後の増加率：2,531 人/日 ÷ 2,403 人/日 ≈ 1.05

②ブルーバール整備と公共空間部分の活用に伴う歩行者通行量（休日）

[ブルーバール(オーバード・ホール前)の現状の休日歩行者通行量(令和元年度)]_2,740 人/日] × 1.2 = 3,288 人/日

$$[\text{休日歩行者通行量増加分}] = (3,288 \text{ 人/日} - 2,740 \text{ 人/日}) \times 4.6 = 2,521 \text{ 人/日} \\ \approx \underline{2,530 \text{ 人/日}}$$

⇒ ブルーバール等再整備事業において、平日が 1,340 人/日、休日が 2,530 人/日の歩行者通行量の増加が見込まれる。それに対して、市内電車を利用する割合をかけることで、市内電車の利用者増を設定する。

- ① [平日歩行者通行量増加分_1,340 人/日] × [年間平日日数_250 日] = 335,000 人
- ② [休日歩行者通行量増加分_2,530 人/日] × [年間休日日数_115 日] = 290,950 人
- ③ [1 日当たりの歩行者通行量増加分] = (335,000 人 + 290,950 人) ÷ 365 日 = 1,715 人/日

以上より

$$[1 \text{ 日当たり歩行者通行量増加分}_1,715 \text{ 人/日}] \times [\text{市内電車利用率}_5\%(\text{注})] \\ \times [\text{往復}_2] = 172 \text{ 人/日} \approx \underline{170 \text{ 人/日}}$$

(注) 富山市の公共交通（鉄道やバスなど）に関する市民意識調査（令和元年 11 月_富山市）における調査結果（N=4,102）より、市内電車（環状線含む）の利用率は平日 5.9%、休日 3.8%から、平均 4.8% ≈ 約 5%となり、その値を活用する。

※3 中規模ホール整備官民連携事業により、15 人/日の利用者増を見込む。

⇒ 中規模ホール整備官民連携事業により、652 席の中規模ホールが富山市芸術文化ホール（以下、「オーバード・ホール」という）に近接する場所に整備予定である。既存の類似施設であるオーバード・ホールの利用者実績から、当該施設の利用者数は次のようになる。

●「オーバード・ホール（2,196 席）」の年間利用者数を、座席数で按分すると次のようになる。

※「当該施設（652 席）の年間利用者数」＝[オーバード・ホールの年間入場者数（H27-R 元の 5 年間の平均（注））：173,940 人/年]×[座席数按分：（652 席/2,196 席）≒ 0.30]＝52,182 人/年

※上記の当該施設の年間利用者数を 1 日あたりに換算（365 日で割る）すると、143 人/日

（注）オーバード・ホールの入場者数（H27-R 元の 5 年間平均）：

[177,790 人(R27)+177,426 人(R28)+182,550 人(R29)+166,734 人(R30)+165,199 人(R1)] /5=173,940 人/年

⇒ 推計された当該施設の利用者数 143 人/日のうち、来街交通手段の市内電車利用率を 5%と設定すると、市内電車利用者数は次のようになる。

● [当該施設の利用者数_143 人] × [市内電車利用率_5%（注）] × [往復_2]
＝ 14.3 人/日 ≒ 15 人/日

（注）富山市の公共交通（鉄道やバスなど）に関する市民意識調査（令和元年 11 月_富山市）における調査結果（N=4,102）より、市内電車（環状線含む）の利用率は平日 5.9%、休日 3.8%から、平均 4.8%≒約 5%となり、その値を活用する。

※4 交通空間賑わい実証事業により、22 人/日の利用者増を見込む。

⇒ 交通空間賑わい実証事業では、大手モールの公共空間（約 200m×約 3m＝約 600 m²）において賑わい創出に資する事業を実施する。それに伴う歩行者通行量増は、定常的に賑わいの場となっているグランドプラザの整備前後の歩行者通行量の増加率を用いて設定する。

● グランドプラザ整備前後の歩行者通行量の増加率

① [整備後（令和元年度）の平日歩行者通行量_7,126 人] ÷ [整備前（平成 19 年度）の平日歩行者通行量_5,755 人] ≒ 1.2

② [整備後（令和元年度）の休日歩行者通行量_7,350 人] ÷ [整備前（平成 19 年度）の休日歩行者通行量_6,026 人] ≒ 1.2

● 大手モールの公共空間面積のグランドプラザ面積に対する比率

[大手モールの公共空間面積_約 600 m²] ÷ [グランドプラザの面積_21m×65m＝1,365 m²] ≒ 0.5

この結果から、大手モールの公共空間活用において見込まれる歩行者通行量増分は次のようになる。

① [大手モール（市民プラザ前）の現状の平日歩行者通行量（令和元年度）_1,843 人/日] × 1.2＝ 2,212 人/日

[平日歩行者通行量増加分]＝(2,212 人/日－1,843 人/日)×0.5＝184 人/日
≒190 人/日

② [大手モール（市民プラザ前）の現状の休日歩行者通行量（令和元年度）_2,641 人/日] × 1.2＝3,169 人/日

[休日歩行者通行量増加分]＝(3,169 人/日－2,641 人/日)×0.5＝264 人
≒270 人/日

⇒ 交通空間賑わい実証事業において、平日が 190 人/日、休日が 270 人/日の歩行者通行量の増加が見込まれる。それに対して、市内電車を利用する割合をかけることで、市内電車の利用者増を設定する。

- ① [平日歩行者通行量増加分_190 人/日] × [年間平日日数_250 日] = 47,500 人
 ② [休日歩行者通行量増加分_270 人/日] × [年間休日日数_115 日] = 31,050 人
 ③ [1 日当たりの歩行者通行量増加分] = (47,500 人 + 31,050 人) ÷ 365 日 ≒ 216 人/日

以上より

$$[1 \text{ 日当たり歩行者通行量増加分}_216 \text{ 人/日}] \times [\text{市内電車利用率}_5\%(\text{注})] \\ \times [\text{往復}_2] \div 22 \text{ 人/日}$$

(注) 富山市の公共交通（鉄道やバスなど）に関する市民意識調査（令和元年 11 月_富山市）における調査結果（N=4,102）より、市内電車（環状線含む）の利用率は平日 5.9%、休日 3.8%から、平均 4.8%≒約 5%となり、その値を活用する。

※5 富山市新規出店サポート事業により、41 人/日の利用者増を見込む。

⇒富山市新規出店サポート事業により 5 年間で計 10 店舗の空き店舗活用を目標として設定する。誘導する店舗業種と件数を次のように想定する。

●店舗業種（想定）

インテリア用品店：2 店、アクセサリショップ：2 店、カフェ：3 店、飲食店：3 店

各店舗業種の 1 日当たりの利用者数を以下のように設定する。

●中小企業基盤整備機構で提供されている業種別開業ガイドの業種別ビジネスプラン策定例の売上計画で設定されている客数から、1 日当たりに換算した利用者数を設定する。

＜類似施設：インテリア用品店（15 坪）＞

	客数/日	営業日数	延べ客数
平日	40 人	250	10,000
土曜	40 人	50	2,000
日曜・祝日	45 人	50	2,250
	合計	350	14,250

上表より、1 日当たりに換算すると、14,250 人 ÷ 350 日 ≒ 41 人

＜類似施設：アクセサリショップ（5 坪）＞

	客数/日	営業日数	延べ客数
平日	40 人	210	8,400
休日	70 人	100	7,000
	合計	310	15,400

上表より、1 日当たりに換算すると、15,400 人 ÷ 310 日 ≒ 50 人

＜類似施設：カフェ（15 席）＞

	客数/日	営業日数	延べ客数
平日	25 人	208	5,200
休日	42 人	104	4,368
	合計	312	9,568

上表より、1 日当たりに換算すると、9,568 人 ÷ 312 日 ≒ 31 人

＜類似施設：飲食店（中華料理店）（22 席）＞

	客数/日	営業日数	延べ客数
平日	42 人	256	10,752
土曜	45 人	52	2,340
日曜・祝日	45 人	52	2,340
	合計	360	15,432

上表より、1 日あたりに換算すると、15,432 人÷360 日≒43 人

⇒推計された各業種店舗の 1 日あたりに換算した利用数のうち、来街交通手段の市内電車利用率を 5%と設定すると、市内電車利用者数は次のようになる。

- ① [インテリア用品店_41 人/日] × [2 店] × [市内電車利用率_5%(注)] × [往復_2]
≒9 人/日
- ② [アクセサリショップ_50 人/日] × [2 店] × [市内電車利用率_5%(注)]
× [往復_2] ≒10 人/日
- ③ [カフェ_31 人/日] × [3 店] × [市内電車利用率_5%(注)] × [往復_2]
≒9 人/日
- ④ [飲食店（中華料理店）_43 人/日] × [3 店] × [市内電車利用率_5%(注)]
× [往復_2] ≒13 人/日
- ⑤ ①+②+③+④ = 9 人/日+10 人/日+9 人/日+13 人/日=41 人/日

(注) 富山市の公共交通（鉄道やバスなど）に関する市民意識調査（令和元年 11 月_富山市）における調査結果（N=4,102）より、市内電車（環状線含む）の利用率は平日 5.9%、休日 3.8%から、平均 4.8%≒約 5%となり、その値を活用する。

※6 中央通り D 北地区第一種市街地再開発事業により、83 人/日の利用者増を見込む。

⇒ 中央通り D 北地区第一種市街地再開発事業では、商業施設、業務施設、スポーツ施設（アイススケート場）、共同住宅が整備予定である。中心市街地内の既存類似商業施設の利用者数実績、及び近隣のスポーツ施設（アイススケート場）から、当該施設の利用者数は次のようになる。

●商業施設

[当該施設の商業施設床面積_2,600 m²] × [既存類似商業施設の床面積当たりの 1 日平均利用者数_0.3 人/m²・日(注)] = 780 人/日

(注) [既存類似施設である総曲輪フェリオの 1 日平均入込数 (H30: 約 8,500 人/日, R1: 約 8,800 人/日の平均) は約 8,650 人/日] ÷ [床面積 (フェリオ約 6,200 m² + 大和約 25,548 m² = 31,748 m²)] ≒0.3 人/m²・日

●スポーツ施設（アイススケート場）

[当該スポーツ施設（アイススケート場）の床面積_4,300 m²] × [類似施設の床面積当たりの 1 日平均利用者数_0.01 人/m²・日(注)] = 43 人/日

(注) [類似施設であるエムウェーブ（長野県長野市）の 1 日平均利用数 (H30: 約 63,000 人/年 ÷ 365 ≒ 170 人/日, R1: 約 48,000 人/年 ÷ 365 ≒ 130 人/日、平均: 150 人/日) は約 150 人/日] ÷ [床面積 (約 13,700 m²)] ≒0.01 人/m²・日

⇒ 推計された当該施設の施設利用数（780 人/日+43 人/日=）823 人/日のうち、来街交通手段の市内電車利用率を 5%と設定すると、市内電車利用者数は次のようになる。

$$\bullet \text{ [当該施設の利用者数_823 人/日]} \times \text{[市内電車利用率_5\%(注)]} \times \text{[往復_2]} \\ \rightleftharpoons \underline{83 \text{ 人/日}}$$

(注) 富山市の公共交通（鉄道やバスなど）に関する市民意識調査（令和元年 11 月_富山市）における調査結果（N=4,102）より、市内電車（環状線含む）の利用率は平日 5.9%、休日 3.8%から、平均 4.8% $\rightleftharpoons$ 約 5%となり、その値を活用する。

※7 おでかけ定期券事業により、117 人/日の利用者増を見込む。

⇒ 第 2 期富山市まち・ひと・しごと総合戦略（2020 改訂版）における具体的な施策の K P I に、「おでかけ定期券」の 1 日平均延べ利用者数 2,915 人（令和 6 年度）と見込んでおり、令和元年度実績の 2,758 人から 157 人増を設定している。
令和 2 年度のおでかけ定期券の路面電車利用割合により、下記の利用者増を見込む。

$$\bullet \text{ [おでかけ定期券の利用拡大数_157 人]} \times \text{[現状のおでかけ定期券の路面電車利用割合_37\%(注)]} \times \text{[往復_2]} \rightleftharpoons 117 \text{ 人/日}$$

(注) 令和 2 年度における、おでかけ定期券利用者数 604,111 人、うち市内電車・富山港線・環状線の利用者数 220,619 人。よって、 $220,619 \div 604,111 \times 100 = 36.5$ $\rightleftharpoons$ 約 37%

目標指標②：「中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）」

- 「商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち」の効果を検証するために、「中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）」を指標として設定する。

目標値の設定

- ・中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）の令和8年度における目標値は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）に、主要事業となるブルーバール等再整備事業や中規模ホール整備官民連携事業の都市空間整備、富山市新規出店サポート事業や市街地再開発事業等の集客施設整備、商店街や市民、民間事業者が連携した商業やまちの文化等を活かしたエリアづくりに資する事業による効果を加算して設定する。



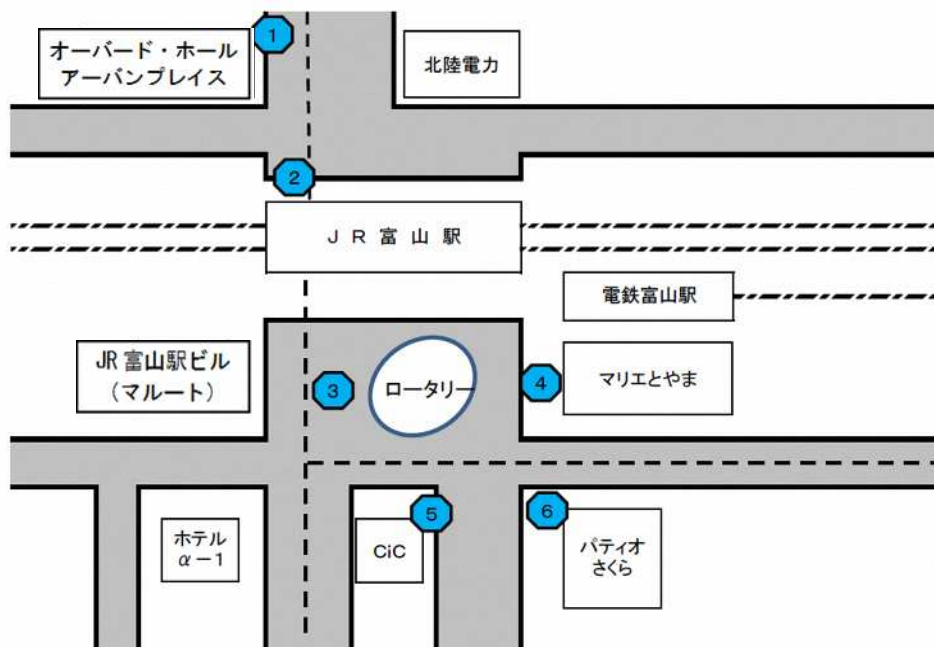
■目標値の積算

積算根拠	数値
①トレンド推計(令和8年度) ※1	46,056人
②ブルーバール等再整備事業 ※2	2,530人
③中規模ホール整備官民連携事業 ※3	770人
④交通空間賑わい実証事業 ※5	270人
⑤富山市新規出店サポート事業 ※6	982人
⑥中央通りD北地区第一種市街地再開発事業 ※7	2,520人
目標値 (①+②+③+④+⑤+⑥)	53,128人 ≒53,000人

■歩行者通行量調査対象箇所

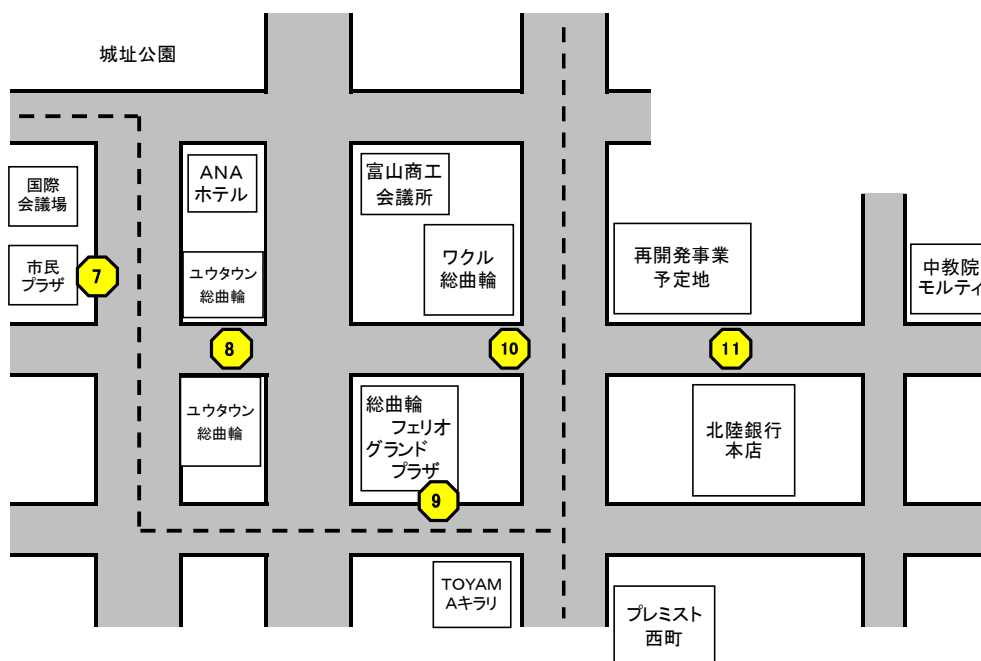
本計画における歩行者通行量調査の対象箇所は、富山駅周辺地区6箇所（①～⑥）、中心商業地区5箇所（⑦～⑪）とする。

<富山駅周辺地区[6箇所]>



調査箇所 ①オーバード・ホール前 ②J R 富山駅北口 ③富山駅南口ロータリー西側
④マリエとやま西側 ⑤CiC ビル東側 ⑥パティオさくら前

<中心商業地区[5箇所]>



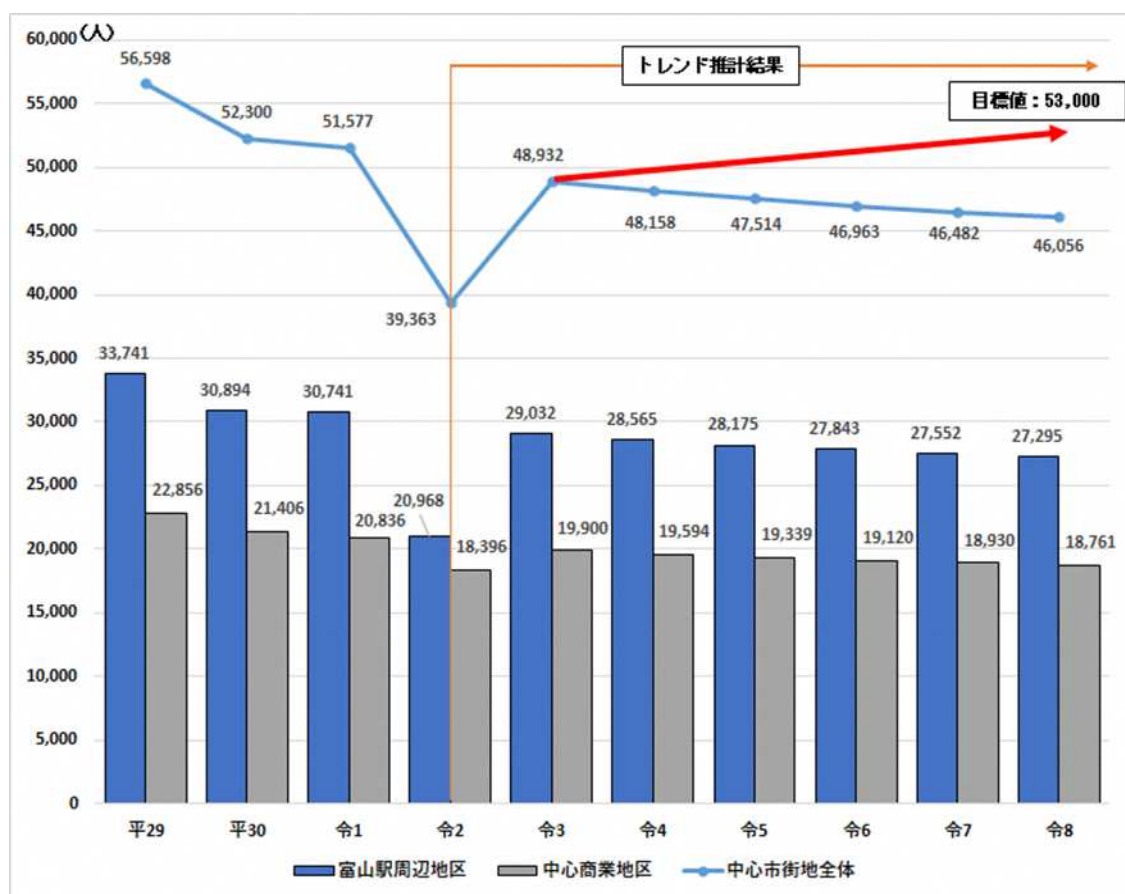
調査箇所 ⑦市民プラザ前（東西歩道前） ⑧ユウタウン総曲輪駐車場入口前
⑨インフェイズ前 ⑩旧富山西武南側 ⑪北陸銀行本店北側

- ※1 本計画における調査箇所 11 箇所において、令和 8 年度までのトレンド推計を行った。令和 8 年度は 46,056 人 となる。

＜推計方法＞

- ・調査箇所 11 箇所には、平成 29 年度から測定が行われた調査箇所もあることから、平成 29 年から令和元年までのデータをもとにトレンド推計を行った。なお、令和 2 年度については新型コロナ感染拡大の影響により、歩行者通行量が大きく減少していることから、推計から外した。また、路面電車南北接続事業の効果についても把握困難なため、推計に反映していない。
- ・富山駅周辺地区、中心商業地区のそれぞれでトレンド推計を行い、その合計が中心市街地全体の数値となる。

■中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）のトレンド推計値【11 箇所】



- ※2 ブールバール等再整備事業により、2,530 人/日の歩行者通行量増を見込む。

⇒ ブールバール等再整備事業では、富山駅北口から延びるブールバールの再整備とともにイベント等の社会実験を実施しながら、定常的に公共空間を活用する取り組みを推進するものである。それに伴う歩行者通行量増は、定常的に賑わいの場となっているグラントプラザの整備前後の歩行者通行量の増加率を用いて設定する。

●グラントプラザ整備前後の歩行者通行量の増加率

[整備後（令和元年度）の休日歩行者通行量_7,350 人] ÷ [整備前（平成 19 年度）の休日歩行者通行量_6,026 人] ≒ 1.2

●ブールバールの公共空間面積のグラントプラザ面積に対する比率

[ブールバール利用対象空間（ZONE-A、ZONE-B）_約 6,240 m²] ÷ [グラントプラザの面積_21m×65m=1,365 m²] ≒ 4.6

この結果から、ブルーバールの公共空間活用において見込まれる歩行者通行量増分は次のようになる。

[ブルーバール(オーバード・ホール前)の現状の休日歩行者通行量(令和元年度) 2,740 人/日] × 1.2 = 3,288 人/日

[休日歩行者通行量増加分] = (3,288 人/日 - 2,740 人/日) × 4.6 = 2,521 人
≒ 2,530 人/日

※3 中規模ホール整備官民連携事業により、770 人/日の歩行者通行量増を見込む。

⇒ 中規模ホール整備官民連携事業により、652 席の中規模ホールがオーバード・ホールに近接する場所に整備予定である。既存の類似施設であるオーバード・ホールの利用者実績から、当該施設の利用者数は次のようになる。

●「オーバード・ホール (2,196 席)」の日曜日の利用者数を、座席数で按分すると次のようになる。

※「当該施設 (652 席) の日曜日の利用者数」= [オーバード・ホールの日曜日の入場者数 (H27-R1 の 5 年間の平均(注)) : 1,295 人/日] × [座席数按分 : (652 席 / 2,196 席) ≒ 0.3] = 384 人/日

(注) オーバード・ホールの日曜日の入場者数 (H27-R1 の 5 年間平均) :

[50,731 人 (R27) + 52,206 人 (R28) + 48,516 人 (R29) + 49,164 人 (R30) + 55,779 人 (R元)]
/ 198 (H27-R1 の日曜日の催事日数) = 1,294.9 人/日 ≒ 1,295 人/日

●上記から、近接する歩行者通行量測定箇所 (オーバード・ホール前) の歩行者通行量は次のようになる。

[歩行者通行量] = [当該施設の 1 日あたりの利用者数 : 384 人/日] × 【当該施設への往復_2】 = 768 人/日 ≒ 770 人/日

※4 交通空間賑わい実証事業により、270 人/日の歩行者通行量増を見込む。

⇒ 交通空間賑わい実証事業では、大手モールの公共空間 (約 200m × 約 3m = 約 600 m²) において賑わい創出に資する事業を実施する。それに伴う歩行者通行量増は、定常的に賑わいの場となっているグランドプラザの整備前後の歩行者通行量の増加率を用いて設定する。

●グランドプラザ整備前後の歩行者通行量の増加率

[整備後 (令和元年度) の日曜日歩行者通行量 7,350 人] ÷ [整備前 (平成 19 年度) の日曜日歩行者通行量 6,026 人] ≒ 1.2

●大手モールの公共空間面積のグランドプラザ面積に対する比率

[大手モールの公共空間面積 約 600 m²] ÷ [グランドプラザの面積 21m × 65m = 1,365 m²] ≒ 0.5

この結果から、大手モールの公共空間活用において見込まれる歩行者通行量増分は次のようになる。

[大手モール (市民プラザ前) の現状の休日歩行者通行量 (令和元年度) 2,641 人/日] × 1.2 = 3,169 人/日

[日曜日歩行者通行量増加分] = (3,169 人/日 - 2,641 人/日) × 0.5 = 264 人
≒ 270 人/日

※5 富山市新規出店サポート事業により、982 人/日の歩行者通行量増を見込む。

⇒富山市新規出店サポート事業により5年間で計10店舗の空き店舗活用を目標として設定する。誘導する店舗業種と件数を次のように想定する。

●店舗業種（想定）

インテリア用品店：2店、アクセサリショップ：2店、カフェ：3店、飲食店：3店

各店舗業種の日曜日1日当たりの利用者数を以下のように設定する。

●中小企業基盤整備機構で提供されている業種別開業ガイドの業種別ビジネスプラン策定例の売上計画で設定されている休日の客数を、休日1日当たりの利用者数として想定する。

＜類似施設：インテリア用品店（15 坪）＞

日曜・祝日の客数：45 人/日

＜類似施設：アクセサリショップ（5 坪）＞

休日の客数：70 人/日

＜類似施設：飲食店（カフェ）（15 席）＞

休日の客数：42 人/日

＜類似施設：飲食店（中華料理店）（22 席）＞

日曜・祝日の客数：45 人/日

上記より、休日の利用者数は、

$$(45 \text{ 人/日} \times 2 \text{ 店}) + (70 \text{ 人/日} \times 2 \text{ 店}) + (42 \text{ 人/日} \times 3 \text{ 店}) + (45 \text{ 人/日} \times 3 \text{ 店}) \\ = 491 \text{ 人/日}$$

この結果から、空き店舗活用による歩行者通行量増分は次のようになる。

$$[\text{店舗利用者数}_{491 \text{ 人/日}}] \times [\text{調査箇所通行見込}_{2}] = 982 \text{ 人/日}$$

※6 中央通りD北地区第一種市街地再開発事業により、2,520 人/日の歩行者通行量増を見込む。

⇒中央通りD北地区第一種市街地再開発事業では、商業施設、業務施設、スポーツ施設（アイススケート場）、共同住宅が整備予定である。中心市街地内の既存類似商業施設の利用者数実績、及び近隣のスポーツ施設（アイススケート場）から、当該施設の利用者数、そして共同住宅整備に伴う居住者数は次のようになる。

①商業施設

$$[\text{当該施設の商業施設床面積}_{2,600 \text{ m}^2}] \times [\text{既存類似商業施設の床面積当たりの} \\ 1 \text{ 日平均利用者数}_{0.3 \text{ 人/m}^2 \cdot \text{日 (注)}}] \times \text{【当該施設への往復}_{2}\text{】} \\ = \underline{1,560 \text{ 人/日}}$$

(注) [既存類似施設である総曲輪フェリオの1日平均入込数(H30:約8,500人/日,R1:約8,800人/日の平均)は約8,650人/日] ÷ [床面積(フェリオ約6,200 m² + 大和約25,548 m² = 31,748 m²)] ≒ 0.3 人/m²・日

②スポーツ施設（アイススケート場）

$$[\text{当該スポーツ施設（アイススケート場）の床面積}_{4,300 \text{ m}^2}] \times [\text{類似施設の床面積} \\ \text{当たりの1日平均利用者数}_{0.01 \text{ 人/m}^2 \cdot \text{日 (注)}}] \times \text{【当該施設への往復}_{2}\text{】} \\ = \underline{86 \text{ 人/日}}$$

(注) [類似施設であるエムウェーブ（長野県長野市）の1日平均利用数(H30:約63,000人/年 ÷ 365 ≒ 170 人/日, R1:約48,000人/年 ÷ 365 ≒ 130 人/日、平均:150 人/日)は約150 人/日] ÷ [床面積(約13,700 m²)] ≒ 0.01 人/m²・日

上記①、②より、当該施設の利用者数は、1,560 人/日 + 86 人/日 = 1,646 人/日

③共同住宅の居住者数

・共同住宅は220戸を供給予定であり、中心市街地の1世帯あたり人員が1.97人（令和

2年度)であることから、想定される居住者数は以下のとおりである。

[供給戸数_220戸] × [中心市街地の1世帯あたり人員_1.97人] = 434人

・居住者が周辺に外出することを想定し、その分を歩行者通行量の増分とする。

434人 × 【共同住宅往復_2】 = 868人/日

上記①から③より、1,646人/日 + 868人/日 = 2,514人/日 ÷ 2,520人/日

目標指標③-1：「中心市街地の居住人口の社会増」

○「多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち」の実現に向けては計画期間における社会増を維持する必要がある。その効果を検証するために、「中心市街地の居住人口の社会増」を指標として設定する。

目標値の設定

- ・中心市街地の居住人口の社会増の目標値は、「まちなか居住推進事業」を開始した平成 17 年から令和元年までの 14 年間における社会増の年平均を基準値とし、計画期間の令和 3 年から令和 8 年の 5 年間における社会増の年平均とする。

【基準値：平成 17 年から
令和元年の 14 年間】
113 人増/年

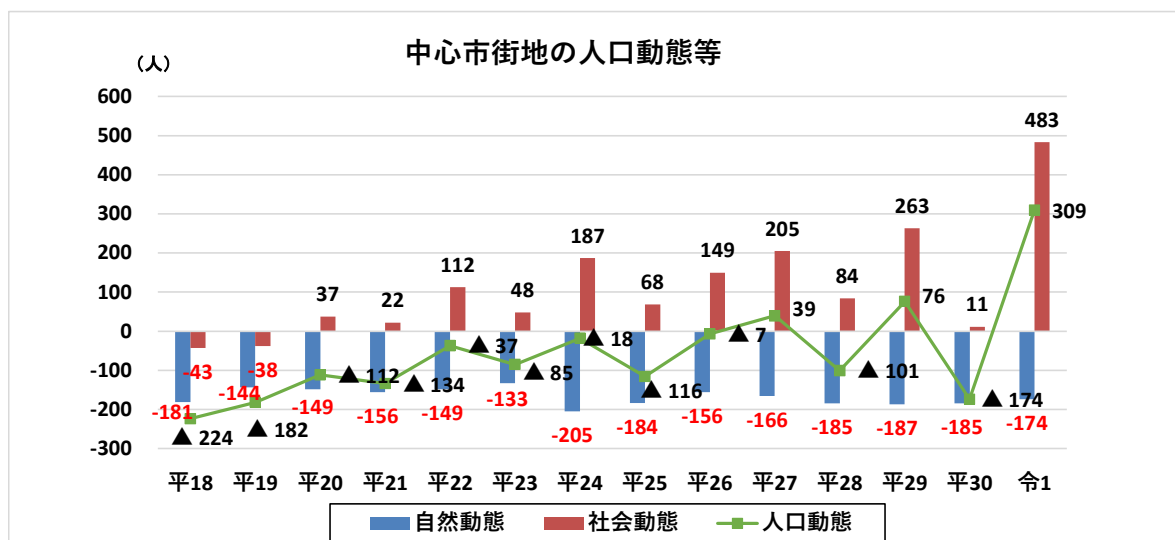


【目標値：令和 3 年から
令和 8 年の 5 年間】
113 人増/年

- ・中心市街地では、市街地再開発事業や民間投資によるマンション建設が活発に行われたことなどにより、平成 20 年以降、社会増を維持している。（参考 1）
- ・本計画期間には、「中央通り D 北地区第一種市街地再開発事業」及び「まちなか居住推進事業」の実施による転入者数の増加を見込んでいるが（参考 2）、転入の大きな誘因となってきた再開発事業等による大型マンションの建設は概ね完了したことや、進学や転勤等による転出の状況も考慮し、平成 17 年から令和元年までの 14 年間の平均である 113 人増/年の維持を目標とする。
- ・本計画においては、社会増に寄与する住宅供給関連の事業及び多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまちに資する事業の実施により、これまでの社会増の実績を維持することで、中心市街地における人口減少を緩やかにする。

■（参考 1）中心市街地の人口動態等の推移（実績）

※平成 17 年から令和元年までの 14 年間の社会動態：1,588 人増（113 人/年）



■（参考 2）中心市街地への転入者数の見込み

積算根拠	数値
①中央通り D 北地区第一種市街地再開発事業 ※1	434 人
②まちなか居住推進事業 ※2	739 人
合計（①＋②）	1, 173 人 (235 人増/年)

※1 中央通り D 北地区第一種市街地再開発事業により、434 人の増を見込む。

⇒ 中央通り D 北地区第一種市街地再開発事業では、商業施設、業務施設、スポーツ施設、共同住宅が整備予定である。共同住宅は 220 戸を供給予定であり、中心市街地の 1 世帯あたり人員が 1.97 人（令和 2 年度）であることから、想定される居住者数は以下のとおりである。

$$\bullet \text{ [供給戸数_220 戸] } \times \text{ [中心市街地の 1 世帯あたり人員_1.97 人] } = \underline{434 \text{ 人}}$$

※2 まちなか居住推進事業により、185 人の増を見込む。

⇒ まちなか居住推進事業により、共同住宅以外の住宅取得支援の実績から、計画期間（R3-R8）において、年 75 件の支援を目標とすると計 739 人の増加が見込まれる。

$$\bullet \text{ [支援戸数_375 戸(注)] } \times \text{ [中心市街地の 1 世帯あたり人員_1.97 人] } = \underline{739 \text{ 人}}$$

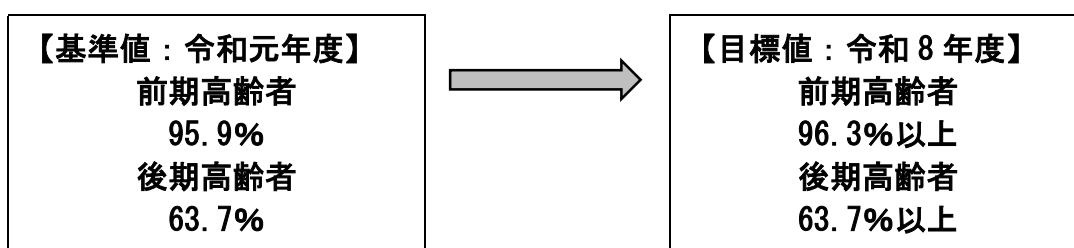
（注）H28 から R2 までの 5 年間で、共同住宅を除く補助支援実績は 373 件（約 75 件/年）であった。計画期間内も同様の実績（75 件/年×5 年＝375 件）を維持する。

目標指標③-2：「中心市街地の健康な高齢者の割合【前期高齢者：65～74 歳】【後期高齢者：75 歳以上】（65 歳以上の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人の割合）」

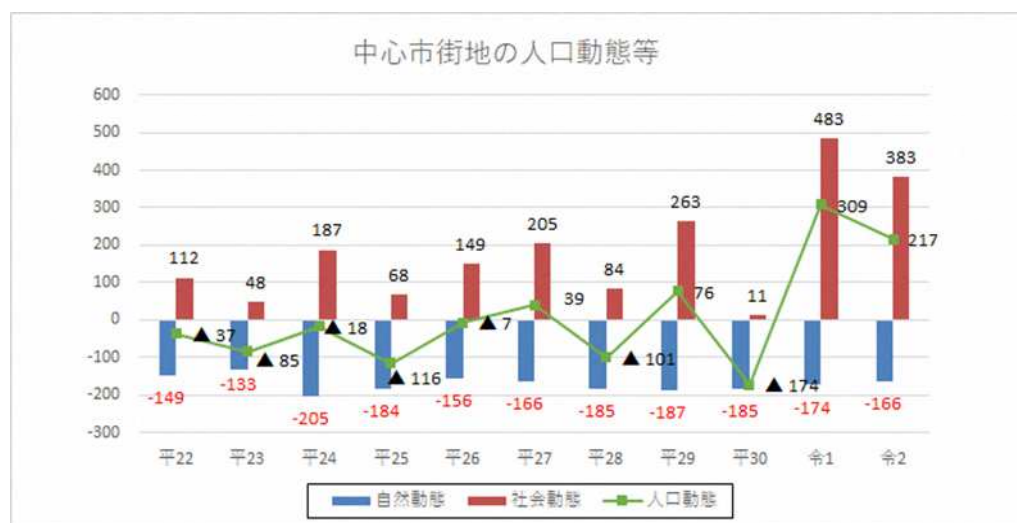
○「多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち」の実現に向けては、老後も健康的に過ごせるまちであるために、介護予防を含めた安心安全で、そしてコミュニティの交流があるまちづくりを進める必要がある。その効果を検証するために、「中心市街地の健康な高齢者の割合」を指標として設定する。

目標値の設定

- ・中心市街地の健康な高齢者の割合の目標値は、65 歳から 74 歳の「前期高齢者」と、75 歳以上の「後期高齢者」の 2 つを設定する。



- ・中心市街地においては、高齢化率が高く、死亡数が出生数を上回る「自然減」が大きい。中心市街地においては平成 27 年度、平成 29 年度、令和元年度及び 2 年度に社会増が自然減を上回り人口増となったが、今後も高齢者人口が増加することから、自然減も増加する見込みである。

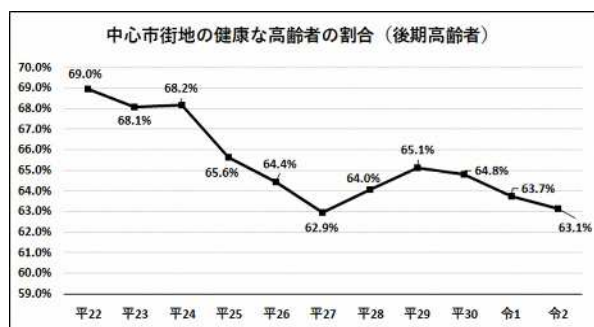


(資料：住民基本台帳、毎年 6 月末)

- ・中心市街地における健康な高齢者の割合（介護保険の要介護・要支援者認定を受けていない割合）は、令和 2 年度において前期高齢者【65～74 歳】で 96.1%、後期高齢者【75 歳以上】で 63.1%となっており、前計画策定時の平成 27 年度と比

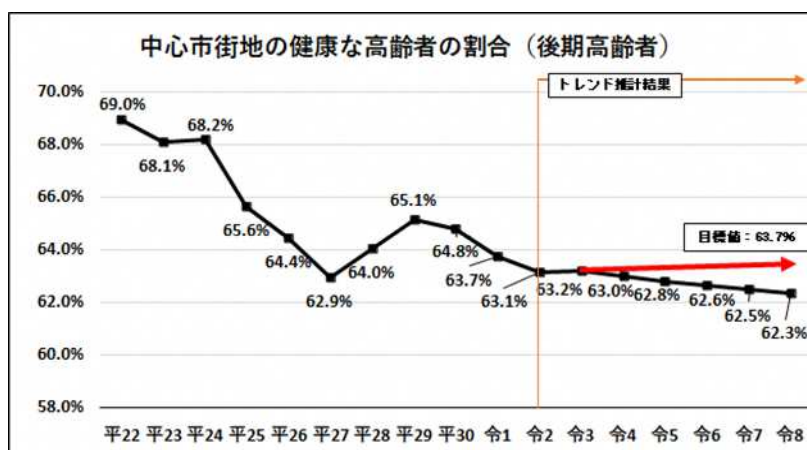
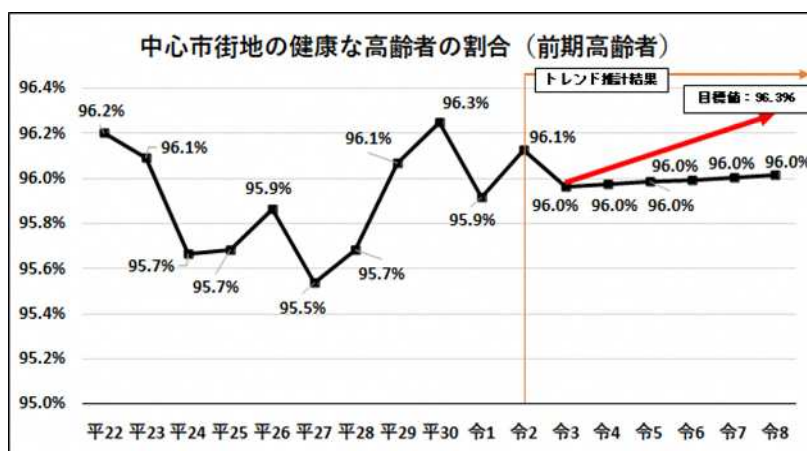
較すると、前期高齢者【65～74 歳】が 0.6 ポイント増加、後期高齢者【75 歳以上】は 0.2 ポイント増加している。

- ・令和 7 年（2025 年）には、団塊の世代が後期高齢者になることから、健康な高齢者の割合が減少し、介護保険の要介護・要支援者認定者が大きく増加することが推測される。



- ・本計画では、計画期間の令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間に於いて介護予防等の健康な高齢者づくりを支える事業として、角川介護予防センターやまちなか総合ケアセンターにおける介護予防に関連するプログラムを実施するほか、歩くライフスタイル推進事業やシニアライフ講座運営事業、おでかけ定期券事業などを実施し、現状の健康な高齢者の割合を維持・改善する。

■ 中心市街地の健康な高齢者の割合の推移【前期高齢者、後期高齢者別】



＜目標指標一覧表＞

①【公共交通・都市空間】

基本方針

「公共交通ネットワークの活用と良質な都市空間の形成による回遊性の高い中心市街地の形成」

目標	目標指標	基準値	目標値
来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	市内電車一日平均乗車人数	20,429 人/日 (R 元)	21,500 人/日 (R8)

②【商業・賑わい】

基本方針

「まちなかの既存ストックを活用した創業・起業・チャレンジが生まれる中心市街地の形成」

目標	目標指標	基準値	目標値
商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	51,577 人 (R 元)	53,000 人 (R8)

③【暮らし】

基本方針

「すべての世代がそれぞれのライフステージに応じて、幸せに暮らせる中心市街地の形成」

目標	目標指標		基準値	目標値
多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	中心市街地の居住人口の社会増		113 人増/年 (H17～R 元)	113 人増/年 (R3～R8)
	中心市街地の健康な高齢者の割合 【前期高齢者：65～74 歳】 【後期高齢者：75 歳以上】 (65 歳以上の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人の割合)	前期高齢者	95.9% (R 元)	96.3%以上 (R8)
		後期高齢者	63.7% (R 元)	63.7%以上 (R8)

〔４〕フォローアップの方針

目標指標①：「市内電車一日平均乗車人数」

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、鉄道事業者からの報告数値（毎年度末締め）とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の４～５月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。

また、目標設定に用いた各事業の計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

■事業ごとの計測値

事業名	計測値
①ブルバール等再整備事業	・歩行者通行量（近接の測定地点における当該年度の値/平日（年１回）・日曜日（年４回平均）別）
②中規模ホール整備官民連携事業	年間来館者数（当該年度の累計）
③交通空間賑わい実証事業	・歩行者通行量（近接の測定地点における当該年度の値/平日（年１回）・日曜日（年４回平均）別） ・イベント来場者数（当該年度の１日当たり平均値）
④富山市新規出店サポート事業	・新規出店件数（当該年度累計）
⑤中央通りＤ北地区第一種市街地再開発事業	・歩行者通行量（近接の測定地点における当該年度の値/平日（年１回）・日曜日（年４回平均）別）
⑥おでかけ定期券事業	・市内電車利用者数（当該年度の累計）

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

目標指標②：「中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）」

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、歩行者通行量調査の実測値（１１地点における年４回（日曜日）調査の平均）とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の４～５月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。

また、目標設定に用いた各事業の計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

■事業ごとの計測値

事業名	計測値
①ブルーバール等再整備事業	・歩行者通行量（近接の測定地点における当該年度の値/日曜日（年4回平均））
②中規模ホール整備官民連携事業	・日曜日の来館者数（当該年度の1日当たりの平均値）
③交通空間賑わい実証事業	・歩行者通行量（近接の測定地点における当該年度の値/日曜日（年4回平均）） ・イベント来場者数（当該年度の1日当たり平均値）
④富山市新規出店サポート事業	・新規出店件数（当該年度累計）
⑤中央通りD北地区第一種市街地再開発事業	・歩行者通行量（近接の測定地点における当該年度の値/日曜日（年4回平均）） ・本事業による供給住戸数

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

目標指標③-1：「中心市街地の居住人口の社会増」

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、住民基本台帳における人口動態の値（毎年6月末日時点）とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4～5月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。

また、目標設定に用いた各事業の計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

■事業ごとの計測値

事業名	計測値
①中央通りD北地区第一種市街地再開発事業	・本事業による供給住戸数
②まちなか居住推進事業	・本事業による住戸取得戸数

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

目標指標③-2：「中心市街地の健康な高齢者の割合【前期高齢者：65～74 歳】【後期高齢者：75 歳以上】（65 歳以上の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人の割合）」

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、住民基本台帳における人口動態及び要介護・要支援認定者数（毎年6月末日時点）とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4～5月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。

また、目標設定に用いた各事業の計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

■事業ごとの計測値

事業名	計測値
①地域包括ケア拠点施設運営事業	・まちなか診療所診療件数（当該年度の累計） ・まちなか健幸カレッジの参加人数（当該年度の累計）
②角川介護予防センター管理運営事業	・利用者数（当該年度の累計）
③歩くライフスタイル推進事業	・月当たり平均歩数（60歳以上のユーザー）
④シニアライフ講座運営事業	・各講座の参加人数（当該年度の累計）
⑤おでかけ定期券事業	・おでかけ定期利用者数（当該年度の累計）

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

（1）現状分析

富山駅周辺地区では、令和2年3月に富山駅路面電車南北接続事業及び富山駅自由通路整備事業が完成したことにより、富山駅で分断された路面電車が接続し、中心市街地の南北を乗り換えることなく移動することが可能となった。また、地下道を経由することなく、駅の南北を往来可能となったことにより、富山駅周辺の回遊性は大きく向上している。しかし、富山駅南側に比べ、富山駅北側の歩行者通行量が少なく、回遊性向上の効果が十分に波及していない。

また、中心商業地区では、市街地再開発事業による賑わい拠点の整備が進められ、これまでに百貨店「大和富山店」が入る「総曲輪フェリオ」やガラス屋根に覆われた全天候型の広場である「グランドプラザ」のほか、ガラス美術館と図書館本館等が入居する「TOYAMA キラリ」、シネマコンプレックス等からなる「ユウタウン総曲輪」などが開業した。令和2年7月には旧富山西武跡地に完成した「ワクル総曲輪」内に飲食店や物販店からなる商業施設「SOGAWA BASE」が開業し、新たな賑わいが創出されている。

しかしながら、中心商業地区の歩行者通行量は減少傾向となっており、富山駅周辺地区を含めた中心市街地全体の歩行者通行量についても、伸び悩んでいる状況にある。

（2）市街地の整備改善の必要性

現状を踏まえて、市街地の整備改善が必要な理由は以下の通り。

- ・富山駅南側に比べて富山駅北側への回遊性が弱いため、富山駅北地区の魅力を高め、富岩運河環水公園や富山市総合体育館、新たに整備する中規模ホール等といった周辺の賑わい施設とも連携し、賑わいを創出する必要がある。
- ・市街地再開発事業により住宅や商業施設等からなる新たな集客施設を整備し、賑わいの創出を図る必要がある。
- ・まちなかを快適で安心して移動できるよう歩行空間を整備し、美しい都市景観の創出・保全を行い、歩きたくなる環境を整える必要がある。
- ・居住環境の整備や、中心市街地の防災機能を高めることで、まちなか居住の魅力を向上させる必要がある。

（3）フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】合流式下水道区域浸水対策事業

【事業実施時期】		H27～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		合流式下水道区域を対象に、既存の下水管の増径及びバイパス管の整備を行う。	
の活性化を 位置付け 及び必要 性のため	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、中心市街地の浸水リスクの低減を図ることから、安全安心なまちなか居住環境の形成につながるため。	
【支援措置名】		防災・安全交付金（下水道事業）	
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】合流式下水道区域浸水対策事業【再掲】

【事業実施時期】		H27～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		合流式下水道区域を対象に、既存の下水管の増径及びバイパス管の整備を行う。	
の活性化を 位置付け 及び必要 性のため	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、中心市街地の浸水リスクの低減を図ることから、安全安心なまちなか居住環境の形成につながるため。	
【支援措置名】		下水道防災事業費補助	
【支援措置実施時期】		R5	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 ブールバール等再整備事業

【事業実施時期】		R 元～R7	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		路面電車の南北接続を契機として、富山駅北の賑わいを創出するためブールバールの再整備やイベント等の社会実験を実施する。	
の活性化を 位置付け 及び必要 性のため	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資 する理由】	当該事業は、富山駅北の賑わい創出により回遊性の向上につながるため。	
【支援措置名】		社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（富山市中心市街地地区（第4期）））	
【支援措置実施時期】		R4～R7	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 ブールバール等再整備事業【再掲】

【事業実施時期】		R 元～R7	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		路面電車の南北接続を契機として、富山駅北の賑わいを創出するためブールバールの再整備やイベント等の社会実験を実施する。	
の活性化を 位置付け 及び必要 性のため	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資 する理由】	当該事業は、富山駅北の賑わい創出により回遊性の向上につながるため。	
【支援措置名】		都市構造再編集集中支援事業（富山市中心市街地地区（第4期））	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】自転車利用環境整備事業

【事業実施時期】		H23～R12	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		「はしる・とめる・いかす・まもる」を4本柱として、自転車走行空間や駐輪環境の整備を行うほか、ルール・マナー向上の意識啓発を図る	
活性化を 実現する ための 位置 付け 及び 必要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、安全で快適な都市空間を形成し、来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		防災・安全交付金（道路事業）	
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】道路景観形成事業

【事業実施時期】		H24～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		災害時の緊急車両のスムーズな通行等、安全で快適な都市空間の形成や、道路の地下空間を活用した電線共同溝の整備により、道路の無電柱化を図る。	
活性化を 実現する ための 位置 付け 及び 必要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、安全で快適な通行空間の確保や美しい街並みを形成し、来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		防災・安全交付金（道路事業（街路））	
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】火防水路改良事業

【事業実施時期】		H22～	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		老朽化の著しい都心部の火防水路を再生し、防災対策及び浸水対策としての機能向上を図る。（火防水路 3 路線）	
びた活 必め性 要の化 性位を 置実 付現 けす 及る	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、防災対策の強化により居住人口の増加につながるため。	
【支援措置名】		防災・安全交付金（道路事業）	
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】歩道のリフレッシュ事業

【事業実施時期】		H29～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		中心市街地における歩道の老朽化対策として、側溝や舗装、路面標示及び段差解消等の改修を行い安心して通行できる快適な歩行者空間を確保するため、歩道のリフレッシュ工事及び街路樹剪定等による野鳥対策を行う。	
びた活 必め性 要の化 性位を 置実 付現 けす 及る	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、快適な歩行空間を整備することにより来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		防災・安全交付金（道路事業）	
【支援措置実施時期】		R5～R8	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】歩道のリフレッシュ事業【再掲】

【事業実施時期】		H29～R8		
【実施主体】		富山市		
【事業内容】		中心市街地における歩道の老朽化対策として、側溝や舗装、路面標示及び段差解消等の改修を行い安心して通行できる快適な歩行者空間を確保するため、歩道のリフレッシュ工事及び街路樹剪定等による野鳥対策を行う。		
びた活 必め性 要の化 性位を 置実 付現 けす 及る	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出		
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数		
	【活性化に資する理由】	当該事業は、快適な歩行空間を整備することにより来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】		交通安全対策補助		
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】				

【事業名】富山駅周辺地区土地区画整理事業

【事業実施時期】		H18～R10		
【実施主体】		富山市		
【事業内容】		北陸新幹線建設事業や富山駅付近連続立体交差事業とあわせ、富山駅周辺地区の南北一体的なまちづくりを推進するため、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を行い、駅周辺における土地利用の高度化を目指す。		
びた活 必め性 要の化 性位を 置実 付現 けす 及る	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出		
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数		
	【活性化に資する理由】	当該事業は、土地利用の高度化により駅周辺地区の回遊性の向上につながるため。		
【支援措置名】		社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））		
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】				

【事業名】富山駅周辺地区土地区画整理事業【再掲】

【事業実施時期】		H18～R10	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		北陸新幹線建設事業や富山駅付近連続立体交差事業とあわせ、富山駅周辺地区の南北一体的なまちづくりを推進するため、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を行い、駅周辺における土地利用の高度化を目指す。	
びた活 必め性 要の化 性位を 置実 付現 けす 及る	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、土地利用の高度化により駅周辺地区の回遊性の向上につながるため。	
【支援措置名】		都市構造再編集支援事業（富山市中心市街地地区（第4期））	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業（富山駅付近連続立体交差事業）

【事業実施時期】		H17～R8	
【実施主体】		富山県	
【事業内容】		県都富山の玄関口に相応しい交通拠点の整備や、あいの風とやま鉄道線、JR 高山本線、富山地方鉄道本線の高架化を行う。	
びた活 必め性 要の化 性位を 置実 付現 けす 及る	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、鉄道によって分断されている南北市街地の一体的なまちづくりを行うことにより、回遊性向上につながるため。	
【支援措置名】		連続立体交差費補助	
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 中央通りD北地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】		H30～R8	
【実施主体】		中央通りD北地区市街地再開発組合	
【事業内容】		スポーツ交流施設、商業施設、業務施設、住宅施設（220戸）等の複合施設を整備する市街地再開発事業。（地区面積：約0.8ha、延べ床面積：約44,400㎡、階層：地上24階）	
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地区全体の回遊性の向上やまちなか居住の促進につながるため。	
【支援措置名】		都市構造再編集集中支援事業（富山市中心市街地地区（第4期））	
【支援措置実施時期】		R4～R7	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 桜木町地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】		R4～	
【実施主体】		富山市桜木町地区市街地再開発準備組合	
【事業内容】		商業施設や共同住宅等の複合施設を整備する市街地再開発事業。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地区の再開発を行うことで来街者と居住人口の増加につながるため。	

【事業名】西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】		H29～
【実施主体】		西町北・総曲輪地区市街地再開発準備組合
【事業内容】		商業施設や共同住宅等の複合施設を整備する市街地再開発事業。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地区の再開発を行うことで来街者と居住人口の増加につながるため。

【事業名】幹線バス路線活性化事業

【事業実施時期】		H29～
【実施主体】		富山市/富山地方鉄道(株)
【事業内容】		運行頻度の高いバス路線や、地域生活拠点や主要施設と都心地区を結ぶ幹線バス路線において、ノンステップバスの導入や、バス停上屋の整備等を行うことで、利用者の利便性及び快適性の向上に寄与する取組に対し支援する。
要置す活性化付けた化及めをびの実必位現	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数
	【活性化に資する理由】	当該事業は、利用者の利便性及び快適性の向上により公共交通の利用促進につながるため。

【事業名】街区公園利活用推進事業

【事業実施時期】		H25～
【実施主体】		富山市
【事業内容】		中心市街地の老朽化した街区公園において、新たにコミュニティガーデンを整備し、そのコミュニティガーデンを中心に地域住民の自主的な活動を支援する。
びた活 必め性 要の化 性の位 置を 実付 現け す及 る	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増 中心市街地の健康な高齢者の割合
	【活性化に資する理由】	当該事業は、社会的絆の醸成を図ると同時に、高齢者の外出機会を創出するため。

【事業名】城址公園整備事業

【事業実施時期】		H10～
【実施主体】		富山市
【事業内容】		本公園は、中心市街地の中央部に位置し、富山の歴史文化に触れることのできる諸施設をはじめ、大規模イベントも可能なまちなかにおける貴重なオープンスペース、豊かな緑、松川の水辺など多彩な資源を有する観光、賑わい、憩いの拠点であることから、公園全体で統一感のある歴史的景観と明るく開放的な空間を整備し、さらなる求心力・集客力増進につながるよう拠点としての魅力向上を図る。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増
	【活性化に資する理由】	当該事業は、都市空間の魅力を向上し来街者や居住人口の増加につながるため。

【事業名】中心市街地美観創出保全事業

【事業実施時期】		H23～
【実施主体】		富山市
【事業内容】		大手モールや総曲輪通りなど、中心市街地の主要な道路におけるバナーフラッグの掲出やフラワーハンギングバスケットの設置による演出、ポスターの街づくりの推進のほか、街の美観を損なう落書きの除去、商店街のファサード整備や防犯カメラの設置等により、都市景観の魅力を高める。
の位置付け及び必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
	【活性化に資する理由】	当該事業は、都市の魅力を高め、来街者の増加につながるため。

【事業名】 まちなか景観形成推進事業

【事業実施時期】		H24～R8
【実施主体】		富山市
【事業内容】		民間や事業者等が行う景観まちづくり活動の支援や景観まちづくりの意識啓発により良好な景観の保全と形成を目指すほか、違法な広告物の広告主に対して是正指導を行い、広告物の改修又は撤去により適正化を進め、美しい都市景観の保全・創出を図る。
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
	【活性化に資する理由】	当該事業は、都市の魅力を高め、来街者の増加につながるため。

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

これまで、中心市街地では、「角川介護予防センター」や「まちなか総合ケアセンター」を整備したほか、平成 31 年 4 月には「富山まちなか病院」を開院し、介護予防や健康寿命の延伸・医療の提供を推進するための行政サービスを一元的・包括的に提供する体制を整備してきた。

本市の中心市街地には、約 21,900 人、約 11,100 世帯（令和 2 年 6 月末）が居住しており、平成 20 年以降、居住人口の社会動態は転入超過を維持しているが、居住人口のうち、65 歳以上の高齢者の割合は、約 33.4%と市全体の約 29.7%に比べ高くなっている。

また、中心市街地に暮らす 65 歳以上の健康な高齢者（要支援・要介護認定を受けていない人）の割合は 77.5%と、全市に比べて約 4%低く、特に 75 歳以上の後期高齢者については、63.1%と全市に比べ 4.6%低くなっており、今後も増えることが予測される要介護・要支援認定者を増やさない予防的な取り組みが求められる。

文化面では、中心市街地には、富山市芸術文化ホール（オーバード・ホール）やガラス美術館、図書館本館といった芸術・文化関連の施設が立地しており、さらに、富山市芸術文化ホールの隣接地に、市民が使いやすく多様な芸術文化に親しむことができる新たな中規模ホールの整備を進めている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

現状を踏まえて、都市福利施設の整備が必要な理由は以下の通り。

- ・ 少子超高齢化が進展する中、乳幼児から高齢者まで、各世代が生涯にわたり安心して生活・活動ができる環境を整え、引き続き、医療・介護等の健康まちづくりを推進するための行政サービスを一元的かつ包括的に提供していく必要がある。
- ・ 市民の芸術・文化活動をより充実させるため、まちなかにおいて、質の高い芸術・文化の魅力に触れる機会を提供していく必要がある。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】 中心市街地における公共施設跡地活用事業

【事業実施時期】		H27～	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		旧図書館本館跡地において、「くすりの富山」のイメージを高め、まちの賑わいを創出する情報発信・交流等の拠点施設を整備するなど、中心市街地内の公共施設跡地の効果的な利活用を推進する。	
置 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、都市の魅力を高め、公共交通の利用や居住人口の増加につながるため。	
【支援措置名】		デジタル田園都市国家構想交付金	
【支援措置実施時期】		R5	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】地域包括ケア拠点施設運営事業

【事業実施時期】		H29～R8	
【実施主体】		富山市/総曲輪レガートスクエア協議会	
【事業内容】		乳幼児から高齢者、障害者やその家族が、いつまでも地域で安心して暮らせる健康まちづくりを推進するための行政サービスを一元的・包括的に提供する「まちなか総合ケアセンター」の運営や、総曲輪レガートスクエア内の官民施設が協働事業に取り組み、賑わいや世代間交流・地域間交流の創出を図る。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、安心して健やかに生活できる健康まちづくりの推進につながるため。	
【支援措置名】		子ども・子育て支援交付金	
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】地域包括ケア拠点施設運営事業【再掲】

【事業実施時期】		H29～R8	
【実施主体】		富山市/総曲輪レガートスクエア協議会	
【事業内容】		乳幼児から高齢者、障害者やその家族が、いつまでも地域で安心して暮らせる健康まちづくりを推進するための行政サービスを一元的・包括的に提供する「まちなか総合ケアセンター」の運営や、総曲輪レガートスクエア内の官民施設が協働事業に取り組み、賑わいや世代間交流・地域間交流の創出を図る。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、安心して健やかに生活できる健康まちづくりの推進につながるため。	
【支援措置名】		母子保健衛生費補助金	
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】 厚生労働省
【その他特記事項】			

【事業名】地域包括ケア拠点施設運営事業【再掲】

【事業実施時期】		H29～R8	
【実施主体】		富山市/総曲輪レガートスクエア協議会	
【事業内容】		乳幼児から高齢者、障害者やその家族が、いつまでも地域で安心して暮らせる健康まちづくりを推進するための行政サービスを一元的・包括的に提供する「まちなか総合ケアセンター」の運営や、総曲輪レガートスクエア内の官民施設が協働事業に取り組み、賑わいや世代間交流・地域間交流の創出を図る。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、安心して健やかに生活できる健康まちづくりの推進につながるため。	
【支援措置名】		地域支援事業交付金（介護保険事業）	
【支援措置実施時期】		R4～R5	【支援主体】 厚生労働省
【その他特記事項】			

【事業名】地域包括ケア拠点施設運営事業【再掲】

【事業実施時期】		H29～R8	
【実施主体】		富山市/総曲輪レガートスクエア協議会	
【事業内容】		乳幼児から高齢者、障害者やその家族が、いつまでも地域で安心して暮らせる健康まちづくりを推進するための行政サービスを一元的・包括的に提供する「まちなか総合ケアセンター」の運営や、総曲輪レガートスクエア内の官民施設が協働事業に取り組み、賑わいや世代間交流・地域間交流の創出を図る。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、安心して健やかに生活できる健康まちづくりの推進につながるため。	
【支援措置名】		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 厚生労働省
【その他特記事項】			

【事業名】地域包括ケア拠点施設運営事業【再掲】

【事業実施時期】		H29～R8	
【実施主体】		富山市/総曲輪レガートスクエア協議会	
【事業内容】		乳幼児から高齢者、障害者やその家族が、いつまでも地域で安心して暮らせる健康まちづくりを推進するための行政サービスを一元的・包括的に提供する「まちなか総合ケアセンター」の運営や、総曲輪レガートスクエア内の官民施設が協働事業に取り組み、賑わいや世代間交流・地域間交流の創出を図る。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、安心して健やかに生活できる健康まちづくりの推進につながるため。	
【支援措置名】		重層的支援体制整備事業交付金	
【支援措置実施時期】		R4～R5	【支援主体】 厚生労働省
【その他特記事項】			

【事業名】地域包括ケア拠点施設運営事業【再掲】

【事業実施時期】		H29～R8	
【実施主体】		富山市/総曲輪レガートスクエア協議会	
【事業内容】		乳幼児から高齢者、障害者やその家族が、いつまでも地域で安心して暮らせる健康まちづくりを推進するための行政サービスを一元的・包括的に提供する「まちなか総合ケアセンター」の運営や、総曲輪レガートスクエア内の官民施設が協働事業に取り組み、賑わいや世代間交流・地域間交流の創出を図る。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、安心して健やかに生活できる健康まちづくりの推進につながるため。	
【支援措置名】		地域生活支援事業補助金	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 厚生労働省
【その他特記事項】			

【事業名】地域包括ケア拠点施設運営事業【再掲】

【事業実施時期】		H29～R8	
【実施主体】		富山市/総曲輪レガートスクエア協議会	
【事業内容】		乳幼児から高齢者、障害者やその家族が、いつまでも地域で安心して暮らせる健康まちづくりを推進するための行政サービスを一元的・包括的に提供する「まちなか総合ケアセンター」の運営や、総曲輪レガートスクエア内の官民施設が協働事業に取り組み、賑わいや世代間交流・地域間交流の創出を図る。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、安心して健やかに生活できる健康まちづくりの推進につながるため。	
【支援措置名】		児童虐待防止等総合支援補助金	
【支援措置実施時期】		R5	【支援主体】 ことども家庭庁
【その他特記事項】			

【事業名】中心市街地における公共施設跡地活用事業【再掲】

【事業実施時期】		H27～	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		旧図書館本館跡地において、「くすりの富山」のイメージを高め、まちの賑わいを創出する情報発信・交流等の拠点施設を整備するなど、中心市街地内の公共施設跡地の効果的な利活用を推進する。	
置 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、都市の魅力を高め、公共交通の利用や居住人口の増加につながるため。	
【支援措置名】		地方創生推進交付金	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】中規模ホール整備官民連携事業

【事業実施時期】		H29～
【実施主体】		富山市
【事業内容】		PFI 手法を用いて、オーバード・ホール北側に中規模ホールを整備し、維持管理を行う。
の活性化を 位置付け 実現する ため 必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
	【活性化に資 する理由】	当該事業は、賑わい拠点施設の整備により都市の魅力が向上し、来街者の増加につながるため。

【事業名】市内博物館・美術館巡回バス事業

【事業実施時期】		H27～R8
【実施主体】		富山地方鉄道㈱
【事業内容】		市内美術館等を巡回するバスを運行することで、施設へのアクセス向上・PR に繋げ、富山市のまちの魅力を発信する。
の活性化を 位置付け 実現する ため 必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
	【活性化に資 する理由】	当該事業は、施設へのアクセス向上・PR により来街者の増加につながるため。

【事業名】まちなか芸術・文化施設等運営事業

【事業実施時期】		H29～R8
【実施主体】		富山市
【事業内容】		TOYAMA キラリ（ガラス美術館・図書館本館）やオーバード・ホール、郷土博物館など、質の高い演劇や音楽、芸術、文化、歴史・教育などに触れることができる芸術・文化施設等を運営し、富山市のまちの魅力を発信する。
の活性化を 位置付け 実現する ため 必要性	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増
	【活性化に資 する理由】	当該事業は、来街者の増加や居住人口の増加につながるため。

【事業名】 まちなか病院運営事業

【事業実施時期】		H31～
【実施主体】		富山市
【事業内容】		高齢化率や要介護認定率が共に高く、医療ニーズも高いまちなか地域への医療提供だけでなく、市内の急性期病院とも連携し、患者を在宅へとつなげていく後方連携病院として、本市の地域包括ケアシステムの推進に努める富山まちなか病院を運営する。
びた活 必め性 要の化 性の位 置実 付現 けす 及る	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増 中心市街地の健康な高齢者の割合
	【活性化に資 する理由】	当該事業は、高齢化率や要介護認定率の高いまちなかにおいて医療提供体制を構築し、安心安全に暮らせる環境を提供することができるため。

【事業名】 角川介護予防センター管理運営事業

【事業実施時期】		H23～
【実施主体】		富山市
【事業内容】		超高齢化社会により高齢者人口が増加すると見込まれる中、多機能温泉プールによる水中運動やパワーリハビリテーション等の陸上運動を組み合わせた介護予防プログラムの提供などを行う介護予防の拠点施設である「角川介護予防センター」を運営し、元気な高齢者を増やすため積極的な活用を推進する。
びた活 必め性 要の化 性の位 置実 付現 けす 及る	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増 中心市街地の健康な高齢者の割合
	【活性化に資 する理由】	当該事業は、元気な高齢者を増やし、「健康寿命の延伸」や「生活の質の向上」につながるため。

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市では、中心市街地活性化基本計画に基づき、公共交通の利便性向上や生活利便施設の整備などに取り組んできたことで、まちなか居住のニーズが高まり、市街地再開発事業による住宅供給だけではなく、民間投資による分譲マンションの建設が続くという好循環が生じている。また、共同住宅の建設に対する支援だけではなく、まちなかでの住宅取得に対しても支援してきた結果、平成20年以降、中心市街地の居住人口の社会動態は、転入超過を維持している。さらに、令和元年と令和2年には、2年連続して社会増が自然減を上回り、居住人口が増加した。

しかしながら、居住人口の社会増が続く一方で、中心市街地の年齢3区分人口の構成割合は、年少人口の割合が約10%、高齢人口の割合が約33%と、市全体よりも少子超高齢化が進んでいる。

また、中心市街地では、居住人口の自然減の割合も市全体と比べて高く、今後、さらなる人口減少及び少子超高齢化が進行することが予測されることから、中心市街地においては人口構成のバランスを保ちながら、居住人口を維持していくことが課題である。

(2) 街なか居住の推進の必要性

現状を踏まえて、街なか居住の推進が必要な理由は以下の通り。

- ・ 今後も人口減少及び少子超高齢化の進行が予測されることから、居住施設の供給や住宅取得の支援に継続して取り組む必要がある。
- ・ 高齢者の増加に伴い、自動車を使用できない人も増加していくことから、公共交通や都市福利施設、生活利便施設の充実など、歩いて暮らせるまちづくりに取り組む必要がある。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当事業なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 中央通りD北地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】		H30～R8
【実施主体】		中央通りD北地区市街地再開発組合
【事業内容】		スポーツ交流施設、商業施設、業務施設、住宅施設（220戸）等の複合施設を整備する市街地再開発事業。（地区面積：約0.8ha、延べ床面積：約44,400㎡、階層：地上24階）
び 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地区全体の回遊性の向上やまちなか居住の促進につながるため。
【支援措置名】		都市構造再編集集中支援事業（富山市中心市街地地区（第4期））
【支援措置実施時期】		R4～R7
【支援主体】		国土交通省
【その他特記事項】		

【事業名】 まちなか居住推進事業

【事業実施時期】		H17～	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		快適なまちなかにふさわしい多様な住まいの建設及び供給する市民・事業者に対して支援する。	
要 置 す 活 性 付 る 性 化 及 め を び の 実 必 位 現	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、質の高い住宅建設や良質な住宅取得に対して支援することにより、定住人口の増加につながるため。	
【支援措置名】		都市構造再編集集中支援事業（富山市中心市街地地区（第4期））	
【支援措置実施時期】		R4～R7	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 桜木町地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】		R4～	
【実施主体】		富山市桜木町地区市街地再開発準備組合	
【事業内容】		商業施設や共同住宅等の複合施設を整備する市街地再開発事業。	
活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地区の再開発を行うことで来街者と居住人口の増加につながるため。	

【事業名】西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】		H29～
【実施主体】		西町北・総曲輪地区市街地再開発準備組合
【事業内容】		商業施設や共同住宅等の複合施設を整備する市街地再開発事業。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地区の再開発を行うことで来街者と居住人口の増加につながるため。

【事業名】生活利便施設充実事業

【事業実施時期】		H18～R8
【実施主体】		(株)富山市民プラザ/地場農産物プチマルシェ実行委員会
【事業内容】		中心市街地において市域の特色ある安心・安全な地場農林水産物や加工品、その他の生活に必要なサービスを提供する「地場もん屋」の運営や「地場農産物プチマルシェ」を開催し、生活利便施設の充実を図る。
要置す活性化付けた化及めをびの実現	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増
	【活性化に資する理由】	当該事業は、快適で質の高い生活環境の提供や、まちなか居住者の増加につながるため。

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕経済活力の向上の必要性

（1）現状分析

本市の中心市街地は、大規模小売店舗の撤退、大規模商業施設の郊外立地の影響により、空き店舗の発生など、商業集積の低下と空洞化が進んでいたことから、中心市街地活性化基本計画に基づき、中心商店街の活性化に向けた取り組みを継続的に進めてきた。

古くから本市の商業の中心である中心商業地区では、百貨店である大和富山店が入る「総曲輪フェリオ」やガラス屋根に覆われた全天候型の広場である「グランドプラザ」のほか、ガラス美術館や図書館本館が入る「TOYAMA キラリ」、シネマコンプレックス等が入る「ユウタウン総曲輪」など、市街地再開発事業により、多くの商業・賑わいの拠点となる施設が開業した。また、中心商店街における空き店舗への新規出店に対し支援するなど、空き店舗の活用に向けた取り組みも行ってきた。

しかしながら、中心市街地の年間小売販売額は減少しており、富山市全域の年間小売販売額に占める中心市街地の割合は、平成19年の約19%から平成28年は約13%に落ち込んでいる。また、中心商業地区における各商店街団体の会員数は減少が続き、組織力の低下が懸念されるほか、空き店舗率も約25%前後で推移するなど、中心商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

このことから、中心市街地の歩行者通行量は、賑わい拠点付近では一部増加傾向が見られるものの、全体としては減少傾向にあり伸び悩んでいる。

（2）経済活力の向上の必要性

現状を踏まえて、経済活力の向上が必要な理由は以下の通り。

- ・空き店舗等の既存ストックの活用に対し支援を強化していく必要がある。
- ・多様な世代が中心商店街に買い物や憩いの場として訪れたいとなるような業種構成や環境づくりが必要である。
- ・人が集う交流拠点の整備による新たな賑わいの創出が必要である。
- ・商店街や民間事業者等が行う、商業販促や賑わいづくりなどの活性化に向けた取り組みに対し、支援を継続する必要がある。
- ・中心商店街や各種スポットへ快適で楽しく移動できる、回遊しやすい環境を整える必要がある。

（3）フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定

【事業実施時期】		H19～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		中心市街地への商業集積の促進を図るため、大規模小売店舗立地法の特例区域を指定し、大型店の出店等に伴う法的手続きを緩和する特例措置を適用するもの。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、空き店舗や既存大型店などを含む区域への大型店舗の迅速な出店が可能となり、来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		大規模小売店舗立地法の特例措置（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	
【支援措置実施時期】		R4 年 4 月～R9 年 3 月	【支援主体】 経済産業省
【その他特記事項】			

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 富山市新規出店サポート事業

【事業実施時期】		H21～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		中心商店街等の空き店舗への出店者に対し、店舗改装費や賃借料等を支援し、市民、来街者のニーズが高く、商店街に不足している業種の出店を促進する。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、空き店舗等の活用を促進し、まちなかの魅力を高め、利便性の高い商業集積の形成につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4 年 4 月～R9 年 3 月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】富山市商店街空き店舗・空き地活用事業

【事業実施時期】		H17～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		地域の特性を生かし、空き店舗や空き地を活用して創業支援店舗や休憩室のほか、イベント広場やオープンカフェ等を整備する商店街団体等に対し、店舗改装費や空き地整備費等を支援する。	
の活性化を実現するため の位置付け及び必要性	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、空き店舗等の活用を促進し、まちなかの魅力を高め、利便性の高い商業集積の形成につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4年4月～R9年3月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】まちなかイベント開催事業

【事業実施時期】		H20～R8	
【実施主体】		富山市/㈱富山市民プラザ	
【事業内容】		まちづくり会社や民間事業者、商店街団体等が連携・協働し、グランドプラザにおいて樹脂製のスケートリンク（エコリンク）を設置し、イベントを開催することで冬期間の来街者の増加と賑わいの創出を図る。また、中心商店街を紹介する情報誌を作成することで、回遊性の向上を図る。	
の活性化を実現するため の位置付け及び必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、イベントの開催や商店街の魅力発信による賑わいの創出や回遊性の向上により、まちなかへの来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4年4月～R9年3月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】 まちなか賑わい施設運営事業

【事業実施時期】		H19～R8	
【実施主体】		富山市/㈱富山市民プラザ	
【事業内容】		市民の交流を促進する賑わい拠点施設である「グランドプラザ」と「ウエストプラザ」の管理運営やイベントの開催等により、賑わいの創出を図る。 また、ミニシアターの運営に対し支援することで、映画文化を発信し賑わいの創出につなげる。 ①グランドプラザ運営事業 ②ウエストプラザ運営事業 ③賑わい交流館運営事業	
の活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、まちなかの賑わい拠点におけるイベントの開催や映画文化の発信により賑わいが創出され、まちなかへの来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4年4月～R9年3月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】 富山市商店街等活性化事業

【事業実施時期】		H17～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		地域住民とのふれあい又は消費者との相互理解を深めるためのイベントなど、商店街団体等がその地域の特性に応じた個性的なまちづくりのために行う事業に対し支援する。 具体的には、神社の祭礼や花火大会にあわせた商店街合同によるビアガーデンや音楽コンサートなどの開催や、富山駅前広場におけるアーティストライブや飲食の販売、商店街をPRし活性化させるための祭りの開催、回遊性を高め賑わいの創出につなげるバル企画に対し支援している。また、この他にも申請があれば、事業目的に合致するものに対し支援する。	
の活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、商店街の活性化と賑わい創出により、まちなかへの来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4年4月～R9年3月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】 学生シェアハウス事業

【事業実施時期】		R3～	
【実施主体】		(株)富山市民プラザ	
【事業内容】		まちなかの空きビル等を活用した学生向けシェアハウスを運営し、商店街等と学生の交流拠点とすることで、地域コミュニティの担い手である商店街の活性化を図る。	
必要性 の 位置 付け 及 び 実 現 す る た め の 活 性 化	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、学生と店主等の交流を促進し商店街の活性化を図ることにより、来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業（地域商業機能複合化推進事業）	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 経済産業省
【その他特記事項】			

【事業名】 花で潤う街「フローラルとやま」創出事業

【事業実施時期】		H24～R8	
【実施主体】		フローラルとやま実行委員会	
【事業内容】		身近な人や大切な人に花を贈り、家庭や庭先に花を飾るなど、日常から花にふれあい親しむことで、花で潤うまちを創出する。	
必要性 の 位置 付け 及 び 実 現 す る た め の 活 性 化	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、花で潤うまちを創出することにより、居心地の良いまちなかの形成につながるため。	
【支援措置名】		デジタル田園都市国家構想交付金	
【支援措置実施時期】		R5	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 中央通りD北地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】		H30～R8	
【実施主体】		中央通りD北地区市街地再開発組合	
【事業内容】		スポーツ交流施設、商業施設、業務施設、住宅施設（220戸）等の複合施設を整備する市街地再開発事業。（地区面積：約0.8ha、延べ床面積：約44,400㎡、階層：地上24階）	
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地区全体の回遊性の向上やまちなか居住の促進につながるため。	
【支援措置名】		都市構造再編集集中支援事業（富山市中心市街地地区（第4期））	
【支援措置実施時期】		R4～R7	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 桜木町地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】		R4～	
【実施主体】		富山市桜木町地区市街地再開発準備組合	
【事業内容】		商業施設や共同住宅等の複合施設を整備する市街地再開発事業。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地区の再開発を行うことで来街者と居住人口の増加につながるため。	

【事業名】西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】		H29～
【実施主体】		西町北・総曲輪地区市街地再開発準備組合
【事業内容】		商業施設や共同住宅等の複合施設を整備する市街地再開発事業。
活性化 及び 必要性 を 実現 する ため の 位置 付	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地区の再開発を行うことで来街者と居住人口の増加につながるため。

【事業名】インキュベータ・オフィス運営事業

【事業実施時期】		H14～
【実施主体】		富山市
【事業内容】		情報通信分野やデザイン関連分野など、創造性に富んだアイデアや技術を基に事業化を目指す創業者を支援するインキュベーション施設を運営する。
要 置 す 活 性 付 る 性 化 及 め を び の 実 現 位	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
	【活性化に資する理由】	当該事業は、まちなかにオフィスを設けることで交流人口が増加し、まちなかの賑わい創出につながるため。

【事業名】公衆無線 LAN 環境整備運営事業

【事業実施時期】		H29～R8
【実施主体】		富山市
【事業内容】		市民や観光客等が、まちなかの情報取得における利便性向上や災害発生時等における通信環境の確保などを目的に、公衆無線 LAN の提供範囲の拡大や維持管理を行う。
要 置 す 活 性 付 る 性 化 及 め を び の 実 現 位	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
	【活性化に資する理由】	当該事業は、情報通信環境を整備することにより、まちなかの利便性が向上し、来街者の増加につながるため。

【事業名】大型商業施設等誘致事業

【事業実施時期】		H24～R8
【実施主体】		富山市
【事業内容】		市民ニーズが高い集客力のある施設や、専門学校等の次世代の担い手である若者を呼び込むことができる施設など、中心市街地の新たな賑わい創出を期待できる大型施設の出店に対して支援する。
要置す活 性 付 け た 化 及 め を び の 実 必 位 現	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
	【活性化に資する理由】	当該事業は、市街地再開発事業や空きビル再生等による市民ニーズの高い集客力のある大型商業施設等の出店を促進し、来街者の増加につながるため。

【事業名】富山市まちなかオフィス等開設支援事業

【事業実施時期】		H29～R8
【実施主体】		富山市
【事業内容】		富山市総合計画で定める都心地区（436ヘクタール）内において、オフィスを設置する際の家賃に対して支援を行う。
要置す活 性 付 け た 化 及 め を び の 実 必 位 現	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
	【活性化に資する理由】	当該事業は、まちなかにオフィスが増加することにより交流人口も増加することから、賑わい創出につながるため。

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、富山駅を公共交通の結節点として、北陸新幹線や在来線であるあいの風とやま鉄道、JR 高山本線、富山地方鉄道、中心市街地内を走る路面電車、富山駅前を起終点とする路線バス網など、地方都市としては比較的恵まれた公共交通網が形成されている。

令和2年3月に富山駅路面電車南北接続事業が完成したことにより、路面電車市内線と富山港線（旧富山ライトレール）の直通運転が実現し、市北部と中心市街地が乗り換えなしでアクセスできるようになった。また、令和3年3月には、富山駅北のブルーバールに新停留場が設けられ、富山市芸術文化ホール（オーバード・ホール）や富岩運河環水公園方面へアクセスしやすい環境が整えられてきた。

富山市民意識調査（令和2年7月）では、「交通体系の整備」「歩いて暮らせるまちづくり」「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」に対する不満が上位となっており、公共交通に関する市民意識調査（令和元年7月）では、若い人ほど「公共交通が便利な場所に住みたい」という割合が高い。また、都市構造の趨勢を踏まえたコンパクトシティ政策検討調査（令和2年2月）では、住居を選択する際に重視した項目として「店舗への近さ」「公共交通までの距離」が挙げられるなど、公共交通の利便性向上が求められているとともに、居住地を選択する際の要件の一つとなっている。

中心市街地では、65歳以上の高齢者の要介護・要支援認定者の割合は徐々に増えてきており、特に後期高齢者（75歳以上）を中心に増加することが推測される。

そのため、公共交通機関の利用促進や歩きたくなるまちづくりの推進など、高齢者の外出機会の創出に向けた取り組みを実施することにより、健康寿命の延伸につなげていくことが重要となっている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

現状を踏まえて、公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進が必要な理由は以下の通り。

- ・公共交通機関の利用を促進し、中心市街地の回遊性をより高めていくことにより、賑わいを中心市街地全体へと広げていく必要がある。
- ・公共交通機関と連携した高齢者の外出機会の創出に向けた取り組みが必要である。
- ・まちなかの集客拠点や中心商店街等における、市民や民案事業者、商店街等の連携・協働による活性化に向けた活動の支援が必要である。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 おでかけ定期券事業

【事業実施時期】		H16～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		市内在住の 65 歳以上の高齢者を対象に、バス、電車、路面電車を利用して中心市街地へ出かける際に、1 乗車 100 円で利用できる IC カードを発行する。	
の活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、公共交通の利用促進による中心市街地への来街者増加を図るとともに、高齢者が外出することで歩数が自然と増加し健康増進につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4 年 4 月～R9 年 3 月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内外	

【事業名】 交通空間賑わい実証事業

【事業実施時期】		H28～R8	
【実施主体】		富山市/富山トランジットモール実行委員会	
【事業内容】		富山城址公園が隣接し、沿道にコンベンション施設や複合型商業施設等が並び、路面電車が走行する大手モールをイベントに合わせてトランジットモール化する。	
の活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	この事業は、歩行者と路面電車のみが通行できる歩行者空間を創出することにより、回遊性の向上と賑わいを創出することから、まちなかへの来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4 年 4 月～R9 年 3 月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】観光客誘致宣伝費

【事業実施時期】		H29～R8	
【実施主体】		富山市観光協会	
【事業内容】		富山城址公園内にある「富山市まちなか観光案内所」での甲冑体験や騎馬体験を実施する。	
の活性化を 位置付け 実現する ため 及び 必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、交流人口の増加や観光客の市内滞在時間の延長を図り、路面電車の利用促進や来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4 年 4 月～R9 年 3 月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】とやmasノーピアード開催事業

【事業実施時期】		S60～R8	
【実施主体】		とやmasノーピアード運営委員会	
【事業内容】		富山城址公園や城址大通りなどを会場に、12 月上旬から 2 月中旬にかけて冬の夜を華やかに彩る「ホワイトイルミネーション」などを実施する。	
の活性化を 位置付け 実現する ため 及び 必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、冬の賑わい創出と観光客の誘致を推進することから、路面電車の利用促進や来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4 年 4 月～R9 年 3 月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】富山まつり開催事業

【事業実施時期】		S36～R8	
【実施主体】		富山まつり運営委員会	
【事業内容】		富山城址公園と城址大通りを会場とし、9月下旬に「よさこいとやま」や「おわら踊り」などからなる市民参加型の祭りを開催する。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、市民参加型の祭りを開催し、まちなかの賑わいの創出や観光客の誘致を図ることにより、路面電車の利用促進や来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4年4月～R9年3月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】全日本チンドンコンクール開催事業

【事業実施時期】		S30～R8	
【実施主体】		全日本チンドンコンクール実行委員会	
【事業内容】		全国のプロチンドンマンや愛好者が参加するコンクールを毎年4月上旬に開催するほか、中心市街地でのパレードや街流しも行う。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、本市の春の風物詩となっており、市内外から多くの観光客が訪れるなど賑わいが創出され、路面電車の利用促進や来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4年4月～R9年3月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】 地域交通利用促進事業

【事業実施時期】		H20～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		市内に宿泊する国内観光客に対し、路面電車の割引利用券を、また外国人観光客に対しては無料利用券を配布することにより、滞在型観光を推進する。	
の活性化を 位置付け 実現する ため 及び 必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、国内外から本市を訪れる観光客のまちなか観光を促進し、路面電車の利用促進や来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4 年 4 月～R9 年 3 月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】 中心市街地コミュニティバス運行事業

【事業実施時期】		H12～R8	
【実施主体】		(株)富山市民プラザ	
【事業内容】		中心市街地区域内において循環型コミュニティバス（まいどはやバス）を運行する。	
の活性化を 位置付け 実現する ため 及び 必要性	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、まちなかの回遊性が向上することから、まちなかへの来街者の増加や高齢者の外出促進につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4 年 4 月～R9 年 3 月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

【事業名】駅周辺イベント開催事業

【事業実施時期】		H26～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		公共交通が集積する富山駅において、市民や市外からの来街者へのおもてなし等を目的に、駅構内の季節ごとの飾り付けや、民間事業者等の持ち込みイベントなどを開催する。	
の活性化を 位置付け 及び必要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、富山駅南北自由通路や南口駅前広場等を活用してイベント等を開催し賑わいを創出することにより、路面電車の利用促進や来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業	
【支援措置実施時期】		R4年4月～R9年3月	【支援主体】 総務省
【その他特記事項】		区域内	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】まちなか観光地回遊促進事業

【事業実施時期】		H20～	
【実施主体】		富山県/富山市	
【事業内容】		富山市中心部の貴重な水辺空間である富岩運河環水公園から富岩運河を通り岩瀬までを運航する富岩水上ラインの運航など、まちなかの観光地間の周遊を促進する。	
の活性化を 位置付け 及び必要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、まちなかの観光地間の周遊による観光振興に寄与することから、公共交通の利用や来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		社会資本整備総合交付金（港湾事業と一体の効果促進事業）	
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】歩くライフスタイル推進事業

【事業実施時期】		R2～	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		「とほ活」(＝富山で歩く生活)をキャッチコピーに、過度に車に依存したライフスタイルから、公共交通を利用した中心市街地への来街や健康づくりとして歩くなど、「歩くライフスタイル」への転換を促す。また、「歩きたくなるまちづくり」の一環として、まちを楽しみながらより長く快適に歩けるよう官民が連携してベンチを整備する。 ・歩くライフスタイルの普及啓発及び「とほ活アプリ」の運用 (①歩くライフスタイル推進事業) ・まちなかベンチの整備 (②とほ活ベンチプロジェクト事業)	
必要性 活性化を実現するための位置付け	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量(日曜日) 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	この事業は、「歩くライフスタイル」への転換を促し、「歩きたくなるまちづくり」を進めることで、公共交通の利用促進や来街者の増加、健康増進につながるため。	
【支援措置名】		デジタル田園都市国家構想交付金	
【支援措置実施時期】		R5～R8	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】未来共創推進事業

【事業実施時期】		R2～	
【実施主体】		富山市/とやま未来共創チーム	
【事業内容】		利用者の約8割がアクティブな40歳代以下である、富山駅前に整備した産学官民のビジネス交流・共創拠点である共創スペース「Sketch Lab(スケッチラボ)」を拠点に、関係人口の拡大を目指し、県外のビジネスパーソンとの交流も積極的に行うなど、新たなビジネスの創出や地域課題の解決に取り組む。	
要 置 す 活 性 化 の 実 現 に 資 する	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量(日曜日)	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地域課題の解決や起業・創業に向けた活動が活発化することで交流人口が増加し、来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		デジタル田園都市国家構想交付金	
【支援措置実施時期】		R5	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】高齢者外出促進事業

【事業実施時期】		H24～R8	
【実施主体】		富山市/高齢社会における交通と健康モニタリングシステムの研究開発コンソーシアム	
【事業内容】		祖父母と孫と一緒に博物館等に来場した場合に、入園料や観覧料を無料にするほか、まちなかに歩行補助車の貸出ステーションを設置することで滞在しやすい環境を整備する。 また、GPSを活用した高齢者の移動範囲や行動調査を行い、より効果的な施策を検討する。 ①孫とおでかけ支援事業 ②歩行補助車ステーション事業 ③高齢社会における交通と健康モニタリング調査	
の活性化を 位置付け及び 必要性を実現 するため	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、高齢者に配慮した交通手段の提供や、まちなかに滞在しやすい環境の整備等により、高齢者の外出を促進し健康増進につながるため。	
【支援措置名】		デジタル田園都市国家構想交付金	
【支援措置実施時期】		R5～R6	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】富山駅周辺地区土地区画整理事業【再掲】

【事業実施時期】		H18～R10	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		北陸新幹線建設事業や富山駅付近連続立体交差事業とあわせ、富山駅周辺地区の南北一体的なまちづくりを推進するため、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を行い、駅周辺における土地利用の高度化を目指す。	
びた活 必め性 要の化 性位を 置実 付現 けす 及る	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、土地利用の高度化により駅周辺地区の回遊性の向上につながるため。	
【支援措置名】		社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 富山駅周辺地区土地区画整理事業【再掲】

【事業実施時期】		H18～R10	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		北陸新幹線建設事業や富山駅付近連続立体交差事業とあわせ、富山駅周辺地区の南北一体的なまちづくりを推進するため、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を行い、駅周辺における土地利用の高度化を目指す。	
びた活 必め性 要の化 性位を 置実 付現 けす 及る	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、土地利用の高度化により駅周辺地区の回遊性の向上につながるため。	
【支援措置名】		都市構造再編集支援事業（富山市中心市街地地区（第4期））	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 とやマスノーピード開催事業【再掲】

【事業実施時期】		S60～R8	
【実施主体】		とやマスノーピード運営委員会	
【事業内容】		富山城址公園や城址大通りなどを会場に、12月上旬から2月中旬にかけて冬の夜を華やかに彩る「ホワイトイルミネーション」などを実施する。	
の活 位性 置化 付を け実 及現 必す 要る 性ため	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、冬の賑わい創出と観光客の誘致を推進することから、路面電車の利用促進や来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 まちなか観光地回遊促進事業【再掲】

【事業実施時期】		H20～	
【実施主体】		富山県/富山市	
【事業内容】		富山市中心部の貴重な水辺空間である富岩運河環水公園から富岩運河を通り岩瀬までを運航する富岩水上ラインの運航など、まちなかの観光地間の周遊を促進する。	
の活性化を 位置付け及び 必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、まちなかの観光地間の周遊による観光振興に寄与することから、公共交通の利用や来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 歩くライフスタイル推進事業【再掲】

【事業実施時期】		R2～	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		「とほ活」（＝富山で歩く生活）をキャッチコピーに、過度に車に依存したライフスタイルから、公共交通を利用した中心市街地への来街や健康づくりとして歩くなど、「歩くライフスタイル」への転換を促す。また、「歩きたくなるまちづくり」の一環として、まちを楽しみながらより長く快適に歩けるよう官民が連携してベンチを整備する。 ・歩くライフスタイルの普及啓発及び「とほ活アプリ」の運用 （①歩くライフスタイル推進事業） ・まちなかベンチの整備（②とほ活ベンチプロジェクト事業）	
の活性化を 位置付け及び 必要性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	この事業は、「歩くライフスタイル」への転換を促し、「歩きたくなるまちづくり」を進めることで、公共交通の利用促進や来街者の増加、健康増進につながるため。	
【支援措置名】		地方創生推進交付金	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】歩くライフスタイル推進事業【再掲】

【事業実施時期】		R2～	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		「とほ活」（＝富山で歩く生活）をキャッチコピーに、過度に車に依存したライフスタイルから、公共交通を利用した中心市街地への来街や健康づくりとして歩くなど、「歩くライフスタイル」への転換を促す。また、「歩きたくなるまちづくり」の一環として、まちを楽しみながらより長く快適に歩けるよう官民が連携してベンチを整備する。 ・歩くライフスタイルの普及啓発及び「とほ活アプリ」の運用 （①歩くライフスタイル推進事業） ・まちなかベンチの整備（②とほ活ベンチプロジェクト事業）	
必要性 活性化を実現するための位置付け	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の健康な高齢者の割合	
	【活性化に資する理由】	この事業は、「歩くライフスタイル」への転換を促し、「歩きたくなるまちづくり」を進めることで、公共交通の利用促進や来街者の増加、健康増進につながるため。	
【支援措置名】		都市構造再編集集中支援事業（富山市中心市街地地区（第4期））（事業②）	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】歩きたくなるまちなかエリアマネジメント事業

【事業実施時期】		R3～R4	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		富山駅周辺が歩きたくなる空間となるよう、駅北、駅周辺、駅南の3エリアの一体的なマネジメントを行うための官民が連携したエリアプラットフォームを構築し、将来あるべき姿としての未来ビジョンを策定する。	
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、駅周辺エリアの魅力を向上させ、市民が日常的に滞留し歩きたくなる空間づくりを行うことにより、中心市街地の回遊性向上や来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		官民連携まちなか再生推進事業	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】未来共創推進事業【再掲】

【事業実施時期】		R2～		
【実施主体】		富山市/とやま未来共創チーム		
【事業内容】		利用者の約8割がアクティブな40歳代以下である、富山駅前に整備した産学官民のビジネス交流・共創拠点である共創スペース「Sketch Lab（スケッチラボ）」を拠点に、関係人口の拡大を目指し、県外のビジネスパーソンとの交流も積極的に行うなど、新たなビジネスの創出や地域課題の解決に取り組む。		
要置す活 性付る性 けた化 及めを びの実 必位現	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち		
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）		
	【活性化に資する理由】	当該事業は、地域課題の解決や起業・創業に向けた活動が活発化することで交流人口が増加し、来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】		地方創生推進交付金		
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】				

【事業名】高齢者外出促進事業【再掲】

【事業実施時期】		H24～R8		
【実施主体】		富山市/高齢社会における交通と健康モニタリングシステムの研究開発コンソーシアム		
【事業内容】		祖父母と孫と一緒に博物館等に来場した場合に、入園料や観覧料を無料にするほか、まちなかに歩行補助車の貸出ステーションを設置することで滞在しやすい環境を整備する。 また、GPSを活用した高齢者の移動範囲や行動調査を行い、より効果的な施策を検討する。 ①孫とおでかけ支援事業 ②歩行補助車ステーション事業 ③高齢社会における交通と健康モニタリング調査		
の活 性化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち		
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心市街地の健康な高齢者の割合		
	【活性化に資する理由】	当該事業は、高齢者に配慮した交通手段の提供や、まちなかに滞在しやすい環境の整備等により、高齢者の外出を促進し健康増進につながるため。		
【支援措置名】		地方創生推進交付金		
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】				

【事業名】 富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業（富山駅付近連続立体交差事業）【再掲】

【事業実施時期】		H17～R8	
【実施主体】		富山県	
【事業内容】		県都富山の玄関口に相応しい交通拠点の整備や、あいの風とやま鉄道線、JR 高山本線、富山地方鉄道本線の高架化を行う。	
びた活 必要め 性の性 化の化 位置を を置 実付 現け す及 る	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、鉄道によって分断されている南北市街地の一体的なまちづくりを行うことにより、回遊性向上につながるため。	
【支援措置名】		連続立体交差費補助	
【支援措置実施時期】		R4～R8	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 高山本線活性化事業

【事業実施時期】		H23～R8	
【実施主体】		富山市/ J R 西日本	
【事業内容】		市の中心部と南西部を結ぶ JR 高山本線で列車の増便等を行う。	
びた活 必要め 性の性 化の化 位置を を置 実付 現け す及 る	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、高山本線の利便性を向上することで、富山駅の乗降客の増加による活性化を図ることから、公共交通の利用増加につながるため。	
【支援措置名】		地方創生推進交付金	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】高山本線活性化事業【再掲】

【事業実施時期】		H23～R8	
【実施主体】		富山市／ＪＲ西日本	
【事業内容】		市の中心部と南西部を結ぶＪＲ高山本線で列車の増便等を行う。	
必要性 の 位置 づけ を 実 現 す る	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、高山本線の利便性を向上することで、富山駅の乗降客の増加による活性化を図ることから、公共交通の利用増加につながるため。	
【支援措置名】		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】公共交通親子でお出かけ事業

【事業実施時期】		H28～R8	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		子育て世帯などを対象に、公共交通の無料乗車きっぷを配布し、公共交通を身近に体験する機会を提供する。	
必要性 の 位置 づけ を 実 現 す る た め の 位 置	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、公共交通を地域の財産として、次世代を担う子ども達に語り継ぐことで、交通手段をバランスよく利用することを学ぶとともに、地域への愛着を育むことから、公共交通の利用と来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
【支援措置実施時期】		R4	【支援主体】 内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 まちなか芸術・文化等創造事業

【事業実施時期】		H9～	
【実施主体】		富山市	
【事業内容】		市民が創作した感性豊かな美術品の展示、若手クリエイター等による斬新な映像作品の発信、国内外で活躍するデザイナーなどによる展覧会の開催やパブリックスペースへのストリートピアノの設置など、市民等が自ら芸術・文化を表現する場を創出する。	
必要性 の 位置 づけ を 実 現 す る	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち	
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）	
	【活性化に資する理由】	まちなかで質の高い芸術・文化等に触れる機会が充実し、文化振興の機運が高まったことを受け、市民等が自ら芸術・文化を表現する場を提供し、まちなかの新しい芸術・文化の創造に貢献する当該事業は、まちなかの魅力を高め来街者の増加につながるため。	
【支援措置名】		文化芸術振興費補助金	
【支援措置実施時期】		R5	【支援主体】 文化庁
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 幹線バス路線活性化事業【再掲】

【事業実施時期】		H29～	
【実施主体】		富山市/富山地方鉄道㈱	
【事業内容】		運行頻度の高いバス路線や地域生活拠点や主要施設と都心地区を結ぶ幹線バス路線において、ノンステップバスの導入や、バス停上屋の整備等を行うことで、利用者の利便性及び快適性の向上に寄与する取組に対し支援する。	
要 求 す る 活 性 化 の 実 現 に 関 する 理 由	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出	
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数	
	【活性化に資する理由】	当該事業は、利用者の利便性及び快適性の向上により、公共交通の利用促進につながるため。	

【事業名】シティプロモーション推進事業

【事業実施時期】		H18～R8
【実施主体】		富山市
【事業内容】		「暮らしたいまち、訪れたいまち」として「選ばれるまち」となることを目的に、戦略的かつ効果的に本市の魅力を発信する。
の活性化を実現するため 位置付け及び必要性	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の居住人口の社会増
	【活性化に資する理由】	当該事業は、動画や SNS を活用し戦略的に本市の魅力を発信することにより、来街者や居住人口の増加につながるため。

【事業名】シビックプライド醸成事業

【事業実施時期】		H26～R8
【実施主体】		富山市
【事業内容】		「AMAZING TOYAMA」をキーワードに、モニュメントやバナーフラッグの設置、SNS を用いた魅力発信のほか、写真撮影やワークショップを通じて、本市の魅力を自らの行動により発掘・発信する機会を提供し、シビックプライドの醸成を図る。
要置す活性 性付る性 けた化 及めを びの実 必位現	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増
	【活性化に資する理由】	当該事業は、シビックプライドを醸成し、地域に対する愛着や誇りを持つことにより、居住人口の社会増が見込まれるため。

【事業名】まちなかデザインサロン運営事業

【事業実施時期】		H17～
【実施主体】		富山市
【事業内容】		デザイナー同士の交流やセミナー及び展示会等の実施、作品制作にあたり十分な設備を有しない若手デザイナーへの場所の提供など、デザインの普及啓発を行うための活動拠点の運営を支援し、デザイン産業の活性化を推進する。
要置す活性 性付る性 けた化 及めを びの実 必位現	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
	【活性化に資する理由】	当該事業は、デザイン産業の活性化により街の魅力を高め、来街者の増加につながるため。

【事業名】 NPO 法人等民間団体支援事業

【事業実施時期】		H24～R8
【実施主体】		富山市
【事業内容】		商店街の活性化や商業者の育成、賑わいの創出等の中心市街地の活性化に繋がる事業を実施する NPO 法人等の民間団体に対し、支援する。（まちなか活性化事業サポート補助事業）
要置す活性 性付る性 けた化 及めを びの実 必位現	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日）
	【活性化に資 する理由】	当該事業は、中心市街地や商業の活性化の担い手育成に繋がる事業を実施する NPO 法人等に支援することにより、まちなかの賑わいを創出し来街者の増加につながるため。

【事業名】 市民意識啓発事業（モビリティ・マネジメント）

【事業実施時期】		H19～R8
【実施主体】		富山市
【事業内容】		「将来世代に対する公共交通への意思啓発」等を基本方針に、市民一人ひとりのモビリティ（移動）が社会的にも個人的にも望ましい方向へ自発的に変化するよう啓発する。
要置す活性 性付る性 けた化 及めを びの実 必位現	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数
	【活性化に資 する理由】	市民一人一人のモビリティ（移動）が社会的にも個人的にも望ましい方向へ自発的に変化するよう働きかける当該事業は、公共交通の利用者増加につながるため。

【事業名】 自転車市民共同利用システム

【事業実施時期】		H22～R8
【実施主体】		シクロシティ(株)
【事業内容】		中心市街地各所に設置されたステーションから、自由に自転車を利用し、任意のステーションに返却できる、環境にやさしい自転車による公共交通の運営。
の活 性化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	市内電車一日平均乗車人数 中心市街地の健康な高齢者の割合
	【活性化に資 する理由】	まちなかでのバイクシェアリングである当該事業は 近距離の自動車利用を抑制することにより、公共交通の利用促進や健康増進につながるため。

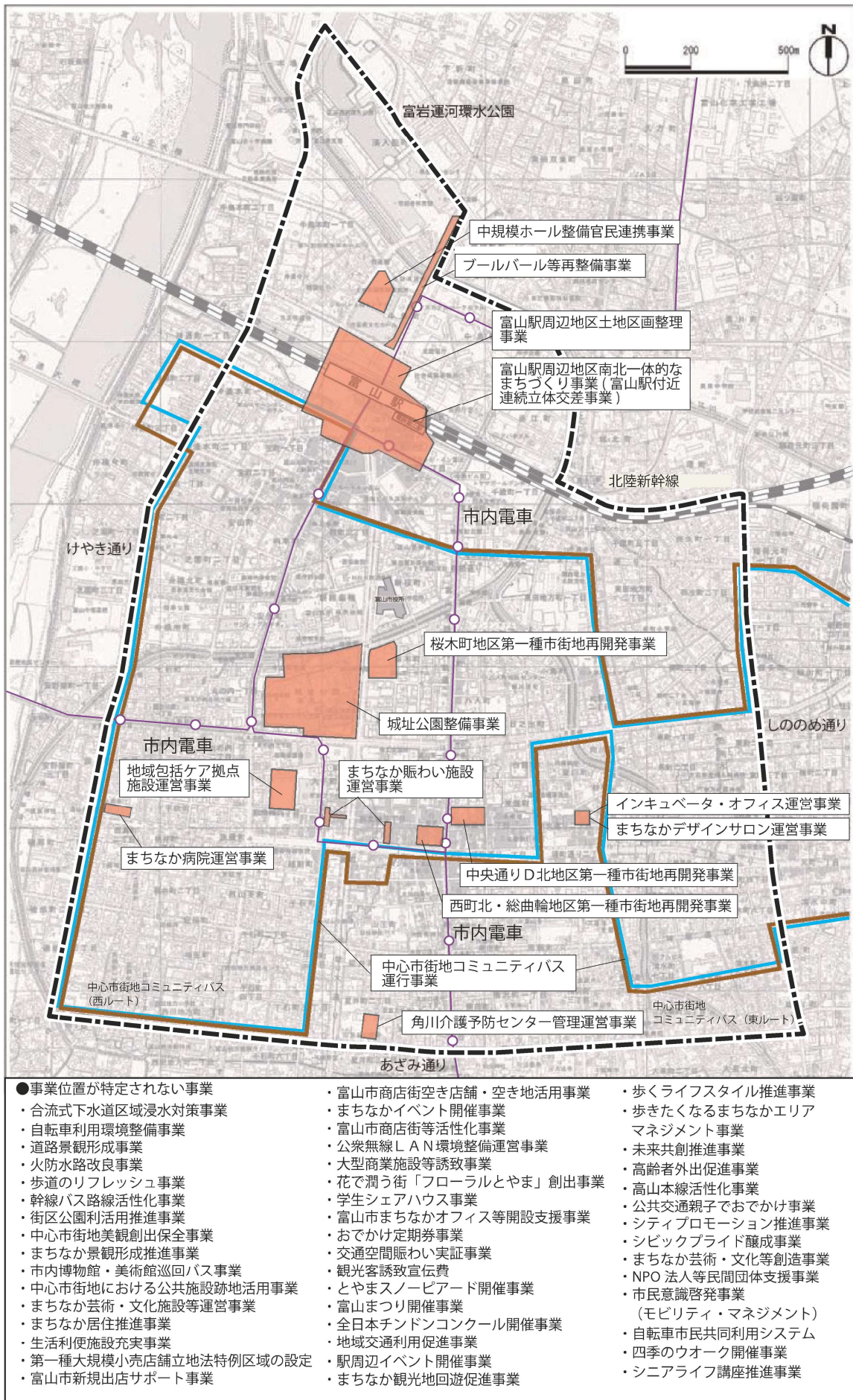
【事業名】四季のウォーク開催事業

【事業実施時期】		R4～R8
【実施主体】		富山市/（公財）富山市スポーツ協会
【事業内容】		市内中心部や周辺地域の四季折々の自然を楽しみながら歩くイベントを開催することで、誰でも気軽に取り組めるウォークを推進し、市民のスポーツ実施率向上を図る。
の 活 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち 多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量（日曜日） 中心市街地の健康な高齢者の割合
	【活性化に資する理由】	当該事業は、市中心部等でイベントを開催し、四季折々の自然をはじめとするまちなかの魅力を感じるにより、来街者の増加と健康増進につながるため。

【事業名】シニアライフ講座運営事業

【事業実施時期】		H8～
【実施主体】		富山市
【事業内容】		60歳以上の市民を対象に、健康と生きがいを高めるため、公民館等を会場に、趣味活動・創造活動・健康活動の各種講座を開催する。
要 置 す 活 性 付 る 性 化 を 実 現 す る た め の 位 置 付 け 及 び 必 要 性	【目標】	多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち
	【目標指標】	中心市街地の健康な高齢者の割合
	【活性化に資する理由】	当該事業は、高齢者が余暇活動能力を身につけることにより、高齢者の生きがいを高め健康増進につながるため。

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

（1）中心市街地活性化担当部局の設置

活力都市創造部内に中心市街地活性化推進課を設置して、中心市街地活性化基本計画の作成、施策・事業の検討、担当部局間の連携を図るための事務を担当している。

【令和3年4月1日現在】

- ・活力都市創造部（部長、次長、次長（担当：技術） 計3名）
- ・中心市街地活性化推進課（課長、専任職員 計8名）

（2）庁内の連絡調整のための会議等の開催状況

1）新富山市中心市街地活性化基本計画庁内策定委員会の開催

新富山市中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、庁内策定委員会を設置し、基本計画の内容について検討や、庁内関係部局との連携・調整を図り、活性化に向けて取り組む各種事業を円滑に実施するための体制を整えた。

■庁内策定委員

区分	所属・役職
委員長	活力都市創造部次長（担当：技術）
副委員長	商工労働部次長
委員	企画管理部次長
〃	財務部次長
〃	福祉保健部次長
〃	こども家庭部次長
〃	市民生活部次長
〃	環境部次長
〃	農林水産部次長
〃	建設部次長
〃	教育委員会事務局次長（担当：総務・社会教育）
事務局	活力都市創造部 中心市街地活性化推進課

■庁内策定委員会の開催経緯

年月日	議題等
令和3年9月30日	・第4期富山市中心市街地活性化基本計画について ・第4期富山市中心市街地活性化基本計画の策定スケジュールについて

2) 庁内ワーキンググループ会議の開催

第4期富山市中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、様々な視点から中心市街地における課題の洗い出しとその課題に対する取組について意見交換し、計画に反映させることを目的として、まちづくりに関係する所属の職員によるワーキンググループを設け、会議を開催した。

■庁内ワーキンググループの構成員

1. 活力都市推進課、2. 都市計画課、3. 交通政策課、4. 富山駅周辺地区整備課、
5. 路面電車推進課、6. 都市再生整備課、7. 居住対策課、8. 長寿福祉課、
9. 商業労政課、10. 観光政策課、11. 建設政策課（各1名）
12. 中心市街地活性化推進課（3名） 合計14名

■庁内ワーキンググループ会議の開催経緯

年月日	議題等
第1回 令和3年7月2日	・第4期富山市中心市街地活性化基本計画骨子案説明 ・課題の抽出
第2回 令和3年7月9日	・課題等を踏まえた取り組みの検討

(3) 富山市議会における中心市街地活性化に関する審議または討議の内容

市議会における中心市街地活性化に関する質問に対して、次のとおり答弁している。

平成 30 年 3 月定例会 (平成 30 年 3 月 6 日)	【質問要旨】 これまでの中心市街地活性化事業の取組みについては、多角的視点からの実態調査を行い分析し、基本計画等の見直しを行う必要があると考えますが、市長の見解を伺います。 【市長答弁要旨】 本市の中心市街地は、古くから政治・経済・産業の中心であるとともに、道路をはじめとする都市基盤や市内のあらゆる方面からアクセスしやすい公共交通のストックを有しており、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを進める上で本市の広域拠点として重要な場所であります。 そこで本市では、平成 19 年 2 月に、国から中心市街地活性化基本計画の認定を受け、路面電車などの公共交通の整備や、グランドプラザや TOYAMA キラリといった多くの市民が集う施設を整備してまいりました。これらが呼び水となり活発となった民間による市街地再開発事業に対しても支援するなど、官民が一体となって中心市街地の活性化に向けた各種事業に取り組んでまいりました。 これらの取組みにより、中心市街地においては、路面電車の利用者数や総曲輪通りでの歩行者通行量の増加、人口の転入超過の継続、地価の上昇など、徐々にではありますが、着実に効果があらわれてきているものと考えております。 なお、中心市街地における固定資産税及び都市計画税は、平成 29 年度課税ベースで平成 24 年度と比べ 6%増加しており、この増加分が市域全体に還流されていることとなります。 こうした中、平成 29 年に策定した第 3 期目となる中心市街地活性化基本計画では、これまで目標指標としていた路面電車 1 日平均乗車人数、中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量、中心市街地の居住人口の社会増加に加え、新たに中心市街地の健康な高齢者の割合を設定し、まちなかに集う高齢者がいつまでも元気に活動していただける環境づくりにも取り組んでいるところであります。 とりわけ、路面電車の南北接続事業が平成 31 年度末の完成を迎えれば人の流れが大きく変化し、中心市街地活性化のみならず、市民生活に大きな効果をもたらすものと期待しております。 今後とも、これまでの流れをとめることなく、中心市街地のさらなる活性化に向け、目標指数の達成状況を常に注視し、計画に位置づけた各種事業を官民が連携して着実に実施していくことが重要であることから、中心市街地活性化基本計画の見直しについては考えていないところであります。
-------------------------------------	--

令和2年3月定例会
(令和2年3月11日)

【質問要旨】

富山市の中心市街地については、以前質問で触れさせていただきましたが、グランドプラザでの週末の各種イベントの実施、富山市立図書館や富山市ガラス美術館などを擁する TOYAMA キラリの建設、そして今月予定されている市電の南北接続など、様々な施策を推進してこられたと思いますし、実際に、近年は減少していた人通りが増えてきたと感じています。

昨年秋に郊外の大規模商業施設が増床しましたが、現時点での中心商店街への影響をどのように分析しているのかお聞かせください。

【商工労働部長答弁要旨】

郊外の大規模商業施設が増床による影響については、昨年の秋に、中心商店街から来客数や売上げの減少のほか、従業員の引き抜きによる人員不足や賃金の上昇を懸念する声があったことから、本市ではこれまで、その推移を注視してきたところであります。

現在の状況について、総曲輪通り、中央通り、西町の各商店街の事務局にお聞きしたところ、来客数や売上げについては、増床当初は、消費税の増税時期とも重なり減少したが、徐々に回復し、現時点ではその影響も落ち着いてきている旨の回答が大勢でありました。

また、人員不足や賃金の上昇について、中心商店街は、1つに、家族経営の店舗が多いこと、2つに、長年働いておられる従業員が多いこと、3つに、商店街の近隣に居住し、徒歩や自転車を通勤手段とされる従業員が多いことなどから、引き続き中心商店街でお勤めになる方が多く、商店街事務局からは、現在のところ、人員不足や賃金の上昇については聞いていないとのお答えでありました。

これらのことから、郊外大規模商業施設が増床による影響は当初懸念されていたほどではなかったものと受け止めており、中心商店街への来店者の多くが、これまでの店側との長い人間関係や顧客に応じた品ぞろえに信頼を寄せる固定客であると考えられることから、本市といたしましては、これを基に、中心商店街の皆様方には引き続き安定的な商店経営を期待しております。

令和3年3月定例会
(令和3年3月8日)

【質問要旨】

富山市民プラザと旧株式会社まちづくりとやまにつきましては、平成31年4月1日で合併したわけでありますけれども、合併の効果と、また今後の期待についてどのように考えていらっしゃるのか答弁を求めます。

【企画管理部長答弁要旨】

富山市民プラザと株式会社まちづくりとやまが合併したことによります効果といたしましては、例えば、まちづくりとやまがこれまで培ってきたイベントの企画運営におけるノウハウや人材ネットワークなどをより多角的に活用できるようになることや、まちづくりとやまのときには自主財源がないため取り組めなかった事業が富山市民プラザとの合併によって実現できるようになること、さらには中心市街地のエリア全体を俯瞰したイベントの実施が可能になることなど、様々な効果が期待できるものと考えておりましたが、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市民の日常生活において不要不急の外出の自粛など、密を避けるための行動が求められたことによりイベントの中止や縮小を余儀なくされたため、これまでのところ事業面においては合併効果が現れているとは言い難い状況であると考えております。

一方で、富山市民プラザは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるグランドパーキングの駐車場収入やグランドプラザの使用料収入の減少などにより、収入面で大変厳しい状況にあるにもかかわらず、令和2年度の決算は黒字を確保できる見込みであると伺っており、このことは、合併によって共通経費の削減が図られたことや効率的な人員配置が可能になったことなどに加え、様々な営業努力の効果もあって地場もん屋総本店の売上げが前年度よりも増加したことなどの要因によるものと富山市民プラザでは分析されております。

また富山市民プラザでは、かつてまちづくりとやまが運営していたものの、利用者の減少等に伴い平成28年10月から休館となっていた総曲輪ファッションビル内のミニシアター（旧フォルツァ総曲輪）を、昨年3月の路面電車南北接続の開業を機にリニューアルオープンし、南北接続によって生じた人の流れを中心市街地の活性化につなげようとしたことなども、両者が合併したことの成果の1つであると考えております。

さらに、従来、市がまちづくりとやまに支出していた補助金等の削減を図ることができ、市の財政負担が軽減されたことは合併の大きな効果であると認識しております。

いずれにいたしましても、今後、新型コロナウイルスの感染が収束すれば、合併によって当初期待された効果が発揮されるようになり、中心市街地の活性化やまちなかのにぎわい創出に大変よい成果が現れてくることを市は期待しているところであります。

令和 3 年 9 月定例会
(令和 3 年 9 月 10 日)

【質問要旨】

市長の公約の重点施策テーマの中にも、市街地再開発事業促進による中心市街地の活性化と安定財源の確保、コンパクトなまちづくり政策による税収効果を沿岸部や中山間地へ還流というふうにあります。

ここで改めて、このコンパクトシティ政策により中心市街地が活性化をする。そのことで安定した財源を確保することができ、さらには税が還流をするということについて、当局の御見解をお伺いいたします。

【財務部長答弁要旨】

本市においては、将来の人口減少、少子・超高齢社会を見据え、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを中心施策に据え、都市の総合力を高める様々な施策に取り組んできたところであり、こうした施策の成果により、固定資産税をはじめとする市税収入にも大きく貢献しているものと考えております。

まず、中心市街地の地価動向につきましては、毎年発表されている地価公示において、第 2 期中心市街地活性化基本計画の初年度である平成 24 年頃から下げ止まり、以降は上昇傾向に転じており、令和 3 年においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から上昇率は鈍化したものの、地区内の 21 地点のうち 8 地点が前年より上昇、10 地点が据置きとなっております。

また家屋につきましては、平成 27 年の TOYAMA キラリ、平成 28 年のユウタウン総曲輪をはじめ、近年では平成 30 年のパティオさくらや令和元年のプレミスタワー総曲輪などの再開発施設のほか、ホテルやマンション棟の建設も相次いでいるところでもあります。

これらの結果、中心市街地の固定資産税及び都市計画税の税額につきましては、償却資産を除く令和 3 年度課税ベースで、平成 24 年度と比較し 5.4%増の約 60 億円となっており、面積では市全体の 0.4%を占めるにすぎませんが、固定資産税及び都市計画税の税額の約 22%を占めることとなっております。

次に、固定資産税、都市計画税以外の税目につきましては、具体的な影響額を申し上げることは困難ですが、中心市街地への県内外の企業による新規出店や設備投資に加え、買物客や観光客などが増加することで個人消費が拡大され、事業所の売上げや従業員の給与所得が増えることにより、法人市民税や個人市民税の増収につながるものであります。

また、大規模な事業所が進出すれば、雇用の創出とともに地域経済への大きな波及効果をもたらし、事業所税の増収にもつながります。

このようなことなどから、本市の予算においては、平成 25 年度から令和元年度までの地域別の市税収入につきましては、富山地域で 81.6%となっておりますが、一方で、地域別の投資的経費につきましては、富山地域では 74.8%にとどまっており、

	中心市街地の税収を基に旧町村地域を含めた市全体へ様々な施策を展開していくという税の還流の財源が確保されるものであります。 一例を挙げますと、中心市街地の活性化等によって生み出された税収を財源として、中山間地域において稲を植えなくても水張りなどを行うことにより、10 アール当たり 1 万円を補助している単独事業などの思い切った施策に取り組むことができていることに加え、ここ数年、毎年発生している災害復旧事業費などの財源も確保できているものと考えております。
--	--

〔２〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（１）協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律（以下、「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、㈱まちづくりとやま（現・㈱富山市民プラザ）及び富山商工会議所が共同設立者となり、平成18年8月30日、富山市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設立した。

協議会の構成員は、都市機能の増進または経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者を含む11団体の代表である。

基本計画の進捗や新たな状況に対応していくため、適宜、協議会を開催し、具体的な中心市街地の活性化策等について十分検討・協力を行うこととしている。

（２）構成員及び開催状況

■協議会の構成員

団体名	根拠法令	役 職
富山商工会議所	法第15条第1項第2号イ関係(商工会議所)	会頭
富山商工会議所	法第15条第1項第2号イ関係(商工会議所)	専務理事
㈱富山市民プラザ(※)	法第15条第1項第1号ロ関係(まちづくり会社)	代表取締役社長
富山市	法第15条第4項関係(市)	活力都市創造部長
㈱大和	法第15条第4項関係(商業者)	富山店 取締役店長
富山市商店街連盟	法第15条第4項関係(商業者)	会長
富山地方鉄道㈱	法第15条第4項関係(交通事業者)	専務取締役
㈱北陸銀行	法第15条第8項関係(地域経済)	執行役員
北陸電力㈱	法第15条第8項関係(地域経済)	常務執行役員
富山商工会議所女性会	法第15条第8項関係(地域経済)	会長
㈱シー・エー・ピー	法第15条第8項関係(地域メディア)	代表取締役社長
㈱新日本コンサルタント	法第15条第8項関係(コンサルタント)	代表取締役社長

(※) 令和3年度における本市の出資比率は、53.15%。

■協議会の開催状況

○令和３年度

年月日	議題
第１回 令和３年５月１７日	・令和２年度事業報告並びに収支決算について ・令和３年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・富山市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業について ・「認定中心市街地活性化基本計画の中間フォローアップに関する報告」に係る協議会の意見について
第２回 令和３年８月３０日	・第４期富山市中心市街地活性化基本計画の基本方針について
第３回 令和３年１０月２７日	・第４期富山市中心市街地活性化基本計画の概要について
第４回 令和３年１１月２４日	・第４期富山市中心市街地活性化基本計画（案）の諮問について
第５回 令和３年１２月１７日	・第４期富山市中心市街地活性化基本計画（案）の答申（案）について ・第３期富山市中心市街地活性化基本計画の変更について

○令和４年度

年月日	議題
第１回 令和４年５月１７日	・令和３年度事業報告並びに収支決算について ・監事１名の選任について ・令和４年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・第３期富山市中心市街地活性化基本計画の成果について ・「認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告」に係る協議会の意見について

○令和 5 年度

年月日	議題
第 1 回 令和 5 年 5 月 15 日	・ 令和 4 年度事業報告並びに収支決算について ・ 監事 1 名の選任について ・ 令和 5 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・ 第 4 期富山市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・ 「認定中心市街地活性化基本計画の中間フォローアップに関する報告」に係る協議会の意見について
第 2 回 令和 5 年 12 月 20 日	・ 第 4 期富山市中心市街地活性化基本計画の変更について

○令和 6 年度

年月日	議題
第 1 回 令和 6 年 5 月 28 日	・ 令和 5 年度事業報告並びに収支決算について ・ 令和 6 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・ 第 4 期富山市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・ 「認定中心市街地活性化基本計画の中間フォローアップに関する報告」に係る協議会の意見について
第 2 回 令和 6 年 11 月 12 日	・ 富山市中心市街地活性化協議会講習会の開催（講師：東京藝術大学 建築科 藤村龍至准教授）
第 3 回 令和 6 年 12 月 16 日	・ 第 4 期富山市中心市街地活性化基本計画の変更について

（３）法第 15 条各項への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条各項の規定に適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

○第 1 項第 1 号ロの規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社

「株式会社富山市民プラザ」を組織の構成員としている（令和３年度における本市の出資比率は 53.15％）。

- 第１項第２号イの規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、富山商工会議所を組織の構成員としている。
- 第３項の規定に基づき、富山商工会議所ホームページにおいて公表を行っている。
- 第４項及び第５項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、交通事業者、地域メディア、コンサルタントを構成員（協議会規約第５条第１項第３号から第５号までに基づく会員）として加えている。
- 第５項の規定に基づき、参加申出があった者は会員に追加している。
- 第６項の規定については、協議会規約第５条第１項第５号に基づき参加を要請することができる。
- 第７項の規定に基づき、関係行政機関等に協力を求めることができる。
- 第８項の規定に基づき、関係団体・機関を会員として加えている。
- 第９項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けている。
- 第１０項の規定に基づき、会議において協議が整った事項については会員が尊重している。
- 第１１項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を「富山市中心市街地活性化協議会規約」で定めている。

(4) 基本計画の作成に際して協議会から提出された意見書(令和3年12月23日答申)

令和3年12月23日

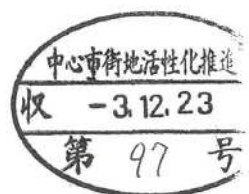
富山市長 藤井 裕久 様

富山市中心市街地活性化協議会
会長 高木 繁雄



富山市中心市街地活性化基本計画(案)について(答申)

令和3年11月24日付け中活第97号で諮問のありましたことについて、
本協議会の意見を次のとおり答申いたします。



富山市中心市街地活性化基本計画（案）について（答申）

I はじめに

富山市中心市街地活性化協議会は、富山市長から令和3年11月24日に「富山市中心市街地活性化基本計画（案）」についての諮問を受けました。

本協議会は、今回諮問を受けた基本計画（案）について、富山市が目指す「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を念頭に置いて、その重要な拠点である中心市街地の現状や課題、今後のまちづくりの基本方向、具体的な実施事業案について協議を行ってきました。

本協議会において、地域における多様な関係者の幅広い意見を汲み取るとともに、官・民一体となった計画となるよう集中かつ慎重に議論を進めた結果、次の通りの結論に達したことから、ここに答申いたします。

II 本協議会の意見

基本計画（案）では、「魅力的な都市空間を舞台に、未来を担う人材が生まれ、笑顔あふれる活力あるまち」という都市像のもと、【公共交通・都市空間】【商業・賑わい】【暮らし】の三つの観点から定めた基本方針により、中心市街地活性化の目標として「来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出」「商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち」「多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち」を掲げることで、明確に将来の方向性を示すとともに、その達成状況を的確に把握できるよう、中心市街地の活性化に関する数値目標が設定されています。

さらには、その目標の実現に向けた具体的な取り組みについても提示されていることから、この基本計画（案）が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化に大きく寄与するものであると考え、本協議会においては、この基本計画（案）の内容について、概ね妥当であるという結論に至りました。

III 付帯事項

（1）回遊性を高める市街地整備の推進

令和2年3月に富山駅で分断されていた南北の路面電車が接続され、南北自由通路が開通したことにより、富山駅周辺の回遊性は大きく向上しました。また、令和2年7月には総曲輪通りの旧百貨店跡地に、飲食店や物販店からなる商業施設「SOGAWA BASE」が開業し、中心商業地区に新たな賑わいが創出されました。

しかしながら、中心商業地区の歩行者通行量は減少傾向で、富山駅周辺地区を含めた中心市街地全体の歩行者通行量についても、伸び悩んでいる状況です。

このことから、駅周辺地区と中心商業地区の回遊性の向上を図るため、中心市街地全体にバランスよく、各種施策を推進していただきたいと思います。

(2) 既存ストックを活用したまちづくり

これまでの市街地再開発事業により、中心市街地には多くの商業・賑わいの拠点となる施設が開業いたしました。また各商店街においても、空き店舗の活用や解消に向け様々な取り組みを進めていただきました。

しかしながら、中心市街地の年間小売販売額は減少傾向にあり、商店街の空き店舗数も増加の一途をたどっております。

申し上げるまでもなく、商店街は大切な社会的なインフラであり、土地資産を含めて有効に活用することが急務であります。このことから、商店街の再生に向けて、自ら考え、自ら実行するという気概を持って様々な事業、イベント等に取り組んでいる商店街に対しては、それぞれの課題に対応した支援体制の強化に努めていただきたいと思います。

(3) 中心市街地の活性化に向けた取り組みの連携強化

中心市街地を活性化させるためには、商店街をはじめとする民間事業者やまちづくり会社、大学、行政など多様な団体が連携・協力して取り組むことが重要であると考えます。

そのためには、これまで個別に取り組んでいたイベント等の各種事業についても各関係団体が連携し、より広域的かつ複合的に展開することにより、まちの新たな魅力の創出に繋がると考えます。

業種や地域の垣根を越えて連携・交流することによる、「化学反応」の効果が発現すれば、「まちの魅力」はさらに大きくなることから、これらに関連する施策の実施や支援体制の強化に努めていただきたいと思います。

IV おわりに

富山駅の路面電車南北接続、「パティオさくら」や「ワクル総曲輪」の開業など、主な都市基盤整備事業は概ね完了し、中心市街地に賑わいを創出するための装置は整備されてきました。

その一方、今後着実に進行する人口減少や少子超高齢化により社会構造が大きく変化中、また、今後の新型コロナウイルスの感染により、社会生活に与える影響が不透明な中、商店街は依然として厳しい状況が継続し、中心市街地の活性化には多種多様な課題が残っています。

そのため、いま一度、中心市街地に残された課題を認識・整理し、官・民が一体となって、より一層連携を深めるとともに、基本計画（案）に位置付けられた事業を着実に実施していくことが、「魅力的な都市空間を舞台に、未来を担う人材が生まれ、笑顔あふれる活力あるまち」の実現に繋がると考えます。

そして、これらの課題や厳しい現状を打開するため、コンパクトシティ施策を推進することがいかに有効なことであるかを、中心市街地の住民だけではなく、周辺住民を含めた全ての富山市民に理解していただくよう努めていただくことを強くお願いいたします。

本協議会は、基本計画の進捗や新たな状況に対応していくため、様々な事業、施策等について検討・推進していきますので、今後とも、行政と連携・協力し、共に中心市街地の活性化に取り組んでいくことを要望いたします。

(5) 富山市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 富山商工会議所及び株式会社富山市民プラザは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、富山市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、富山市中心市街地の区域内に置く。

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 富山商工会議所
 - (2) 株式会社富山市民プラザ
 - (3) 富山市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、富山商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が召集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、株式会社富山市民プラザが処理する。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

第15条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第17条 会長、副会長、委員及び監事は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、株式会社富山市民プラザがこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

第1条 この規約は、平成18年8月30日から施行する。

第2条 この規約については一部改正し、令和元年5月14日から実施する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

1) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔2〕地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」の欄に、統計的データ（地域経済分析システム（RESAS）等を活用）による客観的な把握・分析を記載。（P. 3～P. 26 参照）

2) 地域住民のニーズ等の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔3〕地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に、「富山市民意識調査」、「富山市人口ビジョンに関するアンケート調査」、「公共交通に関する市民意識調査」「都市構造の趨勢を踏まえたコンパクトシティ政策検討調査」「大学生へのアンケート調査」「空き店舗に関するアンケート調査」に基づく把握・分析を記載。（P. 27～P. 39 参照）

3) これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔4〕これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証」の欄に、富山市中心市街地活性化基本計画（前計画）における、「事業の進捗状況等」、「目標指標の達成状況の評価」、「中心市街地活性化協議会の意見」、「富山市中心市街地活性化基本計画（前計画）の評価まとめ」等を記載。（P. 40～P. 50 参照）

4) 1) から 3) を踏まえた事業位置づけ

上記 1) ～ 3) の客観的現状分析、ニーズ分析に基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業・措置を基本計画に位置づけている。

「3. 中心市街地の活性化の目標」の「〔1〕中心市街地活性化の目標」の欄に事業分野別の事業一覧を記載（P. 74～P. 77 参照）

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

地域住民等の様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで中心市街地の活性化に取り組むために、基本計画の策定にあたって、日頃から様々な主体との連携・調整等を行っている。

① 地元住民との連携・調整等

■とやま未来創造ミーティングの開催

- ・ 日 時：令和 2 年 2 月 15 日（土）・16 日（日）
- ・ 場 所：富山県民会館
- ・ 参加者：40 人（15 日）・38 人（16 日） 計 78 名
- ・ テーマ：「とやまの未来と私」

議題 1) まちづくりってなんだろう？

議題 2) 自分にできることってなんだろう？

② 地元商店街との連携・調整等

■中心商店街活性化研究会理事会

中心商店街における事業者の意識改革と仲間づくりの推進や、これからの中心商店街づくりや商店経営について調査研究し、提言活動を行うことにより、中心商店街の活性化に向けて活動しており、令和3年度には、市内電車の割引サービスの実施について検討するなど、中心商店街の活性化に向けたイベント事業等の調査研究などの活動を行っている。

○構成員

役職名	所属組織名
会長	富山商工会議所 副会頭
副会長	(株)大和富山店 店長
理事	富山商工会議所 専務理事
〃	協同組合総曲輪通り商盛会 理事長
〃	協同組合総曲輪通り商盛会 副理事長
〃	協同組合中央通商栄会 理事長
〃	協同組合中央通商栄会 副理事長
〃	西町商店街振興組合 理事長
〃	西町商店街振興組合 副理事長
〃	千石町通り商店街振興組合 理事長
〃	大手モール振興会 会長
〃	ユウタウン会 会長
〃	新富町一丁目町栄会 会長
〃	富山駅周辺開発協同組合 理事長
〃	富山ターミナルビル株式会社 代表取締役社長
〃	富山市商工労働部 部長
〃	富山市活力都市創造部 部長
〃	(株)富山市民プラザまちづくり事業部 常務取締役
監事	富山市商工労働部 次長
〃	富山県商工労働部地域産業支援課 課長

③ パブリックコメントの実施

市民の意見を基本計画に反映するために、令和3年11月24日から令和3年12月15日まで基本計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、本計画策定の参考とした。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方

（1） 中心市街地への都市機能の集積のための方針

本市の中心市街地は、上位計画等において「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」の中心拠点として位置づけられており、その具現化に向けて、これまでも中心市街地への都市機能の集積に取り組んできているところである。今後も引き続き、市街地再開発事業や空き店舗等の活用、大型商業施設等誘致事業の実施等により、中心市街地にふさわしい都市機能の集積促進を図るものとする。

1） 第2次富山市総合計画（平成29年度～令和8年度）

第2次富山市総合計画では、基本理念を「安らぎ・誇り・希望・躍動」、都市像を「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」と設定した上で、将来目指すべき都市構造を「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」と設定している。

また、これを具現化する主要施策として「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」「歩いて暮らせるまちづくりの推進」「まちなか居住の推進」「交通体系の整備」等を位置づけている。

2） 富山市都市マスタープラン（平成20年3月策定、平成31年3月改訂）

平成31年3月に改訂された富山市都市マスタープランでは、まちづくりの理念を「鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」としており、地域の拠点を「お団子」に、公共交通を「串」に見立てた「お団子と串」の都市構造を目指している。この中で、中心市街地を、各種の都市機能が集積した「都心地区」と位置付けている。

3） 第2期富山市まち・ひと・しごと総合戦略（令和2年月策定、令和3年3月改訂）

令和3年3月に改訂された第2期富山市まち・ひと・しごと総合戦略では、中心市街地については、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指すこととし、路面電車の南北接続事業により南北市街地の分断が解消され、今後人の流れが大きく変化すると予想されることから、引き続きまちなかの賑わい創出と商業・文化機能の集積に取り組むことが掲げられている。

また、誰もが歩きたくなる環境づくりを進め、多様な世代が街に出かけ活発に交流することのできる魅力的なライフスタイルの実現を支援するなどにより市内外の誰からも「選ばれるまち」を目指すこととしている。

3） 富山市立地適正化計画（平成29年3月策定・令和元年11月変更）

富山市立地適正化計画は、長期的なまちづくりの方針を示す「富山市都市マスタープラン」の一部に位置付けられる。また、本市では、これまで「富山市都市マスタープラン」と将来の公共交通のあり方を示す「富山市公共交通活性化計画」が連携して、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりに取り組んできたことから、立地適正化計画においても「富山市地域公共交通網形成計画」と連携し、コンパクトなまちづくりの実現を目指す。

(2) 郊外での開発を抑制し、中心市街地への都市機能集積を図るための措置

1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

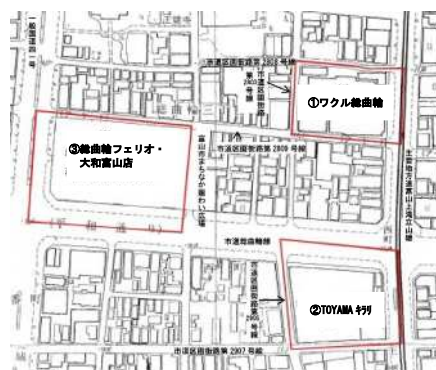
本市では、今後新たに郊外部に大規模集客施設が立地し、中心市街地活性化の取組の効果が薄れることを防ぐため、準工業地域における特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限を行っている。（次項「都市計画手法の活用」参照）

2) 大規模小売店舗立地法の特例措置による商業集積

中心市街地への商業集積の促進を図るため、平成 19 年 8 月 31 日、富山市の中心市街地において大規模小売店舗立地法の特例区域を指定し、大型店の出店等に伴う法定手続きを緩和する特例措置を適用した。

下記の 3 地区を第一種特例区域として指定した。

- ①ワクル総曲輪（旧富山西武跡）（0.5ha）
- ②TOYAMAキラリ（0.7ha）
- ③総曲輪フェリオ・大和富山店（1.1ha）



[2] 都市計画手法の活用

基本計画の認定基準となる、準工業地域における特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限については、平成 18 年 11 月 30 日に開催した第 4 回富山市都市計画審議会において、特別用途地区を都市計画に定めることについて議決を得た。

特別用途地区内の建築規制を定める条例については、同年 12 月の富山市議会定例会で可決、同年 12 月 21 日に公布（富山市条例第 76 号）し、平成 19 年 1 月 4 日に都市計画決定の告示と同時に施行した。

その後、平成 28 年 6 月 23 日に施行された改正建築基準法により、用途地域の指定がない区域における大規模な集客施設の対象用途に、新たにナイトクラブその他これに類するものが追加された。これに伴い、本条例においても同様の改正を行い、同年 9 月 28 日に公布（富山市条例第 66 号）し、同年 10 月 1 日に施行した。

〔３〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

（１）中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況は下記の通りである。

■中心市街地の主な公共公益施設

施設名	所在地	施設規模 (延床面積)	設置年
富山市役所	新桜町	43,471 m ²	平成４年度
富山国際会議場	大手町	13,272 m ²	平成１１年度
富山市芸術文化ホール（オーバード・ホール）	牛島町	24,256 m ²	平成８年度
富山市総合体育館	湊入船町	28,681 m ²	平成１１年度
富山市角川介護予防センター	星井町	3,702 m ²	平成２３年度
富山市民プラザ	大手町	22,748 m ²	平成元年度
富山市郷土博物館	本丸	946 m ²	昭和２９年度
富山市佐藤記念美術館	本丸	1,413 m ²	昭和３６年度 (平成１４年度から市に移管)
とやま市民交流館	新富町	2,483 m ²	平成１５年度
とやま駅南図書館	新富町	1,759 m ²	平成２０年度
とやまこどもプラザ（富山市子育て支援センター、こども図書館）	新富町	795 m ²	平成２４年度
富山市ガラス美術館（TOYAMA キラリ）	西町	3,936 m ²	平成２７年度
富山市立図書館本館（TOYAMA キラリ）	西町	4,621 m ²	平成２７年度
富山市まちなか総合ケアセンター	総曲輪	2,476 m ²	平成２９年度
中規模ホール ※整備中	牛島町		

■上記以外の公共公益関連施設

項目	施設数	施設名称
地区センター	7	総曲輪地区センター、愛宕地区センター、八人町地区センター、五番町地区センター、柳町地区センター、清水町地区センター、西田地方地区センター
保育所・保育園	5	清水保育所、柳町保育所、雲雀ヶ丘保育園、なでしこ保育園、のぞみ保育園
幼稚園・認定こども園	7	アームストロング青葉幼稚園、徳風幼稚園、藤園幼稚園、愛護幼稚園、富山市五番町幼稚園、紅葉ガ丘認定こども園
小学校	3	西田地方小学校、中央小学校、柳町小学校 ※区域に隣接して芝園小学校
中学校	0	※区域に隣接して芝園中学校
高校	2	星槎国際高等学校、龍谷富山高校 ※区域に隣接して富山中部高校、雄峰高校
専門学校	7	富山外国語専門学校、富山クリエイティブ専門学校、富山ビューティーカレッジ、富山大原簿記公務員医療専門学校、富山リハビリテーション医療福祉大学校、富山調理製菓専門学校、富山市医師会看護専門学校
美術館・博物館	3	秋水美術館、ギャルリ・ミレー、高志の国文学館 ※区域に隣接して富山県美術館

[illegible]

店舗面積 1 万 m² 以上の大規模小売店舗は、中心市街地内に 3 店舗、区域外に 6 施設あります。

171

■ 中心市街地における大規模小売店舗

No.	店舗名	所在地	建物設置年月	店舗面積（㎡）	所在エリア
1	総曲輪フェリオ	総曲輪	2007.9	32,048	中心市街地
2	マリエとやま	桜町	1987.9	11,418	中心市街地
3	シック（CIC）	新富町	1992.3	10,582	中心市街地
4	D-SQUARE（米三本店）	中央通	1971.1	4,265	中心市街地
5	きときと市場とやマルシェ	明輪町	2015.3	1,945	中心市街地
6	西町・総曲輪再開発ビル	総曲輪	2004.8	1,899	中心市街地
7	ピアゴ富山西町店	上本町	1972.7	1,861	中心市街地
8	スーパーマーケットパロー清水町店	清水町	2011.11	1,720	中心市街地
9	アーバンプレイス	牛島町	1996.7	1,502	中心市街地
10	ソーガワプラザ（バレード総曲輪店）	総曲輪	1974.10	1,463	中心市街地

（資料：東洋経済「全国大型小売店総覧 2022」、大規模小売店舗立地法変更届出書）

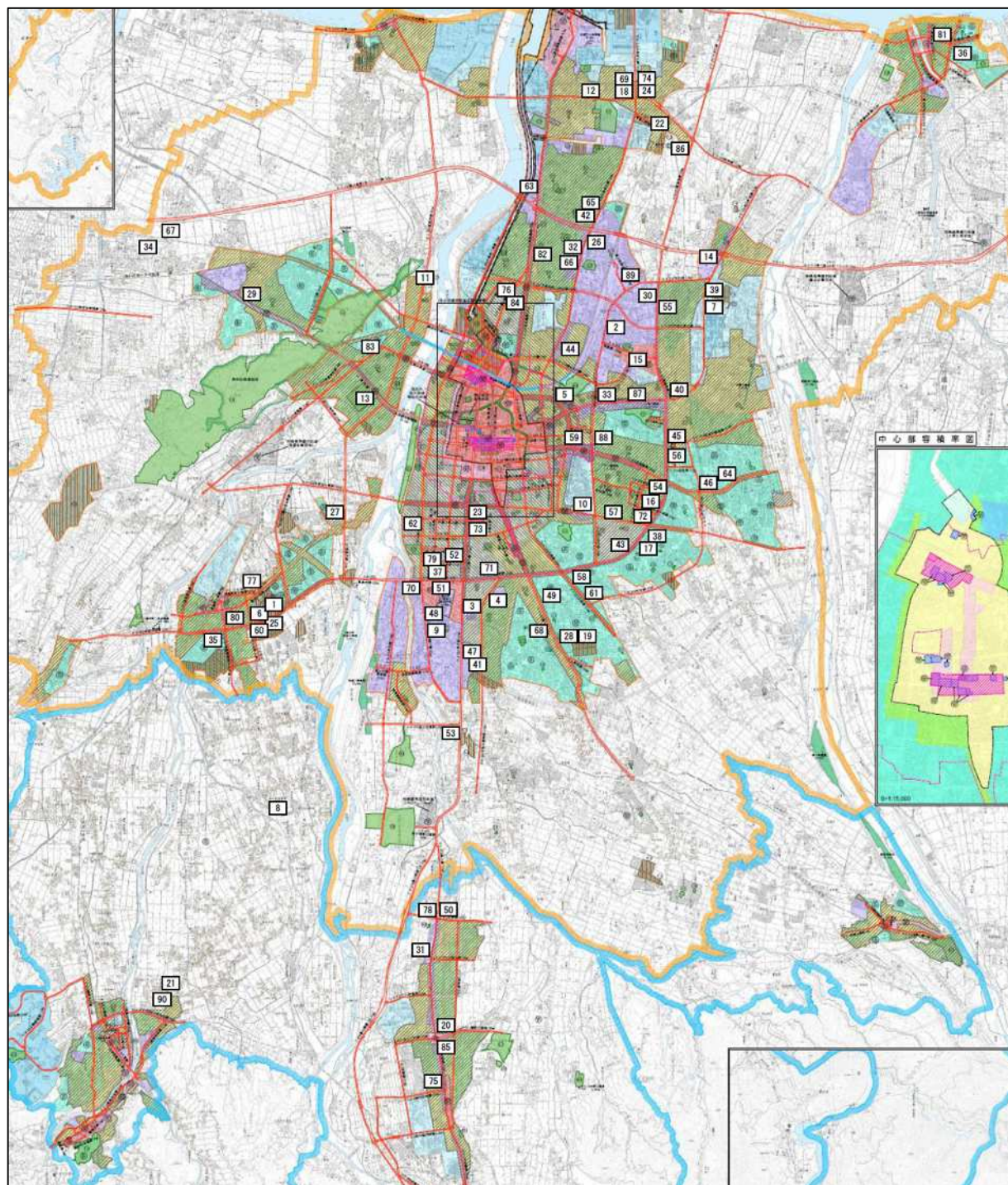
■ 中心市街地を除く 富山市全体の大規模小売店舗

No.	店舗名	所在地	建物設置年月	店舗面積（㎡）	所在エリア
1	フューチャーシティ ファボーレ（平和堂アル・プラザ富山）	婦中町	2000.10	34,954	中心市街地外
2	フェアモール富山（アビタ富山店）	上富居	1998.10	21,770	中心市街地外
3	アビタ富山店	上袋	1987.10	16,541	中心市街地外
4	富山マイプラザ	堀川町	1988.11	12,817	中心市街地外
5	アビタショッピングセンター	稲荷元町	1985.4	11,233	中心市街地外
6	フューチャーシティ ファボーレ2（スポーツデポファボーレ婦中店）	婦中町	2000.11	10,333	中心市街地外
7	ファニチャーパークK3	新庄銀座	2000.12	9,959	中心市街地外
8	コメリハード&グリーン宮野店、宮野ショッピングセンター	婦中町	2010.9	9,499	中心市街地外
9	神島リビング富山店	黒瀬	2001.1	8,925	中心市街地外
10	グリーンモール山室ショッピングセンター	山室	1994.7	7,801	中心市街地外
11	スーパーマーケットパロー石坂店・コメリハード&グリーン石坂店	石坂	2012.9	7,323	中心市街地外
12	富山北の森ショッピングプラザ（スーパーマーケットパロー北の森店）	森	1985.11	7,019	中心市街地外
13	富山五福ショッピングセンターアリス（トイザらす・ベビーザらす富山店）	五福	1999.3	6,982	中心市街地外
14	家電スマイル館YAMADA富山金泉寺店	金泉寺	2009.7	6,612	中心市街地外
15	DCMカーマ富山問屋町店	問屋町	2006.4	6,530	中心市街地外
16	ニトリ富山店	秋吉	2000.12	6,500	中心市街地外
17	ホームセンタームサシ富山店	中川原	1996.9	6,403	中心市街地外
18	富山大広田ショッピングセンターアルミネス（アルビスルミネス店）	中田	1992.12	6,292	中心市街地外
19	DCMカーマ富山本郷店	堀川本郷	2009.6	5,914	中心市街地外
20	グリーンバレー大沢野（スーパーマーケットパロー大沢野店、Vドラッグ大沢野店）	上大久保	1997.10	5,883	中心市街地外
21	ショッピングタウン八尾（アルビス八尾店）	八尾町	1997.10	5,443	中心市街地外
22	原信下飯野店	下飯野	2019.8	5,330	中心市街地外
23	ケーズデンキ富山本店	太郎丸本町	2021.9	5,301	中心市街地外
24	DCMカーマ富山大広田店	中田	2015.3	4,988	中心市街地外
25	ヤマダデンキテックランドNew富山婦中本店	婦中町	2007.6	4,968	中心市街地外
26	文苑堂TSUTAYA富山豊田店	豊田町	2015.9	4,580	中心市街地外
27	富山市羽根ショッピングセンター（アルビス羽根店）	羽根	2005.12	4,523	中心市街地外
28	堀川本郷ショッピングセンターA地区（フードコートサンコー堀川本郷店）	堀川本郷	2009.7	4,380	中心市街地外
29	DCMカーマ呉羽店、アルビス呉羽東店	呉羽町	1980.11	4,262	中心市街地外
30	イオンタウン上飯野（マックスバリュ上飯野店）	上飯野	1997.9	4,237	中心市街地外
31	キャロット1店	下大久保	1997.7	4,221	中心市街地外
32	ケーズデンキ富山豊田店	豊田町	2017.5	4,165	中心市街地外
33	ジョーシン富山本店	田中町	2018.9	4,099	中心市街地外
34	大阪屋ショップ呉羽店	北ニッ屋	2002.12	4,078	中心市街地外
35	婦中ショッピングセンター・パビ（コメリハード&グリーン婦中店）	婦中町	1983.12	4,055	中心市街地外
36	水橋ショッピングセンターミューズ（アルビスミューズ店）	水橋市江	1994.11	3,705	中心市街地外
37	米三富山南店	二口町	1989.9	3,471	中心市街地外
38	コジマ×ビックカメラ富山店	中川原	1995.7	3,411	中心市街地外
39	アルビス新庄店	新庄銀座	2007.12	3,400	中心市街地外
40	大阪屋ショップ新庄店、クスリのアオキ富山新庄店	新庄町	2019.3	2,986	中心市街地外
41	赤田ショッピングセンター（大阪屋ショップ赤田店）	赤田	1999.3	2,932	中心市街地外
42	ジョイフルシマヤ豊田店	豊田本町	1995.10	2,817	中心市街地外
43	ヤマダデンキテックランド富山山室店	山室	1998.11	2,803	中心市街地外
44	スーパーマーケットパロー窪新店	窪新町	2003.12	2,769	中心市街地外
45	明文堂富山新庄経堂店	経堂	1997.12	2,730	中心市街地外

No.	店舗名	所在地	建物設置年月	店舗面積（㎡）	所在エリア
46	TSUTAYA BOOKSTORE藤ノ木店	開	2000.5	2,643	中心市街地外
47	マンガ倉庫富山店	黒崎	1981.9	2,640	中心市街地外
48	スーパーマーケットパロー黒瀬店	黒瀬	2009.7	2,612	中心市街地外
49	ジョーシン富山南店	大町	2016.7	2,427	中心市街地外
50	アルビス大久保店	下大久保	2007.7	2,334	中心市街地外
51	ドン・キホーテ富山店	掛尾町	2007.8	2,201	中心市街地外
52	モリワンワールド富山本店	今泉西部町	2001.1	2,137	中心市街地外
53	スーパースポーツゼビオ富山蜷川店	蜷川	1995.6	2,110	中心市街地外
54	ジューユー富山天正寺店・ホダカ富山店	天正寺	2015.10	2,089	中心市街地外
55	大阪屋ショップ上飯野店	上飯野	2017.3	2,063	中心市街地外
56	アルビス経堂店	経堂	1995.6	2,048	中心市街地外
57	アルビス高原町店	中川原	2016.9	2,000	中心市街地外
58	パロー本郷ショッピングセンター（スーパーマーケットパロー本郷店）	本郷町	1993.5	1,951	中心市街地外
59	アップルガーデン（アップルサンショウ食彩館栄町店）	栄町	2003.8	1,946	中心市街地外
60	速星Sプレイス359（大阪屋ショップ婦中店）	婦中町	1995.3	1,925	中心市街地外
61	大阪屋ショップ本郷南店	本郷町	1998.12	1,880	中心市街地外
62	100満ボルトWAO家電&リフォーム館富山店	布瀬町南	2002.7	1,878	中心市街地外
63	大阪屋ショップ城川原店	城川原	2015.6	1,842	中心市街地外
64	大阪屋ショップ藤木店	開	2000.12	1,774	中心市街地外
65	ユニクロ富山豊田店	豊田本町	2012.10	1,746	中心市街地外
66	大阪屋ショップ豊田店	豊田町	2020.11	1,739	中心市街地外
67	アルビス呉羽本郷店	本郷	2006.11	1,710	中心市街地外
68	大阪屋ショップ下堀店	下堀	2019.10	1,681	中心市街地外
69	クスリのアオキ岩瀬東店	中田	1995.8	1,678	中心市街地外
70	BOOKOFF富山黒瀬店	黒瀬北町	2004.12	1,672	中心市街地外
71	Parade今泉本店（ワシントン靴店）	今泉	2006.9	1,655	中心市街地外
72	大阪屋ショップ秋吉店	秋吉	2018.9	1,637	中心市街地外
73	大阪屋ショップ太郎丸店	太郎丸本町	1995.8	1,554	中心市街地外
74	ディスカウントドラッグコスモス大広田店	中田	2020.5	1,516	中心市街地外
75	ディスカウントドラッグコスモス大沢野店	長附	2021.5	1,510	中心市街地外
76	アルビス奥田店	下新本町	2011.7	1,500	中心市街地外
77	クスリのアオキ婦中店	婦中町	2006.6	1,346	中心市街地外
78	クスリのアオキ下大久保店	下大久保	2021.3	1,341	中心市街地外
79	ゴルフ5富山店	二口町	1994.12	1,340	中心市街地外
80	きものブティック乃奈 本店	婦中町	1971.10	1,296	中心市街地外
81	なかがわ水橋店	水橋中村町	1978.12	1,287	中心市街地外
82	栗野プラザ（大阪屋ショップ栗島店）	栗島町	1994.10	1,278	中心市街地外
83	大阪屋ショップ五福店	五福	2021.5	1,218	中心市街地外
84	ウエルシア富山奥田店	奥田町	2019.6	1,217	中心市街地外
85	クスリのアオキ大沢野店	上大久保	2013.7	1,191	中心市街地外
86	クスリのアオキ下飯野店	飯野	2019.7	1,189	中心市街地外
87	ダイソー&アオヤマ富山中町店	西新庄	2000.1	1,180	中心市街地外
88	ファッションセンターしまむら西長江店	西長江	1995.7	1,134	中心市街地外
89	ファッションセンターしまむら鍋田店	中富居新町	2010.3	1,119	中心市街地外
90	シメノドラッグ八尾店	八尾町	1998.4	1,010	中心市街地外

（資料：東洋経済「全国大型小売店総覧 2022」、大規模小売店舗立地法変更届出書）

■ 中心市街地を除く富山市全体の大規模小売店舗位置図



〔４〕都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能集積を図るために、市街地再開発事業、大型商業施設等誘致事業等により新たな施設整備を行うとともに、空き家・空きビル等の既存ストックの有効活用を促進するものとする。

■都市機能の集積に資する事業

分 野	事 業
1. 市街地の整備改善に資する事業	・ ブールバール等再整備事業 ・ 富山駅周辺地区土地区画整理事業 ・ 中央通りD北地区第一種市街地再開発事業 ・ 桜木町地区第一種市街地再開発事業 ・ 西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業 ・ 富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業（富山駅付近連続立体交差事業）
2. 都市福利施設の整備や運営に資する事業	・ 地域包括ケア拠点施設運営事業 ・ 中規模ホール整備官民連携事業 ・ まちなか芸術・文化施設等運営事業 ・ まちなか病院運営事業 ・ 角川介護予防センター管理運営事業
3. 住宅の供給に資する事業	・ 中央通りD北地区第一種市街地再開発事業【再掲】 ・ まちなか居住推進事業 ・ 桜木町地区第一種市街地再開発事業【再掲】 ・ 西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業【再掲】
4. 経済活力の向上に資する事業	・ 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 ・ 富山市新規出店サポート事業 ・ まちなか賑わい施設運営事業 ・ 中央通りD北地区第一種市街地再開発事業【再掲】 ・ 桜木町地区第一種市街地再開発事業【再掲】 ・ 西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業【再掲】 ・ 大型商業施設等誘致事業 ・ インキュベータ・オフィス運営事業 ・ 富山市まちなかオフィス等開設支援事業
5. 上記1から4までの事業及び措置と一体的に推進する事業	・ 中心市街地コミュニティバス運行事業 ・ 富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業（富山駅付近連続立体交差事業）【再掲】 ・ 自転車市民共同利用システム

〔１〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

○高齢社会における交通と健康モニタリング調査（平成 28 年度～）

令和2年度からは「とほ活」アプリの機能を活用し、全世代の市民を対象を広げた交通行動と健康に関する調査分析を京都大学、富山大学附属病院等で実施しており、その結果を新たなまちづくり、健康寿命延伸施策に活用し、国が提唱するEBPM（根拠に基づく政策立案）を実装する。



〔2〕都市計画等との調和

中心市街地は、都市マスタープランで理念として掲げられている「富山型コンパクトなまちづくり」における市域全体の拠点として位置づけられることから、第2次富山市総合計画基本構想に掲げる基本理念、都市像の実現や、富山市まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる基本目標の実現に貢献すべく、これを牽引し、これまで以上に質の高いまちづくりを目指すこととしている。

（1）第2次富山市総合計画（平成29年度～令和8年度）

■ 基本理念

安らぎ・誇り・希望・躍動

■ 都市像

人・まち・自然が調和する活力都市とやま

■ 基本目標と施策の大綱

（1）すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】

政策1 すべての世代が学び活躍できるひとづくり

政策2 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

政策3 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり

（2）安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】

政策2 コンパクトなまちづくり

（3）人が集い活気にあふれ希望に満ちたまち【活力・交流】

政策1 新たな価値を創出する産業づくり

政策2 観光・交流のまちづくり

政策3 いきいきと働けるまちづくり

政策4 歴史・文化・芸術のまちづくり

（4）共生社会を実現し誇りを大切にする協働のまち【協働・連携】

政策2 市民の誇りづくり

（2）富山市都市マスタープラン（平成20年3月策定、平成31年3月改訂）

○まちづくりの理念を「鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」としており、地域の拠点を「お団子」に、公共交通を「串」に見立てた「お団子と串」の都市構造を目指している。

(3) 第2期富山市まち・ひと・しごと総合戦略(令和2年3月策定・令和3年3月改訂)

■目指すべきまちのすがた

中心市街地については、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指すこととし、路面電車の南北接続事業により南北市街地の分断が解消され、人の流れが大きく変化すると予想されることから、引き続きまちなかの賑わい創出と商業・文化機能の集積に取り組むことが掲げられている。また、誰もが歩きたくなる環境づくりを進め、多様な世代が街に出かけ活発に交流することのできる魅力的なライフスタイルの実現を支援するなどにより市内外の誰からも「選ばれるまち」を目指すこととしている。

基本目標1 産業活力の向上により、安定した雇用を創出する

～地方の中核を担う都市として躍動するまち～

基本目標2 交流・定住を促進し、富山市への新しい人の流れをつくる

～選ばれるまち～

基本目標3 生活環境の一層の充実を図る

～すべての世代が安心して暮らせるまち～

基本目標4 持続可能な都市経営・まちづくりを推進する

～公共交通を軸としたコンパクトなまち～

(4) 富山市立地適正化計画(平成29年3月策定、令和元年11月変更)

○富山市立地適正化計画は、長期的なまちづくりの方針を示す「富山市都市マスタープラン」の一部に位置付けられる。また、本市では、これまで「富山市都市マスタープラン」と将来の公共交通のあり方を示す「富山市公共交通活性化計画」が連携して、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりに取り組んできたことから、立地適正化計画においても「富山市地域公共交通網形成計画」と連携し、コンパクトなまちづくりの実現を目指すものとなる。

【都心地区】

・中心市街地は、都市マスタープランにおける「都心地区」に該当し、望ましい将来像として、以下が設定されている。

＜望ましい将来像＞

- ・商業、業務、芸術文化、娯楽、交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、活力を創出する本市の「顔」にふさわしい広域的な都市機能が充実している。
- ・居住者のための日常生活に必要な都市機能も充実している。
- ・商業・業務機能が集積し、就業の場が充実している。

【3】その他の事項

○環境モデル都市

富山市は、平成20年7月に「環境モデル都市」に選定され、地球温暖化防止に向けた各種施策のロードマップなど、CO2 排出量を大幅に削減するための「富山市環境モデル都市行動計画」を策定し、「鉄軌道をはじめとする公共交通が活性化され、その沿線に居住・商業・文化等の諸機能を集積することにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトシティとやま」の実現を目指している。

○環境未来都市

富山市は、国の新成長戦略（平成22年6月閣議決定）において、「21の国家戦略プロジェクト」に位置付けられた「環境未来都市」構想に基づき、平成23年12月に「環境未来都市」に選定された。

「環境未来都市」構想とは、環境や高齢化など人類共通の課題に対応し、環境、社会、経済の三つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市を「環境未来都市」として選定し、国が様々な支援を講ずることにより、環境、超高齢化対応等の面で、世界に類のない成功事例を創出するとともに、その成功事例を国内外に普及展開することを通じて、新産業の創出や地域活性化など我が国全体の持続可能な経済社会構造の実現を目指すものである。

富山市は、「コンパクトシティ戦略による富山型都市経営の構築 ～ソーシャルキャピタルあふれる持続可能な付加価値創造都市を目指して～」と題し、従来から実施してきた「コンパクトなまちづくり」の取組を中心としながらも、伝統産業である薬業を活かした新たな産業振興や、豊かな水資源や森林資源といった地理的特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、先進的かつ独自性のある事業を盛り込み、「誰もが暮らしたい・活力のあるまち」の実現を目指すこととしている。

○SDGs未来都市、自治体SDGsモデル事業

内閣府はSDGsの達成について、優れた取り組みを提案する自治体の29都市を「SDGs未来都市」とし、また、特に先導的な取組の10事業を「自治体SDGsモデル事業」として選定している。富山市は、平成30年6月15日に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の両方に選定された。令和3年3月には、新たに「第2次富山市SDGs未来都市計画」を策定し、取組を進めている。

2030年のあるべき姿

第2次富山市SDGs未来都市計画においては、本市の2030年のあるべき姿を以下のように設定します。

〈目指す将来像〉

コンパクトシティ戦略による持続可能な付加価値創造都市の実現

〈3つの価値〉

経済価値

市内企業の産業競争力の強化や新技術の活用等により、持続可能な付加価値を創造し続けるまちが実現している。

社会価値

健康・医療、子育て・教育環境の充実等により、一人ひとりが個性を発揮し、活力あるまちが実現している。

環境価値

脱炭素イノベーション・再生可能エネルギーの有効利用等により、地域循環共生圏を構築し、雄大な自然と調和した、誰もが暮らしたいまちが実現している。

本計画において、これまでの環境モデル都市、環境未来都市の取組を経済価値、社会価値、環境価値の統合による都市創造のスパイラルアップの視点から発展させ、SDGs未来都市「コンパクトシティ戦略による持続可能な付加価値創造都市」の実現を目指す。

〈富山市の目指す都市創造のスパイラルアップ〉



○エネルギー効率改善都市

富山市は平成 26 年 9 月 23 日に「環境未来都市」や「環境モデル都市」としてこれまで取り組んできた実績や、将来的にエネルギーの効率の改善が期待できる点などが評価され、国際連合の SEforALL（Sustainable Energy for All: 万人のための持続可能なエネルギー）における、「エネルギー効率改善都市」に国内で唯一選定された。

「エネルギー効率改善都市」に選定されたことを受け、国際連合 SEforALL が掲げる目標達成に貢献すべく、本市のエネルギー効率改善ペース向上を目指した、「富山市エネルギー効率改善計画」を平成 27 年 3 月に策定した。

■「富山市エネルギー効率改善計画」における目標と中心市街地関連の取組方針（抜粋）

【目標】



【取組方針（抜粋）】

取組方針 1 公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり

- 公共交通ネットワークの形成やシームレスな移動環境の形成
- 中心市街地や公共交通沿線での商業・医療・福祉等の都市機能の集積と併せた高効率なエネルギーシステムの導入
- 郊外の戸建住宅からまちなか・公共交通沿線の集合住宅への住み替えとあわせた省エネ性能の向上

公共交通の活性化

- LRT ネットワークの形成（路面電車の南北接続等）
- 公共交通の基盤整備（富山駅周辺整備等）
- 公共交通の利用促進（交通系 IC カードの利用拡大等）
- 交通行動の転換（自転車市民共同利用システムの利用促進等）

中心市街地や公共交通沿線への機能集積

- 都心及び公共交通沿線居住の推進（住宅の建設・取得への支援等）
- 中心市街地の活性化（都市再開発の推進等）
- 地域拠点の育成（セーフ&環境スマートモデル街区の整備等）

○100 のレジリエント・シティ

平成 26 年 12 月に、日本の都市として初めて、地震や洪水等のショックや、少子高齢化やインフラの老朽化等のストレスに対する抵抗力や回復力の高さを評価され、ロックフェラー財団による「100 のレジリエント・シティ」プログラムの一都市に選定された。

また、平成 28 年 7 月には途上国の都市にまちづくりの知見を共有する世界銀行都市パートナーシップ・プログラムの一都市に、横浜市、神戸市、北九州市とともに選定された。

○コンパクトシティ政策を中心とした包括的アプローチによる富山市地域再生計画（地域再生制度）

富山市では、将来に向けて持続可能な都市の形成、多方面にわたっての地域の発展を目指し、コンパクトシティ政策を念頭に福祉や医療、教育や文化、経済や雇用など、都市の総合力を高めるため、「コンパクトシティ政策を中心とした包括的アプローチによる富山市地域再生計画」を策定し、平成 27 年 1 月 22 日に内閣総理大臣の認定を受けた。

○富山型福祉サービス推進特区（構造改革特区）

富山県では、富山型デイサービス推進特区や各種規制緩和措置を活用することにより、多くの指定通所介護事業所や基準該当短期入所生活介護事業所で障害児（者）の受け入れが可能になっており、県内ほぼ全域で障害の有無や年齢の区別なく福祉サービスを提供する富山型福祉サービスが推進されている。こうした措置と併せて、本計画で小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児（者）の受入れを可能とすることにより、障害児（者）の地域での自立を促進するとともに、富山型福祉サービスの一層の推進を図るものである。

○とやま地域共生型福祉推進特区（地域活性化総合特区）

富山県は平成 23 年 12 月に「とやま地域共生型福祉推進特区」の指定を受けている。

この特区は、国による規制の特例措置等を活用し、「①障害者の雇用・就労の促進」「②障害者・高齢者等の地域生活の支援」「③障害者・高齢者の住まいの確保」を進め、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域での生活を継続できる共生社会の実現を目指すものである。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項	富山市においてはコンパクトなまちづくりを目指していること、中心市街地はコンパクトなまちづくりにおける拠点であることを記載している。 (1. [6] 中心市街地活性化の方針参照)
	基本計画の認定の手続	当基本計画の内容については、富山市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、令和3年12月23日付けで答申を受けている。 (9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。 (2. [1]、2. [2]区域及び2. [3] 中心市街地の要件に適合していることの説明参照)
	第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市町村の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいる。 (9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項参照)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	富山市の各種計画において、コンパクトなまちづくりの考え方を基本に、中心市街地における都市機能の集積等に取り組むことが明確となっている。 (10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項参照)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、また、都市計画法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっている。 (11. その他中心市街地の活性化に資する事項参照)

基準	項 目	説 明
第 2 号基準 当該基本計画 の実施が当該 市町村におけ る中心市街地 の活性化の実 現に相当程度 寄与するもの であると認め られること	中心市街地の活性化を実現するために必要な第 4 章から第 8 章までの事業等に関する事項が記載されていること	目標に掲げる「来街者が回遊する魅力的な都市空間の創出」「商業・賑わいの再生による活力ある歩きたくなるまち」「多世代が集い、良質な暮らしを享受できるまち」に必要な事業を、4 から 8 において記載している。
	当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。（3. 中心市街地の活性化の目標参照）
第 3 号基準 当該基本計画 が円滑かつ確 実に実施され ると見込まれ るものである こと	事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	全ての事業において、事業主体は特定されており基本計画に記載済みである。
	事業等の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について、令和 8 年度までの計画期間内において完了もしくは、着手できる見込みである。